

## 第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 3 年度上富良野町一般会計予算	3月23日	原 案 可 決
2	平成 2 3 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
3	平成 2 3 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
4	平成 2 3 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
5	平成 2 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
6	平成 2 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
7	平成 2 3 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月23日	原 案 可 決
8	平成 2 3 年度上富良野町水道事業会計予算	3月23日	原 案 可 決
9	平成 2 3 年度上富良野町病院事業会計予算	3月23日	原 案 可 決
1 0	平成 2 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 0 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 1	平成 2 2 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 2	平成 2 2 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 3	平成 2 2 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 4	平成 2 2 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 5	平成 2 2 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 5 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 6	平成 2 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 7	平成 2 2 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 3 号）	3月 7 日	原 案 可 決
1 8	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
1 9	上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例	3月 7 日	原 案 可 決
2 0	上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決
2 1	上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月23日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について	3月23日	原 案 可 決
2 3	北海道市町村総合事務組合理約の変更について	3月23日	原 案 可 決
2 4	北 2 4 号排水路支線整備工事（H 2 1 国債）請負契約変更の件	3月7日	原 案 可 決
2 5	北 1 9 号道路改良舗装工事（H 2 2 国債）その 1 請負契約締結の件	3月7日	原 案 可 決
2 6	北 1 9 号道路改良舗装工事（H 2 2 国債）その 2 請負契約締結の件	3月7日	原 案 可 決
2 7	平成 2 2 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 1 号）	3月23日	原 案 可 決
	〔 予算特別委員会付託 〕 議案第 1 号 平成 2 3 年度上富良野町一般会計予算 議案第 2 号 平成 2 3 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第 3 号 平成 2 3 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第 4 号 平成 2 3 年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第 5 号 平成 2 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第 6 号 平成 2 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第 7 号 平成 2 3 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第 8 号 平成 2 3 年度上富良野町水道事業会計予算 議案第 9 号 平成 2 3 年度上富良野町病院事業会計予算	3月23日	原 案 可 決
	諮問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月23日	適 任
	執 行 方 針	3月8日	
	行 政 報 告	3月7日	
	町の一般行政について質問	3月14日 3月15日	

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月7日	報 告
2	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月7日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）	3月23日	原 案 可 決
2	T P P 交渉への参加に関する意見の件	3月23日	原 案 可 決
3	新たな高齢者医療制度に関する意見の件	3月23日	原 案 可 決
4	地域医療存続のための医師確保に関する意見の件	3月23日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月23日	原 案 可 決

平成 2 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 3 月 7 日（月曜日）

# 目 次

## 第 1 号 (3月7日)

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
表彰状の伝達 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	2
日程第 2 会期決定の件 .....	3
日程第 3 行政報告 .....	3
日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件 .....	5
日程第 5 報告第 2号 専決処分報告の件 (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件) .....	5
日程第 6 議案第 10号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算 (第10号) .....	7
日程第 7 議案第 11号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) ...	17
日程第 8 議案第 12号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計補正予算 (第2号) ...	18
日程第 9 議案第 13号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) .....	19
日程第 10 議案第 14号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第3号) ...	20
日程第 11 議案第 15号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第5 号) .....	20
日程第 12 議案第 16号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第4号) .....	21
日程第 13 議案第 17号 平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第3号) .....	22
日程第 14 議案第 19号 上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例 .....	22
日程第 15 議案第 24号 北24号排水路支線整備工事 (H21国債) 請負契約変更の件 ...	23
日程第 16 議案第 25号 北19号道路改良舗装工事 (H22国債) その1 請負契約締結の件...	23
日程第 17 議案第 26号 北19号道路改良舗装工事 (H22国債) その2 請負契約締結の件...	24
散 会 宣 告 .....	25

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 3月7日～23日 17日間
- 第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
- 第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 米田 末範 君
- 第 5 報告第 2号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
- 第 6 議案第10号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）
- 第 7 議案第11号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 8 議案第12号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第13号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第14号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第15号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第16号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第17号 平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第19号 上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第24号 北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件
- 第16 議案第25号 北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約締結の件
- 第17 議案第26号 北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約締結の件

出席議員（14名）

1番	岡本 康裕 君	2番	村上 和子 君
3番	岩田 浩志 君	4番	谷 忠 君
5番	米沢 義英 君	6番	今村 辰義 君
7番	一色 美秀 君	8番	岩崎 治男 君
9番	中村 有秀 君	10番	和田 昭彦 君
11番	渡部 洋己 君	12番	佐川 典子 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	米田 末範 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会計管理者	新井 久己 君	総務課長	田中 利幸 君
防災担当課長	伊藤 芳昭 君	産業振興課長	前田 満 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君

君

町民生活課長	中田 繁利 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君
教育振興課長	服部 久和 君	ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君
町立病院事務長	松田 宏二 君		

議会事務局出席職員

局 長	野崎 孝信 君	主 査	深山 悟 君
主 事	新井 沙季 君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 表彰状の伝達

議長(西村昭教君) 御報告いたします。

去る2月9日、全国町村議会議長会会長より、米沢議員が議会議員として27年にわたり地域の振興発展に寄与された功績、同じく私が15年以上として表彰状が届いておりますので、ただいまより、当議場において表彰状の伝達をさせていただきます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) それでは、演壇前におきまして表彰状の伝達を行います。

最初に、米沢議員へ西村議長より表彰状の伝達を行います。米沢議員は演壇前をお願いいたします。

議長(西村昭教君) 表彰状。北海道上富良野町米沢義英殿。

あなたは、町村議会議員として、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長野村弘。代読。(拍手)

事務局長(野崎孝信君) 続きまして、西村議長へ長谷川副議長より伝達を行います。

副議長(長谷川徳行君) 表彰状。北海道上富良野町西村昭教殿。

あなたは、町村議会議員として、多年にわたり地域の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰いたします。

平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長野村弘。代読。

おめでとうございます。(拍手)

事務局長(野崎孝信君) 以上で、表彰状の伝達を終わります。

議長(西村昭教君) どうもありがとうございました。

それでは、議事を再開いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、3月4日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営については、2月17日及び3月2日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議し、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から28件、議員から5件であります。

なお、議案第25号北19号道路改良舗装道路工事(H22国債)その1請負契約締結の件及び議案第26号、同じく北19号道路改良舗装道路工事(H22国債)その2請負契約締結の件は、本日お手元に配付いたしました。

また、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件は、後日配付いたしますので御了承願います。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果の報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項についての行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成22年度建設工事発注状況及び総括表を配付いたしました。

町長から、平成23年度の町政執行方針並びに教育長から教育行政執行方針について発言の申し出がありました。

今期定例会まで受理しました陳情・要望の件数は6件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載しているところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 佐川典子君

13番 長谷川徳行君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長（西村昭教君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの17日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長（西村昭教君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から、今期定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） おはようございます。

行政報告をさせていただきます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、12月定例町議会において議決いただきました前町長尾岸孝雄氏への名誉町民称号の授与についてであります。2月18日、保健福祉総合センター「かみん」において、菅野名誉町民を初め多くの御来賓の御列席を賜り挙行了いたしました。

地方行政を取り巻く環境が極めて厳しい中で、行財政改革に取り組むとともに、保健福祉総合センターの建設や自治基本条例の制定など、我が町2世紀の礎を築かれた尾岸氏の功績を、末永くたたえていくことを改めて確認したところであります。

次に、十勝岳噴火総合防災訓練についてですが、上川総合振興局地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会主催で、上富良野町・美瑛両町と北海道上川総合振興局により、2月22日から23日の2日間日程で実施いたしました。訓練実施に当たっては、旭川地方气象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消

防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたほか、あわせて、関係機関独自あるいは共同による訓練も実施いただいたところであります。

当町においては、1日目は非常配備体制構築、自衛隊災害派遣準備、情報の収集と伝達訓練を主体に、2日目は職員非常招集、災害対策本部設置、自衛隊災害派遣要請、避難道路確保、避難所開設、避難指示伝達情報、避難、道路閉鎖など、各種実働訓練を展開いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に8カ所の避難所を開設したほか、草分地区自主防災組織による避難訓練として5カ所の屋外避難所が開設され、169世帯、255人の参加をいただいたところであります。

自主防災組織の防災訓練への参加については、より多くの自主防災組織が参加いただけるよう、今後ともさらに働きかけてまいります。

また、防災訓練にあわせて行われた関係機関の訓練では、役場裏庭における救助・救出訓練、避難指示区域における未避難者の確認訓練を陸上自衛隊・北海道警察・消防・消防団が、避難所間における避難者輸送訓練を陸上自衛隊と北海道警察が、また、ヘリコプターによる上空偵察訓練を陸上自衛隊と北海道が、さらに、地上偵察訓練と災害対策本部での野外用指揮システムの運用訓練を陸上自衛隊が、それぞれ実施していただくなど、各防災関係機関の御協力に対して改めて感謝申し上げますとともに、今後想定される十勝岳噴火災害に備えてまいります。

次に、予約型乗合タクシー運行业務についてありますが、平成23年4月からの試行運行に向けまして、試行地域である市街地区、島津地区、富原地区、東中地区において、住民会、老人会等に対して説明会を実施しているとともに、2月1日より利用者の登録申請の受け付けを開始しており、円滑に試行運行が実施されるよう事務を取り進めてまいります。

次に、自衛隊関係ですが、12月18日には駐屯地年末行事及び多田分屯地年末行事に出席しました。12月23日には、第2戦車連隊の15周年記念式典に参加し、1月28日には自衛隊協力会女性部の新年交流会に参加いたしました。

また、要望行動等については、12月17日、20日に、道内自衛隊関係者、防衛省並びに関係国会議員への表敬あいさつを行い、2月15日には、上富良野基地対策協議会役員によります防衛施設周辺整備事業要望及び上富良野駐屯地現状規模堅持要望を、防衛省、自衛隊関係者並びに関係国会議員に行いました。

さらに2月24日には、札幌市において、防衛



省、堀地防衛計画課長をお招きし開催された、防衛問題セミナーに参加してきたところであります。

次に、1月の臨時町議会で議決いただきました、地域介護・福祉空間整備交付金3,000万円を受けてNPO法人が展開する共生型事業についてであります。北海道へ同交付金の交付手続を終えたところから、同NPO法人において契約手続を進め、3月早々に工事着工となる旨の報告を受けております。今後、この施設が、障がい者とその家族や高齢者の就労の場、創作活動の展示や発表の場として、また、交流やコミュニティーの場として、その機能が十分発揮されるよう、町としても、指導、助言してまいりたいと考えております。

次に、高齢者等住宅用火災警報器設置事業についてであります。町広報誌や防災行政無線で広くお知らせするとともに、対象と思われる世帯に個別に御案内し、手続を進めておりますが、火災警報器の設置は業者に委託し、手続をされた方には、できるだけ早期に設置するよう進めてまいります。

次に、1月から町内医療機関並びに富良野市内の小児科において接種を開始しました幼児の髄膜炎予防ワクチン接種についてであります。償還払いも含め、ヒブワクチン233回、小児用肺炎球菌ワクチン249回の接種が行われました。また、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、228名に個人案内を送付し、現在、193回の接種が行われたところであり、今後も引き続き本人及び保護者説明等を行い、情報提供に努めてまいります。

次に、協働のまちづくり基本指針の策定についてであります。策定に向け昨年6月より協議を進めていただいた協議会より、12月12日に答申を受け、1月に策定いたしました。さらに、町民の皆様へ協働をわかりやすく紹介するため協働のまちづくり概要版を作成し、1月25日号の町広報誌とともに全戸配付したところであります。今後は、この基本指針をもとに、さまざまな機会を通じて、その意義の普及啓発に努め、協働のまちづくりが上富良野町に根づいていくよう取り進めてまいります。

次に、町税等の収納対策についてであります。平成22年度9月定例町議会報告以降の町税等の徴収対策状況については、預金調査、給与調査、住所調査、携帯電話調査、北海道電力調査及び実態調査等の財産調査を実施し、所得税還付金7件、普通預金72件、通常郵便貯金5件、給与1件、家賃1件、合計86件の差し押さえを執行し、330万7,000円の換価収納をいたしました。

また、2月期において、最終納税催告により156名に対し、夜間納税相談窓口を開設いたしました。

さらに、国民健康保険税の滞納者、延べ54世帯89名に対しては、国民健康保険証の短期被保険者証を交付をして、納税勧奨を行ったところであります。

次に、平成22年分所得税の確定申告の受け付けについてですが、2月16日から3月15日までの期間で、また、消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から3月31日までの期間で実施しており、町民の方が混乱を来さないよう、所得税の申告と同時に相談・受付の対応を図っているところであります。

次に、上富良野町地域新エネルギービジョンの策定についてであります。昨年7月に15名で構成する策定委員会を組織して事業に着手し、これまで4回の会議を開催して、ことし2月末をもちまして策定作業を終了したところであります。

今後においては、昨年度策定しました地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域省エネルギービジョンと今年度策定しました地域新エネルギービジョンに基づき、町として温室効果ガスの排出抑制に向けたさまざまな取り組みを講じてまいるとともに、町民の皆様にも省エネルギーの取り組みと新エネルギーの導入に向けた普及啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、観光関係についてであります。今回で47回を数えますかみふらの雪まつりを、日の出公園を会場に2月12日に開催いたしました。会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊製作による滑り台付大雪像1基と商工会青年部作成によるチューブ滑り台が設置され、約1,200人の町民の方々に冬の1日を楽しく過ごしていただけたものと思っております。今年度は、雪まつり前日の11日と翌日の13日の2日間、滑り台の開放をし、多くのお子さんに楽しんでいただきました。

雪像製作から当日の各種イベントまで、御支援、御協力をいただきました陸上自衛隊、建設業協会、商工会青年部、女性団体連絡協議会、自衛隊協働会女性部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様へ感謝を申し上げます。

また、雪まつりと連動して、12日、13日の両日、見晴台公園及び深山峠駐車場を会場に、新たな冬の観光を模索する取り組みとして、ウィンターサーカス2011が開催され、町内外から多くの方が会場に訪れ、特産品のPRや交流など、有意義な活動が展開されたと報告をいただいているところであります。

次に、町立病院の運営関係についてであります。昨年12月に内科常勤医師が退職以来、旭川医科大学第三内科より御支援をいただくとともに、本

年1月には平井克幸先生を副院長としてお迎えし、診療体制を維持しておりますが、現在、第三内科におきまして、平井先生にかわり、4月から新たに派遣いただく常勤医師の人選を進めていただいておりますので、御報告申し上げます。

次に、全国駅伝大会についてであります。上富良野中学校陸上部が、12月19日に山口県で開催された第18回全国中学校駅伝大会に出場し、北海道勢としては、過去最高順位の20位を記録しました。また、1月23日には、広島県で開催された全国都道府県対抗駅伝大会に、上富良野中学校陸上部の新関君が北海道の代表選手として、中学生区間の2区を疾走しました。多くの町民に感動を与えてくれた選手の皆さんに感謝するとともに、大きな拍手を送りたいと思います。

次に、成人式についてであります。1月9日、保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め、多くの来賓各位の御臨席を賜り、挙行いたしました。新成人86名の出席のもと、厳粛な中で式典が行われ、成人としての門出を祝福したところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、3月4日現在、件数で10件、事業費総額で2億4,146万8,500円で、本年度累計では34件、事業費総額6億2,900万2,500円となっております。また、去る臨時町議会において予算議決いただきました地域活性化・きめ細かな交付金を財源とする建設工事につきましては、諸手続を進め、早期発注に努めてまいります。

なお、本年度の詳細につきましては、お手元に平成22年度建設工事総括表を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員米田末範君。

代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査の結果について、御報告いたします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町建設水道課、産業振興課、上富良野町農業委員会所管の財務事務を監査の対象として、平成23年2月8日、9日の2日間、平成22年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、財政援助団体監査の結果について御報告を申し上げます。

2ページをお開きください。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成23年2月15日に上富良野町産業振興課所管の上富良野町商工振興事業補助金事務を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し、補助金の実地検査を行いました。

検査の結果、財政援助団体の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、3ページから14ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成22年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては15ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上で報告といたします。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長(西村昭教君) 日程第5 報告第2号専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)の報告を行います。

総務課長。

総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました報告第2号専決処分報告の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、昨年12月21日午前10時25分ころ、十勝岳線バス復路の運行におきまして、十勝岳温泉凌雲閣より市街地に向けて500メートルほど下ったカーブに進入したところ、市街地方面より上ってきた相手方車両の右前方とバス前方中央部と接触したものであります。

事故当時は吹雪いており、雪で道幅も狭く、速度を落として走行してはいたしましたが、下りでもとまり切れずに、相手車両に損害を与えたものであります。幸いにも、双方ともに低速走行であったことから、けがはありませんでした。

この接触事故の処理に当たりましては、相手方車両は上り優先であるものの、道路中央を走行していたこと、当方の安全確認が不十分であったことを理由に、それぞれの過失割合を50%と確認し、示談が成立いたしましたことから、町側の過失の50%相当額17万8,931円を損害賠償することで、平成23年2月10日に専決処分を行ったところであります。

旅客運送という業務の性格からも、このような事故を起こしましたことを深くおわび申し上げます。

当該路線は、運行業務委託路線でありますことから、委託事業者の責任者に対し顛末報告を聴取するとともに、従業員の安全運転の徹底につきまして厳しく申し入れたところであります。

また、この事故を契機に、職員全般の安全運転に対する注意喚起を行ったところであります。

それでは、以下、朗読をもって説明といたします。

報告第2号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんください。

専決処分書。

町が運行する車両(十勝岳線)の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年2月10日、上富良野町長向山富夫。記。

1、和解の相手方、上富良野町 町 丁目 番号、  
2、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方、  
金17万8,931円を支払う。

(2)相手方、  
は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。

御了承賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

6番今村辰義君。

6番(今村辰義君) 十勝岳線の運行ということ、この車両に人は乗っていなかったのかどうか、お客さんですね。乗っていたとすれば、双方にけがはなかったと言いますけれども、お客さんにもけがは当然ないと思うのですけれども、そのお客さんの示談というのはどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田中利幸君) 6番今村議員の御質問にお答えをいたします。

幸いにも、お客さんが乗っていなかったことから、お客さんの対応については、なかったということでございます。

議長(西村昭教君) 11番渡部洋己君。

11番(渡部洋己君) この件については了解するのですが、ただ、この路線ですね、以前から、ここは非常に、冬になると特に道幅が狭くて大変だという話を聞いているのですけれども、そこら辺は、あれ上まではずっと道道なのかという質問と、それと、どこから狭くなるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(田中利幸君) 11番渡部議員の御質問にお答えをいたします。

議員御発言のとおり、十勝岳線につきましては、非常に、特に冬につきましては、下り部分は特に注意が必要だということで、運転する者も十分注意するように常日ごろ声をかけているところであります

が、あの路線については、上まで道道吹上線という道道になってございます。特に、バーデンのところを過ぎてから凌雲閣まで、非常に道幅が狭くなってきてございます。あれを拡幅するような展開にはならないというふうに考えていますので、運転する者については、特に注意をしながら走行をするような指導をさらに徹底をしまいたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今回の場合は、バスは定期便で毎日通っていると思うのです。かなり気をつけて通っているとは思いますが、これが一般車両であると、そんなに頻繁に通らないと非常に危険があるので、こちら辺は、道に対して拡張してもらおう要請というのが必要ではないかと思うのですけれども。そうでないと、吹雪になったりすると通行どめにするとか、そういうことをしないと非常に危険であると思うのですけれども。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 渡部議員の質問にお答えをいたします。

道道でございまして、北海道に対して、それらの改善要望については、随時、今後も出していきたいというふうに思っております。ただ、何分あの地形でございまして、恐らく、勾配、あるいはカーブの状況については、抜本的な改善というのはなかなか望めないかなというふうに考えています。いずれにいたしましても、北海道に対して機会を見ながら、カーブの修繕等を行っていただけるように要望も上げていきたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第6 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第10号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第10号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第10号）の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、繰越明許費の設定であります。興農地区道営経営体育成基盤整備事業及び東中幹線地区道営かんがい排水事業につきましては、用水の仮設

敷地を借りるために時間が要したことから、西山地区道営経営体育成基盤整備事業につきましては、上川総合振興局旭川建設管理部との用水縦断占用協議に時間を要しましたことから、北24号排水路支線整備事業につきましては、北海道防衛局との協議が調い、平成23年度予定事業が前倒しで実施できることになりましたことにより、それぞれ現年度内の完了が難しいことから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

2点目は、債務負担行為補正であります。本年4月から実施予定であります予約型乗合タクシー試行運行業務及びスクールバス運行業務につきましては、本年度中に契約を締結し、業務の円滑な推進を図るため、また、北24号排水路支線整備事業につきましては、北海道防衛局との協議の中で年度内契約が必要なことから、それぞれ新たに債務負担行為の設定をお願いするものであります。

3点目は、地方債補正であります。島津地区道営経営体育成基盤整備事業、興農地区道営経営体育成基盤整備事業、西山地区道営経営体育成基盤整備事業及び東中幹線地区道営かんがい排水事業の4事業につきましては、それぞれの事業費の確定に伴います地方債の限度額の変更をお願いするものであります。

4点目は、昨今の燃料単価の高騰に伴い、各公共施設等の燃料費の増額補正をお願いするものであります。

5点目は、さきの第1回臨時会で議決いただきました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業についてですが、その後、国より交付対象事業の基準が示されましたことを受けまして、事業の組みかえを行ったこと、また、二次配分として997万4,000円の追加配分を受けたことにより、それぞれの財源の調整をお願いするものであります。

6点目は、各事業の確定及び確定見込みに伴います不用額など、歳入歳出それぞれにおいて所要の額を補正するとともに、歳計剰余金については、今後の学校整備事業を中心とした投資の事業を支える財源として、公共施設整備基金に今後予定される道営経営体育成基盤整備事業及び中山間地域等直接支払事業など、農業振興策を支える財源として農業振興基金に、また、少子高齢化時代における福祉施策を支える財源として地域福祉基金に、それぞれ一定額の積み立てを行うよう補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第10号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,831万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,849万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正による。

(債務負担行為の補正)。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

(地方債の補正)。

第4条、地方債の変更は、第4表、地方債補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税1,355万円。

12款分担金及び負担金169万2,000円の減。

13款使用料及び手数料50万円の減。

14款国庫支出金4,116万9,000円の減。

15款道支出金1,094万7,000円の減。

16款財産収入317万2,000円。

17款寄附金61万9,000円。

18款繰入金184万3,000円。

20款諸収入71万3,000円。

21款町債390万円の減。

歳入合計は、3,831万1,000円の減となります。

2ページに移ります。

2、歳出。

1款議会費79万5,000円の減。

2款総務費9,108万5,000円。

3款民生費4,200万6,000円。

4款衛生費716万6,000円の減。

6款農林業費2,895万9,000円。

7款商工費282万3,000円の減。

8款土木費5,164万9,000円の減。

9款教育費206万6,000円の減。

3ページをお開きください。

10款公債費317万6,000円の減。

12款給与費1,026万2,000円の減。

13款予備費1億2,140万6,000円の減。

14款災害復旧費101万8,000円の減。

歳出合計は、3,831万1,000円の減となります。

4ページに移ります。

次に、第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、現年度中の完了が難しい興農地区道営経営体育成基盤整備事業ほか3事業につきまして、追加設定をするものであります。

次に、第3表、債務負担行為につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、予約型乗合タクシー試行運行业務ほか2事業につきまして、それぞれ債務負担行為の追加設定をするものであります。

次に、第4表、地方債補正について申し上げます。

これも冒頭申し上げましたように、島津地区道営経営体育成基盤整備事業ほか3事業につきまして、それぞれ事業費の確定により、地方債限度額の変更をするものであります。

以上、議案第10号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第10号)の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点か質問をさせていただきます。

1番目に、4ページの予約型の乗合タクシー、試行的に今年度から、新年度から運転を開始するという形になっておりますが、それに合わせて、島津地区においては、乗合バスの路線も廃止するという形になっております。対象が高齢者等という形になっております。

それで、お伺いしたいのは、これを運行するとなると、現時点では一般財源の持ち出しという形になっておりますが、今後、これが本施行される場合の財源の確保はどういうふうな国の補助等があるのかどうなのか、この点も伺っておきたいと思えます。

二つ目には、高齢者ということですが、島津路線が廃止された場合、一般の方も、結局、従来の路線バスに乗っていたという方が多いかというふ

うに思いますが、それがなくなることによって、そのバスに乗れない、また、こちらの予約型バスの対象にもならないという方が制度上生まれるのではないかなというふうな懸念もしているところで、そういった部分のカバーできるような体制づくりはどういうふうになっているのか。

もしくは、この予約型の乗合バスで、一般の方も、仮にこれが乗車できるような体制づくりになると、この補助金との関係だとか運行との関係で、どういった体制が必要になるのか、この点伺っておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、補正予算全般で、燃料単価の上昇による今回補正予算が計上されております。

今回のA重油が当初予算の73円から89円ぐらい、16円ぐらい上がったという形の中で補正されるという形になっておりますが、そこで、総体的な燃料の使用量というのは予想でどのぐらいになるのか、お伺いしておきます。

と同時に、今、一般的な、1回、補助制度なんか使って、燃料単価が高くなるという形の中で、弱者対策という形の中で、高齢者等に対する灯油の支給も過去に実施したという経過がありますが、この点、今後、燃料がどうなるかわりません、まだ、上がってきていることは確かなのですが、そういう場合、そういう人々に対する補助対象という点で考えていらっしゃるのかどうか。これは政策的な面もありますので、この点をお伺いしておきたいと思えます。

次に、12ページの高齢者、障がい者巡回相談用の車の購入という形の中で、補正予算が、光そそぐ交付金の中で購入する予定になっておりますが、想定される、この障がい者等の巡回相談用の車購入という形なのですが、高齢者も含めてですね、どういったことを想定した中で今回の車の購入という形になっているのか。いろいろ相談内容も複雑多岐にわたるといふふうに思いますが、この点わかりましたらお話ししていただければというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、24ページのラベンダーの里かみふらのの応援基金積み立てという形になっております。近年、どの町においても、ふるさと基金という形の中で積み立てが、ふるさと納税も含めて実施されております。上富良野町の場合は、特にこれに対する特典というのがございません。誘導策として、他の自治体では、いわゆる町民証を発行するだとか、いろいろな数々の特典を提供している自治体があります。そういう意味で、町の名前を売るといふ点でも、やはりそういった特典を与えると、

町に親しみを持ってもらえるという形の中で、もう一度、このふるさと納税のあり方というものも検討すべきではないかというふうに私自身考えておりますが、この点については、どのような見解をお持ちなのか伺っておきたいというふうに考えております。

総体的になりますが、町長は22年度の予算執行をされまして、いろいろ努力もされた部分もありますが、町長自身の評価として、どのような評価をされているのか、みずからランクづけするというのはなかなか厳しい話なのかもしれませんが、どのような評価をされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の何点かの質問にお答えをさせていただきます。

まず、乗合タクシー運行試行事業の關係の御質問でございますが、まず、国の補助金等の対象になるのかという御質問だと思いますが、今、国においても、地域の公共交通のあり方等については、国で議論が盛んにされているところであります。

この乗合タクシー事業が補助の対象になるかどうかも含めて、今、国の制度を注視して見ているところであります。先日、それらの説明会等もございましたので参加をしましたが、国では、バス路線の撤退に伴うこのような事業については、補助の対象になるところですが、なかなかうちの事業にぴったり合うような補助メニューが今のところ見つかってございません。いずれにいたしましても、これらの補助施策の可能性については今後も探っていききたいというふうに考えております。

また、島津線の定期路線バスの休止の關係でございますが、今、島津路線につきましては、1日平均0.8人程度の乗車率になってございます。その中の約8割は高齢者の方、残り2割の方が65歳以下の方が乗っている現状でございます。今の仕組みでは、65歳以下の方は、いずれにしろ対象になりませんので、まず、試行運行事業をしっかりと1年やった後に、これらの65歳以下の方の利用も含めて、これらの検証をしていきたいというふうに考えております。

次に、ラベンダー応援基金の關係、特に特典を何かという御質問かと思いますが、ふるさと応援基金のシステムをつくるときに、何か特産品をお礼としてお渡しすることがいいのではないかと、このようなことも含めても協議をしたところであります。他の市町村でも、これら寄附の額によって特産品を送るような仕組みをつくっていたところも承知をしておりますが、上富良野町においては、寄附を受け

て、そのお礼にというようなことはいかがということ  
とで断念をしたことがございます。

ただ、議員がおっしゃるような名誉町民証なり、  
そのような仕組みは大変参考になるかなというふう  
に考えておりますので、今後、ぜひそのようなこと  
をもう一度検討をしたいというふうに思っています。

私のほうからは、以上でございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の、高齢  
者、障がい者巡回相談用の車両の購入に伴います、  
この内容につきまして申し上げたいと思います。

文字どおり、高齢者、障がい者でございますけれ  
ども、これまでにも、やはり相談対応といったこと  
で、現場での対面しての相談という対応が必要であ  
りました。今後においては、高齢化の増加に伴いま  
す認知症の方々、あるいは単身世帯の方、また障が  
いの方におきましても、御家庭にお邪魔しての、  
対面しての、いち早く相談に駆けつけると、そう  
いったことが、これからも相談、想定をしていると  
ころでございます。効果的な利用を今後も図ってま  
いりたいというふうに考えてございます。

もう1点、燃料費の高騰に伴います対応でござい  
ますけれども、この件につきましては、現状におい  
ては特に対策は考えてございません。

以上であります。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君）先ほど、5番の米沢議員  
の質問に答弁漏れがございました。

燃料単価のアップの関係でございますが、公共施  
設の燃料、今回、単価が非常に上がっているという  
ことでございますので、今回の補正予算には約53  
0万円程度、公共施設の不足分の補正をお願いし  
ているところであります。大体10円アップすること  
で、おおむね1,000万円程度違うなというふう  
な試算がございしますが、それぞれ施設ごとに不足額  
を試算した結果、今回、530万円の補正をお願い  
しているところであります。

以上であります。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお  
答えさせていただきますが、自己評価というのは特  
に意識して考えておりませんが、22年度の事業、  
1年間を通じまして、私が当初から念頭に置いてお  
ります、町民の方々の隅々まで、私は光を当ててい  
きたいということをスローガンとして執行してまい  
りました。そういう過程の中で、本当に今、上富良  
野の置かれた状況がどうかという町民の皆様との意  
識の共有が図られるような土壌がしっかりできてき

たなという印象を強く持っているところでございま  
す。そういう中で、課題が、これからの将来のまち  
づくりのために、町が何をなすべきか、あるいは町  
民とともに何をすべきかということが私なりに見  
えてきたような感じを持っております。

今、地域力というのは大変大きな影響力を、これ  
からまちづくりに左右すると思っておりますので、  
この22年間の事業を通じて得たこと、あるいは町  
民の皆さん方から教えていただいたことを、23年  
度以降の事業でもうちょっと、まだまだその課題を  
整理しながら将来のまちづくりの糧としたいとい  
う思いを、22年事業を通じて勉強させていただ  
いたところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 乗合タクシーの件について  
お伺いいたします。

財源的には、この種のものについては、なかなか  
国の制度として対象にならないという形で、今後、  
この運営等についても、なかなかその財源の保証が  
されないということでは、本当に危惧するところで  
あります。

しかし、やはり地域の事情というのがありまし  
て、そういった点では、試行的にやって、それを改  
善していくという点では、大いに賛成であります  
し、特にやはり財源保証がなければ、これはなかな  
か厳しい状況は確かでありますので、この点、やは  
りきっちりと踏まえた中での二正面というのですか  
ね、二つの、いわゆる財源が手当てできるかどう  
か、できた場合と、できなかった場合を想定しなが  
ら、この運行を着実に前へ進めるということは、当  
然必要だと思っておりますが、この点、ちょっとお伺い  
しておきます。

もう一つは、当然そうなりますと、財源保証をど  
うするのかという点では、当然、国においても、こ  
ういう地域の事情がありますから、大いにこれを財  
源化されるべく働きかけというのは当然必要になっ  
てくるのだというふうに思います。国においても、  
地域主権という形の中で、地域の自主的な判断にゆ  
だねられる部分は大いに財源も確保して進めたいと  
いう話でありますので、この点は大いに進めるべき  
だというふうに思いますので、この点。ただやはり  
今の政権自体が、右行ったり左行ったり、右往左往  
しているという状況もありまして、地域主権そのも  
のにも、いろいろと暗雲が漂っていることになって  
おりますが、いずれにしても、これをやめるという  
ことにはならない話なので、その点明確にしてい  
たきたい。

もう1点は、今後、試行的に行って、諸課題が出

てきた場合においては、それを柔軟に取り入れながら運行体制の中に盛り込みたいというような答弁だったかと思いますが、この点は、ぜひ、いろいろな恐らく要望が出てくるのだらうと思います。一般の方も乗れないのかだとか、そういうものも踏まえた対策というのが当然なされるべきだと思いますので、この点、もう一度確認しておきます。

それと、高齢者、障がい者の相談という形で運行をされるということで、人の配置というのは、従来の職員がカバーして、新たな職員の配置というのは想定されていないのかどうか、この点をお伺いいたします。

他方、地域で、前も申し上げたことあると思いますが、地域支援員という形の中で、多様な取り組みが地方自治体の中で進められております。そういうものも含めた地域力と、この地域相談委員とが力を合わせるというような、そういった仕組みもつくることも大切になってきているかと思いますが、人の配置も含めた体制づくりという点で、はっきりわからない部分があるものですから、この点、明確な答弁願いたいというふうに思います。

灯油の問題については、今のところは考えていないということですが、町長にお伺いいたしますが、今後さらに灯油等が上昇した場合、そういったものに対する対応というのは、事情もあるかというふうにも思いますが、検討をする余地を持っておられるかどうか、全くないのか、お伺いいたします。

最後の質問として、地域のこの1年間を通じて、町長になられて、この間、町に対するいろいろな課題が見えてきたということで、その課題に向けて取り組みを強化したいということですが、私は思うのですが、比較的、やはり町に対する要望というのは多様にわたっております。ただ、企画立案できるような体制づくりという点では、まだ上富良野町の場合は弱い部分があるのだらうというふうに思います。職員の方の話を聞いていましたら一生懸命やられております。ただ、それが、なかなか財政的な事情もあって、前に出てこないという実情としてはあります。ただ、やはり住民サイドからすればNPOだとか、グリーン・ツーリズムとか、いろいろな、単独でそれぞれ挑戦している方が上富良野町にもたくさんいらっしゃいます。そういった方の話聞いたら、そういった方は自力で、道庁やいろいろなところへ行っ、そういったノウハウを仕入れて事業展開をしているということがうかがえます。

ただやはり、行政側にそういった器を、きちんと対処できるそういったものを置いて対処しなければ、後手後手になっている部分もあるのではないの

かなというふうに私自身感じておりますので、企画立案できて、いつでもそういった問題に対して相談に乗れるような体制づくり、こういったものが今必要になってきていると思います。

もう一つは、商工関係なのですが、この部分で、みずから技術を習得したいという方もたくさんおられます。新たに店舗を改築したいという方もおられます。そういう意味での、具体的な要望をさらに聞くという点での、農業にしてもそうなのですが、新たな展開が求められているというふうに思います。そういう意味で、町長のみずからの評価として、そういうこれからの課題もいろいろあると思いますが、私自身も、これは一部であります。こういった部分の力量をもっと高める必要があると思いますが、もう一度この点について町長に確認をしておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 5番米沢議員の乗合タクシーにかかわります御質問にお答えを申し上げます。

まず、来年度本行に向けても含めて財源の確保等の御質問がございましたが、今後、財源がどのようになっていくのか含めて、なかなか予想のつかないところでございますが、ただ、これは本行に向けて継続して実施をする前提で、この試行事業を運行することでございますし、また、私どもは、高齢者や障がい者の方の足を確保することで、特に高齢者の方の生きがいづくりでありますとか健康づくり、また、介護予防にもつながる施策だというふうに位置づけてございますので、これらについては、今後、継続を前提として実施をするのだということとひとつ御理解をいただいております。

また、本年度の23年度の試行事業で、いろいろな課題や問題等も出てくるかというふうに思っておりますが、すべての御意見をすべて取り入れることはなかなか難しいかもしれませんが、いずれにいたしましても、柔軟にこれらを修正をしていながら、より実効性のあるものに変えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 米沢議員の、高齢者、障がい者対策にかかわる御質問にお答え申し上げます。

車両の面におきましては、先ほど申し上げましたように、いち早く対応するための充実を図っていくようにということで考えているところでございます。



また、御質問のありました、体制の強化、人的な配置の面はどうかという点につきましてでございますが、保健福祉課として、今後の高齢化の進展、また、障がい者の支援という観点から、人的体制への強化というものの構想を持っているところでございます。それは、社会福祉部門に置けます専門職の配置ということでございます。この点につきましては、我々といたしまして、早期実現に向けまして、人事担当課とも協議を深めながら推進してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、町でさまざまな試みにチャレンジしたり、あるいは、さまざま企画を御提案いただいたりという、そういう機会が22年度、特に感じました。私といたしましては、そういう皆さん方が、町にいろいろお話をすれば、本当に一体感を持って価値観を共有してもらえらるというふうな、そういうキャッチボールがいつもできるような風土、それから、我々もまちづくりに参加をしている一員だということを実感してもらえらるような、そういう風土づくりと申しまししょうか、そういうことに私は特に意を用いてきたつもりでございますし、そういう人たちが本当にまちづくりの参加者の一人だと、当事者意識を持ってまちづくりに参画していただけるような、そういう風土づくりを、ますますこれから意を用いて高めてまいりたいと思います。

以下、御質問の点につきましては、副町長のほうからお答えさせていただきます。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に、人材育成の分野について私のほうから若干述べさせていただきますと思いますけれども、行財政運営で財源が必要なことは当然のことですけれども、それと同じように、人材の部分についてもこれはもうかなめでありますので、私ども、今までの時代の流れで、ややもすると、国が示しているものを地方に取り入れるというそういう流れで、長らく来ていたわけでありまして。今後におきましては、今、議員もおっしゃられるように、地域の特性をしっかりと生かして、どういうコーディネートをするかについて、しっかりと地域の実態をとらえるということが大事でございますし、また一方、従来のように、国、北海道等が示す、いろいろな制度の活用も大事でございますので、そういうものをしっかりと組み合わせができるような、そういう人材を、今後、将来に向けても構築しなければならないわけでありまして、また、即戦力としてそういう人材の潜在的な能力を発揮できるような、そういう組

み合わせ、それから、人材の活躍する場を、この1年かけて、今、組織の見直しを図ろうとしてございますので、今、議員がおっしゃられるようなことも十分重点としてその中で取り組んで、地域が少しでも早く元気が出るような、そういう取り組みができるようなことにつなげてまいりたいと思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 12ページなのですが、高齢者世帯等の火災報知器の減額、それと防災行政無線の減額、この二つが事業が取り下げられての補正が行われましたけれども、今回、光をそそぐ交付金事業の中に、DV対策と自殺予防等の弱者対策というのが上げられていたのですけれども、当初からこの事業に対して、例えば本を購入する資金に使うとか、そういったものを考えることはできなかったのか。本町のこのDV対策だと自殺予防対策の施策は万全であったのかと、その辺の判断、なぜ予算を組まなかったのかということに対して伺いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 佐川議員の、光交付金の関係につきましての御質問でございます。

お答え申し上げたいと思っておりますけれども、この交付金の趣旨として、DV対策、さらには自殺予防対策の趣旨が盛り込まれているということでございます。町におきまして、どう対応を考えているのかということでございますけれども、DV対策につきましては、上富良野町において、今のところの状況といたしまして、全くこういった事例がないということではないかというふうには思いますけれども、この辺の課題、それから対応につきましての取り組みというのは、これからにおいて、また別な角度から取り組んでいくことかなというふうなことで考えております。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 自殺予防対策につきましては、21、22、23ということで、道の補助金を活用した自殺予防対策を行っているということで、今3月中に2回、地域の中で支援を行う方たち、ボランティアさんですとか福祉の関係者の方ですとか、ケアマネジャーですとか訪問看護ですとか、医療関係者ですとかが集まって、心の課題を持った方たちにどのような支援を行っていくかということで講演を予定しているところでございます。

大々的な、大規模な予算を使った支援というような形にはなっておりませんが、本当に必要な個別の方の支援とあわせて、だれが相談に乗ったと

きに、どこにつないでいくのかというようなことが、一つずつつながっていくような形で学習を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 何ごとも、予防医学とが、今、予防することが大事だというふうに言われておりますので、このDVの問題にしても、あと、うつ対策にしても、保険適用になったものがございまして、DVも出ているということですので、そこら辺を準備するとか、そういう計画も今後考えていっていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 答弁は要りませんね。

ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 2点ほど聞きたいと思うのですが、衛生費の予防接種のことで、子宮頸がんのワクチンが最近不足していると新聞に出てきて、予約中止しているところもあるみたいなのですが、うちの町はそこら辺は問題ないのか。

それと、これは大体6カ月の間に3回打つことになっているのですが、それが途中で不足して、1回打った後、期間置いたりしても問題ないのか、そこら辺をお聞きしたい。

それと、もう1点、農林業費の狩猟免許の取得ということで、最近結構、免許を取る人がふえてきているということなのですが、補正予算で減額しているのですが、これは新年度予算で十分対応できるのかどうか、そこら辺ちょっと確認したいなと思ってお聞きします。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 11番渡部議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましてですが、3月3日に、国内で唯一ワクチンを扱っていますメーカーのグラクソスミスクライン株式会社のほうから、ワクチンの不足が起きたということで、新規の方の接種については一時停止をお願いしたいということで文書が来ております。

一度でも打たれた方、3回継続の分については、ワクチンをきっちり確保して接種できる体制を行うということで医療機関とも協議を行いまして、町のほうにおきまして、新規の方の受け入れについては一時停止を行って、継続で2回目、3回目の接種になる方については確実に接種できる体制をお願いしたいということで各医療機関のほうにも連絡を行ったところでございます。

高校1年生の方が、今回、新規、まだ受けていない方が18名ほどいます。この方が、ワクチンの安定的な供給ができるのが7月ごろというふうな形で現在連絡来ておりますので、この方たちがこのままいきますと、ちょっと接種が補助対象にならない可能性もあるということで、今、道のほうとかも国のほうに補助の申し入れを行うというふうな形で動いています。町につきましては、その結果を見ながら考えていきたいという段階にあります。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田満君） 11番渡部議員の狩猟免許の関連について、お答えさせていただきたいと思います。

最近、ごく近日、免許の確定者等、試験を受けた結果が私どものほうにも入ってきているのですけれども、免許取得者については、3月に入ってからなのですけれども、まだ、筆記試験の段階であります。その中で、富良野管内においては富良野支部という猟友会があるのですけれども、その富良野支部管内では約四十五、六名ということで聞いております。それから、上富良野町においては、女性を1名含む8名の方が、今のところ狩猟免許の試験に受かっていると。ただ、あと今後、実技ですとか、そういう部分がまだ入ってきますので、そういう状況を踏まえて、新年度でまた対応を図っていきたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

13番長谷川德行君。

13番（長谷川德行君） 予防接種のことで、予防費のことで確認をしたいのですが、ヒブワクチンが233回、町で接種されていると。今、死亡事件が起きていますよね。それで、因果関係ははっきりしていないけれども、町の対応はどうなっておりますか。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 13番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン接種による事故としまして4件起きているということで、土曜日に厚生労働省のほうから発表がありまして、町のほうに來ました指示につきましては、月曜日まで、土、日、月と3日間のヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種を当面見合わせてほしい。因果関係について、火曜日ですので、8日に専門家会議を行って、今後の体制について専門家会議の結果を持って町のほうに連絡を行うというふうなことで指示を受けております。町のほうでは、医療機関のほうに、同じ指示は医療機関のほうにも入っておりますけれども

も、委託をかけている責任としまして、町のほうからも改めまして専門家会議の結果を待って接種を行うということで、それまでの間は委託としての接種は行わないことということで連絡をいたしております。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 12ページを見ていただきたいのですが、上富良野中学校特別支援教育という形で、23年度より特別支援を要する子供が入学することに伴いまして、きめ細やかな支援をするために、特別支援指導助手を1名新たに配属するというところでございます。これは、住民生活に光をそそぐ交付金の中から、23年度には200万円、24年度には200万円、合計400万円の交付金がありますけれども、それ以後、25年度ですね、それ以降に対して交付金がなければそれを打ち切るのか、それとも一般財源を充てても継続していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 7番一色議員の御質問にお答えいたします。

23、24については、基金を財源といたします。その後につきましては、その必要性等を十分判断することも一つですけれども、基本的には現状の特別支援を充実していくという中で、引き続き一般財源を持ってでも継続していく考えでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 確かにそうですね、そのようなことであれば非常に安心なのですが、今、中学校の養護教員というのは、昨年ですか、2名のところから1名に減らされております。また、心の相談員もいらっしゃいますけれども、これから、子供たちの心のケアという部分は非常に重要な問題になって、そういう子供たちが多くなってきております。そういった部分において、ぜひそういったものを充実してふやしていくような形で対応をしていただきたいと思っております。返答は要りませんけれども、そのような形でお願いしたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、36ページの、先ほど渡部議員の子宮頸がんのワクチンの話ですけれども、先般の報道によりますと、非常にあれ、痛いらしいですね。血管注射でなくて筋肉注射ということで、気を失ってしまうというか、失神してしまう人も何人かいるらしいですね。それで、上富良野はそ

ういう例があるのかどうか。あるいは、あったとすれば、その人たちにどのような処置をしてあげたのか。あるいは、物すごい痛いから、事前になるべく痛さを軽減するような何か処置をやっているのか、やっていたらお聞きしたいと思います。

二つ目は、26ページの防災対策の携帯無線機の購入の話ですけれども、14万4,000円の減ということで、その減になった理由、安かったとかいろいろあると思うのですけれども、何台購入したのか。

あるいは、この無線機の使用目的というのですか、この間、十勝岳の総合防災訓練のとき、無線機を使っていましたけれども、あれもそうなのかなという感じはしているのですけれども、そういった使用目的とか、あるいは、その通達距離はどれくらいあるのか、通達距離ですね。それと、当然わかってやっておられると思うのですけれども、今の携帯無線機というのは非常に通達距離はやっぱりあると思うのです、4キロ以上とか。そうすると、電波法で免許持ってこななければいけないですよ。甲、乙、丙、たしか丙以上でいいと思ったですね。そういった免許は、今、役場の職員で何名ほど持っておられて、使った人は当然免許を持ってやっていると思うのですけれども、そこら辺をお聞きしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

健康づくり担当課長（岡崎智子君） 6番今村議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、失神した方につきましては町の方ではゼロ件であります。

あと、痛みの軽減に関しましては、メーカーとか卸業者さんを通じて情報提供を行っていただいたり、あと、医療機関での学習会を開催したりということで、適正な接種に向けた支援を行っているところであります。

以上です。

議長（西村昭教君） 防災担当課長、答弁。

防災担当課長（伊藤芳昭君） 6番今村議員の防災無線の関係について、答弁をさせていただきます。

台数については7台、あと、その免許が要するのか要らないかは、ちょっと手持ち資料がございませんので、ちょっと調べさせて、後ほど答弁させていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 子宮頸がん、これも新聞報道によるのですけれども、痛さを軽減するのは、何

か、冷蔵庫で冷やしてやると痛みがちょっと和らぐというようなことも書いてありました。

あと、携帯無線機の話ですけれども、これはいざとなれば、我々が持っている携帯電話とかこんなものはパニック状態で通じないから、非常に有効な手段であると思います。あれは電話回線も途絶するかもしれませんよね。非常に有効な手段で、非常に役に立つと私は思っています。だからなおさら、何ていうのですか、網に引っかかって変なところでけちをつけられないように、しっかりやっておいたほうがいいという趣旨で、今、お話をいたしました。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 12ページで、先ほどの高齢者世帯の住宅用火災報知器の関係でお尋ねをしたいと思いますが、一応、この予算化する段階で560世帯ということで報告を受けておりました。したがって、2月25日までに返信をもらうということになっていてということで、実際は私のうちにも来たのですけれども、それで、案内数は何世帯分出して、その回答が、設置済み、それからもう一つは申請する、それから無回答というようなことで、恐らく2月25日締め切りですから、相当、10日以上たっていますから、その点で、その状況をまずお聞きをしたいと思います。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

560件を想定いたしまして、予算をお認めいただいたところでございます。そこで、進め方といたしまして、案内を発送いたしましたのが468件分でございます。そこで、2月末といたしまして、申請に至った数というのが264件というふうに受理をいたしましたところでございます。また、既に設置しているという世帯も実はございまして、報告を受けているところでございます。

また、実は息子と同居していたと、そういった世帯もございまして、対象外という世帯もございません。現在、2月末で返事が来ていないというのは、148件分が返事がないということでありますので、なお、確認を進めていきたいということであります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は、消防で調査をしたそのデータが、保健福祉課といかにドッキングしているかということで、実際に皆さん方が560ということで出したのには、その根拠があるだろうということで、前、お話ししました。今回、468です、

今の報告では、そうしたら100件も違うのですよ。当然、予算計上もしているだろうし。

それからもう一つは、無回答が148件ということであれば、今度は、それらの人たちの対応はどうかということも、言うなれば、我々、この前の臨時議会で、つけている人とつけていない人、同じ対象の人たちがこういうアンバランスがあっているのかどうかということで、私と同僚議員もたえました。そうすると、これだけの人がやっぱりいるわけでしょう。

ですから、例えばの話ですけれども、私はつけています、消防から来たときもつけていると返事をしたので。そうしたら、消防からお宅へ行って未設置ということで、私のところにもこの案内状が来ました。そうすると、いかにでたらめな調査をして、それをもとにして案内を発送しているのかというような感じを受けるわけですね。

もう一つは、264件申請ということになったから、まだまだ僕はあるのかな、もしくはないのかなとそういう感じで、せっかく町長が、アンバランスがあるけれども、そういう安全のために何とかというようなことで答弁されていたから、それはそれでしょうがないのかなという感じは受けていますけれども、実際にこういう状況になってくると、いかに、私、あのとき言いましたよ、これより絶対少なくなりますよと。案の定、468しか対象者がいないわ、それから、その中でまたぐんと落ちてくるということを感じて、やはり消防との連携、これが十分やっておられないのかなと感じました。

ですから、いずれにしても、今度は264世帯が設置申請ということであれば、これらの関係を入札等は既に行われたのかどうか。それと単価の関係ですね、お聞きをしたいのと、あと、無回答の148世帯、これに対して今度はどう取り組むのかということで対応を聞きたいと思いますけれども。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） まず、560世帯分の予算をお認めいただいたということでございます。これにつきましては、私どもと消防との連携の中で、消防から査察をした結果で、上富良野町で当時57%と聞いております。そういった中で、高齢者の実態を、私ども、そのデータを見せていただいて、私どもの高齢者実態調査のデータと突合して見ていったときに、高齢者の設置率が非常に低いということで取り組んできた経過がございます。

そこで、560世帯というこの数字でありますけれども、一戸、一戸といいますが、高齢者全部が突合可能だったという状況ではなくて、実態調査で把握できる分においての突合していった中で、総体を

見ますと、およそ560世帯の見込みということで予算を計上させていただいたということでございます。名簿として560世帯あったということではございませんので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

そこで、受理した以外の方々に关しましては、一応設定としましては、2月25日と、文書上ではお願いをしたところではあります、全体の受け付けとしましては3月10日までを広報等でもお知らせをしているところでございますので、今後において、消防との連携の中で訪問するか、また、協力を得る形では民生委員さんにもお願いをしているところでございます。

そういった形で、残りの148件がどうなっているのかということにつきましては、対応をしていく考え方でございます。その中にはやはり、借家住まいであったとか、また、消防のデータの中にも、設置済みであった方が実はついていなかったとか、そういった誤差も生じているのがやはり実態であります。この点も、事務を進めていく上では確認をした中で受け付けをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、今後においての進め方でございます。広報で高齢者の方々にお知らせをしているところでございますけれども、同時に、設置する業者の公募も行ったところでございます。町内において取りつけ可能な方に申請をしていただいて、登録して進めたいというのが町としての考え方でございます。これは業務を委託するという形で、委託費で計上させていただいているところでございます。

現在締め切りましたけれども、町内業者で応じて申請に至ったのは7社でございます。今後、7社の方に、当面は、今は264件の方の範疇でありますけれども、またふえていくというふうに想定しております。地域ごとにといいいますか、公平な形で業務を委託する、地域ごとにしていくのか、またその辺の考え方を今検討中であり、進めてまいりたいというふうに考えております。

また、単価設定についても、当初の1器当たり取りつけ費用を含め、消費税込みで6,000円でございます。この点についても、説明会を開催いたしまして町の考え方を説明し、1件1件の申請業者には了解をいただいて、契約、そして設置に至るといいうふうに進めてまいりたいと思っております。

まだ、返事がないといいいますか、148件、2月末でしたけれども、この方につきましても、1戸1戸、電話をしたり、そういった形で状況を把握して、申請手続をされていない方には促してまいりたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 一つ、148件のやつは電話するとか何とかという、具体的にどういう対応をするかということをお聞きしたいのです。例えば、職員がやる、もしくは福祉推進員がそれぞれ地域のところに当たってやる、そういうようなことも、具体的にいつまでやるかということをしなないと、設置したところと設置しないところと、いろいろバランスが出てくるわけでしょう。

そして、もう一つはその中で、264件からまだふえるよという、今、課長のお話ですが、僕は当然あると思うのです。そういう対応を速やかにやってほしいというのが1点。

それから、もう一つは、現実の問題として、私もそうですけれども、みずから買ってきてつけた、それが適切なつけ方かどうかというのは、やっぱり保健福祉課と消防と連携をとりながら、確認と指導というようなことをある面でやる必要があるのではないかと気がするのですけれども、その点はどういう考え方を持っているか。恐らく、これに至るまで、消防と連携をとりながらやっているだろうと思えますけれども、この前の広域消防の中では、そういう点も一つは考えていますよという話だったのですけれども、うちの連携で設置済みのところはどこで、それはだれが点検したかというようなことを、やはりある面でやっていくべきではないか。今度は、業者の設置するところは、それぞれ家庭の状況を見ながら一番ベターなところにといいいますので、いいことですから、なるだろうと思えますけれども、その点も含めて、ちょっとお聞きしたいと思えます。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、消防等の連携を図っているところでありますけれども、残りの148件につきましては、保健福祉課として電話対応で確認をしたいというふうに思っております。これにつきましても、もう3月に既に入っておりますので、早期に、実は手がけているところでもございます。

また、消防との連携の中で、設置済みの状況の確認につきましても、果たして適切につけられているのかどうか、漏れていないかという点につきましても、我々は消防とも話をしております。そういった中で、議員がおっしゃるような、この点につきましても、さらに突き詰めて確認をするように進めてまいりたいと思っております。（発言する者あり）

答弁漏れがありまして申しわけございません。

148件、電話対応をしているところでありますけれども、電話で通じなかったという世帯中には出てくるかなというふうにも思います。そういったところにおきましては、消防との連携の中で現場へ赴いて、住宅へお邪魔して世帯の方がおられるのか、また、どういうふうにつけられているのかということを実施するようにしようという話も、協議をしているところでございます。

議長（西村昭教君） 先ほど今村議員のほうから質問のありましたものについては、後ほど答えるということになりまして準備ができましたので、答弁させていただきます。

防災担当課長、答弁。

防災担当課長（伊藤芳昭君） 先ほど、6番今村議員の御質問にお答えを申し上げます。

町職員の免許の取得人数ですけれども、10名でございます。今現在、10名の方が無線の免許を取得していると。そして、無線の種類でございますけれども、3級以上の陸上特殊無線技師ということで免許をいただいております。

以上でございます。

6番（今村辰義君） 今の携帯無線機、ほとんど性能がいいから、子供が遊びで持つ200メートルぐらい届くようなやつは免許要らないのですよ。あとは全部免許要りますから。だれが使うかわからないではないですか、いざのとき。通常は決まっているけれども、その人が何かで来られなかった場合、だれかほかの人が使うとかあると思うので、なるべく多くの人が取っておいたほうがいいと思うのです。

それと、先ほど子宮頸がんの話ですけれども、何日前の道新に載っておりました……。

議長（西村昭教君） 済みません。ちょっと一回終わっておりますので、これだけで御質問は、ひとつよろしくをお願いします。

暫時休憩といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時05分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに御質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程されました議案第11号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、六つの要素から成っております。

1点目は、保険税の一般分及び退職分については、昨今の経済不況により町内の景気も低迷していることから、当初予算においては、やや少な目に計上しておりましたが、収納状況から判断して増額が見込まれること。

2点目は、療養給付費負担金及び療養給付費交付金の額が確定したこと。

3点目は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の額が確定したこと。

4点目は、特定健康診査等の保健事業の国と道の負担金の額が確定したこと。

5点目は、国保連合会磁気電算システム導入に伴う交付金が増額となったこと。

6点目は、保険事業費の繰入金が増額などに伴う一般会計の繰入金が増額となったこと。

これら主要な要素といたしまして、所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出に関しましては、二つの要素から成っております。

1点目は、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額が確定したこと。

2点目は、特定健康診査等の保険事業やその他の歳出項目においても、実績見込みから事業費を精査したこと。

これらを主要な要素といたしまして、所要の補正をしようとするものであります。

また、収支の差額につきましては、不測の支出に備え、予備費に充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第11号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

平成22年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,322万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,704万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

- 1 款国民健康保険税 1,468万8,000円。
- 2 款国庫支出金 1,857万2,000円の減。
- 3 款療養給付費交付金 1,966万1,000円。
- 5 款道支出金 15万8,000円。
- 6 款共同事業交付金 591万3,000円。
- 7 款財産収入 5万円。
- 8 款繰入金 105万1,000円。
- 10 款諸収入 27万4,000円。

歳入合計補正額は、2,322万3,000円であります。

次に、2ページ移ります。

2、歳出。

- 1 款総務費 20万1,000円の減。
- 2 款保険給付費 25万8,000円の減。
- 7 款共同事業拠出金 611万4,000円の減。
- 8 款保健事業費 77万1,000円の減。
- 9 款基金積立金 5万円。
- 11 款諸支出金 107万4,000円。
- 12 款予備費 2,944万3,000円。

歳出合計補正額は、2,322万3,000円であります。

これをもちまして、議案第11号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第12号

議長(西村昭教君) 日程第8 議案第12号平成22年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(中田繁利君) ただいま上程されました議案第12号平成22年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行いたしましたことから、平成22年度予算につきましては、支払遅延請求及び過誤給付金等の精算に対応するために予算措置をしておりますが、今回の補正は、事務費と医療諸費の減額に伴う歳入財源の支払基金交付金及び一般会計繰入金を減額しようとするものであります。

また、今年度で老人保健特別会計が廃止されることに伴い、予備費を一般会計繰出金に振りかえ、来年度において一般会計から国、道支払基金に支払いし、清算する予定となっております。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第12号平成22年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第2号)。

平成22年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算の補正。

1、歳入。

1 款支払基金交付金 1,000 円の減。

2 款繰入金 4 万 6,000 円の減。

4 款諸収入 2,000 円。

歳入合計補正額は、4 万 5,000 円の減であります。

次に、2、歳出であります。1 款総務費 4 万 2,000 円の減。

2 款医療諸費 20 万 1,000 円の減。

3 款諸支出金 18 万 8,000 円。

4 款予備費 16 万 7 千円の減。

歳出合計補正額は 4 万 5,000 円の減となります。

これをもちまして、議案第 12 号平成 22 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 12 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 9 議案第 13 号

議長（西村昭教君） 日程第 9 議案第 13 号平成 22 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程されました議案第 13 号平成 22 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、被保険者の年度途中の加入による増加により、保険料の現年度分の特別徴収と普通徴収及び滞納繰越分の増額が見込まれることから、保険料を増額補正しようとするものであります。また、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に伴い、一般会計繰入金の減額補正をしようとするものであります。

歳出につきましては、保険料の歳入増額相当分を広域連合納付金として支出する補正をしようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第 13 号平成 22 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 22 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万 4 千 200 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,803 万 2,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

1 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料 20 万 4 千 200 円。

3 款繰入金 5 万円の減。

5 款諸収入 5 万円。

歳入合計補正額は、20 万 4 千 200 円であります。

2、歳出。

2 款広域連合納付金 20 万 4 千 200 円。

歳出合計補正額は、20 万 4 千 200 円となります。

これをもちまして、議案第 13 号平成 22 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第 13 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい



ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第14号

議長(西村昭教君) 日程第10 議案第14号  
平成22年度上富良野町介護保険特別会計補正予算  
(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) ただいま上程され  
ました議案第14号平成22年度上富良野町介護保  
険特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案  
の要旨を御説明申し上げます。

平成22年度介護保険の各事業の精査により生じ  
ます歳入歳出の増減額を主として、補正計上しよう  
とするものでございます。

歳入においては、第1号被保険者の介護保険料実  
績見込みによります減額及び介護保険給付費の実績  
見込みに伴います国庫負担金の減額、道費負担金は  
増額であります。

歳出におきましては、保険給付費におきまして、  
居宅介護サービス給付の減額及び施設サービス給付  
の増額と所要の補正をいたすものであります。

歳入歳出の差額調整を行った結果、事業基金の繰  
り入れを当初よりも減額して行うものであります。

以上により、総額1,225万円を減額し、差し  
引き合計額7億7,254万7,000円としよう  
とするものであります。

以下、議案の朗読説明につきましては、議決項目  
の部分につきまして説明し、予算書の事項別明細書  
につきましては説明を省略させていただきますので、  
御了承願います。

議案第14号平成22年度上富良野町介護保険特  
別会計補正予算(第3号)。

平成22年度上富良野町の介護保険特別会計の補  
正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ  
れ1,225万円を減額し、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ7億7,254万7,000円とす  
る。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区  
分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額  
は、第1表、歳入歳出予算補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の  
みを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款介護保険料30万円の減額。

3款国庫支出金452万円の減額。

4款道支出金58万7,000円。

5款支払基金交付金363万円の減額。

7款繰入金438万7,000円の減額。

歳入合計額1,225万円の減額。

2、歳出。

2款保険給付費1,210万円の減額。

4款特別給付費15万円の減額。

歳出合計額1,225万円の減額。

これをもちまして、議案第14号上富良野町介護  
保険特別会計補正予算(第3号)の説明といたしま  
す。

御審議いただきまして、議決くださいますようお  
願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質  
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いた  
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい  
ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第15号

議長(西村昭教君) 日程第11 議案第15号  
平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別  
会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長(大場富蔵君) ただいま  
上程されました議案第15号平成22年度上富良野  
町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5  
号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げま  
す。

介護ベッドなど、大型設備備品の更新整備事業費  
の確定によりまして、執行残を減額補正するととも  
に、その主な財源としておりました施設整備基金繰  
入金もあわせて減額補正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第15号平成22年度上富良野町ラベンダー

ハイツ事業特別会計補正予算（第5号）。

平成22年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,850万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金100万円の減。

歳入補正額の合計は100万円の減額でございます。

2、歳出。

2款サービス事業費79万8,000円の減。

5款予備費20万2,000円の減。

歳出補正額の合計は、100万円の減額でございます。

これをもちまして、議案第15号上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第16号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第16号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第16号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入に関しましては、1点目は受益者負担金及び分担金の収入額の増、2点目は、処理水量が当初見込みより減になったことから下水道使用料を減額するものでございます。3点目は、事業費確定によって下水道事業債とルール計算に基づく一般会計からの繰入金を減額するものです。

歳出におきましては、事業費確定及び執行残精査により、また、公債費、償還金、元金利子の確定によって不用額を減額するものとなっております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第16号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成22年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,411万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款分担金及び負担金7万3,000円。

2款使用料及び手数料234万7,000円の減。

4款繰入金126万7,000円の減。

7款町債20万円の減。

歳入合計は374万1,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費121万8,000円の減。

2款公債費252万3,000円の減。

歳出合計は374万1,000円の減となっております。

2ページへ参ります。

第2表、地方債補正。

(1) 変更。

公共下水道事業費一般分につきまして、事業費確定により補正前610万円を20万円減じて、590万円とするものです。

以下、事項別明細については省略いたします。

御審議いただきまして、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第17号

議長(西村昭教君) 日程第13 議案第17号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長(松田宏二君) ただいま上程されました議案第17号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、二つの要素で構成されておりまして、1点目は、資本的収入及び支出におきまして、患者用ベッド更新事業と、特定防衛施設周辺調整交付金事業として実施しました医療機器購入事業の事業費が確定しましたので、収入では一般会計からの出資金を、また、支出では不用となった額をそれぞれ減額するものであります。

2点目は、前回の補正後に寄附金を1件、5万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に添いまして、備品の購入費用として予算措置するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第17号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)。

(総則)。

第1条、平成22年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによ

る。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額64万7,000円の減。

第1項出資金69万7,000円の減。

第3項寄附金5万円。

支出。

第1款資本的支出64万7,000円の減。

第2項建設改良費64万7,000円の減。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので、御説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号平成22年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第14 議案第19号

議長(西村昭教君) 日程第14 議案第19号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在、運行しておりますスクールバス島津線につきましては、児童生徒の利用がなく、一般利用者も極端に少ないことから、本年4月からの予約型乗合タクシー試行運行事業に合わせて、3月末をもっ

て、当分の間、運行を休止するため、スクールバス島津線の運行区間を規定している上富良野町スクールバス条例の一部を改正するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第19号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例。

上富良野町スクールバス条例（平成16年上富良野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（運行区間の読み替え）。

4、当分の間、第5条第3号の規定については、次のとおり読み替えるものとする。

（3）江花線、空知郡上富良野町大町2丁目1055番8地先（町立病院）から道道留辺蘂上富良野線、道道上富良野中富良野線、町道西8線道路、町道山花道路、町道山花支線道路、町道西3線南道路、島津道路経由で空知郡上富良野町大町2丁目1055番8地先（町立病院）までの間2万5,100メートル。

附則。

（施行期日）。

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第19号上富良野町スクールバス条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号

議長（西村昭教君） 日程第15 議案第24号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第24号北24号排水路支線整備工

事（H21国債）請負契約変更の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

平成21年度国債事業として、株式会社アラタ工業により施工中の多段式落差工及び砂防ダム工事において、現地掘削工事中に想定外の岩盤層の存在が確認されたこと、また、昨年8月の相次ぐ集中豪雨による作業の手戻りなどにより、当初工期内に完了が見込めないことから、さきの12月定例議会において緊急の策として、工期延長のみについて契約変更の議決をいただいたものです。

その後、国庫予算の執行状況を勘案しながらの北海道防衛局との協議を経た結果、工事量の増加に伴う契約額の確定とともに、年度内施工完了が困難であることが明らかになったため、再度、契約金額685万6,500円の増額と、工期の延長変更を行うものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第24号北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約変更の件。

北24号排水路支線整備工事（H21国債）請負契約の締結（平成21年12月16日議決を経た議案第18号及び平成22年12月15日変更議決を経た議案第11号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記。

変更事項。

契約金額、（変更前）8,799万円。（変更後）9,484万6,500円。

工期、（変更前）平成21年12月16日から平成23年3月31日。（変更後）平成21年12月16日から平成23年8月10日。

以上、説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第25号

議長（西村昭教君） 日程第16 議案第25号北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第25号北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約締結の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本工事は、防衛省所管の防衛施設周辺整備事業の採択を受け、道道上富良野旭中富良野線から重綱商店地先までの1,607メートルについて、平成22年度と平成23年度の国庫債務負担行為により、実質工事は平成23年度と平成24年度の2カ年で改良舗装を行うものです。

今般、契約の施工区間919メートルについては、通行障害の軽減と工期短縮を図るため、その1とその2の、2分割工期により実施するものとなっております。

本件、その1ですが、入札に当たりましては、町内業者を含む5社を指名いたしまして、3月4日に入札を行った結果、高橋建設株式会社が6,520万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の6,846万円になっており、落札率につきましては97.95%でした。

参考までに、2番札は大北土建工業株式会社の6,600万円でございました。

以下、議案を朗読いたします。

議案第25号北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1請負契約締結の件。

北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、北19号道路改良舗装工事（H22国債）その1。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、6,846万円。

4、契約の相手方、上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成24年1月31日。

以上、説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきませんが、ここは演習場にたしか通じる道路かというふうに思います。それで、地域住民から、歩道を利用する方は、見ていましたらさほどはない、たまたま通学路という形にもなっている部分もあるのかなというふうに思いますが、そういった意味では、一般の方も安全上、やはり歩道等のそういった条件が、今回の改良の中では伴うのか、どうなのかですね。一部、住民会の中では、歩道も設置したらどうかというような話もあったかというふうに思いますが、この点は、そういった対処をしなくても、十分、一般の方が歩くためのそういった部分の歩道設置については特に考えていないのか、考えておられるのか、この点お伺いしておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 技術審査担当課長、答弁。

技術審査担当課長（松本隆二君） 今の現況が道路幅7.5メートルございます。これが改良舗装によって、総幅員が一応9メートル、差し引き1.5メートル増幅されるわけでございます。その間、歩く人に対してはその路肩部分、広がった路肩部分で安全は図られると思いますので、歩道の設置については計画してございません。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第26号

議長（西村昭教君） 日程第17 議案第26号北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第26号北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約締結の件につきまして、御説明を申し上げます。

本件は、さきの議案第25号と同一路線の分割工期その2についてのものであります。

本件その2につきましては、さきの、その1と重複しない町内業者を含む5社の指名により、同日に入札を行った結果、株式会社アラタ工業が6,380万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の6,699万円になっており、落札率につきましては95.25%でした。

参考までに、2番札は株式会社増山建設の6,440万円でございました。

以下、議案を朗読し、提案といたします。

議案第26号北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約締結の件。

北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、北19号道路改良舗装工事（H22国債）その2。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、6,699万円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役荒田政一。

5、工期、契約の日から平成24年1月31日。

以上、説明といたします。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） あす3月8日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻

までに御出席賜りますようお願い申し上げます。  
以上であります。

午前11時55分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年3月7日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 佐 川 典 子

署名議員 長谷川 徳 行

平成 2 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 3 年 3 月 8 日（火曜日）



# 目 次

## 第 2 号(3月8日)

議 事 日 程 .....	27
出 席 議 員 .....	27
欠 席 議 員 .....	27
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	27
議会事務局出席職員 .....	27
開 議 宣 告 .....	28
諸 般 の 報 告 .....	28
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	28
日程第 2 執行方針 .....	28
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君	
日程第 3 議案第 1号 平成23年度上富良野町一般会計予算 .....	28
日程第 4 議案第 2号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 .....	28
日程第 5 議案第 3号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 .....	28
日程第 6 議案第 4号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計予算 .....	28
日程第 7 議案第 5号 平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 ...	28
日程第 8 議案第 6号 平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 .....	28
日程第 9 議案第 7号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 .....	28
日程第10 議案第 8号 平成23年度上富良野町水道事業会計予算 .....	28
日程第11 議案第 9号 平成23年度上富良野町病院事業会計予算 .....	28
予算特別委員会の設置について .....	59
休 会 の 議 決 .....	59
散 会 宣 告 .....	59

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君

第 3 議案第 1号 平成23年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 3号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 6 議案第 4号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第 5号 平成23年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算

第 8 議案第 6号 平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 9 議案第 7号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第10 議案第 8号 平成23年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第 9号 平成23年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（14名）

1番	岡本 康裕 君	2番	村上 和子 君
3番	岩田 浩志 君	4番	谷 忠 君
5番	米沢 義英 君	6番	今村 辰義 君
7番	一色 美秀 君	8番	岩崎 治男 君
9番	中村 有秀 君	10番	和田 昭彦 君
11番	渡部 洋己 君	12番	佐川 典子 君
13番	長谷川 徳行 君	14番	西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 向山 富夫 君  
教 育 長 北川 雅一 君  
教育委員会委員長 増田 修一 君  
会 計 管 理 者 新井 久己 君  
防災担当課長 伊藤 芳昭 君  
保健福祉課長 岡崎 光良 君

副 町 長 田浦 孝道 君  
代表監査委員 米田 末範 君  
農業委員会会長 中瀬 実 君  
総務課長 田中 利幸 君  
産業振興課長 前田 満 君  
健康づくり担当課長 岡崎 智子 君

君

町民生活課長 中田 繁利 君  
技術審査担当課長 松本 隆二 君  
教育振興課長 服部 久和 君  
町立病院事務長 松田 宏二 君

建設水道課長 北向 一博 君  
農業委員会事務局長 菊池 哲雄 君  
ラベンダー・ハイツ所長 大場 富蔵 君

議会事務局出席職員

局 長 野崎 孝信 君  
主 事 新井 沙季 君

主 査 深山 悟 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) きのうに引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名でございます。

これより、平成23年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

一般質問の通告期限は、先例により本日正午までとなっております。時間までに通告されますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

1番 岡 本 康 裕 君

2番 村 上 和 子 君

を指名いたします。

### 日程第 2 町政執行方針から

#### 日程第11 議案第9号まで

議長(西村昭教君) 日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成23年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成23年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成23年度上

富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成23年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成23年度上富良野町病院事業会計予算の件を関連がございますので、一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

平成23年度町政執行方針を述べさせていただきます。

平成23年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

我が国経済は、リーマンショック後の危機的な状況からは着実に持ち直しつつあるものの、先進国の危機的財政状況や新興国間とのギャップは拡大しており、足元については失業率は若年層を中心に、依然として高水準で推移するなど、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。加えて、デフレ基調が続いており、円高や原油価格、穀物価格の高騰による世界経済の動向など、景気の下ぶれリスクについても注視していく必要があります。

このような客観情勢の中で、本年度の政府予算案につきましても、「中期財政フレーム」に基づき財政規律を堅持するとともに、成長と雇用や国民の生活を重視し、「元気な日本復活予算」として、一般会計総額においては、昨年度当初予算と比べ1,000億円増の過去最大の9兆4,000億円となっております。

しかし、その財政構造は、税収が4兆1兆円であるのに対し、国債が4兆4兆3,000億円となっており、税収と国債が逆転した昨年度予算に引き続き、2年連続して国債が税収を上回る構造となっております。さらに、財源不足額7兆円を税外収入に依存するなど、財政構造上の課題も残っており、「財政運営戦略」の着実な実行と財政健全化にあわせて、早急に税政と社会保障制度の一体改革について、速やかに方向性を示すことが求められております。

一方、地方財政政策においては、「地域主権改革」に沿った財源の充実を図るため、地方交付税においては、地方が地域活性化、雇用、子育て施策などに継続して取り組むことができるよう、昨年度創設された特別枠における子育て支援サービス充実事業、住民生活に光をそそぐ事業、地球温暖化対策暫定事業などの経費を上乗せした「地域活性化・雇用対策費」(1兆2,000億円)を新たに計上する

ことにより、地方交付税総額で昨年度より5,000億円増額し、17兆4,000億円となるなど、地方の一般財源総額については、昨年度の水準が確保されました。

しかしながら、「財政運営戦略」においては今後3年間、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保することを基本としておりますが、社会保障費などの自然増については、構造的に他の経費を削減することで賄わなければならない、加えて地方税収も大きな増収は望めないことから、地方財政の厳しさは、依然続いていく状況と判断せざるを得ません。

さて、当町におきましても厳しい経済状況の影響を受け、さらに昨年の農業被害などにより、町税収入の減収が見込まれる中でありますが、国の22年度補正予算や本年度の地方交付税の増額確保など、切れ目のない国の財政出動を財源として、地域経済や雇用の確保につながるよう、建設事業の前倒し実施を初め、緊急的な雇用対策や福祉施策の重要に努めてまいりました。

しかしながら、当町の財政は、多くが国などからの依存財源が占める財政構造にあることから、そのいかによっては大きく影響を受ける実態にあります。今後も国の財政動向を見きわめ、町の将来に禍根を残さないよう引き続き収支均衡のとれた健全な財政運営を旨とし、町政を取り進めてまいります。

また、「第5次総合計画」、「自治基本条例」の精神である「協働」を町民の皆様との共有のキーワードとした「まちづくり」に向けて、町内のさまざまな主体の活力が協働によりますます発揮されるよう、改めて町が果たすべき役割をしっかりと認識し、全力を傾け、実効があらわれるよう取り組んでまいりますので、町民の皆様や議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画の五つの暮らしづくりに沿って、その概要を申し上げます。

最初に、一つ目の暮らし「人や地域とつながりのある暮らし」づくりについてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」につきましては、ひとり暮らしの高齢者など支援を必要とする人たちが、安心して自立した日常生活を送ることができるよう地域福祉計画を基本として、社会福祉協議会を初め関係団体との協力体制を一層密にし、地域福祉力を高める社会づくりに努めてまいります。

次に、「信頼ときづなで結ばれる産業の実現」についてですが、農業、商工業、観光など町内の産業連携をさらに強固なものとし、各種イベントなどを

通し、町民の皆様には地場農畜産物への理解を深めていただき、信頼と安心を感じていただけるよう地場農畜産物の魅力発信を努めるとともに、加工・商品化へ支援の充実や、市場調査及び製品販売機会の情報提供、創出など6次産業化につながるよう努めてまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてであります。道路を中心とした交通環境につきましては、引き続き国道・道道・町道網によるネットワークの充実と、適切な機能維持に努めてまいります。

また、本年4月から、アンケートや調査結果を踏まえた交通弱者の移動手段を確保するため、予約型乗り合いタクシーの試行運行を開始いたします。路線バスの運行についても、町民の皆様の声聞きながら、地域公共交通の確保に努めてまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、協働のまちづくり基本指針に基づき、協働のまちづくりを推進し、協働事業への参加を促進するとともに、情報共有に向けて広報・広聴事業を引き続き充実してまいります。

自主的な防災活動への支援につきましては、災害時図上訓練の実施、防災アドバイザーの育成及び防災士の配置を図り、自主防災組織の活性化に努めてまいります。

次に、二つ目の暮らし「穏やかに安心して過ごせる暮らし」づくりについてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、高齢者福祉については、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供し、地域福祉の確立と在宅福祉を推進するよう努めてまいります。

高齢者を取り巻く環境の変化とともに、ニーズが多様化している現状を受けとめ、現行の敬老祝い金制度などの見直しを図り、高齢者が真に必要な施策へ反映するよう検討してまいります。

また、ひとり暮らし高齢者、あるいは高齢者のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者の数も増加し、毎年のように行方不明高齢者が発生していることから、関係機関・地域住民が一体となって地域全体で見守り、そして安心・安全な生活を送ることができるよう、認知症高齢者を守るためのネットワークづくりを進めてまいります。

ラベンダーハイツは、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、サービスの向上と経営の安定に努めるとともに、スプリンクラーを整備し、安心・安全な施設運営を図ってまいります。

本年度は、第4期介護保険事業計画の最終年に当

たり、介護予防を重視する地域支援事業、あるいは居宅サービスなどの質的向上を図りながら、介護保険制度の理念である「自立支援」の実現に向け努力してまいります。

来年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定に向け、国の制度改正の動きをとらえながら、地域実態に応じた介護保険事業の将来構想を定めてまいります。

また、高齢者への適切な指導、助言を行う地域ケア支援や総合相談、権利擁護の対応などの業務を充実強化し、援助を必要とする住民の生活安定のために、社会福祉士の配置を具体化し、将来を見据えた体制強化を図り、将来への不安を少しでも解消していけるよう取り組んでまいります。

国民健康保険事業についてですが、生活習慣病予防を積極的に取り組むことにより、医療費増高の抑制を図りつつ、国民健康保険事業の安定運営に努めてきたところでありますが、22年度において基金をほぼ全額支消し、本年度は平成15年度に定め、7年間据え置いてきた保険税率を改正して予算編成をせざるを得ない状況にあり、国保財政は大変厳しく、安定化を目指し今後も引き続き保健指導に力点を置き、医療費を抑制しつつ、持続的、かつ安定的な国保事業の運営に努めてまいります。

また、本年度から、公的医療制度上での制度間格差を解消するため、出産した国保世帯主に対して、出産支援金を支給する制度を創設いたします。

病院事業については、一般病床と病院併設型の介護療養型老人保健施設・救急告示病院として、富良野協会病院との連携により、今後も町民の皆様の健康を守り、安全で良質な医療と介護サービスなどの提供に努めるとともに、病院改革プランに基づき経営基盤の強化を図り、町立病院の機能の維持に努めてまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、安心して子供を産み育てることができる地域を目指し、母子保健活動の充実を図るとともに、乳幼児や妊産婦の健診・健康相談・家庭訪問などにより、安全な出産や生活習慣病予防・子供の発育発達を支える環境づくりのための学習活動を一層推進してまいります。

子育て支援については、「次世代育成支援行動計画後期計画」を基本とし、計画的に事業を実施してまいります。

ファミリーサポートセンター事業については、広く制度を周知するよう努め登録会員をふやすなど、地域全体で子育てを支援するという仕組みづくりを推進してまいります。

また、子どもセンターを利用する障がい者、高

齢者、子供たちによる共生事業「わいわいランド事業」については、継続開催することにより、より一層の交流を深めるように努めてまいります。

保育事業については、町の責務として、中央保育所のほか民間2施設を加えた3認可保育所の連携協力を図り、地域ニーズに応じた多様な保育サービスの提供に努めてまいります。

また、中央保育所の運営については、国における子育て政策などの動きもとらえながら、民営化計画の推進について、適切に対応してまいります。

次に、「本気・やる気の実を結ぶ産業づくり」についてですが、本年度から畑作も含めた「戸別所得補償制度」の本格的な導入が予定されており、引き続き農業者の皆様が混乱することなく、円滑な制度活用につながるよう必要な対応を図ってまいります。

さらに、町内の農村地域全域を網羅した「中山間地域等直接支払制度」を導入実施し、農地・水・環境対策事業と一体的に農地や農村環境の保全を初め、高収益作物の導入推進に向けた生産振興事業の実施など、本制度の活用による営農支援や交付金の直接払いにより、農業経営の安定化に努めてまいります。

農業農村基盤整備については、興農地区、西山地区において経営体育成基盤整備事業を継続して進めてまいります。

また、今後、着手を計画している東中地区経営体育成基盤整備事業については、基幹事業となる東中幹線地区道管かんがい排水事業が本年度着工となり、当町においても基盤整備事業の実施に向けて、事業対象農地の従前評価を主とした換地計画策定を本年度及び来年度の2カ年にわたり実施してまいります。しかしながら、引き続き国においては、これら土地改良事業予算の十分な確保はなされておらず、投資に見合う事業効果を得るためにも早期の着手・完了に向け、受益農家の皆様とともに、関係機関への働きかけを強化してまいります。

エゾシカ対策については、駆除活動を担っていただいている猟友会への支援を引き続き実施するとともに、抜本的な解決に向け北海道など関係機関と連携し、対策の検討を進めてまいります。

商工業の振興については、総じて厳しい経済状況が続いておりますが、活力のある商工業の再生を図るため、商工会における自主的な活動を支援し、さらに連携を密にして、時代を見据えた商業活動や工業振興が着実に図られるよう努めてまいります。

これからの安定した産業基盤への大きな期待が持たれる観光振興において、滞留・滞在型の観光を推進することによる集客力の増加は、地域活力の向上

に大きな効果をもたらします。その実現のために、観光協会の諸事業に対する支援を初め、農畜産業や商工業との連携と協力を密にし、その実効が上がるよう努めてまいります。

「富良野・美瑛広域観光」として進めております外国人観光客の誘致事業につきましては、関係市町村と有機的に連携しながら誘客につながるよう、積極的な活動を展開してまいります。

また、国の緊急雇用対策を受け、臨時的な雇用・就業機会を提供する緊急雇用創出事業を行うとともに、町独自として、昨年度に引き続き新卒未就職者を対象に、職業体験も兼ねて若干名の臨時雇用を行います。

また、町の産業を支える担い手づくりとして、農畜産業を初め商工業における後継者の育成確保は、大きな課題であることから、安定した経営の確立、後継者や担い手の確保のために、新しい後継者に対する奨励金制度などを継続して取り組むとともに、関係機関と協力しながら地域資源を生かした産業連携を進め、農業、商工業、観光が一体となったまちづくりを進めてまいります。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる社会資本の整備は、日常の暮らしにおいて欠くことはできません。道路、河川、上下水道、さらにはごみ処理施設などの整備や維持管理を施設の長寿命化を基本において、継続的かつ計画的に進めてまいります。

特に、道路環境については、協働のまちづくりとしての継続的な活動となるよう、関係住民会への参加を呼びかけ、主要町道の美化清掃を進めてまいります。

下水道施設の浄化設備については、国の制度などを踏まえて、将来の安定稼働に向け長寿命化計画に基づき、着実に実施してまいります。

また、上水道事業では、老朽化している配水管について、更新計画に基づき実施してまいります。

環境問題については、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「地域省エネルギービジョン」、「地域新エネルギービジョン」に基づき、地域一体となった温室効果ガスの削減に向けた取り組みに着手してまいります。

特に、本年度からは、省エネルギー・新エネルギー型の住宅用設備機器の導入や町内会で設置している生活灯を省エネルギー型に転換する事業に加え、住宅のバリアフリー化などに合わせたリフォーム工事に対する助成制度を新設し、地球温暖化対策の実効を上げてまいります。

また、町も1事業所として、「地球温暖化対策実

行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量の縮減に向けた取り組みに努めてまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてであります。活火山十勝岳と共生する町として、引き続き砂防など施設基盤の整備促進を進めてまいります。

また、震災による家屋倒壊などを予防するため、引き続き耐震改修促進計画に基づき改修費用を助成するとともに、先ほど述べました新設の当町独自の省エネ・新エネ・バリアフリー住宅リフォーム制度と協調して、安全・安心な住環境整備の促進を図ってまいります。

公共施設の耐震対策については、大きな重要課題であり、本年度は診断結果に基づき、西小学校体育館の耐震改修実施設計と、特に老朽化が著しい上富良野小学校の校舎改築の基本設計を実施し、今後も診断結果に基づき、計画的に耐震改修などを行い、安全・安心な施設の早急な整備に努めてまいります。

災害時要援護者対策については、緊急時における避難支援体制などの整備に向け、地域と連携して支援プランの策定に努めてまいります。

交通安全、防犯、さらに消費生活の安全などに対する対策については、一人一人の意識喚起につながるような地道な取り組みの継続が必要であります。そのために関係機関と協力のもと、一層連携強化を図りながら、事件、事故のない安全で安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。

次に、三つ目の暮らし「快適で楽しく潤いある暮らし」づくりについてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、町民の皆様が健康で生き生きとした人生を送っていただくため、予防可能な生活習慣病の特定健診受診率の向上と合わせ、特定健康指導の充実に努め、生活習慣病予防を一層推進してまいります。

また、生活習慣病が低年齢化してきていることから、さらなる実態把握に努めるとともに、小児期からの生活リズムや食の確立などについての相談・指導を学校など関係機関と連携して実施し、食育活動の充実に努めてまいります。

多様化する社会に対応できるよう町民の皆様の心の健康を保つため、今年度は、特に思春期から青年期にかけてのメンタルヘルスの普及啓発活動と個別相談の充実に努めてまいります。

子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチンの接種費の全額助成事業については、引き続き周知を図り、感染症の発生予防と蔓延防止に努めてまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、町内の食堂やレストランなどでは、既に「かみふらのパーク」を共通の食材として、「食」による地域のブランド化に向けた活発な活動が行われております。このように定着しつつあるものもあれば、ブランド化の可能性を秘めながらなかなか生かし切れない資源も多くあり、これらの掘り起こしに向けた積極的な情報収集、PRに努めるとともに、新たな地域ブランド品の開発に取り組みよう町民の皆様や各関係団体との連携を深めながら、必要な支援を行ってまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、「協働のまちづくり」の趣旨に基づき、公園などについては、住民会による日常管理への移行を促進するほか、国の緊急雇用創出事業を活用し、遊具・樹木類などの整備を集中的に実施してまいります。

日の出公園については、エントランスゾーンなどの再整備を行うほか、山頂への車道ルートの見直しも含め、観光拠点としての再生を図るため、昨年に引き続き、町民の皆様や関係者による日の出公園再生プロジェクトを中心に、今後の年次整備計画を具体化してまいります。本年度においては、年次計画に基づいたラベンダー園の植えかえに着手いたします。

島津公園については、昨年度整備した大型コンビネーション遊具をオープンするほか、老朽破損設備の修繕を進め、幅広い年齢層の集いの場、憩いの場としての機能を高めてまいります。

また、平成19年に新設オープンした見晴台公園は、地域の振興を図るなど初期の目的を十分に果たすことができるよう国道管理者や関係者の協力を得ながら、国道駐車帯と協調した再整備を図ってまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、町民の皆様からの電子申請制度について、全国的に広がりを見せてきているオンライン化条例案づくりを将来的に導入することを想定し、内部検討に取り組んでまいります。

また、本年7月の地上デジタル放送への完全移行が迫っていることから、国と連携した中で難視聴地区の解消に向けて、必要な対策を図ってまいります。

次に、四つ目の暮らし「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし」づくりについてであります。

「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、昨年、当町が景観行政団体として認められ、独自の「景観づくり計画」に基づく良好な景観の保全と形成を進めてまいります。

町営住宅の整備については、本年度は9号棟の外構と駐車場整備工事を実施し、富町団地の建てかえ整備事業を終了する予定であります。今後においては、「町営住宅等長寿命化計画」と今年度策定予定の「住生活基本計画」に基づき、老朽化した町営住宅の整備計画を策定するとともに、「町営住宅修繕計画」に基づき計画的に維持修繕を行ってまいります。

また、敷地内における日常の環境整備については、入居者による自主的管理に向けた協議を進めながら、快適な住環境の整備に努めてまいります。

次に、「町の記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用などについては、教育委員会と連携を図り、しっかりと町民の皆様に意義が伝わるよう取り進めてまいります。

また、移住・定住対策については、当町の人口が既に「第5次総合計画」に掲げた目標人口1万1,900人を割り込んでいることから、その確保に向けて昨年度策定した「移住・定住促進計画」に基づき、目標年度の人口確保に向けた取り組みに一層努めてまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」づくりについてであります。

自治基本条例のまちづくり基本原則の「協働のまちづくり」を推進するため、昨年度設置しました町民の皆様や関係団体で構成する「協働のまちづくり推進委員会」を継続して開催し、今日まで普通に行われてきた地域の日常的活動などから、協働事業の掘り起こしと事業の検証・評価などを行うとともに、「協働のまちづくり基本指針」に基づき、協働のまちづくりを推進するための講演会を開催して、地域づくりのリーダーの育成と町民の皆様の意識の高揚を図り、着実に一步一步進めてまいります。

行財政改革についてですが、最小の経費で最大の効果を得るという普遍の要請と、時代の変化に応じたさまざまな見直しの要請はエンドレスの課題であります。本年度は、5年間を計画期間とする町政運営改善プランの2年目の年となります。同プランは、計画の柔軟性を確保していくことが重要との考えから、毎年度見直しを行うこととしており、本年度取り組むべき事項について、「プラン23」として整理しましたので、その着実な実践に努めてまいります。

また、行政組織のあり方についても組織力が最大限に発揮されるよう、職員個々の資質向上に向けた取り組みと合わせて、行政機能が効率的・効果的に発揮されるよう組織機構改革を含めて、不断の見直しを行い、真に町民の皆様の期待にこたえ得る組織

と進化するために努力してまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税に努めるとともに、納税については引き続き納税者の立場に立ち、利便性を高める工夫を進めながら、納期内納税の推進と合わせて、滞納者に対してはその実態に応じた適切な収納対策を進め、自主財源としての税収確保に努めてまいります。

自衛隊の関係につきましても、国の新しい防衛計画大綱の見直しと次期中期防衛力整備計画が策定され、今後の我が国の安全保障及び防衛力のあり方について示されました。

本年度においては、北海道に駐屯する部隊の規模が決定される方向にあることから、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会と連携を図り、国の防衛における北海道の役割や防災上の必要性を含め、削減による地方への影響などを政府を初め、関係の皆様へ伝えるとともに、引き続き現状維持を要望するなどの活動を進めてまいります。

また、上富良野演習場の安定的、継続的使用のため、今まで同様、上富良野駐屯地の協力をいただき障害の防止や軽減に努めていくとともに、また、防衛施設周辺の生活環境などの整備にも取り組んでまいります。

広域行政の推進については、富良野広域連合の構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう、効率的、効果的な取り組みを行ってまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける、成長・学習の政策分野の多くの部分については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを中心に促進してまいります。

地域における学びの活動は、地域力の根幹を成すものと言えます。子供からお年寄りまで、さまざまな機会やつながりを通じて学びの輪が広がるよう、そして、学びの成果が地域づくりに生かされるよう、生涯学習の充実に努めてまいります。

以上、平成23年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成23年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、地域主権改革に沿った地方の一般財源の充実に向けた対応を受けて、主要な財源である地方交付税については、臨時財政対策債を含めて一定程度の増を見込み、予算編成を行ったところであります。

一般会計では、総額6億4,900万円、前年対比マイナス2.9%、1億8,100万円減の規模となっておりますが、これは障害防止事業及び富町団地町営住宅整備など、大規模な臨時的経費の大幅

減によるものですが、他方、当町としても昨年度補正予算と連動して、地域経済の活力や雇用対策につながるような事業、また、福祉施策の充実や住民活動の活性化に向けた事業の予算化に努めたところであります。

申すまでもなく財政の安定化は町政執行の基本でありますので、引き続き財源不足を基金に頼ることのない財政運営に努めるとともに、地方債発行を抑制するなど、後年度に予定されている学校改築や耐震化など、大規模事業への対応を確実に図ってまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様に、効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として、妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額13億8,391万7,000円、前年対比1.6%、2,117万3,000円増となっております。平成15年度に税率を改正して以来、毎年、医療費が増嵩していく中で、保健指導により医療費の抑制に努めながら、平成18年度から毎年財政調整基金を取り崩して運営をしてまいりましたが、既に基金をほとんど取り崩してきたことや町内経済が厳しい状況にあることから、保険税収入の減少が予測され、一方、医療費については増加が見込まれ、平成26年度からの後期高齢者医療制度の改革と国民健康保険の都道府県単位での財政運営の取り組みなどを検討されていることから、3年間の運営期間を想定した保険税率を改正し、収支バランスを図ったところであります。

次に、後期高齢者医療特別会計では、総額1億1,111万1,000円、前年対比4.4%、430万2,000円増となっておりますが、被保険者数の増加に伴う保険料の増額によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億7,513万1,000円、前年対比31.3%、1億1,316万4,000円の増となっておりますが、本年度から長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業に着手することによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額6,884万1,000円、前年対比24.0%、1,331万5,000円の増となっておりますが、農業農村整備事業に伴う東中簡水配水管移設補償工事と里仁簡水における新規配水工事によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額7億7,519万9,000円、前年対比1.0%、760万8,



000円増となっております。これは新たな要介護者の出現率は低い水準で推移しているものの、高齢化の進展とともに要介護者が重度化する傾向にあることから、介護給付費の増加を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億4,212万9,000円、前年対比19.1%、5,495万8,000円の大幅増となっておりますが、利用者の安全・安心確保のため、スプリンクラーの新設を行うことによるものであります。また、昨年度着手した介護ベッドの更新を本年度も継続して整備してまいります。

次に、病院事業会計では、予算総額は9億4,409万1,000円で、前年対比1.2%、1,141万円増の予算規模となっております。

収益的収入及び支出の予算額は8億7,611万円で、前年対比3.3%、2,963万6,000円の減となっております。これは、事業収益では昨年度実績見込み等を踏まえて、入院・外来収益が減となったこと、また、本年度は退職手当組合負担金の精算年でないため、町の繰入金が減となったことが主な要因であります。これに伴い事業費用では、給与費で昨年の人事院勧告に伴う職員手当と退職手当組合負担金の減、医業収益の減に伴う材料費の減を見込むとともに、実績見込みを踏まえながら経費の縮減に努め、収支を見込んだところでございます。

資本的収入及び支出の予算額は、6,798万1,000円で、前年対比152.4%、4,104万6,000円の増となっております。これは、実施計画で整備を予定しておりました医事コンピュータの更新と老朽化しております医師住宅につきまして、一棟を新築、整備を図るため、収入では整備財源として企業債が皆増、支出では建設改良費が増となったところであります。

最後に、水道事業会計では、総額2億5,823万1,000円、前年対比2.2%、584万4,000円の減となっております。収益的収支においては、上水道更新新計画作成と管網図更新業務が完了したことによる減、資本的収支では、検満工事数量の更新周期による増がありますが、結果として、総額では減となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は、43億4,865万円で、さきに申し上げた一般会計予算と合わせた町全体の予算では、103億9,765万円、前年対比0.3%、3,253万円増の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げますが、国の財政状況が大変厳しい中、これからのまちづくりにおいて、地域力が大きく将来を左右する時代を迎えることが予想され、今こそ町民一丸となってまちづくり

に取り組んでいくことが、何にも増して重要と思われ、一層の町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成23年度の町政執行方針といたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、北川雅一君。

教育長（北川雅一君） 平成23年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め、町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

初めに、テレビ放送の地上デジタル化への切りかえが、この7月より完全実施されることから、3Dテレビを初め携帯電話や電子辞書などの機能は驚くほどの進化を遂げ、パソコンに至っては今や仕事ばかりか、一般の生活の中においても必需品と言える時代に突入しております。

この利便性を追求する流れは、今後、ますます加速していくことが容易に想像できるところでありますが、反面、経済不況の流れはおさまることなく雇用不安や給与の削減、デフレなど、生活に直結する問題が多数継続しており、出口のなかなか見えない世情が続いています。

教育においても小学校は、いよいよ新学習指導要領が完全実施となり、「子供たちのさらなる生きる力の育成」を目指して「より質の高い教育」を実現しようとしているところでありますが、全国的な子供たちの現状は、学力・体力の低下や家庭での虐待、学校でのいじめやそれによる不登校、さらには痛ましい自殺などが後を絶ちません。

このような状況を断ち切るためには、互いに連携し、知恵を出し合い、粘り強く問題解決に立ち向かう「賢くたくましい」人材の育成を強力に推進していかなければなりません。このことを当町教育行政の最重要課題とし、学校教育・社会教育のすべてにおいて取り組んでまいりたいと考えております。

そのために教育委員会といたしましては、町民憲章を踏まえ、さきに策定した「上富良野町教育振興基本計画」並びに「教育目標」を基本として、自然豊かな地域の素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切にし「次代を担う豊かな人づくり」を推進してまいります。

また、各施策の点検管理や執行状況を明らかにする「教育委員会評価」を行い、その取り組みをより効果的、かつ円滑に推進するよう努めてまいります。

学校教育においては、「新学習指導要領」並びに

「上富良野町教育振興基本計画」を念頭に置き、「賢くたくましく生きる力」を持った子供たちの育成のため「確かな学力」と「豊かな心」、「たくましい体」の向上を目指してまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、過去4回の全国学力・学習状況調査などの結果において、当町の子供たちは全国平均にほぼ近い状況にあり、年度によっては、それを上回る場所も見られています。これらのことから、基礎的学力や基本的な生活習慣の定着を確認することができています。しかしながら、国語の読解力や文章表現力、算数・数学の空間図形の理解や数学的な思考など、活用力・応用力においては、まだまだ課題が残っている状況でもあります。その課題の解決に向けて、引き続き基礎基本の定着と、それを活用した思考力・読解力・表現力などを向上させる取り組みを進めてまいります。

そのために、各学校においては、「全国学力・学習状況調査」や「学校評価」などの結果をもとに、児童・生徒の実態を踏まえながら独自の「学力向上プラン」を作成し、指導強化への取り組みを進めているところであります。

また、当町においては、子供たちの状況を引き続き検証していく必要があると判断し、全国学力・学習状況調査を北海道と連携を図りながら、本年度も4月19日に町内全校で実施を予定しております。さらに、表現力などの向上や家庭学習の充実を推進するため、学校・家庭・地域との連携協力を図りながら取り組んでまいります。

「豊かな心の育成」につきましては、道徳の時間をかなめとして、お互いを尊重し支え合う態度や倫理観・規範意識、そして自他の命の尊重など、当町の子供たちに定着しつつある「心」をさらに向上させる取り組みを推進してまいります。そのために、道徳教材の整備はもとより、総合的な学習の時間や特別活動の充実とキャリア教育の一環とした職場体験学習などを通し、多様な体験活動を促進させ、より多くの自然や人との触れ合いを深めて、「心の教育」を推進してまいります。

また、「いじめ」などの防止に向けては、学校・家庭・関係機関との連携を密にし、各種の調査やアンケートなどを活用して、早期発見・早期の解決に努力してまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、体力の向上を図るとともに、健康への意識や安全への意識の醸成などの望ましい生活習慣の向上に努めてまいります。そのために保健や体育の授業の充実はもとより、家庭や地域と連携しながら「早寝・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣のさらなる定着を

推進してまいります。また、体力・運動能力ばかりでなく、自主性や協調性・忍耐力を高める少年団活動や部活動への支援にも努めてまいります。

新学習指導要領の完全実施につきましては、平成23年度から小学校が完全実施となりますが、改訂に伴うすべての準備が整い、円滑なスタートを切るところであります。中学校においては、平成24年度からとなっており、これからの1年間で、残る準備に万全を期してまいりたいと考えております。

以上のさまざまな方策とともに、開かれた学校、信頼される学校づくりを目指すために、家庭や地域の声を取り入れる外部アンケートの実施や学校関係者評価委員会、学校評議委員会などを通して、多くの声を生かした「充実した学校評価」の実施を推進してまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、器物破損、暴力、薬物、虐待などの問題が各地で依然として後を絶ちません。当町においては、学校・家庭・地域の努力と連携により、それらの事例は継続して比較的少ない状況にあります。しかしながら、それぞれの問題の要素は、今の時代においてどこにでも存在し、油断すると、一気に崩れていくことが多々あることも事実です。そうならないために、さきに述べた「豊かな心の育成」への方策とともに、各校の日常教育活動において「子供と子供」、「子供と先生」の信頼関係のさらなる醸成を進めてまいります。

その手だてとして、教職員の指導力、人間力を高める「研修」の充実と、子供たちの目線に立った「教育相談体制」の充実を図ってまいります。上富良野町中学校には、引き続き「心の教育相談員」を配置するとともに、必要に応じて学校教育アドバイザーを保護者、地域との教育相談にも対応させてまいりたいと考えております。

また、中学校が行っている「薬物」や「携帯電話」にかかわる防犯教室の実施にも必要な支援を行ってまいります。

へき地・複式教育につきましては、地域の特色を生かし、個に応じた指導により、児童・生徒の健全育成効果を上げているところです。小規模校ならではの教育を今後とも継続して、その充実を図ってまいります。そのため、各校の特色ある取り組みや行事等へ支援はもとより、へき地・複式教育の研究を進めている「上川南部地区へき地複式研究連盟」への積極的な支援も行なってまいります。

江幌小学校においては、地域と一体となった特色ある教育を望む児童が、学区域を越えて就学できる「特認校」として継続して、その運営推進と情宣に努め、さらなる発展を目指してまいります。

また、他市町村と同様に、当町においても児童・生徒の減少は大きな課題となっており、職員定数が減となる東中中学校には校務の円滑を図るため、町費で事務職員を配置いたします。

特別支援教育につきましては、障がいのある子供たち一人一人の教育的ニーズに対応した校内体制の整備をさらに進めるとともに、その指導方法の充実に継続して努めてまいります。そのため、個々のニーズに対応した人的支援が重要であることから、本年度は上富良野小学校と上富良野西小学校のほかに、上富良野中学校にも「特別支援教育指導助手」を配置し、指導体制の充実に努めてまいります。また、上富良野小学校には、「病弱学級」の新設を行います。

さらに、上富良野町特別支援教育連絡協議会や就学指導委員会の活動を通して、関係者の連携や研修の機会を持ち、指導の充実と今後に向けた自立や進路・社会参加への支援を積極的に行ってまいります。

学校の危機管理につきましては、学校の内外を問わず、子供たちを取り巻く悲惨な事件や不慮の事故などが後を絶ちません。当町においては、学校での日常の校内点検励行を促すとともに、情報交換の機能を密にするため、事件・事故等発生時の対応及び連絡経路について、関係機関との共通理解と連携を図り、継続した取り組みを進めてまいります。

住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」を初め、「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」や「生活安全推進協議会」など、地域総ぐるみでの協力体制を今後とも継続してまいります。また、状況に応じて各校教職員や教育委員会職員などによるパトロールも実施し、子供たちにかかわる安全確保、事件・事故発生の予防に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、国のスクールニューディール構想推進事業を受け、各学校や公共施設のテレビのデジタル化と校務用コンピューターの整備を行ってまいりましたが、本年度は、東中中学校のコンピューターの整備・更新を推進してまいります。

また、耐震診断に基づき、上富良野小学校校舎の改築基本設計及び上富良野西小学校体育館の耐震改修実施設計を実施し、安全・安心な学校環境の整備を図るとともに、教材備品の拡充を図るなどの学習環境整備も継続して取り組んでまいります。

学校給食につきましては、平成21年度から「富良野広域連合組織」による運営がなされております。四季折々の新鮮な食材、旬の味覚を味わうことができる地場産食材を活用した「顔の見える学校給

食」の提供とともに、施設整備の衛生管理・安全管理を徹底し、「安全でおいしい給食」の提供に努めてまいります。

また、時代の変化による食べ残しや偏食などの問題に対し、「もったいない」をスローガンとして、その運動推進に取り組んでまいります。

食育の一環として行っている「お弁当持参の日」は、家庭の協力・家庭の工夫など、親子とのきずなにつながるものとして今後も引き続いて継続してまいります。また、栄養士による学校訪問も引き続き実施し、食事の意味・栄養バランスの大切さ、食事のマナーなどの指導を、学校との連携を図りながら充実させてまいります。

国際理解教育につきましては、現在、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から英語指導助手を迎えて、学校教育・社会教育の両面で小・中学校の授業やサークル活動を通して国際理解教育の推進を図るとともに、上富良野町とカムローズ市との交流発展に努めているところです。

また、新学習指導要領による小学校5年生・6年生の外国語活動においても、さらなる有効な活用を計画してまいります。さらに、幼稚園・保育所への訪問や英会話教室などを利用し、幼児も含めた町民の皆様に、国際理解の輪を広げていただけるよう、その推進に努めてまいります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の上富良野西小学校と三重県津市の安東小学校の姉妹校提携調印以来、14年目を迎えますが、本年度は西小学校から安東小学校への訪問を実施し、両校の交流と見聞をさらに深いものにしてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、生徒数の確保が年々難しく、その存続を危ぶむ声が多方面から聞こえてくる状況でありましたが、昨年度においては高校の努力はもとより、「上富良野高校教育振興会」、「上富良野高校サポーターズクラブ」や「上富良野高校野球部を応援する会」など地元関係機関とのさまざまな努力をいただき、定員を上回る入学生を確保することができました。

このことを上富良野高校存続の追い風として、上高生の学力向上や進路指導対策に向けて、新たにビデオ・オン・デマンドシステムの導入を支援してまいります。地域に根差した高校の存在は、子供たちや当町にとって、大きな影響力を持っています。今後ともこの望ましい傾向を持続していくために、従来の資格取得の受験料補助などの支援はもとより、さまざまな支援策を模索しながら、上富良野高校の振興・発展を目指してまいります。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書

館、社会教育総合センターなどの社会教育施設を活用しながら、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、社会教育基本方針にある「豊かな心と健やかな体をはぐくみ、潤いある地域づくりを目指す生涯学習」のさらなる推進に向けて、社会教育を進めてまいります。

そのために、平成21年度に施行された第7次社会教育中期計画をもとにし、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携、融合を図りながら、具体的方策の実施、実現を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭こそ子供たちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と、「調和のとれた心身」をはぐくむ教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を図り、「親子とのきずな」と、「健やかな子育て」の向上を目指して、多様な学習機会や情報の提供と本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊にする取り組みなど、地域の教育力も活用させていただきながら、その充実を図ってまいります。

また、家庭教育学級や子育てサークルなどを通しての相談活動や交流活動・スポーツ活動などを積極的に支援し、明るく安心して子育てを進められる家庭づくりに努めてまいります。

さらに、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓発や普及促進を図り、当町の家庭の教育力のさらなる向上を推進してまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年のスポーツや文化活動の推進を図るため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主活動を尊重し、継続して支援・協力を行ってまいります。将来の地域のリーダーづくりを目指して、「なかよしサミット」や「青少年交流事業」などを通して、小・中・高校生を対象とするジュニアリーダー育成事業を推進してまいります。

また、地域・PTA・関係機関の協力をいただいている「学校支援ボランティア」の活動や「青少年健全育成をすすめる会」などによる活動を通して、青少年が健やかに育つ環境・町づくりを継続して行ってまいります。

放課後プラン事業につきましては、保護者・学校・地域などに理解を得ながら、子供たちの放課後の「より安全で安心な居場所づくり事業」として、放課後スクールと放課後クラブを引き続き運営してまいります。地域の方々のさらなる御協力を得ながら、学校や保健福祉部局と連携し、上富良野の子供たちを健全に守り育てる事業として推進してまいります。

また、この事業をより円滑にするに当たり、日々子供たちのお世話をいただく人材の確保に、今後も努めてまいります。

成人・高齢者教育につきましては、成人の方々の自主的なサークル活動への支援と、各種学習機会の開設などに取り組み、その学習活動の活性化に努めてまいります。

成人女性を対象とした女性学級と、「若く老いよう」を合い言葉にした高齢者対象の「いしずえ大学」を引き続き開設し、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

また、「いしずえ大学生」が自主的に運営する自治会活動の支援をしてまいります。さらに、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動・体験活動に生かし、伝えていただくなど、積極的なかわりの中で学び合い、支え合う人づくり、まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、美術展覧会や音楽、舞台芸術の公演などを文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術・芸能、文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて日常的に練習を行っている文化芸術活動の発表の場として、子供から大人までを対象とした総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

図書館の運営につきましては、蔵書検索システムを活用し、道立図書館や近隣図書館などとの連携により、引き続き利用者の利便性の向上を図ってまいります。また、町内小・中学校の学校図書室と図書館が情報を共有し、図書の有効活用を図ってまいります。

子供たちの読書への関心を高めるため、児童書の充実を図るとともに、本と触れ合う機会の拡大を目指し、乳児には絵本に触れるきっかけづくりのブックスタートや、各小学校等への移動図書活動を継続してまいります。また、読み聞かせ活動など、本を生かした学習活動に協力をいただいているボランティア団体への活動支援も引き続き行ってまいります。

本年度は、「子供読書推進計画」を策定し、子供がその成長に応じて読書に親しめる環境づくりなど、読書推進活動に必要な方策を講じてまいります。さまざまな機会を通して、町民の皆様の見、御希望を広く聞き、「町民に親しまれる図書館」を目指して、今後とも取り組んでまいります。

郷土館につきましては、昨年度の収蔵物情報の

データ化をさらに進め、その整理を行い、郷土学習に活用が図れるようインターネットなどを通じて、情報提供をしております。

また、総合文化祭で「郷土館特別展示」を開催し、多くの町民の皆さんに御観覧いただき、郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるよう充実に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツは人格の形成、体力の向上や心身の健康保持増進に寄与するとともに、私たちに多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で、欠かすことのできない大切な役割を果たしております。

このため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ大会を開催するほか、地域や各スポーツ団体との連携を図りながら、指導者への支援を行います。また、競技スポーツの競技力向上や各種スポーツ団体の自主的な活動の支援に努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、利用者ニーズの多様化にこたえ、施設の有効活用が図られるようスポーツ団体や地域との協議を行い、適正な管理運営を目指します。また、学校の協力のもと、引き続き学校開放事業を実施してまいります。

社会教育施設につきましては、町民の社会教育活動の場として、本年度は、公民館大ホールの機の更新、運動公園、多目的広場、野球場の整備など施設の適切な維持管理を初め、指定管理者や関係団体との連携を十分に図りながら、多くの町民の方々に利用していただけるよう努めてまいります。

以上、平成23年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げましたが、本町の教育、文化、スポーツの振興と生涯学習社会への構築と「豊かな人づくり」に向けて、最善の努力を傾けてまいります。

議員並びに町民皆様の御支援と御協力を御願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。

議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま町長から、平成23年度におけます町政全般の執行について基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきまして、それぞれに述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成23年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明をしております。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号平成23年度上富良野町一般会計予算。

平成23年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億4,900万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款町税、9億2,869万6,000円。

2 款地方譲与税、1億3,570万円。

3 款利子割交付金、330万円。

4 款配当割交付金、70万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、30万円。

6 款地方消費税交付金、1億3,530万円。

7 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、7,240万円。

8 款自動車取得税交付金、2,160万円。

9 款地方特例交付金、2,660万円。

10 款地方交付税、30億8,400万円。

11 款交通安全対策特別交付金、230万円。

12 款分担金及び負担金、6,055万9,000円。

3ページに移ります。

13 款使用料及び手数料、1億3,947万1,000円。

14 款国庫支出金、5億323万7,000円。

15 款道支出金、3億3,686万3,000円。

16 款財産収入、1,309万4,000円。

17 款寄附金、1,000円。  
18 款繰入金、4,691万5,000円。  
19 款繰越金、3,000万円。  
20 款諸収入、2億3,436万4,000円。  
21 款町債、2億7,360万円。  
歳入合計が60億4,900万円となります。  
4 ページに移ります。

2、歳出。  
1 款議会費、7,294万4,000円。  
2 款総務費、7億4,885万4,000円。  
3 款民生費、10億1,472万7,000円。  
4 款衛生費、7億4,728万9,000円。  
5 款労働費、2,908万3,000円。  
6 款農林業費、4億52万4,000円。  
7 款商工費、1億7,923万9,000円。  
8 款土木費、6億4,025万6,000円。  
5 ページに移ります。  
9 款教育費、3億1,790万9,000円。  
10 款公債費、9億4,540万4,000円。  
11 款給与費、9億3,277万1,000円。  
12 款予備費、2,000万円。  
歳出合計が60億4,900万円となります。  
6 ページに移ります。

次に、第2表では、債務負担行為を設定する事案につきまして記載をしておりますので御説明を申し上げます。

北19号道路改良舗装事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき、2カ年継続事業として取り進められますことから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

次に、第3表では、地方債の限度額を7件、金額にして2億7,360万円と定め、内容につきましては、各項目ごとに利率やその償還方法などを記載しております。

特に、将来の財政見通しが昨今の経済情勢などにより不透明でありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案を中心に、その他緊急性、あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものでございます。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債につきましても、昨年度に引き続き所要の額を計上しております。

ここまで申し上げましたが、一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩  
午前10時40分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） 続きまして、議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億8,391万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款国民健康保険税、3億1,002万4,000円。

2 款国庫支出金、3億6,238万1,000円。

3 款療養給付費交付金、7,095万7,000円。

4 款前期高齢者交付金、2億6,287万3,000円。

5 款道支出金、7,256万1,000円。

6 款共同事業交付金、1億5,105万5,000円。

7 款財産収入、1,000円。

8 款繰入金、1 億 1,595 万 5,000 円。

9 款繰越金、3,500 万 1,000 円。

10 款諸収入、310 万 9,000 円。

歳入合計金額は、13 億 8,391 万 7,000 円  
であります。

9 ページをごらんください。

## 2、歳出。

1 款総務費、4,866 万 5,000 円。

2 款保険給付費、9 億 2,334 万 2,000 円。

3 款後期高齢者支援金等、1 億 4,209 万円。

4 款前期高齢者納付金等、41 万 5,000 円。

5 款介護納付金、6,821 万 5,000 円。

6 款共同事業拠出金、1 億 7,691 万 7,000 円。

7 款保健事業費、1,724 万 3,000 円。

8 款基金積立金、1,000 円。

9 款公債費、20 万円。

10 款諸支出金、70 万 3,000 円。

11 款予備費、612 万 6,000 円

10 ページをお開きください。

歳出合計金額は、13 億 8,391 万 7,000 円  
であります。

続きまして、議案第 3 号平成 23 年度上富良野町  
後期高齢者医療特別会計予算について、朗読をもっ  
て御説明申し上げます。

11 ページをごらんください。

議案第 3 号平成 23 年度上富良野町後期高齢者医  
療特別会計予算。

平成 23 年度上富良野町の後期高齢者医療特別会  
計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ  
れ 1 億 111 万 1,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと  
の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

12 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額  
のみを申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

### 1、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、6,758 万 1,000  
0 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款繰入金、3,341 万 6,000 円。

4 款繰越金、1,000 円。

5 款諸収入、11 万 2,000 円。

歳入合計金額は、1 億 111 万 1,000 円とな  
ります。

13 ページをごらんください。

### 2、歳出。

1 款総務費、111 万 2,000 円。

2 款広域連合納付金、9,988 万 6,000 円。

3 款諸支出金、11 万 1,000 円。

予備費、2,000 円。

歳出合計金額は、1 億 111 万 1,000 円とな  
ります。

以上で説明を終わります。

議長(西村昭教君) 次に、介護保険特別会計予  
算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) それでは、平成 2  
3 年度上富良野町介護保険特別会計予算につつまし  
て、朗読説明をもって説明申し上げます。

14 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 4 号平成 23 年度上富良野町介護保険特別  
会計予算。

平成 23 年度上富良野町の介護保険特別会計の予  
算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ  
れ 7 億 7,519 万 9,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと  
の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書き  
の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用  
することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不  
足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費  
の各項の間の流用。

15 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額  
のみ御説明申し上げます。

第 1 表、歳入歳出予算。

### 1、歳入。

1 款介護保険料、1 億 2,100 万円。

2 款分担金及び負担金、115 万 9,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 7,088 万 2,000 円。

4 款道支出金、1 億 731 万 6,000 円。

5 款支払基金交付金、2 億 1,283 万 4,000  
円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、1 億 5,635 万 3,000 円。

8 款繰越金、200 万円。

9 款諸収入、365 万 4,000 円。

歳入合計額、7 億 7,519 万 9,000 円であり  
ます。

16 ページに移ります。

2、歳出。

1 款総務費、5,091万5,000円。

2 款保険給付費、7億500万円。

3 款地域支援事業費、1,807万8,000円。

4 款特別給付費、20万円。

5 款基金積立金、1,000円。

6 款諸支出金、5,000円。

7 款予備費、100万円。

歳出合計額、7億7,519万9,000円であり  
ます。

以上で、介護保険事業会計の説明を終わります。

議長（西村昭教君）次に、ラベンダーハイツ事  
業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君）次に、議  
案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ  
事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げま  
す。

17ページをお開きください。

議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハ  
イツ事業特別会計予算。

平成23年度上富良野町のラベンダーハイツ事業  
特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ  
れ3億4,212万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご  
の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務  
を負担する行為をすることができる事項、期間及び  
限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定によ  
り起こすことができる地方債の起債の目的、限度  
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表  
地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定  
による一時借入金の借入れの最高額は、6,000  
万円と定める。

18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款サービス収入、2億7,652万7,000  
円。

2 款使用料及び手数料、1万4,000円。

3 款寄附金、1,000円。

4 款繰入金、1,538万6,000円。

5 款繰越金、300万円。

6 款諸収入、20万円。

7 款財産収入、1,000円。

8 款町債、4,700万円。

歳入合計は、3億4,212万9,000円であり  
ます。

19ページに移ります。

2、歳出。

1 款総務費、1億6,279万7,000円。

2 款サービス事業費、1億1,889万3,000  
円。

3 款施設整備費、5,000万円。

4 款基金積立金、1,000円。

5 款公債費、811万9,000円。

6 款予備費、231万9,000円。

歳出合計、3億4,212万9,000円となりま  
す。

20ページをお開きください。

第2表では、債務負担行為を設定する2事案につ  
いて記載をしておりますので、御説明申し上げます。

介護業務支援システムは、現在、使用している介  
護報酬請求システムが8年を経過し、老朽化してい  
ることから、機能アップした介護業務支援システム  
により更新整備を行うため、債務負担行為を設定し  
導入しようとするものであります。

スーパー次亜水は、ノロウイルス等の消毒剤であ  
りまして、感染症予防対策を強化するため債務負担  
行為を設定して、生成機等を導入しようとするもの  
であります。

第3表は、介護サービス施設整備事業として、ス  
プリンクラーの新設を行うため、地方債の借り入れ  
を行おうとするものであります。

以上で説明といたします。

議長（西村昭教君）次に、簡易水道事業特別会  
計予算及び公共下水道事業特別会計並びに水道  
事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君）次に、簡易水道特  
別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計  
の平成23年度予算について、議案の朗読をもって  
御説明申し上げます。

21ページをお開きください。

議案第6号平成23年度上富良野町簡易水道事業  
特別会計予算。

平成23年度上富良野町の簡易水道事業特別会計  
の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ



れ6,884万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

22ページをごらんください。

第1表。

第1表につきましては款ごとの金額のみを申し上げます。

歳入歳出予算。

1、歳入。

1款使用料及び手数料、1,563万8,000円。

2款繰入金、5,281万5,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、38万7,000円。

歳入合計は、6,884万1,000円となります。

23ページへ参ります。

2、歳出。

1款衛生費、2,714万4,000円。

2款公債費、4,169万6,000円。

3款繰出金、1,000円。

歳出合計は、6,884万1,000円となっております。

24ページをごらんください。

議案第7号平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成23年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,513万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億7,0

00万円と定める。

25ページへ参ります。

第1表。

第1表につきましては款ごとの金額のみを申し上げます。

歳入歳出予算。

1、歳入。

1款分担金及び負担金、48万円。

2款使用料及び手数料、1億3,236万円。

3款国庫支出金、7,260万円。

4款繰入金、1億3,28万8,000円。

5款繰越金、1,000円。

6款諸収入、2,000円。

7款町債、1億6,640万円。

歳入合計は、4億7,513万1,000円となります。

26ページへ参ります。

2、歳出。

1款下水道事業費、2億3,471万6,000円。

2款公債費、2億3,991万4,000円。

3款繰出金、1,000円。

4款予備費、50万円。

歳出合計は、4億7,513万1,000円となっております。

27ページへ参ります。

第2表、債務負担行為。

ここには、下水道事業の設備更新に関する委託工事として、23年度、24年度の2カ年にわたる工事のため、債務負担行為を設定してございます。

根幹的施設建設工事委託(平成23年度)、期間につきましては23年度から24年度、限度額につきましては2億8,300万円を設定いたします。

次、第3表に参ります。

(地方債)。

目的と限度額のみを申し上げます。

公共下水道事業(一般分)限度額6,310万円、公共下水道事業(資本費平準化分)8,000万円、公共下水道事業(特別措置分)2,330万円、以上の3件となっております。

28ページをお開きください。

議案第8号平成23年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成23年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、給水戸数、4,079戸。

(2)、年間総給水量、81万9,400立方メートル。

(3)、1日平均給水量、2,245立方メートル。  
(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億6,305万5,000円。

第1項営業収益、1億5,819万3,000円。

第2項営業外収益、486万2,000円。

支出。

第1款水道事業費用、1億6,305万5,000円。

第1項営業費用、1億1,903万8,000円。

第2項営業外費用、2,059万3,000円。

第3項特別損失、1,000円。

第4項予備費、2,342万3,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,517万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,517万6,000円で補てんするものとする。)

支出。

第1款資本的支出、9,517万6,000円。

第1項建設改良費、3,641万5,000円。

第2項企業債償還金、5,876万1,000円。

29ページへ参ります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、3,436万円。

(他会計からの補助金)。

第6条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、485万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、895万3,000円と定める。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長(松田宏二君) 次に、平成23年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申

上げます。

30ページをお開き願います。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第9号平成23年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成23年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間5万4,725人、1日平均196人。入院患者、一般病床、年間1万1,492人、1日平均31人。外来患者、年間3万3,534人、1日平均138人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,699人、1日平均27人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、8億7,611万円。

第1項医業収益、5億9,437万6,000円。

第2項医業外収益、1億4,973万4,000円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,200万円。

支出。

第1款病院事業費用、8億7,611万円。

第1項医業費用、7億4,197万3,000円。

第2項医業外費用、212万6,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,200万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、6,798万1,000円。

第1項出資金、1,908万1,000円。

第2項補助金、900万円。

第3項企業債、3,990万円。

支出。

第1款資本的支出、6,798万1,000円。

第1項企業債償還金、644万6,000円。

第2項建設改良費、6,069万5,000円。

第3項奨学資金貸付金、84万円。

次のページをごらんください。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

以下、起債の目的及び限度額のみ申し上げます。

医事コンピューター購入事業、1,470万円、  
医師住宅新築工事、2,520万円。

(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、5億8,584万6,000円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第9条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億3,238万5,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第10条、たな卸資産の購入限度額は、1億2,395万4,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産。種類、什器備品。名称、医事コンピューター、数量1式。同じく種類、建物。名称、医師住宅、数量1棟であります。

以上で説明いたします。

議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものとしたしたいと思います。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により、1人、1回限りとしたしたいと思います。

これより、質疑をお受けいたします。

2番村上和子君。

2番(村上和子君) まず最初に、町長にお尋ね

したいと思います。

何点かよろしくお願ひいたしたいと思います。

4ページにあります現行の敬老祝い金制度を見直すと、こういうことですが、今現在、77歳、2万円、88歳が3万円、100歳が5万円だったでしょうか、こういったものをなくすというのであれば、これにかわる何か具体的なものがあるかどうか。何かこれから検討してまいりますということですが、その点、伺いたしたいと思います。

それから、5ページにありますラベンダーハイツでございますけれども、ことしは防火対策でスプリンクラーを整備するわけでございますけれども、ラベンダーハイツについては、私は、今、運営状況の良好なうちに手を挙げる人がいれば、そういった方に民営化の方向でという方向性を示したほうがいいのではないかと、このように考えておりますが、町長はずっとこのままやっていくような今回の方針を見せていただくと、そのような感じがしておりますが、その点はどのように考えておられるのか。

それから、6ページの子育て支援でございますけれども、いろいろと地域全体で子育てを支援するという仕組みづくりを推進していくということでございますけれども、今回23年度、南富良野町では22歳まで医療費を無料化にすると、700万円予算計上かということが出ておりまして、中富良野町も昨年、中学生まで医療費無料ということで、それに続き、ことしは新婚子育て世帯に月額1万5,000円限度に2年間家賃を助成すると、こういったような他町村では子育て支援、若い世代に向けての独自の施策がなされているわけですが、上富良野町でもいろいろ子育てにつきましてはやっているところでございますけれども、私は、子育て魅力プランというのでしょうか、そういったものをちょっと、町独自の上富良野に住んで子育てしてみたいわと、こういうような感じに何かメインになる施策というのを考えただけでないかなと、そういうふうに考えているのですけれども、町長のお考えはどのようなものでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、7ページにあります中央保育所の運営についてでございますけれども、これも国の動向を見据えながら民営化計画の推進について適切に対応してまいると、こういうことですが、平成16年に中央保育所と幼保一元化は、次世代育成計画の中でも、民営化に推進するという行革のプランが出されておりました。

私は、平成18年3月の定例議会で、中央保育所の今後についてと、幼保一元化について、そのとき

は尾岸町長いらっしゃいましたけれども、質問をさせていただきます。そのときも同じような国の動向を見定めながら、こういうようなことでございまして、幼保一元化につきましては同僚議員も昨年の9月に、幼保一元化についてどうなのだという御質問をされておりましたけれども、私も18年のときに質問しましたときには、民間の幼稚園も柔軟な姿勢を示しているようであるので、今後、お考えをよく聞きながら進めていきたい。そういうときは今の政権でありませんでしたので、認定こども園という、大分進んでいたのですけれども、今、18年に一般質問させていただきまして5年たっておりますが、計画から7年たちまして一向に国の動向を踏まえながら、見定めながらやっていくということで、私はここまで計画ができていながら、国の動向を探っているというのならわかるのですけれども、何か次世代計画も後半に入っておりますけれども、7年たっても民営化の位置づけばかりで、それで全然前に進んでいっておりませんですけれども、こういった計画、これは計画でしょうか。少し具体的に、たしか人件費も83.3%を占めていると、効率化ということを考えればということで、そういう答弁もいただきましたけれども、それであればやっぱり職員の配置、大変な人件費が83.3%かかっていると、こういったものも職員配置なんかも今から決めていきませんか、何といたうのでしょうか、国の動向を定めながらなんていうことですけれども、国の動向なんてさっぱり今の政権では、全然何も決められないような感じでございます。

それで、やっぱりこうなりますと、上富良野町の保育行政はどうあるべきなのか、確かに延長保育ですとか、年齢も下がってきておりますし、非常に多様なニーズも保育行政もなっているのですけれども、上富良野町の行政というものをもう少しどうやっていくのかということをお考えいただいたらいいのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

それと、9ページにあります水道の老朽化している配水管が、更新計画に基づいて実施していくということでございますけれども、監督の権限が今度は国から道に移譲されます。今後については給水量がかなり、19年後ぐらいには20%減るだろうと、やっぱり規模の縮小ですね、今まで余り縮小のやったことありませんので、今まである配水管を更新していくというばかりで、ですからここにも町長の指導力を入れていただいて、給水がどんどん減ってきている状況にありますので、大幅な改革が、配水管の改革が必要でないかと、このように考える次第です。

以上を町長に御質問申し上げます。

次に、教育長に申し上げたいと思います。

1ページのいじめとか虐待とか、自殺なんか後を絶たないと、こういうことでございますけれども、上富良野町の現状は、一向に虐待やそういったいじめとかが、なかなか見えにくい状況にありまして、全然ないのでしょうか。そんなことはないかと思いますが、この点お尋ねしたいと思います。

それから、5ページにあります東中中学校に今回町費で事務職員を配置したいと、こういうことでございますけれども、こういうことをすることができるのであれば、生徒数が現在11名と聞いておりますけれども、生徒数が減っても教員の配置等が、減となった場合に町費で賄うことができるとすれば、東中中学校の存続はあり得るのではないのでしょうか。そういったことも考えられるのですけれども、その点いかがでしょうか。

それから、続きまして5ページにあります特別支援の教育でございますけれども、これは「自立や進路・社会参加への支援を積極的に行ってまいります」とありますけれども、将来には役所や教育委員会もこういった方々を受け入れてあげるというような、こういうふうなお考えというのはいかがでしょうか。こういった障がいを持っていらっしゃる方々の社会参加ですね、そういったことをお考えにならないのかどうか。

それから、7ページの上高の件でございますけれども、平成14年に普通科2間口だったのでございますけれども、私、そのときに1間口を商業科にできませんかと言ったら、緑峰高校の兼ね合いがあって、どうも難しいと。普通科であっても商業科だとか、それから福祉科だとか分科系各自選択できるのだと、こういうようなことでございましたけれども、今の1年生につきましては、こういった選択のあれはどのようになっているのでしょうか、よろしくお尋ねいたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） ただいまの2番村上議員の執行方針に対します御質問について、私についてのお尋ねからお答えさせていただきます。

まず、敬老祝い金制度についての見直し等につきましては、御案内のように、高齢化社会を迎えまして、高齢者に対するサービスの提供のあり方というのが、非常に広範にわたってきておまして、かつては敬老祝い金というのは、節目節目で長寿をお祝いするという性格でございましたが、限られた財政の中で高齢者へのサービス提供をしっかりと充実させていくという意味において、やはり時代の変遷と

ともに、その中身について見直しを図っていくということは、不断に行われていこうと思っております。そういう一環として、この敬老祝い金制度というものが、本当に高齢者の皆さん方お祝いするという意味では、非常にいい事業でしょうが、高齢者をサポートしていくという意味において、そちらのほうに私はこれからはシフトしていくべきだというふうに考えておりました、見直しさせていただきたいということで、今、どういう方向にすること結論には至っておりませんが、見直しをさせていただきたいということで考えているところでございます。

それから、ラベンダーハイツの将来構想についてでございますが、村上議員からお尋ねのような民営化という方向づけについて、排除するものではありません。特に、今、公設で特養事業を行っている自治体が本当に少ない実態でございまして、しかしながらそういう思いもありますけれども、現在の建築してから相当年数が経過しているという実態、それから現在のような状況の中で、それをなりわいとして活用していただく事業者が、果たして私どもの思いのような姿にあらわれるかどうかということ。民営化ということ的前提においた検討は、具体的にした経過がございませんので、しかし、排除するものではございませんので、そういう可能性があれば、そういうことも今後運営の中では、運営計画を定める中では、それも項目としてこれからは置いていくことはやぶさかではございませんので、そういうことも今後検討対象の一つとして押さえていきたいというふうに考えております。

それから、子育て支援につきましては、今、各自治体が競い合うようにさまざまな対策を打ち出していることは、私も承知しております。直感的には、ああそうか、こういう方法もあるのだなということで気にとまりますけれども、しかし、私としては現在、整備実施させていただいております内容をしっかりと充実することが、まず基本でなければならぬという考えを持っておまして、とりわけ新たな事業、新たな目玉的な事業に取り組むということになれば、今度はそれをずっと続けていかなければならないという、そういうものもまた他方並行的に発生して来る。特に、行政というのはそういう性格を持っておりますので、私は、必ずしもそういう目玉事業をやらないということではございませんが、そういうことも念頭には置いてはありますが、まず既存の事業の中で不十分なもの、あるいは成果が出ているもの、そういったものを常に検証しながら、そういった中で新しい事業展開が必要だということであれば、そういう展開をしてまいりたいと考えてお

りますが、今はまず既存の事業をしっかりと見直し、さらに充実をするということに力点を置いている状況でございます。

それから、中央保育所の民営化のお尋ねでございます。

民営化をするという方向づけは既に固まっております、現在、既に現場ともいろいろ意見交換は、保健福祉課を通じてされているというふうに私も聞いております。ことしは、特に御質問の中でありました国の制度、仕組みの方向づけですね、これについて私も議員と同様に、これをしっかりと見てからということでは、非常に我々の意志決定がおくれるということを私も心配しております、町独自としての具体的に何度も申し上げておりますけれども、保育士の皆さん方が活躍していただくことと、それから保育業務と、それは切り離して考えていくべきだというふうに思っておりますので、保育は保育として仮に民営化に踏み切ったときに、保育のサービス低下に至らないようなそういうもしっかりと検証して、少なくとも村上議員が御質問のように、さっぱりいつなのか見当もつかないということからは脱せれるように、ことしは実感していただけるように、歩を進めているなということを実感していただけるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、水道管の更新事業についてですが、これにつきましては、まず老朽化した水道管を更新していくということは、これは義務的にしていかなければならないというふうに考えております。

それと給水区域のエリアを給水実態に合わせて、見直してはどうかというような意味のお尋ねだったかなというふうに思いますが、これは非常に高度なまちづくりの計画の根幹にかかわってくる部分もございまして、当然、下水道事業も含めましてですが、人口分布、将来の町の住んでいただくという、まちづくりの全体像中で今の給水計画とどうなのかということ、それは常にリンクしておりますので、検証することはこれからも続けさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、いじめ、虐待の見えない部分があるのではないかという御質問でございますけれども、我々の一番危惧しているところはそこでございます、その対応としましては、各学校、子供たちにそのアンケート調査をしながら、いろいろそういう情報を聞き入れながら、何かおかしいのではないかという部

分で早目の早期発見、早期対応という形で実は進めさせていただいております。

今のところ大きな問題もなく対応しておりますけれども、その中からやはりちょっと怪しいなというところもございまして、その分につきましては、先ほど言いましたように、先生方それぞれ含めて対応させていただいているというのが現実でございます。おかげさまで大きな問題もなく今のところ推移してございますけれども、そんな状況で早期発見、早期対応ということで進めさせていただいている状況でございます。

2点目の東中中学校の事務職員、町費で置ければ、今後についても継続、子供たちの関係ということになりますけれども、あくまでも職員、先生方を置くには、ある程度一つの道の基準がございまして、今回事務員を置けないというのは、3クラス以上で、15名以上でなければ事務職員は置けないという一つの基準になってございまして、そんなことで平成23年度においては12名の生徒さんがいらっしゃいますので、その対応を図るべく校長、教頭と協議しながら、事務的な対応も含めながら対応していただくというふうになってございます。

小学校と違いまして専門教科の部分もございまして、そんなことで事務職員を町費単費でお願いして、中学校の学校運営を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、特別支援の子供たちの社会の参加の窓口という形でございましてけれども、人事関係も出てきますけれども、やはり障がい程度の部分がある程度、限度としてはございますので、そんなところの対応も、仕方一つ今後の課題というふうにあるかと思うのですけれども、ひとつ養護学校等も含めながら、そんな人材であれば、これからいろいろな部分でまだ協議をしていかなければならない部分があるかと思っておりますけれども、そんな状況であるということで御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、4点目の上高の問題でございまして。今現在、正直1間口で進めさせていただいておりますけれども、いずれ2間口という形になれば、就職、それから進学というクラス分けもできて、その対応もできたという状況もあるかと思っております。今、1間口で推移してございます。

そんな中で就職、それから進学という形の中で、ある程度、出口のベースである程度の学力がなければ、次の展開にもならないという形の中で、本町といたしましても教育振興会を通じて道立でございましてけれども、そういう上高に応援をしていきたいということで、今回、予算も出口ベースの学力を上げようということで、実は応援をしていきたいという

状況で進めてございますので、そんなことで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、町政執行方針の関係で5点ほどお尋ねを申し上げたいと思います。

まず、3ページの関係です。協働の力ということで、これをキーワードということでございます。

その中で、議会の一般質問等も何回か出ております。それから、この中で地域担当職員ということで、できるだけ職員が地域の中に入っていくというような形でやっていかないと、町民が町のいろいろなあれに協力をする、それが協働というような感覚が今、問われるような感じがしております。

それで改善22プランの中では、職員の地域内活動の推進ということで、職員の地域内活動の奨励・啓発というようなことでやっております。したがって、これが今年度どのような形で、文章上はこうあるけれども、中身についてはどうなのかということを一歩疑問に思っていますので、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、2点目は、今、同僚議員が言った敬老祝い金の関係です。

見直しを図るというようなことで、真に必要とする施策を反映すると、それでは真とはどういうものかというようなことを感じます。今回、予算計上が476万円ということになっておりますし、ことし敬老を迎える人は、それぞれことしはもらえるのだという気持ちを持っていますので、これが年度中にこういうことで見直しを図るのか、それとも平成23年度検討して、24年度から見直しをした段階で進めるのか、その点を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、次に7ページ、アウトソーシングの関係です。

特に、保育所の関係等含めて、22、23年の改善プランの中では、ここで明らかになっているのですね。言うなれば施設業務は民間移譲の検討、中央保育所、ラベンダーハイツ、車両管理業務、これは22年から23年度の中にもそういうことで明らかになっておりますので、これは一応適切にという言葉は、中央と呼応したかということでございます。今、町長の話では、特に保育所の関係については、実感できる形で改革を一歩進めるということでございます。

したがって、これらについては、今まで改善プランで上がっているながら、それから全然進行が目に見えていないということを我々実感していますので、

今度は実感できる一歩ということで、足を出していただくようお願いをいたしたいと思います。

それから、次に4点目の10ページです。災害関係の支援プランということです。

現実の問題として、名簿と支援プランの策定の関係ですけれども、防災自主活動が進んでいるところとおくれているところ、いろいろな差があります。したがって、支援プランの策定ということは全町的な形で進めるとか、今、自主防災組織の第1段階にきているところ、もしくは第2段階に進んでいるところ、そういうものを取捨選択しながら進めていくのか、大ざっぱに支援プランの策定ということになりますと、非常にわかりにくい面がありますので、その点も明らかにしていただきたいと思います。

それから、12ページです。2段目の憩いと安らぎの提供ということで、一応、国の緊急雇用創出事業ということで、遊具・樹木等ということでございます。

それで、先般、住民会の議会報告会の中では、教育委員会所管の樹木も非常に荒れているよということでございますので、それらも緊急雇用創出事業の中で、仕事がやっていただけるのかということをお尋ねいたしたいと思います。

それから、次に、教育行政執行方針の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

2ページの関係です。教育委員会、評価をいということ。これは教育行政評価委員会がやることと、一応、認識はしているのです。それで、私、昨年の決算特別委員会でもお話ししました。非常にでたらめな、いいかげんな点検評価表だったと、ということで、あれは1日であるのは非常に難しいのではないかと。それで、広域行政の関係の学校給食で、南富良野と上富良野と富良野市の教育行政評価の学校給食の関係だけ見ました。非常にできてはいるのです。しかし、全般的に見ると、富良野は3日かけているのです。南富良野も3日です。上富良野は1日なのです。だから極端な例、講評のまとめなんて、20年度の講評、21年度の講評は全く同じ文書なのです。

ですから、委員の皆さん方が検討して本当にやったか、それだけの時間があつたかという気がするのです。その点ことは考えてもらわないと、若干今回の教育行政方針の中で、昨年の決算委員会の関係等も含めて、評価の批判は受けたので、それらが随所に入っていることは承知しておりますけれども、そういう点でもうちょっと委員の皆さん方が十分目を通し、本当に生きた教育行政評価ができるような形をぜひとっていただきたいという気がいたします。

それから、次に7ページ、「お弁当持参の日」の関係で、非常に結構ないいことなのですけれども、19年度から取り組みを実施しています。この前の点検評価の関係では、3年を評価していますけれども、実際に実情・実態は把握をしていないと、把握をなさないと、指摘を受けているのです。それで実際に、これらの関係が、でも心配するのは、コンビニから弁当買ってくるとかいろいろなケースがあると思うので、そういう実態をということでお話をしたので、これらの関係がお弁当持参ということ。親子のきずなを深める、それから家庭も協力するという一つの大きな目標はあるのですけれども、その点でちょっと心配なので、それらの調査の結果でどう進めるかということ意見を聞きたいと思ったのです。

それから、次に8ページ、上富良野高校の関係です。

最後の行の2番目です。「さまざまな支援策を模索しながらということ。どうも私は今まで上富良野高等学校は、特色のある学校づくりをするだとか、それからいろいろな支援をやってきたのも事実です。しかし、きょう北海道新聞に、南富良野高校の実態が出ていまして、生徒数は30人集まったということ。その中身を書いてありました。

私は、やはり模索ということではなくて、模索といったら手探りで探すようなことなのです。だから文章上は、内容はわかると思うのです。検討するということぐらいの意味なのかなという気がしますので、いずれにしましても私はどう振興発展をさせるかということで、一つは、上富良野教育振興基本計画の平成21年から平成30年度の中に、遠距離通学の補助ということをやると書いてあるのです。そうすると、これらの実態が予算書の中でも見えてきません。

それで、上富良野町外から来る人のことも考えれば、そういうことも視野に入れた補助対策によって生徒を集めるというようなこともしなければならぬのに、これは21年の3月に策定されたやつで、我々も持ってきておりますけれども、その中には上富良野高等学校については、その振興を目指し、資格修得や遠距離通学などの補助や進路に向けての支援などを行ってまいりますということになっていきますので、南富良野の例を出すわけではないけれども、ある面で、そういう行政的な配慮もしていかなければならないのではないかと気がいたします。

それからもう1点、「道民家庭の日」です。

昨年も、私、決算の中でお話を申し上げました。町広報での啓発、それから教育委員会としてどうす

るか、言うなれば毎月第3日曜日ということで、ところがこの啓発・普及を図るといことは、具体的にどう進めるかというようなこと。

それからもう一つは、町の受け入れる業者が何店か指定をされています。その対応が全然ばらばらなのです。道で発行したあれを持っていけばいいですよ、もしくはそういうことで来ましたよということで、家族で行けばいろいろな恩典がありますよということになっているのです。ですから、一応、教育委員会として町民生活課の広報とのドッキングした形での啓発・周知、それからそういう受け入れする施設との話し合いというのをきちんとしないと、私、昨年、電話しました。みんな対応違うのです。知らないわ、知らないわ、いや聞いていますというような状況なので、それらについても一応家族そろって、そういうことで行くというのが目標なので、その点で啓発・普及の関係と、もう一つは、地元の対象施設の関係との取り組みをお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の執行方針に対します御質問についてお答えさせていただきます。

まず、協働のまちづくりに関しましての職員の協働のまちづくりに対する取り組みの仕方についてのお尋ねでございますが、これは特に職員との接触の中で、あるいはいろいろな諸会合、役場庁舎内の諸会合等を通じまして申し上げておりますが、まず、町民の皆様方と日々接することの大事さ、そこからさまざまな課題や問題が、自分の体を通じて体験することがなければだめだということを特に最近申し上げておまして、まずできるところからしましょうと。それぞれ自分の住んでいる地域、そういったところの活動なり事業に積極的に参加してくれと、そういうことによってまず人を知ることから始めて、そして人を知ることによって会話が成り立つ。そして地域に対するさまざまな思いに、自分もその当事者として参加すると、そういうことを行政の中で反映できるような、そういう鍛錬をしてくれと。

それは新しいプランの中では、重点項目として私も押さえておりますので、町民の住民の皆さんの中へ職員が、まず積極的に何か目的を持っていくということではなくて、自然体で住民の町民の皆さんの中へ溶け込んでいくというところ、これは本当に力を入れて実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ地域としての御協力もお願い申し上げますところでございます。

それから、敬老祝い金につきましては、平成23

年度の年度途中で見直しをするということは想定しておりません。ことしの23年度の計画は、そのまま計画どおり実施してまいります。それ以降について、どういう敬老祝い金の押さえ方をすればいいかということ、先ほど村上議員にも申し上げましたように、ことし見直しに向けた計画を策定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、アウトソーシングにつきましては、これは過去からの計画の中にも既にうたわれております。特に中央保育所については、具体的に前へ進めるということ、村上議員にもお答えさせていただきましたが、他のラベンダーハイツ、あるいは車両の管理等についても、できるものについては既に具体化の道筋を示しているものはありますし、これが年度が進んでも一つも変化がないということだけは避けていきたいというふうに考えております。しかし、長期的に見て検討していかねばならないことも、そういうものもございまして、その辺は御理解いただきたいというふうに考えております。

それから、防災に対する支援計画でございますが、これはスタートして年月が浅いものですから、地域間による格差というのは、意識の差が現実でございます。そういう意味におきまして、23年度からはアドバイザー、あるいは防災士等の配置もさせていただき計画をしておりますので、そういった方々に十分働きを求めまして、各地域において防災意識を高めることを、それと平準化を、どこの地域も同じような防災に対する意識を持ってもらうことに、そういうことの働きを新たな制度によって充実してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、緊急雇用等、あるいは住民会の皆さん方の御協力をいただきながら公園整備等、あるいは周辺環境整備を行っていただくという中で、国におきます緊急雇用の関係での部分でございますが、緊急雇用については御案内のように、3カ年計画の中で事業が実施されております。そういう中で、公園整備、あるいは道路等の環境整備について現在事業を実施しておりますが、そういった環境整備の一環として、学校等におきます遊具だとか、あるいは学校の校舎内に、敷地内にあります樹木の整備だとか、そういったことは環境整備の一環としてそういう中に押さえて、それらの整備についても緊急雇用の役割が果たしていけるように、そういうふうに取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。



議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の4点の御質問でございます。

まず、1点目の教育評価委員の関係でございますけれども、中村議員言われますように、決算特別委員会のときに御指摘もいただきました。我が町は、1日という形をさせていただいて2年目という形になりますけれども、事前に配付しながら見ていただいているという形の動き方を実はさせていただいた経過でございます。

御指摘のとおり、いろいろ前年度からの部分との合わせの中で、ちょっと評価の仕方も整理していかなければならないということで、これにつきましては今後きちっと対応を図っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

それと「お弁当の日」の実態の関係でございますけれども、今、御指摘のとおり、コンビニ等の部分というも我々も話を聞いてございますけれども、今後、栄養士等を含めて各学校等に協力いただきながら、実態はどういうものかというのをきちっと把握しながら、今後の対応もこの趣旨でもって進めていくべく対応していきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御了解をいただきたいと思えます。

それと、3点目の上高の援助の関係でございますけれども、模索というお話をさせていただいておりますけれども、あくまでも道立高校との位置づけもございまして、学校との連携・強化、お互いに心合わせて進んでいかなければならないというのを我々重要視してございまして、そういう中からどの形が学校等も含めながら対応できるかということが、我々も一番強力な武器と言ったら失礼ですが、対応になってくるのかなというふうに思えます。

いろいろと授業内容も展開せざるべく対応してございますけれども、その学校との連携も図りながら対応していきたいというふうに考えてございまして、その点も今後また十分に協議をしながら、どういう方法が一番ベストなのかということを検討していきたいというふうに考えておりますので、御了解を賜りたいと思えます。

それから、4点目の「道民家庭の日」でございます。

我々としても広報等、それから各家庭等にも周知をしてございます。23年度につきましても、道民家庭の日の展開を図るべく、少し今までの評価も加えながら対応していきたいというふうに考えてございます。本町においても道民家庭の日で、町内5店

舗ほど協賛店がございます。そういうところも十二分に対応しながら、今後の道民の日のあり方をまた十二分に精査しながら進めていきたいというふうに考えてございまして、御理解を賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） これをもちまして、昼食休憩に入りたいと思えます。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思えます。

御質問のある方。

13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 町長に、商工業の振興についてお伺いをいたします。

御案内のとおり、今、厳しい経済状況が続いている中、町の商工業、特に商店街が疲弊し、地域経済の存亡にかかわる事態となっております。商工業者は、自主自立、自己責任を基本として営みを続けております。そんな中、地域コミュニティの担い手として、商店街は必要不可欠なものと思っております。

町長の執行方針の中にあります「商工会における自主的な活動を支援し、さらに連携を密にする」とありますが、私は、個々の自主的な活動に支援するのではなく、単眼的でなくグローバルなもっと複眼的な支援も必要かと思えます。例えば、町営住宅を町中に集約して、商店街の活性化並びに町中にぎわいを、人を集めてにぎわいを活性化させるとか、そういう手法も必要でないかと思えます。

それによりインフラ整備も縮小もできるし、先ほど水道のあれもありましたけれども、そういうこともできるし、また、高齢者による買い物難民の解消にもつながるような気もしております。その辺について、町長のお考えをお伺いしたいと思えます。

それともう一つ、連携を密にするとありますが、今、非常に商工会と行政がぎくしゃくな関係にあって、意思の疎通ができてないのです。お互い投げやりなところがありますので、その辺を町長のお力でぜひ思いを聞かせていただきたいと思えますが、よろしく願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 13番長谷川議員の商工業の振興策についてだというふうに理解いたしました。ついでに御質問にお答えをさせていただきます。

今さら申し上げるまでなく、商工業の振興は上富良野町の発展にとって、欠くことのできない大きな役割を果たすなりわいだということは、全く御意見のとおりでございます。では、現実はどういう姿にあるかということをお申し上げますと、残念ながら今そのにぎわいを感じれるような状況にないという実態、これは私も認識しております。しかしながら、では、将来の展望がないのかということになると、それは知恵と工夫によっていろいろあると思えます。

実は、昨年から町の活性化協議会、正式な会とはなっておりませんが、それぞれ各会のトップの方々と意見交換をする、定期的に、そういう機会を設けております。そういう中で、今、長谷川議員がお話になりましたような町の形のあり方だとか、当然、インフラも含めて、そういったことが我々の間でもテーマになっております。

それで、町の住民の暮らす暮らし方がどういう形がいいのかと、まさしく例えば買い物弱者を出さないとか、あるいはにぎわいの拠点をつくるか、そういうことは実際そういう会話が我々しておりますので、そういう取り組みはますます力を注いでいきたいと思えます。

それと、商工会の方々と町の関係でございますが、私は、お互いに腹を胸襟を開いて本音で話をしあうというような素地が、かなりできておりますので、それを大事にしながら本当に価値観を共有して、上富良野町の将来を商工業の振興をどのようにしていくかということは、本当に中身の濃い議論が今できる下地がありますので、それを育てていって、町民の皆さん方に本当ににぎわいが戻るようなまちづくりになるように、これからも精いっぱい努力をしまいたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 9ページから10ページについて、環境問題ということで新しい事業として取り組もうとしております環境対策促進事業ですが、この中の住宅改修いわゆるリフォームのことで、その中にバリアフリーの対応ということが出ておりますけれども、リフォームの中で断熱効果だとか窓だとか天井だとか壁だとかこういった断熱効果と、バリアフリーはそういったものとは別ではないかというふうに考えるのですね。

上限が20万円とあるのですけれども、障害、あるいは高齢者の方のバリアフリーについては、介護保険制度の介護住宅改修これの支援というのは、限度が20万円ですね。私は、前からそう思っている

のですけれども、町もぜひこれに上乘せして支援はできないかというふうに思っているのですけれども、そこら辺どう考えているのかお聞きしたいなと。

要するに、ここでやろうとする住宅改修では、要する環境問題で断熱云々が、バリアフリーはまた別なので、いわゆる障がい者とか高齢者のためのものであって、そこら辺どういうふうに考えているのか。町長の答弁次第で、私は一般質問出しているのですけれども、いい答えが出れば取り下げようとしておりますので、ぜひ。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

一般質問云々は意識の外におきまして、お答えさせていただきますと思いますが、町では新年度、省エネ・新エネにかかわります住宅の改修・改造の促進を図って、産業の活性化にも結びつけていきたいということで、目玉事業と私は位置づけておりますので、その中でバリアフリーもメニューの中に入れていただいております。

午前中の質問にあった中で、敬老祝い金の御質問がございました。実は、私といたしましては、在宅介護というものは将来、相当大きなウエートを占めてくる課題だというふうに考えております。そういう意味におきまして、従来お祝いとして差し上げていたそういう制度を、まさしくこういう高齢者事業のほうに、サービス充実のほうに拡充していく時代であろうというふうなことから、午前中も申し上げましたけれども、今、渡部議員のほうからお尋ねありましたバリアフリー等については、その補助上限が現実と乖離してきているという側面があるとすれば、それは今後厚くして、そして不自由なく暮らしていけるようなそういう準備は、町としてなすべき責任でございますので、それには大いに意を用いてまいりたいことと、あわせてバリアフリーのさまざまな工事につきまして、町内の事業者がなかなか事業に参画がしづらいというようなこともお聞きしますので、そういったもろもろのことを解消しながら、バリアフリー等についての事業は、これから厚くしていくべき最重点の事業だというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（西村昭教君） 次、ございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点が質問させていただきます。

若干、重なる部分もあるかと思いますが、まず1点目に、何といたってもこの町の元気をどう取り戻すのかということで、これはどこの自治体でも、今、

共通している問題になってきているかなというふうに思います。

今、同僚議員も言いましたが、中心街の商店がどんどん店が閉まるという状況の中で、後継者もいないという状況になってきております。そういう意味では、町長がおっしゃっているいわゆる循環型の穏やかで安心して過ごせるそういったまちづくりのためにも、どの部分を商工振興として応援するのかというところ。また同時に、地域の活性化、市街中心街活性化という形の中で、今、補助制度もありますので、そういったマスタープランは今まではできておりましたけれども、なかなか実行に移せなかったという問題点もありますが、いずれにしてもそういった基本的なところをしっかりと町の進める方向として、あるべき姿としてどういうものかというところをもう一度再構築する必要があると思いますが、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

二つ目にお伺いしたいのは、今後、ますます高齢化という形にシフトしていております。そういう意味では、各種の補助金等においても24時間の訪問介護体制のための国の補助がつく、これはまだまだ財政的には不十分でありますけれども、将来は、近い将来ですね、そういったところも要求されているかというふうに思いますが、こういった部分での具体的な対策と合わせて、同時に在宅等を含めた中での入所できる介護施設の充実というの、当然テーマに上らなければならない課題だと考えておりますので、この点、今後どのように進めようとしているのか、お伺いしておきたいと思います。

同時に、先ほどアウトソーシングという形の中での民営化という話がありましたが、私は、今回の国の保育制度のあり方という点でも、大きな問題があるというふうに考えております。従来の公的責任をまるっきり外して、すべてを民間主導で行ってしまう、保育料金も行きたい、いわゆる受け入れたい、預けたい、その保育所との関係で、保育料金体系も将来的には結ぶというような話になっておりますが、しかし、上富良野町においては、私、何回も言っておりますが、町の財産として保育の子供の環境を見たりだとかする実践の場所になっていると。こういう大事なところを、やはり民間で補えない部分を行政がカバーしているという点をもう一度高く評価して、見直しする必要があるのではないかとこのように私は考えておりますが、この点お伺いいたします。

また、同時に、ラベンダーハイツにおいても行革プランの中には、一貫して民間委託という形の中で載っておりますが、私は、今こそ行政も含めて入所されている方の安心して暮らせる、そういう拠点で

あるという以上は、行政がしっかりこれをカバーできるような体制づくりのための施設として、やっぱりこれをきっちり維持するということが今必要だというふうに考えておりますので、この点についても今後どのようにされるのか、お伺いしておきたいと思えます。

いずれにしても行政がとるべき方向というのは、町が元気になる、住んでいる人たちが安心してこの地域の中で、産業、農業、商工業含めた中で循環型のまちづくりをどう進めるかというところをきっちり押さえた中で、きちんとまちづくりを進めることが必要だと思いますので、これらの点も含めてお伺いしておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、町の活性化についてでございますが、とりわけ商工業を中心とする町の中心街のにぎわいを取り戻したいということは、私も全く同感でございます。そして、そのためにはどういう、では、ただ夢を見るだけでは何も進歩しませんので、具体的にではどういうふうに歩みを進めていくかということが非常に肝要でございます。

とかく行政が、そのマップを示すというのが、従来の手法だったかなという反省もございます。しかし、もちろん行政が主体を成すということから遠ざかるわけではございませんが、私はやはり商工会さん、観光協会さん、あるいはほかの諸団体含めて、実際、それでなりわいをされている人たちと我々行政としっかりと本当に価値を、価値観を共有するところから再出発して、どういう町の形がいいのかと、また、どういう課題があるのかということ。どちらかという、私の印象としては、従来ですと町が指針をつくって、それについて皆さんどうでしょうかということのような形が多かったのかなと。よって、なかなか深まっていかなかったというのを私なりに反省しております。そういうことから脱皮して、本当に自分のこととして受けとめて、価値観を共有できるようなそういう仕組みをつくって、米沢議員がお尋ねのような活気のある、そして若い人たちからお年寄りまで安心して過ごして住んでいただけるような、その中から私は願わくば町で働く機会をそういう中から生み出して、上富良野から若い人が他の地域へ流出しないような、そこへ私は最終的に結びつけていきたいというのが願望でございますので、そういう取り組みをこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、24時間の訪問介護等を含めまして、将来の高齢者対策に結びついていくことかなと思って

おります。

私は、今、御案内のように2025年問題だとかいろいろ将来の高齢者の姿がシミュレーションされております。そういう中で、当町においても高齢者比率が30%を超えるような時代は、もうそう遠くない時に訪れると思います。そういうときに在宅介護とはいえ、それに対応できない方も当然出現すると思いますので、今のキャパシティでいいのかどうかということは、これは当然真剣に議論していかなければならないテーマになってくると思いますので、そういう課題として少し中身の濃い議論に進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、アウトソーシングの関係でのお尋ねもいただきました。

今回は、保育所についてのお尋ねが主体かなというふうに思いますが、先ほども午前中申し上げましたように、私は、安易に、早急に民営化をすればすべてバラ色と、そんなようなことは考えの中にはございません。やはり今より民営化という方針は、私はこれは進めてまいりますが、民営化を果たすことによって、さらに保育水準が高まるというようなことが、私の頭で実感できるような前提条件をまず整えなければならないというふうに考えております。そういうことが整えられれば、当然、保育を希望されている方々にも御理解いただけますでしょうし、町内の保育水準が高まることにつながっていくというふうに考えております。

どちらかという、官がやるものはいいのだというように、少し偏った今まで町民の中にそういう思いが多少あったのかなというふうに理解しております。しかし、現実に従来公営でやった保育所を民営化に切りかえさせていただいたりしている中で、確実に保育水準は上がってきておりますし、多様な保育ニーズにもこたえてきてくれているというふうに理解しておりますので、町民の皆さん方にしっかりと、その辺はお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

それから、ラベンダーハイツのことでございますが、これについて将来どういう方向づけで進めていけばいいかということは、先ほど申し上げましたが、一つ誤解をしていただきたくないのは、民営化にすることによって行政コストを安く上げようという、そういうことが根底にないのだということだけは、ぜひ御理解いただいております。というふうに、これからほかの部門もそういうようなことがテーマになってくる、ほかの部門が民営化ということも選択肢に入れるような課題もあるかと思っておりますけれども、私の思いの中には行政コストを安く、軽くするのだというように念頭に置いて発想す

るということはありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 教育行政執行方針について、二、三お尋ねしたいと思っております。

まず、東中中学校の事務職員が、町費で配置することなのですから、現在、12名だったのですか、生徒。これが何年かたったら、10名を割るような状態になるのではないかと思うのですけれども、ごくまれな意見なのですから、東中におられる方の中でも統合したほうが、子供たちのためになるのではないかと、子供たちの教育のためになるのではないかとというようなことも言っておられる人もいますので、そのような意見が教育委員会の中で出ていないのかどうか、ちょっとその辺が1点。

それから、上富良野小学校で病弱学級を新設することなのですから、どのような内容の学級なのか御説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点、国際理解教育のところ、去年、上富良野中学校とカムローズ市の中学校等で姉妹提携を結んでいますね。その辺、この中に織り込んだらよかったのではないかなというふうに思うのが1点と、それから上富良野高校がジャスパープレイス総合高校と姉妹提携を結んで、今、全く交流がやってないのですけれども、多分、それがきちんと解消してないと思うのです。その辺をきちんと解消して、もしカムローズ市の中に適当な高校があるのであれば、姉妹都市提携して交流を新たに始めてはどうかと思うのですけれども、その点について、教育長から答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、東中中学校の事務職員、先ほど村上議員にもお話をさせていただきましたけれども、一つの基準がございまして、それで事務職員を道支弁で受けないという状況になって、23年度については12名でございますので、事務職員を置く場合については、3学級の15名以上でないと事務職員は置けないということで、今回、町単費でお願いするものでございます。

それと、今後の東中中学校の今現在の生徒数でぼっていきますと、あと3年後の25年には今の形が6名という形になる、この内訳は3年生5名の1年生が1名という形の今の子供たちの状況になってきます。そういう状況の中から、今、教育委員会といたしましては、地域のPTA等にお話をさせてもらって、この子供たちの推移の部分だけお話をさせ

いただいている状況でございます。今後については、地域とまた全体の中で教育委員会が入るべきなのか、それとも一つの御決断をいただくかというところは、これからの動きになると思いますけれども、これからの子供たちの推移という形は、お話をさせていただいているところでございます。

それと、上小の病弱学級でございますけれども、病弱学級、ネフローゼという病名でございます。後ほど、課長のほうから説明させますけれども、そういう病弱の子が1人入学してくるという形でございます。直ちにそういう子が入院すれば、病院での勉強になりますけれども、状況がよくなれば小学校に入学して、一般の子供たちと一緒に対応していくと。それでインフルエンザ等のはやり病が出た場合には、教室では勉強できなくて、特別学級で勉強していくという形で、ちょっと複雑な形の動き方になるかもしれませんけれども、特別支援の学級を設置をしていかなければならないという状況でございますので、その子が入学するので特別支援の病弱学級、1学級増設という形になってまいります。

それともう1点、今回、チャーリーキラム中学校との姉妹校を中学校と提携をさせていただきました。この前、8月の段階ではさせていただきましたが、その後、上富良野中学校からアクションいろいろとかけているのですけれども、なかなか向こうからの返事がないという状況でございますので、これにつきましても対応は今後とも中学校同士の関係含めながら、我々も対応していかなければならないなというふうに考えております。

それと、ジャスパープレイスについては、道立高校の上高との昔の動き方になってきていますので、高校自体がそういう形の状況ができていないというも、人もかわりまして、対応もできていないというのも事実でございますけれども、再度、その部分については確認をしながら、どういう状況なのかということも、対応していかなければならないというふうに考えてございます。そういう状況の中で、あくまでも上富良野高校の一つの位置づけとして対応しなればならないなというふうに思います。

また、今後、カムローズ市との高校の問題につきましても、高校等の考え方も十分に調整をしながら、動き方を整理していかなければならないというふうなことでございます。今の押さえ方として、そういう状況で対応になってございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（服部久和君） 10番和田議員の御質問の中の病弱学級の対象となるもの、病気等で

ございますが、まず、この病弱教室と言われるのは虚弱である児童、病気だとか何らかの原因で体質的なものも時にはありますけれども、そういう方が入るものを病弱教室・学級と言っております。

今回、入学される方については、ネフローゼ症候群と言いまして腎臓に障害があると、この病気を抑えるために抗生物質を使っております、それによって免疫が低下するというものであります。したがいまして、ちまたでインフルエンザがはやりますと、その子供たちからインフルエンザが移る可能性が非常に高いということで、そのときには特別支援教室のほうで、ひとりだけで授業を受けると。通常、何物もなければ健康体、そういう意味では問題ありませんので、一般教室で授業を受けるというような状況になっております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） まず、町長に3点ほどお伺いいたします。

7ページの戸別所得補償制度、中間よりちょっと上にありますけれども、来年度から畑作の戸別所得補償制度も導入されるのですけれども、これは非常にやる気のある農家が一定数量以上上げると、さらにそれを評価しようという利点があると思っております。ただ、あってはならないことですが、2年連続の異常気象がございました。ことしも万が一、万が一そういうのがあったら、非常にこれは欠点を有する制度でもある、面積割分ですかね、これが入ってきます。一定収量を上げないと入ってこない、その部分が何もとれなかったら何も評価しないで、一つも入ってこないで大変な分野に陥るわけですね。

ある国会議員に申し上げたら、共済制度もあるではないかという楽観的なことを申されておりました。それで道では90%、70%だったかな、ちょっと数字忘れましたが、入っていると。90ですね、残りの10%を何とかしたいのだという話をしておりましたけれども、残りの10%はなぜ入っていないかということ、それは入るためには非常に大変なのですよ、金銭面的にですね。だからみんな共済に入らないで、祭りの気持ちと一緒にですよ。豊年、豊作を祈って、異常気象が来ないように祈って、何とかやっているわけだと思うのですよね。異常気象とかそういったことが来た場合、こういう制度の欠陥的なものが、畑作の戸別所得補償制度にはあるというふうに思っていますので、そういうときどのような措置を講ずることを考えているかをお聞きしたいというふうに思います。

それと、次13ページですけれども、下のほうで

すね、非常にこの文面私も好きでして、「町の記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」ということで、「ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用などについては、教育委員会と連携を図って、しっかりと町民の皆様に意義が伝わるように努めてまいります」と。この意義というのは、目的イコールと考えていいと思うのですけれども、この意義というのはどういうふうなものなのか教えていただきたいと思います。

次いで15ページですけれども、自衛隊の関係でありますけれども、現状維持等の要望、町長以下は非常にやっていただきまして、今度の新防衛大綱、あるいは中期防で1,000人の減の規模ということで、楽観的なムードもあると思いますし、ことしの3月31日には、また上富に新編される部隊もあります。そういったところで、ちょっと楽観しているところもあるということで、町長も戒めておられましたけれども、私、全くそのとおりだと思うのですね。

国の中の異動というものを考えたら、がばっと減る可能性がまずありますよね、それと戦車、火炮600両、600門から半減するわけです。300ずつ減らしていっていますから、これは5,000も6,000も持っているどこかの国の火炮とか戦車を300減ると、全く意味が違うわけですね、半減になるわけ。こういうことをやれやれという前提になると、それを持っているのはどこかと考えますと、この北方では上富良野駐屯地なのですよ、2師団管内を考えても上富良野駐屯地しか持っておりません。だから、ぜひ今後も楽観的なものでなくて、現状維持の要望ということを引き続きしっかり現実を踏まえてやっていっていただきたいということでありますが、町長としては、今後、上富駐屯地はどのようになっているのか、何かあればお聞きしたいというふうに思っています。

次に、教育長でございますけれども、先ほど町長に質問した意義の件ですね、歴史や文化伝統等に教育委員会と連携を図って、町民の皆様に意義が伝わるようにやっていきたいというふうに町長は述べておられるわけですね。教育委員会のほうとしては、その意義を実際にどのように具現化していくのかということについて、先ほどちょっと読んでいますが、抽象的にちょっとわからないですね、そこを教えてくださいというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、農家の所得補償制度に伴います不安感解消

についてのお尋ねでございますが、御案内のように、昨年、水田を対象といたしましたモデル事業が終わりまして、本年度から畑を含めました新たな戸別所得補償制度がスタートするということになっております。

これは根っこの部分の基礎的な部分の固定払いと、収量によってスライドしていく成績払いというようなものの組み合わせからなっている制度でございまして、従来の価格保障制度が長く続いてきていた当時からしますと、なかなか収入の実感がわかないというような側面もございまして。そういう中で、何としても私といたしましては、農家の方々の所得をまずしっかりと安定的に確保するということをぜひ目指して、進めていきたいなというふうに考えております。

そういう中で、昨年の直接農家の方々に仕組みといたしましては、従来の価格支持時代と最終的には所得としては、確保されるような絵は描かれております。むしろそちらの制度については、私、一自治体とて云々申し上げる立場ではございませんが、安定した収量を確保するというは、これは私どもの思いを込められるわけですから、昨年も田畑を問わず条件が整備された圃場については、昨年とはいえ一定程度の収量を確保しております。そういう農家の方はいっぱいおります。田畑を問わず。

それと、そういうことから今年度も中山間地事業も、新たに取り入れた中で農地の基盤整備事業、今、小規模の土地改良事業も今年度も取り組みますし、まず条件を自然災害に耐え得る条件整備を土づくりも含めて、これは粘り強く進めていくということは、これからも進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、一方、共済制度という仕組みもあります。しかし、掛金の負担感があるということで、それと過去を振り返りますと、去年、おととしと2年連続して作が悪かったわけですが、それまである程度の期間、安定した天候に恵まれて、収量が確保されてきたというそういうことから、共済制度というものにどちらかというと、少し生産者の皆さん方が忘れがちになっていたような動きも私にはあるのではないかなということで、これはJAさんあたりとしっかりその辺の私どもの気持ちもお伝えして、自分の所得の確保のための備えはみずからすることを指導していただくように、お願いしたいなというふうに考えているところでございます。

それから、ふるさとの伝統の伝承等についての意義とはというお尋ねでございますが、私は、今日114年を迎えた上富良野が、どういう歴史を積み重ねて、どういう変遷を経て今日の町の姿が、こうし

て先人によって築かれてきたのかということを実に多くの町民の皆さん方に、ただ日にちを、年月を積み重ねて今日を迎えたのではないと。過去に、本当に将来の世代に思いを託して、苦勞して、汗をかくて、そして今日の上富良野の姿がある。そして、我々として現役世代として、これを受けて次の世代にしっかり受け継いでいく義務があるのだよという、そういうようなメンタル的な部分を意義というふうに私は押さえておまして、そういう過去の先人の苦勞をいろいろな機会を通じて、しっかり今の世代の皆さん方に理解していただくようなことに、力を注ぎたいというふうに述べているわけでございます。

それから、自衛隊対策についてでございますが、これは今村議員のほうはるかに情報お持ちだと思いますが、何とか昨年新しい防衛計画大綱、さらには中期防におきまして1,000人の定員で1,000人の減ということで決着を見たわけでございます。しかし、特に重要部隊でございます戦車・火砲等の削減は、大幅な削減が別表の中でうたわれております。しかし、私もそういう心配がありまして、上京した折、あるいは方面のほうにも出かけたときにお尋ねしているわけでございますが、減らすというような表現はされてはいるけれども、これは新しいものに例えば戦車が、装軌が装輪が変わるとかそういうようなことで、必ずしも純減ではないですよというようなことを聞いておりますので、多少の期待は持っておりますが、しかし、現状の規模を堅持していただくということは、これは手を緩めることもなく、これからもしっかり皆さん方の御協力をいただきながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

あわせて、それを担保するために、私は演習場の拡張を今大きな課題として国のほうに要望しております。上富良野の駐屯地が持つ、そういう機動的な非常に機能性が高い立地にありますので、そういうところを強調して上富良野の、ただ、道内で綱引きが起こるといことは非常に不幸なことでございますので、その辺は駐屯地連協とも連携を図りながら、一方では上富良野の駐屯地がしっかりと定着するようなことに、これからも従来どおり意を用いてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、町の記憶が受け継がれるという形で、町長が答弁されたとおりでございますが、その中でも教育委員会との連携を図るために、開拓記念の日で

すとか、それから十勝岳の大正爆発後の復興のときですとか、そういう事項を皆さんに改めて伝えていくということも大事なのかなというふうに考えています。そういうことをこれからまた、ただ淡々と皆さんに伝えていかなければならないなというふうに思うところでございます。

また、今、町、教育委員会が「いしずえ大学」や何かにも100年記念誌等を入学式の記念誌をいただきながら、いしずえ大学の大学生から孫さんたちに、上富良野町の動き方などを伝えていくために、そういうものも活用しながら、後世に伝えていきたいというそんな取り組みも今、我々としても着々と考えながら進めていきたいという形で、この分の意義あるものの存在感を発揮していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 前向きに、人の暮らしに重点が置かれているというような内容であるという、町長執行方針でわかったのですけれども、景観条例のことやら協働のまちづくりやら温暖化に対するリフォームなど、すごく細やかな動きだということが理解できたのですけれども、一人一人に光が当たるような政治をやっていききたいというようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、私は、それこそ大きな太陽がなければ、一人一人には光が当たらないのではないかとこのように思うのです。この町に今、光が当たっていないとするとしたら、何をしたらこの町に光が当たるというふうにお考えなのか、まず、これが一つ。

それからもう一つは、依存財源を占める財政構造であるというのは、皆さんが本当にわかっていると思うのです。このことに関して、去年も私同じ内容で質問しているのですけれども、外に向けた町として施策は見られないというふうに去年言ったと思うのです。国内とか国外だとか、町外に向けた施策が見受けられないということ去年同じことを言ったのですが、何をどのように具体的に言ってくださらないと、何か戦略が見えてこないような気がするのですよね。

例えば、この町に観光客を、私が考えているのは、道もそうだと思うのですけれども、食と観光とそして今は環境、この三つを結びつけていかないことには、経済の活性につながっていかないというふうに私的にはそういうふうに思っているのですけれども、道もそういう動きだと思うのです。観光客に来てもらうとしたら、どのようなことをすると、この町に観光客に来ていただいて、お金を落としていただけるのか。そういったようなことを考

えていくと、町長は、前に自分は町のトップセールスでいきたいのだというふうにおっしゃった、それがすごく印象的です。そのことから考えると、町長がどういうふうに通商セールスとして、発展性のある戦略を考えているのか、その二つ伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私の政治信条として常に申し上げております、町の隅々まで光が当たる政治ということを目指しております。今後もこれは目指してまいりたいというふうに考えております。

具体的に、イメージがというようなお尋ねでございました。私といたしましては、先ほど今村議員の町の伝統をというところとも少しつながっていくのですが、私は、今日の上富良野町を支えてくれているのは、本当に不自由な体であったり、あるいは病弱であったり、あるいは教育を受けたくても受けられないとか、そういうさまざまな本当に十分光を当ててあげなければならないような人が、じっと耐えて町の上富良野町のために汗をかいてくれているはずなのです。

ですから、そういう人と、町民の皆さんがお一人お一人はどのような暮らし方をされているかということをしっかり私自分の目で確かめて、そして行政が手を差し伸べることによってそういったことが解消されて、多くのおみなさんが同じ水準で暮らしをできるような、そういうところに私は目を向けていきたいというのが信条でございます。

さまざまな、今、申し上げましたような医療だとか教育だとかいろいろ、そういうなかなか自分の暮らしの安定が図れない人たちもおられる実態がございますので、そういう実態をしっかりと、今までもそういうことに意を用いて取り組んできたというふうに思っておりますが、これはこれからも続けて、そういう町の住民の皆さん方の生活実態をしっかりと見据えて、そういう人たちに安心して、やっぱり上富良野はいいなというふうに実感していただけるような、施策の展開を通じて実感していただけるようにしていきたいというようなことが、私が申しているところでございます。

それから、依存財源、裏返して言えば自主財源をどうやって確保していくかという、これは永遠の多分テーマだと思います。実際、私は就任させていただきましてから、佐川議員が仰せのように、私は町のトップセールスとして頑張るぞということで申し上げてまいりました。現実にはまず上富良野の現状と、ふだんの上富良野へ進出していただい

ております企業への表敬訪問等は、数度もさせていただきました。

そういう中で、これは例えになるかどうか、理解していただけるかどうかは別として、残念ながら内田工業さんが、昨年、縮小せざるを得なくなったということの後のフォローも、たまたま私、幾度も東京へ出たときに立ち寄らせていただいている企業のオーナーさんが、すぐそういう今のプラスコさんをお世話していただいたりということで、実が上がったなというふうに実感しているところでございます。あるいは大手の企業さん方にも、私がルートがあるところを頼ってお尋ねしたりしております、非常に上富良野に、今、目を向けてくれております。ですから、そこから一足飛びに、日本の国内景気がこういう中で上富良野を選択していただくということは、それは相当のエネルギーが要りますが、しかし、これは回数を重ねて粘り強く町の姿を訴えることによって、だんだんそういう気持ちになっていただいているという実態がございますので、なかなか議員の目からはまどろっこしいというふうに感じる部分もあるかと思っておりますけれども、私は、粘り強くそれが将来の自主財源の確保にもつながりますので、アンテナを高く張って、できれば町民の皆さん方からもそういう情報をいただきながら、これからも展開してまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 先ほど、平成23年度の町政執行方針、さらに教育行政執行方針を聞かせていただきました。

それぞれに研究されまして、それなりの方向は示されたと思っておりますけれども、ただ確信となるもの。例えば、けさの新聞に出ていました南富良野町は福祉の町でいくのだと、我が町はこれをやるのかと、何を指して進むのだという具体的なものが何も見えてきておりません。大変失礼でありますけれども、町長の心意気が何一つ感じ取れてはおりません。これは町長だけでなく、私たち議員にも責任があると思っております。

先般、上富良野中学校の評議員会がございました。今、中学校で取り組んでおりますのは、先生方は管理職も含めまして、夢を語る会を定期的に企画し、催しております。自分の夢や子供の指導について語り合っております。さらに、自己採点をし、公示しております。保護者にも無記名ではなく記名でアンケート調査、子供たちにも先生に対してアンケートを行っております。そういったデータのもとに、先生と親がどのように子供に取り組んでいくか



検討をしております。

先ほど、私たち議員にも責任があると申しましたけれども、私たち議員同士が語り合う場が非常に少ないと思います。もっと議員同士で議論して語り合い、夢を語り合う場が必要でないかと思います。さらに、執行する職員の皆さんにも、これやっているのではないかと思いますけれども、垣根を越えた夢を語る会を、いかに我が町はあるべきなのかという考えを、討論をしていただきたい。こうした相互の考えがぶつけ合って、初めて次の方向が見えてくるように思います。

これまでの町長の答弁では、官が先走ってはいけなないと、民の要請があって初めて取り組むという姿勢であります。しかし、首長たるものは我が町はかくあるべし、そのリーダーシップをとることは必須条件であろうかと思えます。現在、我々を取り巻く環境は大変閉塞感でいっぱいあります。こういった行き詰まりの時代こそ、町長の指導力が求められると思えます。

話は中学校に戻りますけれども、上富良野中学校のすばらしい活力の言動力はどこにあるのだろうか、どこかにあるはずだと思ひまして、校舎を全部回って調べたわけです。その場所はあったわけがあります。職員室の前のトレイでございます。便器の前に立つと、壁に「一步前へ」と書いてありました。なるほどと納得いたしました。まさに今、町長に求められているのは一步前であります。どうぞ、この心意気をお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私の政治姿勢をお尋ねかなというふうに理解をしております。

まず、御質問の中でお話ございました。本当にそれぞれが、議会も我々も町民の皆さん方も一体感を持って、まちづくりに取り組むべきだということは、これは今さら申し上げるまでもなく全く同感でございますし、それが目指すべき姿でもございます。具体的な政策展開の中で、例えば午前中の質問にも一部お答えしたかと思ひますけれども、それぞれの時々注目目を、注目から注目を浴びるようなそういう目玉政策的なものを立ち上げるのも手法としては否定はいたしません。しかし、今、上富良野のこの町の実態を見たときに、私は基礎の部分、ベーシックな部分をまずしっかりとすることが、何としても優先度が高いというふうに考えております。

先ほど来、何人かの議員からもお尋ねがございましたように、商工業のにぎわいもなかなか戻ってきて

ません。あるいは農業の問題もしかりでございます。また、一方では自衛隊の削減等不安材料を抱えながら、そういったまず基礎の部分をしっかり町民が本当に一丸となって上富良野を盛り立てるという機運をつくっていくのが、私の最大の責務だというふうに考えております。

個々の政策等についてはそのときどき、ニーズがあったものについては政策を皆さん方に提案させていただいているはずでございます。そういった意味におきまして、まず私の責任としては基本的な部分、どんなすばらしいおいしい料理でも、基本の調理がしっかりと栄養価も考えて、それがベースになれば、どんなすばらしい料理も皆さんから評価を受けないというような私はすぐ例えをしますけれども、そういうようなことで、まだまだ基礎体力を今つけなければならぬ時期だと思っておりますので、特に一色議員からは何か目玉がないのではないかと映る面もあるかと思ひますが、私の心の中ではとにかく今ぶれないしっかりとした基礎をつくるのが最大の責務というふうに認識して、日々業務に当たっているところでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君） 3ページ、「信頼ときずなで結ばれる産業の実現」のところですが、農業、商工業、観光業と産業連携をということと、6次産業、飛びまして12ページ、「ブランド化の可能性を秘めながらなかなか生かし切れない資源も」とありますが、行政としての立ち位置というか、姿勢ということでお伺いしたいのですけれども、これはバックアップしていくという支援という立場と一緒にやっていくのか、または協働というか、ともに一緒に商工業、観光等を歩んでいくのかということが一つ。

ちょっと細かいことになるのですが、ブランド化の可能性を秘めながらなかなか生かし切れない資源というものとして、どういうものを認識しているのか、もしあれば確認したいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

産業連携は、私としてはこれから町の活力を回復できるかどうかの一番の重要な部分だと思っております。そういう意味において、今まで何度も申し、後のブランド化にもつながりますけれども、観光資源も含めて、見る資源も含めて、あるいは食も含めて、上富良野には本当に生かし切れてない資源がいっぱい、私はまだまだあると思っております。

既に、若い人の中ではそういったものを、例えば農業者と商工業者が連携して、少しずつ歩みを進めている人たちもいます。そういう人たちの活動も含めて、先ほど何人か前の御質問にお答えいたしましたけれども、産業活性化協議会を今つくって、それぞれの各界のトップの方々といろいろな課題を共有しっております。そういう中で共通しているのは、今までどちらかといえばそれぞれ垣根があったよなと、この垣根があったことによって、なかなかお互い経済交流ができなくて、上富良野の活性化に結ばなかったよなという反省をお互いしております。そういったことから、お互いに連携できるところはしようやということで、例えば農家の人たちはつくることにはプロだけれども、販売は得意ではないよなと、そういったことは商工会に少しゆだねてもらえないかと、そういうような具体的な話も実際させていただいております。

観光協会の方は、ではそういうものができれば、我々はルートある、売るきっかけをつくるルートはあると。そういうことでこれ協調すれば、本当に何かすぐできそうだよなというような話も実際進めておりますので、そういうことからブランド化については、もういっぱいあって、本当に資源となるものは上富良野にいっぱい持ち合わせておりますので、具体的にあれとこれということは申し上げませんが、そういう可能性を秘めたものはいっぱいある町だということで、各業種間の垣根を低くして、できれば取り払って一体感を持った活性化に結ぶように、そういった意味での産業の連携を強化しながら、ブランド化になかなかつながらないものをブランド化していきたいということでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

#### 予算特別委員会の設置について

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、十分な審議を要するものと思われまますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、議長を除く13名の委員をもつ

て構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

#### 休会の議決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月9日から13日までの5日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月9日から13日までの5日間を休会とすることに決しました。

#### 散会宣告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月9日から13日までの5日間は休会といたします。

3月14日は本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、この後直ちに全員協議会を開催し、先ほどの議会運営委員会の結果を報告いたしますので、議員控室へお集まり願います。その後、議会広報特別委員会を開催いたします。

以上であります。

午後 2時04分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年3月8日

上富良野町議会議長                      西    村    昭    教

署名議員                      岡    本    康    裕

署名議員                      村    上    和    子

平成 2 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

平成 2 3 年 3 月 1 4 日（月曜日）

# 目 次

## 第 3 号(3月14日)

議 事 日 程 .....	6 1
出 席 議 員 .....	6 1
欠 席 議 員 .....	6 1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	6 1
議会事務局出席職員 .....	6 1
開 議 宣 告 .....	6 2
諸 般 の 報 告 .....	6 2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	6 2
日程第 2 町の一般行政について質問 .....	6 2
2 番 村 上 和 子 君 .....	6 2
1 若年雇用対策について町独自の就労支援事業を	
2 T P P 交渉参加反対の理解を。また、戸別所得補償制度で上富良野町の農家は守れるのか。更なる基盤整備事業が必要では	
3 次年度の大幅改正に向け、介護保険の評価と保険料の抑制を	
4 キャリア教育の必要性について。生徒一人一人の可能性を伸ばすキャリア教育の視点に沿った教育指導を	
8 番 岩 崎 治 男 君 .....	7 0
1 平成23年度町の予算編成について	
2 予約型乗合タクシーの運行について	
3 アグリパートナー事業について	
5 番 米 沢 義 英 君 .....	7 7
1 国民健康保険税について	
2 休日保育について	
3 商業振興について	
4 農業振興について	
5 移住・定住化対策について	
6 番 今 村 辰 義 君 .....	8 5
1 外資による森林買収への対応について	
2 上富良野中学校の陸上タータントラックの整備を	
1 2 番 佐 川 典 子 君 .....	9 3
1 インターネットトラブルについて	
2 学校のホームページについて	
3 移住・定住促進と思いやる(接遇)行政について	
4 J R 駅周辺整備について	
5 町の観光振興について	
散 会 宣 告 .....	1 0 2

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君		代表監査委員
米田末範君			
教育委員会委員長	増田修一君	会計管理者	新井久己君
総務課長	田中利幸君	防災担当課長	伊藤芳昭君
産業振興課長	前田満君	保健福祉課長	岡崎光良君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	町民生活課長	中田繁利君
建設水道課長	北向一博君	技術審査担当課長	松本隆二君
農業委員会事務局長	菊池哲雄君	教育振興課長	服部久和君
ラベンダー・ハイツ所長	大場富蔵君	町立病院事務長	松田宏二君

議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

#### 開会・開議宣告

議長(西村昭教君) 会議に先立ちまして、私のほうから一言、今回の東北並びに関東の大震災に向けまして、一言私のほうから述べさせていただきたいと思えます。

今回の東北関東大震災におきましては、御遺族並びに関係者に対しまして、心から追悼の意を表するところでございます。

既に皆さん方御存じのとおり、国を挙げて救済に当たっているわけでありますが、うちの町にもそれぞれ関係される方々が多数おられまして、まだコンタクトがとれない、あるいは安否が確認とれない方々もおられるようでございます。

また、行政といたしましても、消防本部に待機命令が出ておりますし、既に新聞では上富良野の駐屯地が既に200名強の隊員が派遣されたところでありますが、第2師団傘下、ほぼほとんどがこの救援に向かって今いるところでございます。

それぞれ皆さん方、関係ある方々もおられると思えますけれども、今後、いろいろなことがあろうかと思えますが、それぞれの立場で、またいろいろな形で御協力いただけるようお願い申し上げたいと思えます。

開会に当たりまして、この震災に対しまして一言述べさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第1回上富良野町議会定例会、3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(西村昭教君) 諸般の報告を事務局長よりいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外8名の議員から一般質問の通告がありました。

3月8日、議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決定しました。質問の順序は、先例により通告書の提出順となっており、質問の要旨は本日、配

付したとおりであります。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

3番 岩田浩志君

4番 谷忠君

を指名いたします。

#### 日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、2番村上和子君。

2番(村上和子君) まず、一般質問をする前に、私も今回の東日本国内最大マグニチュード9地震災害に遭われました被害地の皆さん、心からお見舞い申し上げます。一人でも多くの皆様の命が救われますことをお祈りいたしております。

また、海外から56カ所から御支援するよという声が上がっているようでございますが、我が上富良野駐屯地も昨日、200名の方が既に災害派遣に向かわれました。本当に御苦労さまと敬意を表したいと思えます。

それでは、さきに通告してあります4項目について質問させていただきます。

まず、1項目目は、若年雇用対策について、町独自の就労支援事業を179市町村、1人当たりの所得が8年連続30万円下がり、加えて雇用環境も大変厳しい状況である。

新卒、若年層等が上富良野町で働き、生活できる場をつくり、就労機会をつくる町独自の就労支援をしてはどうか、町長に伺います。

2項目目、TPP交渉参加反対の理解を、また戸別所得補償制度で上富良野町の農家は守れるのか、さらなる基盤整備事業が必要では。

TPPとは、環太平洋連携協定の略で、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国が参加する15貿易協定で、2006年5月に発効。米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアが参加を表明し、貿易自由化だけでなく、

医療、保険、公共事業、人の移動や食品の安全基準など幅広い分野を対象とし、まさしくこの国の形を変えるほどの自由化レベルは高い包括的経済連携、北海道の食料自給率21.1%が6.4%に低下、影響額が2兆1,250億円と言われている。TPPに参加すれば、北海道の農業は壊滅的打撃を受けることになる。

こういった事態に対する理解度を広く町民に知らしめるべきではないか、戸別所得補償制度では上富良野町の農家は守れないのでは、中山間地域等直接支払制度も導入するが、昨年の悪天候による農作物被害等を考えれば農業基盤整備事業をもっと拡大する政策が必要ではないか、また後継者対策に力を入れてはどうか。

3項目目、次年度、平成24年度の大幅改正に向け、介護保険の評価と保険料の抑制を。

(岡本議員の手助けによりパネルを掲示)

介護保険制度は、平成12年度に導入され、15年、18年、21年と、この制度の健全な運営のために3年に一度見直すことが法律で定められているが、上富良野町でも平成12年当初予算額5億1,479万円から、現在、7億5,227万円となり、約40%増の状態にある。次年度、平成24年度は、今までにない大幅改正が見込まれており、主な改正点は次のとおりです。パネルをごらんいただきたいと思います。

1番目、軽度の要介護。要支援1割負担が保険対象外か2割負担。

2番目は、ケアプラン作成。これが無料から毎月1,000円。

3番目は、2人から4人部屋の部屋料が1割負担が全額自己負担。

4番目、年金320万円以上の人、1割負担から2割負担。

それから、低所得者の施設入所利用料軽減が対象者を制限と、大幅な改正であり、その上、保険料も大幅値上げが予想されている。

こういった、新たな利用者の負担増だけが示されているが、国に対して、国の負担割合をふやすよう求めていくべきではないでしょうか。

また、町としても、今までの介護予防事業、居宅サービス等の評価はどのようなものであるのか、3カ月から6カ月、生活機能の維持の改善にどの程度効果があったか、地域包括支援センターが評価することになっている、介護保険の財源は利用者の自己負担を考えたとき、ケアマネジャーの判断や市町村の裁量にゆだねられている部分が多いので、次年度、平成24年度の大幅改正に向け今年度から見直すところは見直し、新しい取り組みを行い、保険料

抑制につなげるべきではないか。

4項目目、キャリア教育の必要性について、生徒一人一人の可能性を伸ばすキャリア教育の視点に沿った教育指導を。

社会が急激に変化する中、子供たちが将来を見通す力をはぐくみ、自立した社会の形成者となっていくような意識的、計画的に指導していることが求められているのではないかと、一人一人に応じた指導を行うことで、望ましい勤労観や職業観をはぐくむことが求められている、そういったキャリア教育の視点に沿った進路指導が必要と考えるが、教育長の御見解をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお祈りいたします。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) おはようございます。

答弁に先立ちまして、このたびの東北地方太平洋沖地震に関しまして、犠牲となられました方々に心より哀悼の意をあらわし、御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災者の皆様に対し、お見舞いと一日も早い復興を心からお祈り申し上げる次第でございます。

また、復興に対し町といたしましても、でき得る限りの支援を行ってまいりたいと考えております。改めて、防災対策の重要性を認識するとともに、住民の皆様の安心、安全に万全を期してまいりたいと考えておりますので、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の若年層等の雇用対策に関する御質問にお答えいたします。

議員の御質問にもありますように、北海道の雇用情勢は新規求人数の増加など、緩やかな持ち直しの動きが見られますが、依然として厳しい状況であります。

このようなことから、町政執行方針においても述べさせていただきましたように、町独自の対策として高校新卒未就職者を対象に、職業体験も兼ねて平成23年においても若干名の臨時雇用を予定しているところであります。

また、厳しい雇用情勢に対応するため、平成21年度より実施しております国の緊急雇用創出推進事業により、企業や事業所等の協力もいただきながら、平成21年度においては8事業で19名、平成22年度においては9事業で22名の雇用を図ってきたところであり、平成23年度においても5事業12名の雇用を予定し、失業を余儀なくされた方々や、就職を希望している方々などを支援してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存



じます。

次に、2項目目、T P Pなど、農業関連についての御質問にお答えいたします。

まず、T P P問題に対する町民理解をとの御質問ですが、国においてもまだ方向性が定まっておらず、今後の推移を見守っていくとともに、万が一、T P Pへの参加がなされるとすれば、農業を中心として壊滅的な影響が及ぶことから、私といたしましても具体的な行動は今後の検討となりますが、既にこの問題に対しましては、町内の関係団体と連携を図り、反対の意思表示をしているところであり、今後は広く町民の皆さんに理解を求めながら、地域全体の活動として望むべきと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、戸別所得補償では、上富良野町農業は守れないのではとの御質問にお答えさせていただきます。

ことしから、本格的に実施される戸別所得補償ですが、対象となる作物は米、大豆、麦、テンサイなどに限定されるものの、本町においては、その対象作物の耕作面積が全耕作面積の約5割を占めるため、本町の農業全体から見れば一定程度、農業経営の安定化に寄与するものと考えています。

しかしながら、より一層の所得向上や上富良野農業の持続的発展のためには、高収益作物の導入や議員の御質問にもありますように、農業基盤整備事業等、条件整備の推進による足腰の強い農業経営の実現を目指し、国や道における事業制度の活用はもとより、町独自の有効な支援策も積極的に講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、後継者対策についてであります。第6次農業振興計画の策定過程において、後継者の確保に関するアンケートを実施したところ、後継者がいると答えた経営体は全体の約29%にとどまっております。農業所得の向上による経営の安定化が後継者不足を解消する最良の手だてであると考えておりますので、さきにお答えしたように、有効な農業施策を講じるとともに、並行して後継者の育成支援や経営者としての資質の向上につながる事業等の充実に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の介護保険に関する御質問にお答えいたします。

議員の御質問のように、介護保険制度は平成12年にスタートして11年を経過しております。町では、高齢者人口や要介護者の実態に応じた介護保険事業計画を策定し、この計画に沿って高齢者が住みなれた地域で安心、安全に日常生活を営むことがで

きるよう、介護予防の実践や介護サービスの提供に取り組んでいるところであります。

現在、国においては、平成24年度に向けて介護保険法の見直し作業を進めておりますが、議員から示されました5項目については、その方向性や具体策についてまだ固まっていない状況であります。

また、国の負担割合をふやすよう、国に対し求めていくべきではないかという点につきましては、北海道町村会を通じて、十分、財政支援を講じるよう既に要望しているところであります。

次に、介護保険事業に対する町の評価につきましては、現在に至るまで、町の介護保険事業計画に対して年度ごとに、その進捗状況を報告書としてまとめ、介護保険事業運営協議会に報告し、御意見をいただきながら、都度、事業運営に反映させているところであり、介護予防事業が効果的に進められ、介護給付の面においても計画に即して推移しているものと評価しているものであります。

また、3カ月から6カ月ごとに地域包括支援センターが評価することになっているという点につきましては、介護予防給付事業に関して利用者が生活機能の維持の改善にどの程度、効果があったかというモニタリングと評価を行うこととされ、その利用者の状況を適切にとらえながら、介護予防利用者の支援に努めているところであります。

次に、本町の介護保険料についてですが、現在の第4期計画では、月額3,600円と設定しており、富良野圏域の平均3,715円を下回っておりますが、第5期計画においても、介護保険料が大きく上昇することのないように備えております。

介護保険事業基金の残高も、第4期計画どおりに維持保有しており、平成24年度からの第5期介護保険事業計画策定に向けては、国の基本方針に沿いながら、本町の実態を的確に捉えた中で、高齢者が安心、安全に日常生活を送ることができるよう、介護サービスの適切な提供のために取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 4項目目のキャリア教育の必要性についての御質問にお答えいたします。

キャリア教育につきましては、子供たち一人一人が立派な社会人、職業人となって自立し、社会や、家庭を支えていく力や態度を養うことだと考えております。そのためには、我々は経験値を高める取り組みが必要となっているところであります。

学校教育では、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のすべての領域でキャリア教育全体計画をもとに、教育実践を行っているところであり、全領域を通じて、自己決定力、コミュニケーション能

力、向上心、自立心、勤労奉仕の心などの人格の基盤となる能力の育成を目指しております。

具体的には、体験活動を重視しており、運動会などの学校行事や儀式、宿泊研修、社会見学、児童会、生徒会活動、登山学習、職場体験活動などを通して、集団行動や係の活動の仕方、人間関係のあり方、自然や勤労奉仕の大切さ、仕事の大切さを身につけさせることを目的にしております。

特に、中学校での職場体験学習が重要視されており、教育委員会といたしましても、それを支援すべく地域の事業所等に御協力をいただき、受け入れ可能な事業所をまとめた職場体験学習協力事業所一覧を作成、学校に配付し、有効に活用されているところです。

今後におきましても、地域の事業所等の御協力を得ながら、キャリア教育がさらに充実するよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目目の若年層、新卒者の就職のところでございますけれども、昨年も高校の高卒の未就職者3名、採用されまして、その方が3名とも企業に就職についたということで、こういったところは本当に評価したいと思います。

ことしも3名ぐらい採用予定のようでございますけれども、今、上高では新卒者が22名おりまして、それから専門学校と、それから大学が5名、あと7名が就職決まっております、まだ10名、これは上高だけですので、緑峰高校、富良野高校、いろいろ高校たくさん新卒者、まだ就職が決まっていないという方がたくさんおられるわけなので、それで役場としては3名が限度かもしれませんけれども、1年限定だということですが、考えてみれば6カ月ぐらいで緊張感を持ってもらって、その間、就活をしてもらって、役場に勤務をしてもらって、仕事を見つける、昨年もそのように役場のほうでも一生懸命やられたのですけれども、そうしますとあと3名ぐらい、6名ぐらい採用していただけないかなと、同じぐらいの予算で、6ヶ月に絞れば3名が6名になるのではないかと、こういうふうに思うのですけれども、既に町広報で募集をかけていますので、ちょっと今すぐには変更できないかもしれませんが、そういった6カ月に期間を絞って就活をしてもらうとなれば、あと3名、6名ぐらいは何かならないかなと思っておりますけれども、その点につきまして。

それと、緊急雇用創出事業は国から出されたものでありまして、やはり町長みずからセールスによる

新しい雇用創出していただけないかなと、人口も減ってきておりますし、上富良野町も税収も減ってきております。やはり、上富良野で働いて、仕事を見つけて、そして税金を払っていただくような感じ、やはり町外に出ないように、何とかそれでただ申し上げるだけではだめだと思ひまして、前に私、申し上げたのですけれども、アスパラの根っこの捨てるどころ、あれにはルチンが含まれておりまして、あれをサプリメントにできるものですから、ちょっと工場をつくって、融資してどなたか、何か旭川の企業が青汁をアスパラでつくりましたけれども、何かそういった私も呼んで来れないかなと、こういう質問をしましたら、町長やはり企業のほうも条件が厳しくて、土地を用意してくださいとか、いろいろあるので大変だということをおっしゃっていただきまして、今回もプラスコにつきましてはかなり力を入れてなかなか雇用をつくられたわけですが、何かそういったやはり新しいセールスを發揮していただいて、企業を呼んで来れないかなと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番、村上議員の雇用に関する御質問にお答えさせていただきますが、雇用環境が厳しいという実態は私も認識させていただいているところでございます。

まず、御質問にありました町で新卒高校生等の緊急雇用の採用枠をふやしていただきたいというようなことですが、ワークシェアリング、例えば6カ月で交代していただくというようなことも方法としては有効だと思います。

既に、今の募集に関しましては、もうお知らせしておりますのでかないませんが、さらに今後、この4月に向けてどういう実態なのかということをもう少し精査させていただきまして、本当にそういう差し迫った状況があるという判断ができれば、議員御質問にありましたように、御提案いただきましたように期間の長短は別として、そういうことを可能かどうかを検討させていただきたいなというふうに考えております。

また、私も願うところであれば町内で雇用機会がふえることを願っております。ただ、新たに新しい企業をお呼びするとか、誘致するとかということは、これはちょっと物理的に不可能かと思ひますが、一方、実はもう御案内だと思いますけれども、自衛官の退職者をすべて町内、あるいは関連、この現役で吸収したいという思いも強く持っております、雇用協等、あるいは関連商工会等を通じて雇用のパイをふやしてほしいということは、常々申し上げ

げておりますので、最大限、上富良野町内において雇用が安定するために努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 何とか検討していただきたいと思います。

それで、実は役場の中に就労相談室みたいな窓口をつくっていただけないかなと、こういうふうにまた今後について町長は機構変更も考えているのだということでございますので、こういう厳しい就職難のときでございますので、失業された方もいっぱいおられますし、それで就労相談窓口を設置をして、そこにどなたか1名配置しまして、就職をしたい方は登録をしていただいて、こういう仕事があるというようなことを知らせていただいて、やはりこの就職難を乗り切るためには、やはり行政としても一人でも多くの方に就労、町長もそう思っているということですので、こういったことについていかがでしょうか。窓口をつくるということについてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の再質問にお答えさせていただきますが、就労相談につきましては、あるいは就労に関します対応につきましては産業振興課のほうに既に窓口を持っておりますので、もしそういうことが町民の皆さん方に御案内だとすれば、意を持ってお知らせするような手だては講じてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） ちょっと持っているのですからもうちょっとわかりやすく、ちょっと余りわかりにくいので、そういう就労相談窓口があるのだということをもうちょっと掲示してほしいと思えます。

では、次に2項目目のTPP参加反対、この問題の町民周知、それと戸別補償制度の基盤整備というところでございますが、TPPの問題につきましては町長、具体的な行動は今後の検討するというところでございますし、私は農業者だとか関係団体の方たちばかりがわかっていてもどうなのかなと、やはり今まで知る情報でTPPに参加をすれば、農業問題はこうなるのだよというような、町民にも何らかの方法で全体の活動として望むべきと答えておられますので、答弁いただきましたので、早いうちに農業に対する理解、町民も知る、参加するという意味からも、フォーラム的なもの、TPPの参加をどうして反対するのだと、こういうようなことの意味が得られると思うのです。

ですから、農業を考えるといういい機会でもありますし、何らかの方法で実現していただきたいと思うのですけれども、これにつきましてはどうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員のTPPに関します御質問にお答えさせていただきます。

既に御案内だと思いますけれども、TPPに關しましては20分野を超えるような広範にわたる大きな課題があるというふうに私も聞いておりますが、とりわけ農業に關しましては非常に当初、最初のお答えでもさせていただきましたが、壊滅的な影響が及ぶというふうに理解しております。

現在、北海道の町村会の首長が共通して認識の中では、それぞれ自治体が率先して反対ののろしを上げるというようなことは、他の産業分野との兼ね合いもあることから、反対運動の後押しを一緒にさせてもらおうというような現在、そういうスタンスであります。

しかし、それぞれ各自治体ではやはり農業、特に北海道は農業を基幹産業としておりますので、表面上は旗振り役ということまではならないにしても、それに近いような運動を展開することになると思えます。ましてや、それぞれ町内においてTPPとはどのようなもので、どのような影響を及ぼすのかということは、これから機会を通じて、国の今後の交渉入りするかどうかということの動きも見定めながら、町としては町民の理解を深めていくようなことに努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 考えておられるということですので、ぜひ実現に向けてよろしくお願ひしたいと思います。

次は、戸別所得補償のところですが、昨年は米農家で北海道は減反、生産調整するから生産過剰にならないと言っていたのですけれども、過剰になりまして、11年度も米も下落傾向が続いて、戸別補償制度、設計上の予算が雪だるま式にふえまして、そして農家の方が先行き不安に拍車をかけております。

また、作物が9品目に限られまして、全耕作面積の5割を占めているということでございますけれども、上富良野町は秋小麦が189戸ぐらいですが、それからうるち米、お米のほうは136戸、てん菜が108戸ぐらいで、あとはおそばとか、この品目に入っているのは菜種ですとか、そんなのは余りつくられていないと思うのですけれども、販売価格が

生産費を恒常的に下回っている作物が対象でございますから、10アール2万円、多くとれた部分は今まで7対3だったのが、3対7ということで、この間、研修がありましたので研修に行きましてお聞きしたのですけれども、そうすると米にしても減反調整の多い北海道の、北海道は非常に全国一律ということはちょっとどうもこれが果たして戸別補償のどうなんだろうかという心配もありますし、北海道の土壌、畑でつくっているものも全国一律ですので、こういった施策で到底、上富良野農家の方を守ることができないのではないかと思います。

1人どれぐらいの農家の方の収入になっているのでしょうか、平均ちょっとお尋ねしたいと思えます。2年連続、被害をこうむりまして271カ所、今回もかなり修理して直しますけれども、限度額もありますし、農協も経済団体でやはり大枠で幾らという考えでしょうから、上富良野が独自のものというのはちょっと難しいかもしれませんが、そういったところを全国一律であるということと、農協の支援の支援はあれですから、上富良野町独自の考えというのは、基盤整備についてはできないのでしょうかと思えますが、結局、異常気象が起きておりますけれども、2年連続被害こうむりましたけれども、今回、こんな最大の地震が起きておりますけれども、異常気象は起こるということで、気候が少し変わってきているのだということを感じの上できちっとした基盤をつくっていかなかったらだめなのではないかと、基盤補修すべきで、ことしは中山間地域等直接払い事業もやりますけれども、これは道から6,000万円ぐらい補助がまいります。

それで、9,015万円のうち、町としては2,000万円ぐらいのあれでしょうか、予定しているのだと思えますけれども、五、六年前考えますと、農地流動化促進事業が補助が500万円、それから地力増進対策費が170万円、それから営農資金が3,500万円とか、それから奨励作物振興補助事業が900万円、生産振興事業補助が500万円、こういったいろいろ過去においても町としても補助しているのです。

だから、そういうことを考えれば、何か戸別補償、所得補償制度だとか、中山間地等も今回、踏み切ってやるわけですけれども、これは中富も富良野も全部同じようなことをやります。

それで、町としても過去においてこういうかなり補助もしていますから、もう少し農業の基盤を整備するところに力を入れてやりませんか、またこれは異常気象ということを考えますと、なかなか厳しいものがあると思うのですけれども、その点いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の農業振興、戸別所得補償にかかわりまして農業振興策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、最新データは上富良野農業生産額につきましては、最新データちょっと私、手元にございせんが、平成18年、私の手元の資料によりますと18年度で耕種畜産含めまして約89億弱というような数字だと思います。

また、所得におきましては、平成17年度で1戸平均でございますが688万円程度ということで認識しているところでございます。

それはさておきまして、まず戸別所得補償制度に対しましては、昨年度、水田についてモデル事業が行われたところでございますが、もう議員がお話のように昨年度は制度が先行しまして、米価等については、その戸別所得補償の額を逆算したような下落を招いたところでございます。

最終的には、その下落を相場としては埋めきれることがなくて、現在に至っております、国においてもそういう飽和した状態の中で国が分離して、買上げて価格を安定化させるというような仕組みもありましたけれども、それも今回は発動しないで、今日を迎えておまして、年が明けまして直近の五中三だっと思えますけれども、平均の価格に対しまして不足する分を追加して支払うという、国の制度の中で払うという、それが決定しまして、それも本町においては反当1万5,000円程度というようなふう聞いております。

当初の固定払いの1万5,000円と合わせまして、3万円になるのかなというふうにしております。基準反収で割り返しますと、1俵については大体2,000円強の自主的な米価に上乘せする水準かなというふうにしております。

農協の仮払い単価がおしなべて1万円から1万1,000円だというふう聞いておりますので、農家の方に手取りは1万3,000円ぐらいの確保になるのかなと、これでおととしとやや近い水準で、特に懐ぐあいがよくなるというような状況は生まれていないと思えます。

また、ことしから23年度から畑作も含めまして本格実施がなされるわけでございますが、少しこれについても制度がどういうふう機能するかということを少し検証させていただければ、今回のこの制度がいい悪いの評価は今できるような状況にはないということで御理解いただきたいと思えます。

また、他方、基盤整備の必要性については、私ももう本当にそのとおりだと思います。現在、昨年の夏の豪雨災害を受けまして、湿害被害を受けまし

て、小規模の土地改良事業については取り組みをさせていたいております。

それと、特に平場地帯での湿害に対する被害は去年、相当なものがありまして、片や条件整備、基盤整備を中心といたします排水対策が十分に行われていた圃場等の格差が歴然として出ました。これは、上富良野だけではなくて、北海道全体がそういうことだということで、知事も深く認識しておりまして、御案内のようにパワーアップ事業も継続するというような表明もされております。

町といたしましても、条件整備がなされることで、経営の安定化につながるということで、これからも推進してまいりたいというふうに考えております。

また、従来、いろいろ個別で補助事業なり対策がとられてきた事業につきましては、今回、一定程度、中山間事業の中でくくりまして、そして事業効果があらわれるように、高まるように配慮しておりますので、議員が先ほどお話になっておりましたさまざまな個別の事業についても、相当程度、取り込んでおりますので、まだことしスタートするわけでございまして、さらに制度が高まる、さらに効果があらわれるような工夫は今後も引き続きしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） しっかり検証しながら、ひとつ推進していただきたいと思っております。

それから、農業の後継者の問題ですが、いろいろ今、後継のいらっしゃる方が全体の29%だということで、高齢化と後継者不足で農業の方も大変御苦労されております。

それで、私は清富小学校が今、多世代交流ということでいろいろ使われておりますけれども、あいたところを新しい農業の担い手の方に研修センターみたいな感じで使っていただいたりするのはどうなのかなというようなことを考えたりするのですけれども、もう少し担い手の方、新規就農者の教育というのを考えていただいたらどうかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 村上議員の農業後継者の育成対策についての御質問にお答えさせていただきます。

後継者対策が必要であるということは、これは全く意を同じにするところでございます。例えば、清富の多世代交流センターのようなところを研修の場にしてはということの御質問でございますが、富良野圏域として普及センターを、あるいは緑峰高校を

通じまして、そういうような機会が現在、用意をされております。

既に、そういうところで研修をされている方もおりますし、あるいは農業大学校に専修科という制度もございまして、そういう受け皿を現在、準備されておりますので、そういうところで勉強していただくような支援はこれからも引き続き行ってまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） では、介護のところに入っていきたいと思います。

私は、15年の改定前の平成14年の6月の定例議会で15年度から保険料改定に向けて現状はどんなのだと、問題点はないのかということを質問いたしております。

そのときは、ふれあいサロンの事業を立ち上げて、そして介護予防にしっかり努めるということで、国のほうも85項目ありました項目を79項目にして、そして介護認定をやったものですから、国のほうではそういうことで項目を減らしてやっております。

それから18年のときには、5段階を7段階、要支援1、2をつくりまして、7段階にしました。そして、少し要支援の下の1、2と1から5までを区別をいたしました。国のほうは、こういうことをやっております。

それで、そのときに特定健診事業が義務づけられて、国保のヘルスアップ事業、大変取り組みました。一生懸命やられまして、健康診断も本当にトップで道内でも2番か3番でございました。

そういう国もそういうふうな段階を7段階にしたのですけれども、今回は何も国のほうからはそういうことを認定項目を減らすとか、介護の段階をこのようにするとかということを示されておられません。決まったわけではありませんけれども、24年度からこの利用者の先ほどパネルでやりましたけれども、この作成の無料のところは1,000円とか、これは利用者の負担ばかりでございます。こういうことを求めてきて、その上、保険料は大幅値上げということなものですから、国に要望を出していただいたのですけれども、いつごろ出していただいたのでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の介護保険に關します御質問にお答えさせていただきます。

まず、お尋ねの負担の増加につながらないような制度を国に求めていくという要望を町村会で出させていただいております。いつの時点でそれを町村会として意思表明をしたかということは、今、ちょっ

と私、記憶にとどまっております。

時期については、後刻、お答えさせていただくことでお許しいただきたいと思いますが、先ほど御質問にもありまして、今、またパネルで示していただきましたけれども、そういった数項目にわたってのそういう具体的な議員から御提示あったような方向で改正がなされるというようなことは、現在のところ、具体的には何も方向として定まっているものはありません。

そういうことで、そういうような話も審議を進める、相談を進める中であったのかどうかということにはわかりませんが、現在、私のほうにいただいております国からの情報で判断する限りは、そういう状況ではないというふうに私は理解しておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 方向が示されましたので、まだ固まってはいませんけれども、こういう案が出ますと、これよりもうんという案にということとは変わり得ないと思いますので、これが導入が6カ月後になるとか、そういうことはあるかと思えますけれども、そういうことで今から何かおおむね評価は良好と、計画どおり推移をしていると、このような評価をいただきました。

それで、今回、見させてもらいますと、出現率は押さえております、それから施設も82しかありませんので変わりありません。あと、訪問サービスのほうがちょっとかなりふえていますのと、地域の密着型のところが3,159万円ぐらい伸びてきます。

今度は、地域包括センターに人材を投入することで、社会福祉士を配置するというございますので、これは十分そういったことで満たされるのかなと思っております。

ただ、健康のところは自分で守っていくということですが、今度、何かインシュリンもちょっと今までの受けとめ方と違ったという見解が出ておりました。今までは糖尿病のインシュリンの製造や糖の吸収がうまくいかないのが原因と考えられていたのが、血管がうまくインシュリンが出ないために血糖値が下がりにくくなっているという、こういう新しい見解が出されたので、いろいろな面で薬とかも変わってくると思えますし、それで高齢化もしておりますし、なかなか給付を抑えていくという大変だと思いますけれども、しっかりそれらを踏まえてやっていただきたいと思えます。

それで、私は65歳以上の方に要介護認定を受けていない方に健康の実態調査というのをやっていただきたいと思うのですけれども、そしてへんそうし

いていきますと、あなたはあなたに適した介護予防事業、こういったものがございましてよとか、その人その人の健康実態調査、これは旭川のを持ってまいりました、旭川のシニアクラス実態調査、これをやっております。これは予防ですので、その認定を受けていない方、そういった方にやっていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の介護予防事業についての御質問かなというふうに思っております。

既に町といたしましても、実態調査はもう行っているというふうに認識しております。個別にどの程度、介護を予防するための管理がされているかということとはちょっと私、まだ十分な押さえをしておりますが、いずれにいたしましても年齢を問わず、当然、要介護者だけではなくて、その要介護にならないための予防介護ということは、現場では相当力を入れて現在も推進しておりますし、旭川市の事例が示されましたけれども、うちの町においても引けをとらない体制が整っているというふうに私は理解しておりますし、今後、包括介護のほうでもいろいろな時代の変遷とともに新しいまた課題が出てきているものですから、それも含めて今後、充実してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） よろしくお願ひしたいと思います。では、次に教育長にお尋ねします。

キャリア教育の必要性でございますけれども、キャリアというのはキャリエール、馬車のわだちだということで、足跡だとか、歩みがキャリアという意味だそうでございますけれども、いろいろと今、やってらっしゃいます小学生は体験学習を重視してらっしゃると、それから中学生については企業、職場の体験を重視してやってらっしゃる、本当に一生懸命やってらっしゃいます。

そういったことはわかるのですけれども、やはり総合学習の中で、やはりお父さんがやっている仕事、お母さんがやっている仕事、本当にこういう仕事、大切なんだよというふうなのをわからせるとか、それから埼玉県では3年生とか4年生を対象に、夏休み図書司書の講習講座なんてというをやりまして、3年生、4年生にそういう講習をやりまして、その司書だと任命しまして、そしてその方に図書の扱いとか、そういうのをやっていらっしゃるということで、総合学習の中でやはり取り組まれている時間はどれぐらい、今、体験のほうを一生懸命力を入れてやってらっしゃいますけれども、やはり

私は5年後、10年後、ありたい自分のイメージというのでしょうか、なかなか今、やりたいことが見つからないというお子さんが多いのです。どういうことをやっているのか、だからやはりそういったことで、その学習で5年後、10年後、なりたい自分をイメージして、将来の望むキャリアの方向、目標を立ててのその学習というのはいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議員おっしゃるとおり、いろいろと学年ごとにそれぞれのやはり経験値という部分があるのかなというふうに私たちも思っております。

そういう中で、今、学習ですとか、特別活動ですとか、総合学習の中でいろいろな部分の経験値を生かす、それが将来的に自分がなりたい、やはりイメージづくりになっていくのかなというふうに。今、義務教育の配置の中で部分での動かし方となると、なかなか時間的な体質もあります。夏休み期間中のお話もございませうけれども、そういう部分も含めながら、やはりこれから義務教育の中でキャリア教育の実践するやはり方法、先生方によって一人一人、また考え方、イメージもちょっと違う部分も若干あるかと思えますけれども、やはりそういう部分の学習の仕方、先生方一人一人の研修ですとか、そういうのもやはり必要になってくると。

それとやはり、もう1点がやはり体制的な整備も、我々としても学校としてもやはりそのキャリア教育、やはり経験をさせることの体制づくりもしていかなければならないと、今、新学習指導要領ではある程度の時間の枠の中で組み入れて、これからもちょっと時間的に伸びますけれども、そういう時間帯の中でも整理されますので、そういうことも気をつけながら対応していきたくというふうに思えます。

方法としては、いろいろな経験値与えることも大変、必要なことと思えますし、そういうことも今後、学校教育だけでなく、社会教育全体の中でもやっていないわけではございませんけれども、まだ大いにいろいろなそのもて対応していくというのにも必要かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 体験学習も56カ所でしょうか、私も体験学習の今、学校便りがちょいちょい来ておりますので読ませていただきました。

そうしたら、かみんも学習されているのです。行っているいろいろやられているみたいですね。かみん

は、プールは泳いでいるということを書いてありましたけれども、あそこも歩行の歩いて健康づくりしているところですので、いろいろな施設、経験されると思えますけれども、あそこは15メートルしかありませんし、プールだということを書いておりましたので、そういった指導される方もきちっとその場所をよく踏まえて、それから職業のあれもきちっと教えてからやっていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

2番（村上和子君） はい。

議長（西村昭教君） 再質問ございませんか。

以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、8番岩崎治男君の発言を許します。

8番（岩崎治男君） まず、このたびの関東東北大震災で被害を遭われた方々、また、亡くなられた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げ、哀悼の意を表したいと存じます。

さて、一般質問でございますけれども、私は町長に2項目、それから農業委員会会長に1項目の一般質問をさせていただきます。

1項目目、平成23年度の町の予算編成についてお伺いをいたします。

国の財政状況の悪化に加え、北海道の2011年度予算についても、過去20年で最小、一般会計1割減の2兆5,118億円、道費予算であり、地方交付税など、地方の歳入財源にその影響があると考えられます。

また、その先に発表されました、平成22年度の国勢調査速報値を見ますと、上富良野町の人口は2005年、1万2,352人でありましたが、2010年では1万1,543人と、過去5年間で809名が減少している現状でございます。

ことし、2月5日、最近の町人口は、町民生活課窓口で表示を見ましたところ、1万1,774人となっているところでございます。

このように、人口減など、社会情勢が厳しい中、町長は平成23年度予算編成に当たり、どこに力点を置いて町全体の総予算103億9,765万円を組まれたかお伺いをいたしたいと思えます。また、新規事業についても、町長の所信をお伺いしたいと存じます。

2項目目、予約型乗合タクシーの運行についてであります。

町では、新しい事業として4月から予約型乗合タクシーを市街地区及び島津、富原、東中地区に試行しようとしてタクシーの運行をすることでありませう。

高齢者となり、運転が不自由となる人がふえる中、利便性に絡む計画実施と思うが、関係法令のその他の交通機関との共用性など、整理しなければならない点もあると考えるが、諸問題の事務手続きは完全に行われ、4月運行開始は可能なのかを伺います。

3点目は、農業委員会会長さんに質問をいたします。

農業委員会の任務は、農業全般にわたり、極めて重要であります。農地保全や農地流動化はもちろん、将来的には外国の農業に劣らない農地の規模拡大や農用地の基盤整備による労働力の実現であると思います。

今、話題となっておりますTPPやFTAの行方にも注目しなければなりません。

このような中、農業後継者の伴侶を担うアグリパートナー事業についてであります。この事業は、昭和56年から歴年として続いてきているのであります。

ここ数年の成立した数が減少しているアグリパートナー事業は、農業に従事する若者に出会いの場を提供するイベントとして企画されたものと理解をいたしているところでございます。

町内には、適齢期を迎えている未婚者が多数いるにもかかわらず、事業量が年々減少をたどり、関係する農業後継者のニーズにかなう事業を満たしていないのではないかと危惧するところであります。農業委員会会長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目目、平成23年度の町の予算編成に関する御質問にお答えさせていただきます。

国の地方財政計画においては、地方が地域活性化、雇用、子育て施策等に継続して取り組む必要性を踏まえ、地方交付税総額で平成22年度より5,000億円増額し、1兆7,400億円とするなど、地方の一般財源総額については平成22年度の水準が確保されたところであります。

一方、北海道においては、平成23年度は知事及び道議会議員の改選の年であることから、骨格予算として当初予算を編成していることから、前年対比10.9%の減と、大幅な減少となったところであります。

このような中で、本町の平成23年度予算編成に当たっては、さきに町政執行方針でも述べさせていただいたように、基本的には第5次総合計画に掲げる五つの暮らしづくりの実現とあわせて、私が町民

の皆様とお約束をした町の隅々まで光りが当たるまちづくりの実現に向けた五つの政策の具現化に向けた取り組みについて、予算化させていただいたところであります。

その中で、平成23年度予算はどこに力点を置き、予算編成を行ったかという御質問でございますが、1点目は地域経済が極めて厳しい状況にあることから、経済、雇用、産業の活性化に向けた支援策の強化、2点目は学校の耐震改修等、安心、安全の確保対策の推進、3点目は高齢者、障がい者、子育て支援等福祉施策の充実、4点目は地域住民活動の活性化に向けた支援策の強化、5点目は省エネルギー対策の具体策の推進であります。これら5点に配慮した編成としたところであります。

また、申し上げるまでもなく、財政の安定化は町政運営の基本でありますので、収支均衡のとれた財政運営に努めるとともに、地方債の発行を抑制するほか、後年度の学校改築等の大型事業への対応を図ることも念頭に置き、予算編成を行ったところであります。

次に、新規事業についての所信についての御質問ですが、第5次総合計画に掲げる五つの暮らしづくりの充実に向けて、これまで取り組んできた事業や、これから取り組むべき事業を総合的に評価検証を行った上で、取捨選択し、時代の要請にこたえるべく、緊急性、必要性を十分考慮し、これらを推進すべき事業主体に新規事業として位置づけ、予算化したところであります。

次に、2項目目の予約型乗合タクシーの運行に関する御質問にお答えさせていただきます。

この事業は、高齢者や障がい者の方々、いわゆる交通弱者の方々の交通移動手段を確保することで、生活支援や閉じこもりを予防することを目的に行うものであり、平成24年度の本運行に向けて平成23年度においては課題などを検証し、円滑に本運行が開始できるようにするため、一部の地区を対象に試行運行を実施する予定であります。

御質問の4月の試行運行に向けた事務手続き等についてですが、まず昨年12月27日に地域の交通事業者、住民会連合会、身体障がい者団体、旭川陸運支局、上川総合振興局などを構成メンバーとする地域公共交通会議を開催し、平成23年度からの予約型タクシーの試行運行について了承を得たところであります。

その後、これを受けまして試行運行を予定いたします町内のタクシー事業者2社において、旭川陸運支局に予約型乗合タクシーの試行運行に伴う一般常用旅客自動車運送事業の乗合旅客運送について申請を行い、既に2月28日付でその許可をいただいで



いるところであります。

現在、町ではタクシー事業者2社と4月からの試行運行に向けて細部の調整を行っており、4月からの試行運行についての準備は整っているところであります。

また、あわせまして試行地域である市街地区、島津地区、富原地区、東中地区において、住民会、老人会等に対して説明会を実施しているとともに、2月1日より、利用者の登録申請の受け付けを開始しており、円滑に試行運行が実施されるよう準備を取り進めておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（中瀬 実君） 8番岩崎議員の3項目目、アグリパートナー事業についての御質問にお答えをいたします。

農業委員会は、平成6年に制定された上富良野町農業委員会憲章の目標に向けて、農業者の代表として農用地の確保と有効利用、法令に基づく適正な農地利用を進めるとともに、魅力ある農業を築くため、担い手の育成と後継者確保の支援に努めているところであります。

御質問のアグリパートナー事業は、昭和56年4月に上富良野町農業後継者対策協議会を上富良野町、上富良野農業協同組合、富良野農業改良普及センター、農業委員会により設立し、平成11年からは上富良野町アグリパートナー協議会に名称を改め、農業後継者との交流会など、出会いの機会を提供するとともに、成婚された後継者の交流促進などを進めております。

設立時から、富良野地方アグリパートナー協議会に参画し、近隣市町村とともに後継者の花嫁、花婿対策として道内外の女性との交流会の開催などを進めるとともに、協議会役員が結婚相談員となり、町内の後継者に対する支援を進めております。

富良野地方アグリパートナー協議会の交流会と、週刊誌写真掲載事業により、これまで6市町村全体で213組、上富良野町では25組が成婚されております。

現在、約50名の独身者への交流機会の提供は富良野地方アグリパートナー協議会主催の交流会が年2回、ふらの農協が主催する交流会が年に4回、ないし5回開催されております。

開催に当たっては、参加者へのアンケート調査や意見を参考とし、夏休み期間の開催など、多くの方が参加できるよう農作業体験、農作物加工体験など、共同作業を交えて会話や交流が進むように努めております。

今後も富良野地方の自治体やふらの農協との連携を図りつつ、農業後継者の出会い、後継者家族の交流など、上富良野町の農業を支える担い手の活動支援を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 町の予算編成について、再質問をさせていただきます。

町長は、今の答弁で平成23年度の町の予算編成に当たりまして、五つの政策の具体化に向けた取り組みということでお話されております。

そういったことで第1点目は、経済、雇用、産業の活性化に向けた支援策の強化、これは雇用、職場を確保することが一番前提であり、さらなる仕事の場づくりの町長の決意を聞かせていただきたいと存じます。

2点目は、学校の耐震改修等の安全の確保対策の推進等を発言されております。来る11日、午後3時ごろに日本列島太平洋湾を襲ったマグニチュード9の東北関東大震災は、未曾有の大被害をもたらしたところでございます。

上富良野町におきましても、一昨年より公共施設建物の耐震強度の調査を行ってまいりました。その中にありまして、上富良野小学校校舎におきましては、老朽化も相まって耐震強度が著しく劣っているとの診断結果でございます。

町は、23年度予算に調査費を計上して、来年以降、設計、また本改修工事を随時行う計画のようでございます。今回の地震による津波災害を見ましても、被害者の避難場所は地域の会館や各学校であります。我が町でも、非常事態が起きた場合、やはり学校も避難場所として開放するものと思われまます。

この耐震強度を満たしていない校舎を通り、体育館に集まって避難場所として使っても、こういう校舎でありますと大変危険であります。授業の学力の場としても、老朽化したこの学校では建てかえの必要があるというふうに思うところであります。

私は、予算の前倒ししてでも早急に安全を確保した上富良野小学校新校舎の改築、建設を求めますが、町長の決断をお伺いします。

次に、3点目の高齢者、障がい者対策、2項目目でも質問、タクシーでいたしますけれども、一つだけ町長は8日の執行方針演説で77歳、88歳、99歳の町民に商品券を贈呈している敬老祝金制度の見直しを図り、高齢者が真に必要な施策に反映したいと述べておられましたことがございます。この件につきまして、町長の施策について考えを伺います。

4点目の住民活動に向けた支援策であります。災害は、いつ山から来るとも、川から来るとも、地下から地震により地上を揺るがすかもしれません。私の地区は、平成23年度、22年度と地区会館において救急講習、火事の消火訓練など、消防の担当者を招きまして行ってきております。

しかし、大正15年の十勝岳大爆発の被害地区でないということで、避難訓練は一度も行ったことはございません。

このように、避難訓練が必要でないということで、そういうことを想定したことを町が指導していないということでございまして、ぜひ町がこのようなことを呼びかけて、住民避難を実施するよう全町的なそういう強化を願うが、町長はどう考えているか。

最後、5点目ですけれども、省エネルギー対策の推進であります。住宅改築の補償事業で、具体策をお示しできるものがあれば考えを聞かせていただきたい。

以上、質問いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、平成23年度の予算編成に当たりまして私の考え方等についてお尋ねがございましたが、お答えさせていただきたいと思っております。まず地域経済を活性化させるということは、先ほど村上議員の御質問の中でも一部お答えさせていただいておりますが、まず安定的な雇用を確保するという、それからなかなか改善の兆しが見えないこの町の経済をどのように活性化していくかということが、私といたしましては大変、大きな重要な課題だというふうに認識しておりまして、本年度におきましては個々の事業については今、改めて申し上げますが、例えば商工会の振興対策、あるいは観光協会も含めまして、あるいは農業者に対する基盤制度等について、そういったところにしっかりと目を向けて、まず体質を強化してすることが、それらの雇用拡大とか、経済の活性化につながる、まず根っこだと思っておりますので、そういうことに今回は十分、目配りをした予算編成とさせていただいたところでございます。

また、次の町民の安心・安全を支えるという、とりわけ学校に対します耐震化、これはもう避けては通れないことは、もう議員の仰せのとおりでございます。

前倒ししてはというような御意見もございましたが、これらについてはすべて町の単独、単費をもって対応するということは非常にハードルが高い点も

ございますので、前倒しできるようなもし余地があるとすれば、それは積極的に取り組むような考えで今後、次年度に向けて平成23年度についてはしっかりと勉強させていただいて、そういう可能性も含めて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、公共施設が万が一のときの避難場所になるということは想定しておりますので、そういった施設に対する安全性を確保すること、これは最も大事なことでございますので、その点にもことしは今回の予算編成に当たって意を用いさせていただいたところでございます。

直接、そこに結びつくかということではございませんが、とりわけ今回、公共事業の公共施設の中で会館の居住性を高める水洗化にするとか、あるいはそういったことでまず後の住民活動のほうのお尋ねにもかかわってきますけれども、そういうことで公共の場所の居住性を改善していくということも大切だということで配慮させていただいたところでございます。

それから、福祉施策のことに关しまして、敬老祝金についての御質問でございますが、平成23年度については従来の計画どおりの予算対応とさせていただいたところでございます。

本年度、新年度において、23年度において私といたしましては、敬老祝金としての意義があって今日まで行われてきた事業であることは、これはもう承知しておりますが、しかし今の超高齢化時代を目前に控えて限られた町の財政の中で、高齢者対策、あるいは福祉対策をどのように取り進めていくかということに思いをいたしますと、祝金制度というもの趣旨は理解できますが、限られた財源をどのように有効に利用していくかということでは、これは再検証する必要があるということで、23年度においてどういう姿に変えていくかということを検討してまいりたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、住民活動の活性化、これはもう今回の震災の例も挙げておられましたけれども、まさしく住民が日ごろから支え合うという仕組みが町を形成する基本でございます。協働のまちづくりが大きな町のキーワードとなっておりますので、私もその推進に向けて23年度予算にも重点的に予算配分をするべきだということで、そういう予算を編成させていただいたところでございます。

特に、自主防災組織、あるいは地域の支え合う組織、そういったものに職員も大きく関わって、ぜひ精度の高い仕組み、あるいは自主防災の仕組みづくり、ことしはアドバイザー、あるいは防災士等も新

年度において配置も予定しておりますので、精度を高めるように配慮したところでございます。

それから省エネルギーにつきましては、省エネ、新エネ、両政策をにらみまして、ことしは具体的には生活灯のLED化、あるいは省エネ、新エネにつながりやすいような、そういう家庭の中におけるさまざまなCO<sub>2</sub>削減につながるものに改善する、あるいは住宅のリフォーム等に町といたしまして、独自助成を行うなど、そういったところに配慮させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 再々質問をいたします。

学校の関係の耐震強度ですけれども、これにつきましては町としても全部網羅して、調査されていることと理解をしているところでございます。

しかしながら、今、計画的に町の単費ではできない、もちろんそういった大きな巨大な予算を組まなければ実現しない上富良野小学校の改築だというふうに私は理解しておりますけれども、私は政府は今、混雑しておりますから、地震に対する予算どころでない、現場の状況を整理するというところでいっばいだというふうに思いますけれども、後々政府もこの耐震、地震の対策については大きな予算を持って対処してくるのではないかとというふうに予想されます。

そういったことで町長も、この小学校の改築につきましては、早期着工になるような再度、力を込めと上部機関に要請をして、実現をしていただきたいというふうに思います。

それから、エネルギーの推進ですけれども、これは住宅など改築することもちろん、町長のいつも言われる光を注ぐ施策だというふうには理解するわけですけれども、私どもは昨年の暮れ委員会調査ということで、島根県と鳥取県を視察させていただきました。省エネについて勉強させていただきましたけれども、そのおりに風力発電、また今、水が自然の力で流れているこの水力発電に注目して、原発だとか、そういった高価な燃料を使わなくても、自然に流れている水、風を利用した、そういう省エネ対策をされるということで、現地も見てまいりました。

そういったことも町としても研究をしながら、今後、取り入れていっていただきたいなというふうに思っているところでございまして、もう一度、町長の決断を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、公共施設、とりわけ学校の耐震化を含めた安心して子供たちの勉強ができる環境づくり、これはもう最優先で取り組むべきだというふうに考えております。

少しでも前倒しができ、あるいはその進捗を促進できるようなことに対しましては、最大限、意を用いて取り組みをさせていただきたいというふうに考えております。

学校、上小のみならず、ほかの学校も非常に数値を十分満たしていない学校もありますので、すべて一日も早い改善ができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

一方、省エネ、新エネについてのお尋ねでございますが、いろいろ議員のほうから御提言ございました風力、水力等の利用をとということもございまして、北海道においては最近、津別でしたか、風力発電を試みたけれども、結局、解体することに至るというような報道もされてございまして、やはりその地域、土地条件、気候風土に即した効率的な自然のエネルギーの活用、これはもう当然、理解もしておりますし、ただそういう技術がまだこの富良野の地域に活用できるようなもので確立されているかどうかということはちょっとまだ、私としては強く胸を打つようなまだ技術が今はないのかなというふうに理解しております。

ただ、今後におきまして、太陽光等もありますので、まだ今の段階では十分ではないかなというように理解しておりますが、もし今後そういう技術革新が進みまして、こういうような地域でも活用できるような技術が確立されてきた段階には、当然、積極的な導入は必要だというふうに考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 次に、タクシーについて再質問をさせていただきます。

予約型の乗合タクシーの運行利用についてでございますけれども、4月よりの試行運行につきましては、地区公共交通会議を開催して、平成23年からの予約型タクシーの試行運行をやるとの了承を得たこととありますので、私も承知したところでございます。

平成24年度の本運行に向けて、平成23年度におきましては、課題等を検証し、円滑に本運行を開始できるよう一部の地区を対象に試行運行を実施しとの予定とあります。試行地区は、市街地区、島津地区、富原地区、東中地区とのこととあります。

そこで質問であります。試行運転とはいえ、残る日の出、草分、旭野、日新、清富、江花、江幌、静修、里仁地区、ここは試行地区に入っております

んけれども、なぜ一緒に試行地区としてしなかったのかということが疑問でなりません。

この内容では、1年おくれの地域の対象者の皆さんは地域区間の格差ができる、片方は約400円で乗る、片方の方は施行運行に地域に入らないばかりに、既存の今までのタクシー料金を払わないと乗れないという、ここが私は格差につながるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の乗合型のタクシーについての御質問にお答えさせていただきます。

もう既に、議員御案内だと思いますが、本年度は市街、島津、富原、東中地区を対象に試行運行をさせていただくというように準備は整ったところでございます。

全地域にというようなお尋ねでございますが、全地域に向けての本運行をするに先立ちまして、どのような制度上、あるいは道路運送法上、法律的に課題があるということを検証して、しっかりと事業成果、事業効果が上がるような、ことしはそういう準備の年というふうに位置づけておまして、現在、今回試行運行する地域以外のほうにつきましては、スクールバスの混乗が引き続き行いますので、取り立てて格差を生じさせているというような、私は認識はございませんし、23年度しっかりと検証して、本運行の準備を整えることの意義のほうはるかに私はあるのではないかなというふうに理解しておりますので、ぜひこの点は御理解いただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 地域間格差と申し上げたのは、先ほども発言しておりますように、その乗合タクシーと平常のタクシーの利用できない地区との格差のことを申し上げているわけでございまして、これは何につながるかといったら、料金にはね返ってくるわけで、片方は補助金のついたタクシー料金、片方は現状のタクシー、この辺でやはり今、1年と計画期間をもって予算を組んでおります。

この予算を全町を網羅して、1年でなくて半年にすればいいのです。半年にしたら、今の予算で大体間に合うのではないかとこの概算予想ですけれども、そういうことをして私は全町地区の町民の皆さんに同時に御利用いただけるのが、格差なしの是正だということだと思いますので、町長、是正の考えはあるのかどうか、もう一度伺っておきます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の乗合型タクシーについての御質問にお答えさせていただきます。

す。

利用者に差別感が生じるのではないかとこのような御質問かと思いますが、今回の乗合型の試行運行につきましては、対象者を限定しております、一般の皆さん方はこの町内どなたでも従来のタクシーを利用していただくということは、これはもう何の隔てもあるわけでございません。

今回、町が予定しておりますのは、いわゆる交通弱者と言われる方々に特定しての、しかも事前に登録をしていただいた方のみでの利用できるとことでございまして、一般のそれによってタクシー事業者に何ら過度の負担をかけるというような制度設計にもなっておりませんので、その辺の公平化についてのふぐあいは生じないものというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 農業委員会会長に、アグリパートナー事業の再質問をさせていただきたいと思えます。

農業後継者の花嫁、花婿対策事業は、長年にわたる結婚の橋渡し役としていろいろと努力されていることに心を打たれているところでございます。

しかし現在、町内に50名ほどの該当者がいると言われる独身該当者がいる中にありまして、上富良野町農業委員会独自の出会いの場づくりが必要であると考えます。

私の手元にあります資料を見ますと、協議会の収支残高を見ますと平成16年から21年まで資料が手元にあるわけでございますけれども、最初は301万8,000円の予算で、そのうちの285万円、約300万円近くの予算を消化いたしております。

年々、減少をたどり平成21年度は予算86万5,830円でありましたが、支出は半分にも満たない38万4,000円、始まった6年前から見ますと約10分の1ほどの支消しかしていないということで、これは経済に対する時代の流れで縮小したという考えも成り立つのかもしれませんが、私ははっきり申し上げまして、事業が行われていないというふうに理解をするところでございまして、この、10分の1の財源では十分な活動ができないと、予算を余すようなことなく、力いっぱいの花嫁、花婿対策を行っていただきたいというふうに思えます。

先ほどの会長の説明では、富良野地方アグリパートナー協議会やふらの農協と連携してということでございますけれども、こういった連携事業も必要でございますけれども、やはりこれを推し進めるには農業委員会独自の事業として、この予算をふんだ

んに踏まえて使っていただいて、事業の推進を図っていただきたいと思います。会長の考えを再度、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（中瀬 実君） 8番岩崎議員の農業委員会の今後の花嫁、花婿対策についての考えということでの答えをさせていただきたいと思えます。

先ほども答弁させていただいた中に、上富良野町の現在、50名ほどの後継者が嫁不足、花婿・花嫁募集しているということで、富良野沿線のアグリパートナー協議会では、いわゆる年2回のそういう出会いの機会を設けているわけでありませけれども、なかなか最近、効果が得られないということで、予算は当然、つけていただいているわけですが、予算のある程度使えばそれなりの効果があるのかということが、またいろいろと最近では予算の関係で費用対効果とか、いろいろなことも言われる時代でありますので、やらないよりはやったほうがいいのかもかもしれませんけれども、やった以上はそれなりの効果がなければ、当然、いろいろな批判を受けるわけでありませ、上富良野町でなく、他の近隣町村でも独自の出会いの場を設けるような機会を設けておりますけれども、なかなかそういう成婚、そういうことがなかなかならないということで、非常に効果が得られないというのが実態であると思えます。

私ども上富良野町農業委員会はそれでは、独自のいわゆるそういう機会を設けたらいいのではないかとということなのですけれども、非常にやる時期というのも大変重要になってくると思えますけれども、農家の後継者の方々にそういった機会をやったときに参加をしていただけるのかということが、まず第一の問題になってくると思えますけれども、非常に積極的に参加をしてくれる方が非常に少なくなってきていると、そして当然のことながら相手がいることですから、他府県、道内からの独身の女性の方に参加をしていただかなければならない、それらのことにつきましても、非常にほかの町村でもやっている関係上、最近応募が少なくなってきたという、そういった実態もありませ、果たしてそれが上富良野町で実際に単独でやった場合に、それだけの効果があるのかといったときには、非常に難しいのかなということでの判断の上で、いわゆる今、上富良野町だけでは、単独ではやるという考えを今のところは持っておりませ。

それで、富良野沿線のアグリパートナー協議会での、いわゆる年2回のサマーとオータムについての2回の開催は継続して続けていくつもりであります

し、それから先ほど答弁させていただきましたように、JAさんとの連携のもとに情報提供しながら、その農業後継者が1人でも多くの方々が参加をしていただいて、そして結果が得られるように後押しをしていくことに対しては、今後も惜しみなく続けていきたいと思っておりますし、一番最近、岩崎議員も御存じかと思えますけれども、最近の若者というのは非常に人柄がよくて、性格はいいのですけれども、どうも積極性がないと、いわゆるこういうアグリパートナー協議会でも、それからJAさんのこういう会合の後にアンケート調査とか、そういったことをやったときに、女性の方からの感想をいただいたときに積極性がないという意見が非常に多いです。

それで、全員がそうとは限りませけれども、そういった傾向があるものですから、さらにこれから参加していただく方については、少ない機会でもより成果が上がるように、そういった後押しを強力に進めていきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 再々質問をいたします。

会長の前向きなお話も聞かせていただいておりますけれども、これは委員会独自で相談員を置いた時期もあったように思っているわけですが、やはり積極性がないということは、なかなか現代の若者の体質というか、性格がそういうふうになっているのかなとは思いますが、私たちの地元を見ても農業経営者としては立派にやっておられるのだけれども、このパートナーさえ見つければ定着した農業経営が持続できるという、その辺のニュアンスが心配があるわけございませ、このもう一度考えて、こういった結婚相談員が本人と面会をしながら、そういう積極性を養っていくと、応募した女性たちと花見の時期でも出会いの場を設けて、極力、未婚者の解消に努めていただきたいというふうを考えませ。

もう一度、決断をお聞かせ願いたいと思えます。

議長（西村昭教君） 農業委員会会長、答弁。

農業委員会会長（中瀬 実君） 岩崎議員の今、言われたように、私どもそのつもりではおりますし、今後におきましては、当然、上富良野町には先ほど申し上げたように50名近くの後継者、伴侶を求めております。

そういった中で、いわゆる農業委員会ということではなく、当然、農協青年部だとか、そういった形の中で若者同士が伴侶を求めるに当たってもう少し気持ちを切りかえていただいて、自分が本当に必要なのは何なのだと、相手方に自分の気持ちを素直に伝えられるような、そういう方向性を持ってける

ような形の予備知識というか、そういったものも必要かなと思っておりますので、そこら辺も踏まえまして、予算的なことはどうのこうのではなくて、そういうことに積極的に参加できるような形の方法をとっていければなと思っております。

岩崎議員のほうからも、いろいろな知識は当然、持っておられるでしょうから、私どもの農業委員会のほうにも適切なアドバイスをいただければ非常に助かるかなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいなと思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、8番岩崎治男君の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、5番米沢義英君の発言を許します。

5番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました件について質問いたします。

第1点目には、国民健康保険税について伺います。

国民健康保険税は、健康保険や共済保険などに加入していない労働者、農林水産業者、自営業者、退職者や無職の人などを対象とした医療保険制度であります。

平成22年度における上富良野町での加入世帯と加入者は、1,800世帯、3,333人となっております。また、国民健康保険法には、社会保障と国民保険の向上に努めると記してあります。それは、国や自治体の責任で、国民や住民の医療を補償する制度という立場からの精神であります。

しかし、昨今ではその制度が国民健康保険加入者の生活苦に追い打ちをかけるという事態にまで発展しているというのが実情であります。

高い国民健康保険税、その原因は歴代の自民党政権時における国庫負担率の引き下げ、また同時に自民公明党政権時代における保険税の引き上げの繰り返しによって、新たな住民負担が転嫁されるという状況になりました。

にもかかわらず、民主党政権下においてはこのゆがみを正すどころか、各自治体が行っている一般会計からの繰り入れをやめ、保険税の受益者負担という名目で、保険税の引き上げを一層加速せよという方針を指示を打ち出したというところに大きな問題があります。

また、その指導指示のもとで、今回、新たに上富良野町においては国民健康保険税率の改定が行われようとしています。町の試算では、年間所得300万円の4人世帯で医療支援分、介護分を合わせると現行では年額38万7,400円、それが改定案では年額43万9,200円で、5万1,400円の増で、引き上げ率は13.3%になるという事態になりました。

これでは、国民健康保険に加入している世帯にとっては、重税感は避けられないと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。ある加入している方に聞きますと、景気がよくない中での税の引き上げは避けてほしいと語っているのは切実な要求であります。

町が今すぐ実施しなければならないのは、引き上げではなく、国保会計に一般会計からの繰り入れを行って、引き下げを実施することだと考えますが、町長の見解を求めます。

次に、休日保育についてお伺いいたします。この間、何度となく休日保育の実施に向けた町の体制づくりをどうするのかという質問も行ってきました。次世代行動支援計画においては、平成26年度を目標として、その具体的な方向性を示しております。

この間、保護者等の意識調査における要望においても、その高さは一段と高く、その要求は多くの人たちから望まれているところであります。

この間の私の質問に対しても、可能な限り早期に実施するよう努力したいと述べておりましたけれども、今後、どのようにこの23年度においては検討し、具体的な対応をされようとしているのかお伺いいたします。

次に、商業振興についてお伺いいたします。今、景気の後退や住民の消費にかかわる意識の変化、また消費の流出という形の中で、大きな産業構造の変化が起きてきています。

そのもとで、購買力の流出などの傾向も一層顕著になり、地元の商店にとっては消費がどんどん売り上げも伸びないという状況になっています。また同時に、そういう状況でありますから、店の数も近年では減少傾向にあり、多くの町民も元気な上富良野町を望んでいますから、その具体的上富良野町の元気を取り戻すための具体策が今、求められていると考えています。

町に潜在している地域の力をいかに育てるかどうか、これに今かかっているのではないかと考えます。また同時に、それを実施するためには、具体的な雇用と消費に結びつけるような政策、内発型、循環型の地域振興策をどのように行うかということ、これが求められています。

さらに、地域に根差した地元業者、地場産業の総合的な支援をしてこそ雇用と仕事をつくり出すこともできるものだと考えます。そのためには、起業をしたい人、技能の向上や店舗を開設における支援など、具体的な商工業の支援策、商工業振興条例の制定が必要だと考えますが、この間の質問に対して町長は、今後、マーケティング調査を初めとした協議機関を設置して、その対応を協議したいと述べておりましたれども、今後どのようになされるのか町長の見解を求めます。

次に、農業振興について伺います。今、国においてはTPPの促進という形の中で、農畜産物の関税を撤廃しようという動きがあります。これが通れば、地域の産業も日本の農業も経済も大打撃をこうむることは明らかであります。

今、求められているのは、自給率の向上、そして農業にかける人たちの思いを大切にしたい農業づくりをどう進めるかということが、国においても地方行政においても求められていると考えています。

近年、上富良野町においては、農業従事者の高齢化、後継者不足などによって農地を維持し、耕作することが困難になるという状況も一部では見受けられます。また、町においては、各種の農地の流動化対策や、後継者対策などしておりますが、まだまだ十分と言える状態ではありません。

そういう意味では、町において今後の農業に対する不安、高齢化、後継者不足による農地の担い手をどう確保していくかということは、引き続き大きな課題だと考えております。

そういう意味では、私は第三者における農地の担い手を継承できる制度も、その一環、一つだと考えます。この点について、町長はどのようにお考えか、また同時に耕作に適していない農地も上富良野町にたくさんあります。そういう意味では、未耕作地や輪作体系の維持のためにも、緑肥に対する補助制度を検討する必要もあると思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、移住定住化対策についてお伺いいたします。上富良野町では、移住、定住化対策として、住宅の提供や情報の提供などをこの間、実施してきました。十分とはまだ言えない状況にあります。

今、上富良野町における移住、定住化対策のやはり中身というのは、いかにこの上富良野町に年少人口や生産年齢人口の若い世代や、また意欲ある高齢者の人たちが迎入れ、それを起爆剤として新たなまちづくりを進めるということ、これが求められていると考えております。

上富良野町における情報の発信というだけではなく、思い切った具体的な誘導策が今、必要だと考え

ます。例えば、土地の分譲や家屋の新築店舗の開設などによる具体的な対策、踏み込んだ具体的な対策が必要だと考えますが、この点についても町長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、国民健康保険税についての御質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険を取り巻く環境は、急速な高齢化が進展するとともに、医療費が年々増大しており、一方では長引く景気の低迷で所得もふえず、保険税収納の低下を来すなど、国民健康保険事業会計は財政的にも不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

本町におきましては、平成15年度に税率を改正して以来、毎年、医療費が増向していく中で、保健指導により医療費の抑制に努めるとともに、経済状況等が好転する兆しが見られないため、平成18年度からは毎年、財政調整基金を取り崩して運営をしてまいりましたが、基金のほぼ全額を取り崩してきたことや、今後、保険税収入が順調に伸びていく状況は想定できず、一方、医療給付費や後期高齢者支援金、介護給付費納付金については、確実に増加が見込まれております。

このことから、平成23年度は8年間据え置いてきた保険税率を改正して予算編成をせざるを得ない状況にあり、今期定例会において保険税率を改正する条例を御提案申し上げているところであります。

改正に当たりましては、平成26年度から後期高齢者医療制度の廃止による新たな高齢者医療制度の実施が予定されていることなどを考慮し、当面、増額を必要とする保険税額を3,500万円と試算し、引き上げ幅を極力抑えて設定しております。

また、賦課方式は従来の4方式とし、資産割は据え置いて応能割と応益割はおのおの50%として、全所得階層の方に公平に負担していただくこととし、引き上げ率は10から13%とするものであります。

また、税率改正に当たっては、低所得者の方に対し実負担が過度とならないことを念頭に置き、軽減が図られるよう組み立てをいたしたところであります。

さらに、4月1日から窓口で支払う医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予を定めた要綱を施行し、制度の充実を図ることにしております。また、国民健康保険事業は、特定の支出に充てるために特別会計を設置して運営しており、一般的に高齢者を多く抱え、医療費が多額になること、あるいは自営業者

など、所得の不安定な方が多く加入していることなどの構造的な特殊性により、その歳入は加入者が負担する国保税による税収のほか、国や道からの支出金、被用者保険からの交付金、一般会計からの繰入金等を財源として運営しております。

一般会計からの繰り入れは、低所得者に対する保険税の軽減分や職員給与費、事務費など、法律などにおいて規定されておりますが、財源不足を行うことを目的とした。いわゆる法定外の繰り入れは国民健康保険加入者以外の方にとって、町税を二重に負担していただくことになり、制度上、好ましいことではありませんので御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の休日保育についての御質問にお答えいたします。

本町の子育て支援にかかわる行動計画である、次世代育成支援行動計画後期計画では、平成22年度から平成26年までの5カ年の計画で、町民が未来に希望を持って、また安心して子供を産み育てることができる優しいまちづくりを目指し、各子育て支援策の実進を進めております。

休日保育は、この計画策定時に行ったニーズ調査において利用したい保育サービスの中でも要望が多いことや、5年間の後期計画期間内での実施を位置づけていることから、町内3カ所の保育所における御家庭の就労実態等をよく把握し、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、地域全体で子育て支援を推進していくことを目的として、平成22年3月に事業開始したファミリーサポートセンター事業においても、休日における支援機能を有していることから、同センター事業の効果的な運営を図り、幅広い要望にこたえることができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の商業振興についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問にもありますように、商工会の会員数が減少している実態にあり、店舗数についても減少してきております。

このことから、町として空き店舗数、空き地などの実態把握については、平成12年、平成16年に行った以降、実施していないことから、平成22年度において緊急雇用創出推進事業を活用し、商工会と連携、協力して実態調査を実施したところであります。

その結果、空き店舗数が54件、空き地が40件となっており、商店街の空洞化が進んでいる状況であります。今後、商工振興の対応策につきましては、平成22年度の実態調査の結果と、平成23年度に同じく緊急雇用創出推進事業により予定してお

ります消費動向・消費者ニーズ調査の結果を踏まえ、有効な商店街の活性化対策について、商工会を中心として関係機関と一体となって具体的な施策や方策を見出しながら、その実効性があらわれるよう財政支援を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目の農業振興に関する2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、農地継承制度の検討に関する御質問にお答えいたします。

本町における個人認定農業者、約270名の平均年齢は約54歳となっており、他の個人農業者を加えるとさらに平均年齢は上がり、農業者の高齢化傾向は一層加速するものと思われま

す。意欲ある方に農地を継承しやすい制度の検討のことですが、農地の継承は意欲とあわせてしっかりとした計画性や、経営能力を備えた経営体に集約していくことが望ましいと考えております。

今後においては、後継者対策とあわせ、農地の有効利用が果たされるよう、農業委員会や農協等と十分連携を図り、農地の適切な流動化を支援してまいりたいと考えております。

現在、上富良野町においては、農地の流動が滞るような状況にはありませんが、今後、国では農業者戸別所得補償制度により、規模拡大加算も行われる予定でありますので、情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の輪作体系維持のための緑肥補助についての御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、緑肥を交えた輪作体系における土づくりは、土づくりの基本であると認識しております。本年から、本格的に始まる戸別所得補償制度では、前年に対象作物を収穫した圃場を対象に、地力増進作物を作付し、そのまますき込んだ場合、その年に限って10アール当たり1万円の交付金が交付されることとなっております。

現時点では、この制度の活用を考えておりますが、今後、農業者の皆さんの意向を踏まえ適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の移住定住化対策についての御質問にお答えいたします。

移住定住対策につきましては、議員御承知のとおり、平成19年度に頑張る地方応援プログラムに基づき、移住定住希望者の主な情報源となります専門ホームページの開設や、旧教職員住宅を活用した移住準備住宅の整備などを中心に、移住定住対策に積極的に取り組んでいるところであります。

私の移住定住対策に対する基本的な考えにつま



しては、以前から申し上げておりますように移住者の受け入れは重要な施策ではありますが、最も重要なことは町民の方々が転出せずに、この町で安心して暮らしを立てられるまちづくりが基本と考え、その観点から農業振興、商工業振興、福祉対策、雇用対策など、定住対策に最大限意を用い、今、全町挙げて取り組みを進めているところであります。

一方、議員御質問の移住希望者に対する土地の分譲や財政支援については、他の市町村の事例もあることは認識しておりますが、移住希望者の移住場所のニーズは多様であり、特定した場所での土地分譲を行うということは、その効果を考慮すると大変難しい現状にあると考えております。

今後は、土地建物等の物件情報を一元化して、情報を提供する体制を充実させるなどに取り組んでまいります。また、移住者に特化した財政支援の考えはありませんが、さまざまな住民サービスの向上に向けた取り組みは極めて重要であり、そういった取り組みを進めていくことで、上富良野町の魅力をさらに高め、移住定住者の増につながるよう努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 国民健康保険税についてお伺いいたします。

国民健康保険税は、文字どおり、先ほども言いましたが社会保障という位置づけにあります。そういう立場から、やはり国においてもこの点をきっちり受けとめることなく、国庫負担率の引き下げを行って、この点でも私たちは改善すべきだという要求を、一貫して行っているところであります。

また同時に、国、自治体においても、その財政的な部分においても大変苦慮されているというのはわかります。しかし、他の自治体においては、そういう状況にもあるにもかかわらず、一般会計からの繰り入れを行って、財政の国保加入者の負担を軽減するという状況も生まれてきております。

答弁の中では、法定外の繰り入れを行えば、国民健康加入者以外の方に町税の二重負担をしていただくことになるのだということで拒否されております。

このことを例えばという形で話した場合、農業振興、あるいは商業振興においても、こういった例はたくさん町長あるのではないのでしょうか。それは、町の政策としてそこに支えなければならないということで、町の財政を一定投入しているわけですから、他方から見れば農業者から見ればそれは何だと、商業振興ばかりについてお金を投資するのは何

だと、逆の立場になれば、またそういう立場で見るものがたくさんあるでしょう。

高齢者からすれば、子育て支援だけでいいのかと、高齢者にもっと予算をつぎ込むべきではないかということもあるでしょう。そうすると、そのことを町長の言っている二重負担ということになれば、すべてが二重負担なのです。

なぜ、そういう政策をとるのかということになれば、やはり町を支える、そういう立場から町をつくっていく、社会保障や医療やそういった分野からのやはり公平感を、やはりお互い、ここに住んでいる以上、やはりそういう制度で町に安心して暮らして住んでほしいという立場から政策を行っているわけですから、国民健康保険税に一般会計から繰り入れしても何も不公平感はないと思いますが、この点、町長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の国保税に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、私が先ほどお答えさせていただきました町税の二重負担に法定外繰り入れについてお答えさせていただいておりますが、ただいま議員がさまざまな町が行っております施策についても、同様なことにならないかというような見解でございますが、私といたしましては国民健康保険制度そのものが加入者をもって運営する、そういう性格があるというふうに考えております。

ただ、その財源は当然、公的支援も含めまして、被保険者の保険税によって賄われているということで、言ってみれば自己完結型になっているものというふうに理解しております。

そういう面におきまして、保険税をほかの一般の多くの皆さん方の税源をもって軽減策をそれに充てるということは、私は先ほど議員から御質問にあったさまざまな施策と同一視するということは、私の認識の中にはないということで、御質問にあったような一般会計から法定外の繰り入れをとすることは非常にできないということではないですが、非常に町民の理解を得ることはハードルが高いというような認識をしているところでございます。

むしろ、制度のそういう国民健康保険の加入者の構造的な、非常に不安定化をだんだんしているという実態は私も理解しておりますので、むしろ不備があるとすれば国のほうに制度改善をお願いしていくことのほうが的を得ているというような理解でございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、何度も申し上げます

が、これは国のほうにも制度の改正は要求していくものではあるということは当然であります。

また同時に、これは地域の自治体にも求められている、やはり社会保障としての一環としてのこの国民健康保険税ですから、別に何も町民の方にしてみれば、こういう町を支えるという立場から、つくるといふ立場からも、ここに町長が投入したいのだということであれば、それは納得できる話だといふふうに思います。

お金がないのだということを言いますが、私は今回の基金調整の財調のこの5億8,000万円、こういう部分を取り崩しながら、やはりこういう財政の負担の軽減に充てることも、私は十分可能だといふふうに思っているわけでありまして。

そういう意味では、国の責任に押しつけるだけでは町長、それは地方自治体の長としては、やはり役不足であるとは思っているのです。町長がみずから町民の健康と予防医療に対しても十分、現場では頑張る努力もされて、一定の医療費の抑制にもつながっている、そういうことも含めて国民健康保険税の負担軽減を同時に並行してやるということは、私は当然、自治体の長としてやるべき責任があるのだといふふうに私は思いますし、税の二重負担ということであれば、そのほかについてもいろいろな税の二重負担という法則が成り立つのだらうと思っておりますが、ですがしかし私は今回の、もう一度確認しますが、高いこの国民健康保険税の軽減をこの一般会計、財調を取り崩すなど、具体的なことを行えば可能だといふふうに思いますが、町長、もう一度この点も含めて、逃げないで国の責任だということ締めくくらないで、自治体がきちっと責任を持つという、この立場も明確にさせていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 国保についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的な認識の部分でございますが、私は何度も、私のほうも申し上げますが国民健康保険税を他の税をもって法定外が補っていくということに対しましては、非常に違和感を持っております。

ほかの個々の施策と同一視するという、そういう考えを持っておりませんので、やはりむしろ最初の答弁で申し上げましたけれども、実負担感を軽減するために軽減措置を十分配慮した制度設計もこのたび出させていただいているといふふうに理解しておりますし、また、他方、窓口負担等の軽減、減免等もあわせて取り組みをさせていただこうということで考えておまして、低所得者層の占めるウエートが大変、近年高くなってきていることは私は承知

しておりますので、そういった納税相談も含めまして、極力皆さんに負担感を和らげられるような、そういう措置もあわせて行ってまいりたいといふふうに考えておりますので、ここはぜひ健康予防も含めて、本当にトータルで上富良野町民の皆さん方の健康を支えていくことがより重要だといふふうに考えておりますので、どこに責任を押しつけるというような考えではなく、そういう町民の意識を高めていくことのほうが、今、求められているといふふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 他の軽減制度も実施することの話であります。これは国のいわゆる決められた軽減分との普通のことなわけです。これを特別なという形には、私はなりません。これは当たり前なのです、こういうことをやって。

それでもなおかつ、やはりこういった国民健康保険税の負担だとか、そういうものがやはり重いという状況になっている。国の調査でも、この今の給与水準は、本当に30年前の給与水準になっているという状況で、一方で物が上がっていますから、本当にひどい生活実態ということは明らかに示されているわけです。

そういうことを考えたときに、私は思いきって先ほども言いましたけれども、基金を取り崩してここに投入すると、そして軽減するということは、やはり町長の責任としてやるべきだといふふうに思いますが、この点、どうもわからないようなので、これはぜひやってください、できないのですか町長、先ほど一般会計から繰り入れることは可能なのだということも言っているわけですから、できないとすれば何が理由なのか、税の負担が二重負担になるから、他の町民の方も納得できない、だからできないという話なのですか。

町長は、その負担軽減したいという思いはあるけれども、町民の方が納得できないから私はできないのか、どうなのですか、そこをはっきりしてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

国保税の法定外の繰り入れによる軽減、具体的に財調からの投入を想定してはというような御質問でございましたけれども、私の想定の中には、そういう仕組みを構築しようという考えは現在持ち合わせておりません。

また、町民の方々に国保の現況、あるいは国保というものがどういふふう運営されているかということについての認識を高めていただくということ

は、その負担とはまた別時限の話として、それは取り組むことはやぶさかではございませんが、財調等を利用して法定外の繰り入れをして、運営していくということについての考えは持ち合わせていないこととお答えさせていただきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 全く話にならないです。

結局は、何だかんだとってみずからの責任を言い逃れに終始するということが明らかです。

私は、今回のこの税率の引き上げは、多くの方、いろいろ加入している方の話を聞いても、やはりもう本当にいろいろ売り上げや景気が伴わない中で大変だし、本当に上富良野町の資料でもわかるように200万円以下の世帯が7割だと、100万円以下も4割になるという状況の中で、本当にこの税の負担というのが耐えがたいという声が圧倒的です。

そういう意味では、その社会保障という位置づけにもかかわらず、それを町長みずからが、それを否定するということは、私は許されないし、こんなことをまかり通るような町政だったらとんでもないです。

もう一度伺いますが、これは財調からの取り崩しできちっと軽減するようしてください。もう一度、答弁求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、財調を活用しての一般会計からの繰り入れということは想定していないということは先ほど申し上げたとおりでございます。

それとはまた視点が違いますが、私はその過重感があるというような、非常にその所得が低迷しているという実態は理解しております。むしろ、上富良野の所得が、町民の皆さん方の所得が向上するような、そういう活性化策が今、私は体制としては求められるというふうに理解しておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 活性化策を求めるといって言われているのだけれども、それではどこに活性化を見出すのかという話なのです、具体的に見えてこないのは。

そういうものも含めて、私は今のこの税の改定にはやはり断固反対ですし、もう一度確認したいのですが、これは加入者にとって今回の引き上げは負担の重さを感じないというふうにお考えですか、町長自身、今回の改定を見て重税感をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の国保税につ

いての御質問にお答えさせていただきますが、重税感があるかどうかというような、そういう何か物差しを持って判断をしていることはございません。

国保会計を安定的に運営していくための公平な負担を皆さんにお願いするということで、私は今回、御提案をさせていただいているところでございますので、その点は十分に御理解をいただきたいというふう考えております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この間も、一般会計から繰り入れを行わないで、いわゆる加入者負担で全部賄ってきたのです、この8年間見たら。

そういうことも含めたときに、やはり加入している方、町民の方もこれは怒ります。そういう意味では、改めてこれはぜひ改善していくよう求めて、本当に冷たい町政だと思います。次に質問を移らせていただきます。

休日保育についてお伺いいたします。

町長はこの間、休日保育の問題については、担当の課長に指示して、スピード感を持って対処を図りたいと、23年度については具体的な対策が図られるようにしたいという話の答弁でありましたが、しかし今回のこの答弁を見ていると、相変わらず具体的な検討を進めてまいりたいということで、そのスピード感というのはどこに消えたのだという話なのです。

先ほどのまちづくりの一環としてこういうものがきちっとサポートされなければならないのに、そのスピード感も現実としてないということは、この答弁の中で明らかです。同時に、このファミリーサポートセンター、この支援を得ながらそういう体制も構築しながらということの話であります。具体的にいつまでにどうしたいのかということを知っているわけですから、そのスピード感というのは何をを持ってスピード感という表現をしたのか町長、答弁願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の休日保育についての御質問にお答えさせていただきますが、休日保育の実施につきましては、さまざまな休日保育のニーズがなぜあるかということをしかりと検証しなければ、実の上がる休日保育、例えばないよりあったほうが良いというような、そういうことで事業を実施できませんので、スピード感云々についてのお尋ねでございましたけれども、ことし23年度についてはしかりそのバックボーンがどういう、要するにどういう背景があって、どういうふうなそれを満たすことで休日保育の率が上がるかということ、26年度にまでに実施するというようなことは

定めて予定しておりますので、それが1年でも早く実施できるような、しっかりとした制度設計ができるように歩を進めるといってございまして、それは前を進めるためのプロセスだということで、既に一步踏み出しているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 普通でしたら、そこまでそのスピード感を持ってということであれば、具体的なニーズ調査も一定、その前回の次世代育成行動計画においてわかっているわけですから、そういうものがもう現時点で具体的にできていけばいい話なのです。

これが具体的にできていないということであれば、何を指示していたのかと。また、これはどういう検討をされていたのかという、私は受け取る側として疑念を抱かざるを得ないという状況にあります。

このアンケートの中でも、やはり休日仕事に出るだとか、そういう中でやはり預ける場所がないだとか、当然、町長も御存じのように、そういう要望があるわけですから、前の質問に対してもセンターを設けて、そこで具体的な行動も行うのも一つの方策だということまで表現、この間の予算委員会等も含めてしているわけですから、そこまでいっているのにいまだにできていないということが、町長の指示が悪いのか、受けとめる側がこれをよく理解されていないのか、どちらかだと思うのですが、この点は町長きっちり押さえた評価をしなければならないと思っておりますし、やはり早急にこれは対処すべき課題だと思っておりますが、お伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の休日保育についてのお尋ねにお答えさせていただきますが、私は、これのみならずさまざまな事業に対して、やはり本当にスピード感を持って取り組まなければならない事業、あるいは事業の成果をしっかり上げるために熟議をして取り組むべき、やはりそれは一様ではないというふうに考えております。

そういう意味におきまして、上富良野における休日保育等については、既にファミリーサポートセンターもスタートさせていただいております。そういったことを総合的に判断して、しっかりとその制度設計が町民の皆さん方から御理解をいただいて、またあるいは町民の皆さんに喜んでいただけるような仕組みになるように指示をしておりますので、現場もそれを受けて現在、取り組みをさせていただいておりますし、平成23年度において私はそれが制度設計に向けたしっかりとした形が示しできること

になるというふうに理解しておりますので、何ら足踏みをしているわけでもございませんし、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひその点、しっかりとしたり制度をつくっていただいて、早急な対策というのは当然、必要だと思います。

私は、町長のスピード感ということに対しては、どうも問題が多いのではないかといふふうに思いますので、ぜひその点、早急な対策をしていただきたいと思っております。

次に、商業振興についてお伺いいたしますが、近年、商業における後継者問題、答弁の中にもありますが、空き店舗数も54件、空き地が40件という状況の中で、本当に空洞化になってきております。

確かにいろいろな商工会と関係機関との話もこの間、してきたということの話ではありますが、しかしやはりいろいろな形でなかなか突らない話もあるのかもしれませんが、粘り強い協議というのは当然、必要になってきているというふうに私は考えております。

そういう意味では、どこをこれから町が支援しなければならぬのかということもきっちり押さえる必要があるというふうに私は思います。

この間、何回も申し上げたこともあるかと思いますが、独自でやはり店を開店する、あるいはグリーンツーリズムにおける振興を行うなど、いろいろな感じで取り組みがなされております。

そういうものも含めて、やはり具体的な条例、やはり後継者に対する店舗の技術を磨きたいだとか、新たな起業を起こしたいだとか、そういった部分に対する具体的な振興策を町長自身がやはり持たなければ、これはなかなか前に進みません。確かに、自治体だけではできない話ですから、当然、関係機関も巻き込んだ中での具体的な対策、協議というのは当然、必要だというふうに思いますが、どういうふうな町長のイメージとして、この商業振興策、振興条例の策定については、どのような形が方向性としてあればいいのかなというところで考えているところが、考え等があればお伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の商工振興策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、基本的に私は町の商工業の実態がどうあるかということ、もう既にお答えさせていただいておりますが、まず商工業者も含めて、行政も含めて、まず課題意識を共有化するというところから私はスタートしなければならないというふうに考えて

おります。

それでこの間、特に商工会さん等については、しっかり課題意識を共有し、私は他の業態もそうですが、やはり一番どういふところに課題がある、どういふところに改善点があるということの認識は、現場の方が一番私は理解をしているということが常に基本にあります。

ですから、商工業の空き店舗対策、あるいは空き地対策等、具体的な振興策については、まず商工会みずからが一番、その当事者でございますので、そういう関係者の方々からじっくりその課題を出していただいて、そして町が取り組む私の思いとトータルして、本当にしっかりと根っここの座った商業振興策を講じてまいりたいというふうに考えておりました、とりわけまず商工業者の皆さん方がどういふように活性化を、もうプロですから、そういう方々からの御意見なり、御提言をまずしっかりと受けとめる体制を早急に取り進めたいというふうに考えておりますので、条例云々につきましてはまだ、そこまでの課題共有がされておられませんのでお答えすることできませんが、そういう取り組みを早急にしようということを確認をしているところでございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、そういう実態調査も含めながら、具体的な方向性をぜひ見出していただきたいというふうに考えています。

次に、農業振興の件についてお伺いいたします。

農地の継承問題であります、町長自身も農業者でありますから、当然、釈迦に説法になるかというふうに思います。がしかし、やはり高齢者の実態、あるいは認定者の年齢構成を見ても明らかにここ5年、10年における中で、この農地のさらに確保、維持するのがどうなのかということが課題になることは明らかであります。

また同時に、町においても新規就農者に対する対策も同時並行しながらやっております。何よりも基本は、地元に住まわれている方がこの農地を維持、耕作できるということが基本であります、しかしそうならないということも当然、あるわけですから、そういう意味ではこの農地を継承できるようなやはり上富良野町に来たいという人がいて、そういう場合、やはり担い手対策の一環としても、こういうやはり制度の住めるための調査研究をする必要があると思っております、この点について町長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の農地のスムーズな継承策等についての御質問にお答えさせていただきますが、非常に今、上富良野で農地の流動

化が滞っているというようなことは、ないことは先ほどもお答えさせていただきましたけれども、これから農業の経営者の年齢構成、あるいは後継者の実態等を見ますと、恐らく出している方はふえてくる傾向にあるというふうに思います。

ただ、私が危惧しているのは、農地を拡大しようという意欲のある方々が、かなり農地が飽和状態、要するに抱え切れないうような実態が今、あります。

それで、一定程度面積を超えてしまいますと、逆に採算ラインを割って、経営を圧迫すると、それが過大投資につながったり、さまざまなまた一方の逆の作用も生んでくるというような、非常にきわどい私は状況にあると思います。

それで、議員がお話にありましたような新規就農者の受け皿、あるいは新たな経営体をつくるなり、そういったことはぜひ必要だと私も認識しておりますので、どういう形が有効かということはこれから大いに勉強させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ、その点、進めていただきたいのと、あとはこの緑肥については今後、こういう意見が結構あります。現実的には、確かにそういう今回の所得補償制度の中にそういう制度があるということではありますが、やはり実態、聞きながら、今後、町独自の対策もぜひお願いしたいと思えます。

次に、移住定住の問題であります、確かに町の移住定住に対する行革プランの中にも、こもごもいろいろな政策の展開という点では書かれております。

しかし、私は何と言ってもやはり移住の先進地の話だとか、情報を見ましたら、それなりのやはり初期投資というのはどうしても必要とされています。また同時に、その地域に働ける仕事の確保ができるかどうかという、いろいろな総合的な中でこの移住定住対策というのは考えなければなりませんし、いずれにしてもやはり財政支援も含めて中でどうするのかという具体策が必要だというふうに思います。

例えば、東川においては、移住した場合の制度がありまして、そこに景観条例に基づいたやはり民家を建てた場合の制度だとか、店舗を新築したいときのその制度だとか、あるいは住宅を賃貸のその物件を、マンションです、そういうものを建てたいという方があれば、それに対する補助制度だとか、あるいは他の自治体においては体験型の上富良野に住んでもらえるような、町民との交流を進めるだとか、いろいろな制度をとって行って、定住化対策に一生

懸命頑張られております。

そういう意味では、上富良野町においても、やはりそういった具体的な財政負担もそう、そのソフト面もそうなのですが、もっとより具体的な踏み込んだ対策というのが必要だというふうに思いますが、この点については町長、どのようにお考えなのか、ソフト面を全面的にこれから出していききたいというような、その部分しかちょっと受けとられないので、この点、明確な答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の移住定住対策についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、他の事例等のお話も伺いました。私の知る限りでは、例えば大都市近郊の町におきましては、通勤圏と通勤圏にくくられる中では、そういう利便性を生かした、今、議員からお話がありましたような誘導策ということが講じられている実態も承知しております。

当町におきましては、そういう立地がないというふうに理解しております、そういう中で移住定住を促進するという事は、多様なニーズを持った方に多様に対応していかなければならないということで、私としては具体的に住宅を整備したり、あるいは財政支援をするということ是非常に、投資効率からいうとなかなかその効果を発現することを期待は、非常に課題が多いというふうに理解しております。

むしろ、上富良野野のこのロケーションなり、そういったものを理解して移住をしていただけるような方を、上富良野の実態をPRして、自発的に移住をしていただくことの情報提供することは大事でありますけれども、むしろ定住をしようということて来ていただいた方に、個別にいろいろお手伝い、支援をさせていただくことに対しましての支援は、これは必要であるというふうに考えております。

非常にハードルの高い課題でございますけれども、ソフト、ハード、両面合わせて上富良野、私の基本は町内から転出される方、流出する人を防ぐことが第一だと考えておりますが、まず上富良野町に住んで、幸せを感じていただけるような条件整備がまず先であるというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） そういう面での制度の構築という点では必要かというふうに思いますが、必要最小限の初期投資は必要です。

上富良野町に単身者の方がこの間、お話を聞いていたのですが、ほかの町ではそういった単身者が住めるような公営住宅だとか、そういったところもあ

るけれども、なかなか来ようと思ってもなかなか来れない、数はそう多くはないのかもしれませんが、やはりそういった部分に対する支援も当然そうですし、やはり一定のこちらに住んで、やはり住居を構えたいとかあれば、それに対する費用負担というのかわかるわけですから、具体的なやはりそういった部分の一定の財政支援は当然、必要だと思いますが、その点は町長、今後生かしていただきたいと思いますが、答弁求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、上富良野に体験移住を試みたいと、そういうことに対します受け皿というのは、これはもう整備しておく価値は十分にあるというふうに考えております。

現在、そういう体制も十分とは言えないながらも整備をさせていただいておりますので、これが今後ホームページ等を通じて、上富良野をPRしていくというくことを23年度では大きな課題として、重要施策と位置づけておりますので、また反応を見ながらそういった具体的なハードの整備が必要であれば、これはまた新たな取り組みとして位置づけてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたしたいと思います。

午後1時より再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番今村辰義君の発言を許します。

6番（今村辰義君） まず初めに、先ほどの米沢議員の気持ち等を含めまして、東北関東大震災の発生から4日目を迎えておりますけれども、捜索が進むにつれまして明らかになったその被害の大きさというものは絶句するばかりだというふうに思っております。犠牲になった方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災者並びに御家族の方々のお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、さきに通告してあります2項目について質問させていただきます。

まず初めに、外資による森林買収への対応についてであります。

海外資本による森林買収が北海道などで相次いでいるとの報道を見かけます。東京財団というシンク

タンクのまとめた報告書によりますと、背景には水資源などの資源獲得競争がグローバル化しているという世界的な潮流があると指摘しております。

林野庁が調査を実施し、その発表によりますと2006年1月から2009年12月までの間に、国内の山林30カ所、574ヘクタールを外資が買収していることが明らかになっていきますし、その後も報道によりますとあちこちで買収が行われていることも、また明らかになっております。

道でも調査を行ったと伺っています。現行の国土利用計画法では、1ヘクタール未満の土地に関しましては、都道府県知事への届け出の義務はなく、森林法においても民間人の買収に関する規制はなく、所有者は山林を自由に売買できるとのことで、町としては実態把握に関しても限界があるのが現状だと考えております。

森林は、莫大な量の水をたたえるプールに例えられますが、私たちが農業を営むのも山からの水であります。その滋味を川から海へ送り出すことで漁業を支えてもいます。工業用水もまたしかりで、工業ですら山からの水なしでは立ちゆきません。もちろん、防災の役目も果たしており、森林は国土そのものを守っているとも言えます。

しかし、現状は我が国の森林資源及び水資源が収奪される事態が生じかねない状況であります。そうなる前に、山林という我が国の重要な国土資源を保全する手だてを何か講じることができないものかと感じております。我が国の現状もまた心配であります。

そこで、現時点におきまして、町内における外資による森林売買についてどの程度、把握されているのか、また水源地域の森を保全、整備するという観点から、こういった外資による山林売買に対してどのようにお考えになるのか、町長の御見解をお伺いいたします。

続きまして、2項目目でありますけれども、上富良野中学校への陸上タータントラックの整備を、であります。

早急なタータントラックの整備を願ひまして質問をいたします。前回、同僚議員が上富良野中学校屋外グラウンドの改修整備について質問いたしましたが、その回答といたしまして町内の学校施設整備、修繕事業等の中で優先度が高いと認識して実施し、実施計画に位置づけて取り進めたいと考えているとのことでありました。

現地調査をともにしたことであり、早急に整備されるものと考え、短距離の選手たちも喜ぶだろうと思っておりましたが、23年度予算案には残念ながら事業として計画されていません。タータント

ラックの整備も当然ながら入っていません。

私はまず、タータントラックの整備が必要と考えています。一人一人の生徒のことを考えると、在校期間はわずか3年間です。時間的にも悠長に構えていると、導入を待たずして卒業してしまいます。また、安全管理上、非常に問題があると思っております。

近年、短距離の大会はタータントラックで行われることが多く、日ごろの練習からタータンになじんでいないと大きなけがが予想されるものです。ぶっつけ本番でタータントラック競技での大会に臨ませるのは非常に危険であります。

何十年か前に、人命は地球よりも重いといって、超法規的行動をとった総理大臣がいましたが、短距離選手のけが防止のための安全管理に同じように重きを置くならば、当然、早急にしっかりとしたタータントラックを整備する必要があるのではないのでしょうか。安全管理上から考えていかがでしょうか。町長と教育長にお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目目、外資による森林買収への対応についての御質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、本町における外国資本による森林買収については、その事例はないものと認識しているところであります。しかしながら、道内においても外国資本による森林買収が進み、現在では900ヘクタールを超えるとの新聞報道もあるところであります。

これを受けて、北海道においては平成24年度当初の施行を目指し、4月より水源地保全を趣旨とした森林保全条例案の策定作業に着手することになっております。

この問題に対する認識は、私も議員と同じであり、町民生活を大きく脅かしかねない重大事項であると大変危惧しているところであり、注意深く見守っていかなければならないと考えております。

また、本町は自衛隊の演習場を抱える自治体であり、隣接する農林地が外国資本によって買収されることになれば、国防の観点からも重大な支障を来す事態となるため、大きな関心を持って関係する機関との連携を密にして情報の収集に努めてまいりたいと考えおりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2項目目の上富良野中学校陸上タータンについての御質問にお答えいたします。

初めに、議員が御質問の中で引用されております、前回の上富良野中学校屋外グラウンド整備についての回答について、改めて御説明申し上げます。

タータントラックにつきましては、競技会においては主流であることは理解しているところですが、グラウンド整備が優先するもので、タータントラックの整備は難しいと考えております。グラウンド整備につきましては、町内の学校施設整備修繕事業等の中での優先度等を検討し、実施計画に位置づけして取り進めたいと考えておりますと回答させていただいているところです。タータントラックの整備につきましては、グラウンド整備が優先することから難しいと考えております。

また、安全管理上のお話につきましては、近隣の全天候型トラックのある陸上競技場で練習することなどで、その対応を図っておりますので御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず、外資による森林買収への対応についての再質問をさせていただきます。

町は十勝岳連峰という、大きな水のプールを抱えているというふうにも言っても過言ではないし、その恩恵を受けているというふうにも思っております。伏流水もあちこちでわいております。これらの水は、我々の生命にかかわることだけに、水の安全保障という観点を持つことも大事なのではなかろうかというふうにも思っています。そして、水の円滑な水道事業には欠かせない、根本的なものであるというふうにも思っております。

そこで、再質問でありますけれども、町長が言われました本町における外国資本による森林買収については、その事例はないものと認識していると、非常に心強く、安心もしたところでもありますけれども、その認識している根拠と申しますか、どのような手段で確認されたのか、おわかりになる範囲でお伺いしたいというふうにも思っています。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

外資による取り引き事例がないというのは、まず土地の登記簿ですとか、土地台帳等を確認の上、移動がないことを確認させていただいております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 土地台帳ですね、だれが土地を買ったり、家を建ててもそういった動きがあります。それでもわかると思うのです。

あとは、森林地というのはどこで管理をしている

のですか。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 森林の管理でございますけれども、国有林はもちろん国が管理しておりますし、それから道有林は道、それから町有林もございまして、町有林は町が管理しております。民有林については、それぞれ個人の方ではありますけれども、民有林関連、町有林も含めてですけれども、富良野地区の森林組合が一括してそういう部分で携わっていただきながら連携をしていくところであります。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 富良野の森林組合のほうでやっている、当然、そこも確認した上でないということですね、わかりました。

この話は、聞いていいかどうかちょっとわからなかったのですけれども、町の水源の源泉というのですか、この場所はオープンにしてもよろしいのですか。ちょっと、そこからまずお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の水源、町の上水道の水源の場所等については、場所を公表することは何ら差し支えもございませんし、多くの町民が川からの取水でございますので、御存じの方は相当数おられると思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

そこでお伺いしたいのですけれども、私の知っているところも水源が実際に幾つあるかわかりませんが、一つずつといって上富良野の町を通り過ぎて、上富良野を通り過ぎて隣の町、隣の市のほうに行っているというふうにも認識しているのですけれども、したがってその隣の町とか、市のそのエリアの土地の売買はどうなっているかということをお伺いしたいと思っております。

具体的に言うと、倍本の向こうずっと行ったら、斜めにずっと水源が走っています。土管を埋めてどこか流れています。私もこうやってのぞいたことがあるのですけれども、その向こうはもう富良野市になるのではないですか、だからその町の大事な水の源は町の土地ではないのですけれども、その売買を調べたかどうかということをお伺いしているわけです。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

多分、議員が今、お話しいただいた水路については、農業用水路だというふうにも理解しております。



たまたま、あそこの富良野岳の登山口の際が水源でございまして、ヌノッペ幹線用水路というところの水源があそこにございまして、富良野市の水源はそちらの近辺にあります、あそこの水路については農業用水ということで御理解いただきたい。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

農業用水も同じ、水は農業も非常に役に立っております。先ほど言ったとおりです。

私が先ほど質問いたしましたのは、そこの売買も確認したのかというのがわかるかどうかのいずれでも。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 今ちょっと質問の中で、確認自体はしてございませんが、それぞれの土地については、基本的にまず上富良野の水源についてもそうでありまして、飲用水の水源については当然、十勝岳でありますので国有林になるかと思っております。

それから、東中簡水についても町が買っている森林からの水源地ということで、私どものほうで認識してございます。

ですから、そういう部分では水源等々については、そういう売買はないものというふうには認識しているところでございます。

他の市町村については、ちょっと掌握をしてございません。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 国有地の中に入る前に、民有地もあるのではないですか、そういったことをお聞きしたわけです。調べていないのであれば、今後でも調べて、より安全、安心を獲得したほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

北海道でも現在、非常に大きな関心事になっておまして、北海道においてもそういう情報収集等について、あるいは森林保全の観点からもかなり神経質に北海道としても注視しておりますので、北海道を通じての情報収集だとか、さまざまな情報収集手段を得まして、上富良野のみならず近隣のかかわりのあるところの情報収集は今後も進めさせていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

あと、町長の一番最初の答弁にも農林地という言葉を使っておられますように、農地にも非常に調べ

た結果というふうには私は判断したのですが、その農地のほうですけれども、先般、新聞の報道によると道議会でもこの予算特別委員会で帯広の小野寺議員が質問して、農地も結構、外国人とか、外国の法人に買われているという答弁がございました。詳しいことは言いません。

この我が町も農地についてどうかという質問なのですが、演習場が手前、野原とかいろいろありますよね、農地とか。結構、伏流水がわいていると思うのです。そういう建物はやはり押さえられたら困りますし、また、先ほどの話の続きにもちょっとなるのですが、井戸水をくみ上げるとなれば、そんなに大きな面積要らないです、1ヘクタールも要らないわけです。

そういったところのだれが買ったのか盲点があるのではないかなという感じもしないでもないのです。日本人的な名前を使っていたりして、あるいはダミー会社であったりしたら、ますますわからなくなってくる可能性もあるのではないかというふうに思っております。

それで、まず農地の外国資本による売買の実態の把握の状況についてお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君） 6番今村議員の農地の外資による買収等の関連でございますけれども、私どものほうで押さえている限り、今のところはそういう外国資本による農地の取得等についてはないということで認識してございます。

6番（今村辰義君） わかりました、非常に町民の皆様も安心するだろうというふうに思います。

それで、話は進みますが、道が24年度当初の施行を目指して水源保全を趣旨とした森林保全条例案の策定作業に着手するとのことでありました。

これに伴って、町としてはその条例でもって行動、対応するのか、町もその道の条例にあわせて町の条例をつくるのか、そこら辺からお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、北海道で現在、24年度からの施行を目指して策定をしようとしております森林保全に関する条例につきましては、北海道がそういう条例の趣旨の中に、精神の中には当然、市町村それぞれの事情をくみ入れたものの制度設計をされるというふうを考えておりますので、町独自のものを設けるというような考えは持ち合わせておりません。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

ぜひ、そうであれば逆にこういったことも注意してほしいというふうな要望とか、意見書はぜひやってほしいなというふうに思います。

例えば、森林の伐採とか河川の取水、あるいは地下水、温泉なんかもそうだと思いますけれども、その取水だとか、こういったものの総量規制を実施すると、一定以上の取水に課税をする、そういったことで水の取られるのを防げる一定の効果があるのではないかというふうに思っております。ぜひ、考えていただきたいなというふうに思います。

続きまして、演習場に隣接する農林地が外国資本によって買収されることになれば、国防上の観点からも重大な支障を来すと、非常に私としては非常にいいことを言っていたなというふうに思っています。

私は、今回、この水のほうからアプローチしたわけでありまして、私もこの点は非常に興味があります。もちろん、御存じのように多田の弾薬支所もありますし、駐屯地の弾薬庫もあります、駐屯地そのものもあります。それらの近隣というものは、やはり同じようなことを言えるのではないかなというふうに思います。

ゲリラコマンドという言葉は御存じだと思いますけれども、こういった連中が拠点というものを設けられるのが一番怖いだろうというふうに判断します。

例えば、そういった土地を買って、そこに何か建物を建てると、そういったことに対して施設の確認だとか、点検だとか、あるいはその施設そのものに対する指導だとか、そういったものができるのかどうか、こういったところにも注意が必要ではなからうかと思うのですけれども、まず確認、権限としてできるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の森林等の外国人により買収等にかかわっての御質問にお答えさせていただきます。

まず、法律的にどのような体系が整備されているかということに対しましての知識は持ち合わせておりませんが、河川からの水の取水だとか、そういったものについては水利権がそれぞれ河川に設定されておりますので、そのあたりの河川からの取水についてはしっかりと法律的にガードされているというふうに理解しております。

また、土地の取得に対しましては、これは民法にゆだねられている部分だと思ひまして、これは制限するような仕組みは現在、日本国内においては整備が、外国人の資本による買収を阻止するような仕組みにはなっていないというふうに理解しております。

て、こういう高度な部分については一自治体で意思をあらわせるものではないというふうに考えておりますので、これは全国的に今、課題になっておりますので、我々の思いというのは北海道を通じて、国に対して意思表示がされておりますし、しっかりした財政が整備されることを期待しているところでございます。

とりわけ、我が町におきましては、自衛隊の演習場周辺、あるいは関連の場所の周辺において、我々の意図としない目的を持った取得がなされるとすれば、これは大変、不幸なことでございますので、そういうことを防ぐための我々の思いをそれぞれの役所のほうにこれからそういう気持ちもお伝えいたしますし、まず我々できる範疇としては先ほど担当課長のほうからお答えさせていただきましたような各関係機関との連携を密にして、情報収集だけは密にしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 町長の答弁にございましたけれども、注意深く見守って、なおかつ情報収集に努めると、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、2項目目の上富良野中学校へのタータントラックの整備について、まず教育長にお伺いします。

先般の12月の同僚議員に対する答弁と、その同僚議員がまとめた議会広報、その見出し等による、ちょっと教育長との違うところがあるので、要するに、優先順位をこれから検討するというお話、先ほど伺ったのですけれども、同僚議員がまとめたやつ、あれはこの第4定例会の議事録ですね、これを見ますと教育長は優先順位が高いと、上富良野中のグラウンド整備は、だから実施計画で位置づけ、取り進めるといふふうにおっしゃっているというふうになっているのですけれども、また、今回、私の答弁に対してこれから検討するということのトーンダウンをされたのであれば、その理由と、違ったところに対して教育長の見解をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えいたします。

前回、12月の議会にも答弁させていただきました。まず、上富良野中学校のグラウンドのお話は、ここ長期的な部分で、一応、整備をしなければならぬということには押さえをしてございましたけれども、その実施計画には実数は入っていませんでしたと、先般、去年ですか皆さんお出でになったときに

中学校のグラウンド並びにタータントラックのお話をさせていただきました。

なお、我々も見に行ったときには、やはりタータントラックよりもグラウンドのほうの整備のほうが年数的にもたっていますので、改めてそこで整備をしていかなければならぬということで位置づけをさせてもらいました。

いろいろと整備するに当たって、方法等も内部的に検討いたしまして、専門業者に見ていただきましたけれども、かなり費用的にも整備するのであればかかるような状況も庁内の中でお話させてもらいましたけれども、何とか安価な部分で整備ができないかということで、ちょっと検討した中で今回、時期的におくれている部分もございます。

基本的には、あくまでも子供たちが使うグラウンドが最優先で整備をしていかなければならないというふうに私どもは思っておりますので、タータントラックにつきましては、子供たち喜ぶ顔というのは、私も当然そうは思いますけれども、まず上富良野中学校全のグラウンドを整備を果たしていく必要があるのだらうということで、前回も今回も同じように御発言をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） そうやっていただけたと、私の趣旨は、答弁の趣旨をちょっと変えたのかなという質問だったので。私に対する答弁は、上富良野中のグラウンドの整備の優先順位を他のグラウンドとか、そういったものと比較して優先順位はこれから検討するというような答弁ですよね、私に対しては。

だから、同僚議員の12月の質問では、先ほど言いましたように上富良野中学校の屋外グラウンドの改修整備については、優先順位が高いので、実施計画で位置づけ取り進めるといふふうに言われているというふうになっているわけです。

その違いについて、考え方が変わったのか、あるいはもともと一環しているのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

他の学校のグラウンド、昨年度はボランティア各企業によりましてボランティア工事も西小学校、上富良野小学校と実はさせていただいている経過がございます。

そういう状況の中で、今、整備された状況がどういふ状況なのかというのは、ことしちょっと春明け

見てみないとわからない部分ではありますけれども、ある程度一定の整備がそのグラウンドについてはできたのかなというふうに思います。

そのほかにも、江幌小学校がございまして、東中もございまして。そういう状況の中から見れば、あとその部分で対応していけば上富良野中学校のほうのグラウンドがその範囲の中では一番優先度が高いのではないかということの判断の中で、今後に対応していきたいというふうな考え方でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 話をちょっと進めます。

教育長は、グラウンド整備をやるとタータンはちょっとできないというような感じなのですが、同時並行的に一緒に私はできるのではないかと思うのです。あれは、グラウンド整備をする前に、来年度の予算に計上されておられませんので、とりあえずタータン、150万円から180万円ぐらいですよね、とりあえずタータンを購入しまして、今、私物のタータン引いてありますよね、あの横がいいという先生も言っておられまして、あそこにとりあえず置くと、そしてグラウンド整備が始まったらとりあえず一たん撤収して、タータンのところも当然、一緒に整備するのですから、そこにまた置くとするのは段階を踏んでいくことは可能であると思うのです。

なぜ、グラウンド整備をやったらタータンができないのか、そこが私は全くもって理解できないのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

同時並行でということでございますけれども、今、タータントラックの上の部分のウレタン部分の物だけを購入して、ただ引けばいいという状況ではやはりないと思うのです。今の現状の中でもやはり、路盤がきちっとしていないとなかなかそこでも難しいのかなという判断をしています。

ただ、マットだけ、その上のほうの部分のタータンといいますが、ウレタンの部分だけ購入するというのはなかなか今後とも対応するのは難しいかなと、もしかそのタータントラックを整備するのであれば、やはり路盤を改良し、ある程度の状況を見きわめながらやはり整備をしていかないと、タータンとしてのコースができないのではないかと、ほかのところのちょっと競技場や何かのタータンを見ますと、やはりただ上のほうのウレタンの部分だけ置けばという状況でございませぬ。路面も改良すれば、相当のそれだけのやはり額もかかってきますの

で、そういうことも考えながらやはりグラウンドを先に整備しながらというふうを考えてございます。

また、特定の陸上の子供たちの部分だけではなく、やはり全体的な部活動といいますが、子供たちのことも全体的な面からちょっと考えると、やはり整備をしていかなければならないという状況もございますので、特に陸上の部分のタータンということではなくて、全体的な部分の動かしでやはり学校の部活の整備を図っていきたいというふうに我々思っているところでございますので、その点も御理解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） もう少し、ちょっとお話を聞いてほしいのですけれども、私、本当にタータンを整備してほしいのです。

それは、一番最初に言いましたように安全管理上の問題なのです。回答もいただきました、砂利のことかそういったところで練習をやっている、急にタータンの引いてある大会に行くと非常に危ないと、安全管理上の問題というのは、これは教育長も認められているのです。認められているということで、まずよろしいですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員にお答えをさせていただきます。

安全管理上についてはやはり、十二分に気をつけてやらなければならないと、タータンの例えば整備をしたから、ではけがをしないのかということになると、ちょっと議論はまた別になってきますけれども、その競技会に向かってある程度、指導者が事前の安全上の管理ですとか、そういう事前の体操ですとか、いろいろウエートトレーニングですとか、そういう部分の配慮はきちっとしていかなければならないというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 教育長、町長も同じなのですが、どこまで情報が入っているかちょっとわかりませんが、質問することにお答えください。

近隣の全天候型トラックのある競技場でやっているから、安全管理上それで問題は解消しているのだという答弁でございましたよね。これに基づく質問なのですけれども、その全天候型の競技場はまずどこにあるのか、その競技場までの移動手段は何でやっているのか、移動に要する時間はどのくらいかかるのか、あるいは週でも月でもいいのですけれども、何回くらい利用しているのかについてお伺いします。

また、移動するとすればお金がかかりますよね、お金はどのくらいかかっているのかについて答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私の今の範疇の中で陸上競技場、タータントラック整備されているところにつきましては、旭川の近文の陸上競技場、それから芦別、それから上川もタータンのというお話を聞かせていただいています。

今現在のところは、上富良野中学校の子供たち、芦別のほうの陸上競技場で大会前に練習をしているという状況を聞いてございます。時間的に、芦別であれば、ここから1時間程度もかからないかと思えますけれども、行けるような状況で先生がそれぞれの車に乗せてというふうな対応をしているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 答弁漏れ、質問に全部答えていない。

教育長（北川雅一君） 大変申しわけございません。

利用回数については、ちょっと把握を私どもしてございませぬので、御理解願いたいと思います。

経費につきましても、ちょっと把握してございませぬ。あくまでも保護者等の後援会組織もあるというふうに聞いてございますので、どれだけの費用でというのは申しわけございませぬ、聞いてございませぬ。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

少ない情報で教育長、町長も判断されるという苦しみというのは何となく伝わってくるのです。私の答弁では、安全管理上、要するに危険だよと、けがするよという、この安全管理上のお話については近隣の全天候型トラックのある陸上競技場で練習すること等で対応を図ってまいりますので御理解をしてほしいという話なのです。では、その実態はというのを私、今から申し上げますから。

選手一人一人は、まず移動するのに芦別とか、旭川というお話を聞きました。一人一人1回、1,500円かかるそうです。バスを調達して、列車とかそういうので行っても同じくらいかかるということでありました。問題は、週に何回くらいやっているのか私は確認したのです。何回だと思えますか、週ではなく、月でもない、2カ月に1回だそうです。

2カ月の一遍で安全管理上の問題ではないと言えますか。

要は、競技に参加する直前にタータンで練習させてどんと行くのです。普段はほかで練習やっているのです。だから私は危ないと言っているのです。例えば、アキレス腱とか、筋肉を考えても、教育長も昔スポーツでならした方ですからわかると思いますが、非常に危ないと思うのです。

そういったけがに対する話、こういったものを防ぐ、先ほどどこかの国の総理大臣が人命が地球よりも重いなんて言ったという話もしましたが、まさしく人命が地球より重いということであれば、けがの延長線上に人命があるのだから、けがをさせてはいけない、上富良野中学校の生徒にけがをさせてはいけないと思うのです。これは予算をけちってはいけない、早急に導入するべきだと思います。

例えば、野球部のバットが1本少ないとか、ボールが1個少ないとか、卓球台が一つ少ないとか、そうしたら順番待てばそこにはけがという話はありません。では、この陸上のタータントラックがないとけがにつながるのです、そこを考えると、やはり我々としては導入というものを真剣に考えてやらなければいけない。

先ほども言いましたように、生徒は3年間と言いましたけれども、それもまさしくそうなのです。タータンがないまま3年間過ごしていくのです、これは日本の名だたる短距離の選手になる可能性ある生徒かもしれない、そういったところの芽を潰すことにもなっているのではないかなというように思うのです。

だから、今、私が先ほどこの現状を言いましたよね、2カ月に一遍しかやっていないのだと、お金は1,500円もかかるのだと、これは計算してごらん下さい、1年間に幾らかかるか、お金は自腹で行っているのです。そういった10年もあればタータン買えるではないですか、そういったことを先に見込んで買ってあげるという等々、そういう考え方を私はほしいのです。

安全管理上の全天候型の競技場はどこにあるかというお話で、いろいろお話ししましたが、何ヶ月やっているかというのも教育長も御存じなかった、だからそういう結論が出たと思うのですけれども、そういったことをいろいろと考えまして、また再考してほしいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

今村議員のお気持ちは十分にわかります。安全管

理上のお話も十分に私も認識しているところでございます。

陸上競技ばかりではなく、野球、バレー、いろいろ子供たちも、その安全管理上というのはやはりきちんと対応しなければならないという状況でございますので、そういう中でそのほかのクラブとの状況も考えながら対応していかなければならないというふうに考えてございます。

月に2回という形でタータントラックの全天候型の陸上競技場に行っているというのも、事実そうかもしれません。でも、中学校において余りにも成績等ばかりではなく、あくまでも思春期時代、中学時代のやはり考え方、部活に対するいわば健康づくりですとか、そういういろいろな部分の過ごし方、精神力の強さを養うだとか、いろいろな部分も中学時代の部活動の生活もあるのかなというふうに私は思っています。

成績もさることながら、そのところもやはり十分に部活動の意義を果たしていかなければならないというふうに思うところでございます。タータントラックの気持ちは十分に伝わってきておりますけれども、ほかの部との関係もございまして、そういう状況の中から考えながら対応していきたいというふうに考えております。対応していくと言ったらやろうかという話になりますけれども、そういう状況踏まえながら子供たちに頑張っていただきたいというところが私の今の気持ちでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） なかなか苦しいところ、わかったような感じがしないでもないので、町長の考え方は議長、聞いてよろしいですか。町長にも質問するように私は書いたのですけれども。

安全管理上のお話です。先ほど2カ月に一遍ぐらいいし全天候型のグラウンドに行っていないとか、実態おわかりになったと思うのですけれども、そういったことを考えて、どうですか生徒のことを思い、タータンを導入するべきだと思うのですけれども、彼らのごく一部だと私、言われたことがある。すべてのごく一部ではないですか、全生徒が何かの同じ部活や何かやっているのはまず何もない。一番、集まっている例えば野球部だとしても、彼らもごく一部なのです。ごく一部だから導入しないという話、私はないと思います。

安全管理上のお話から、町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員のタータントラック導入に対する御質問にお答えさせていただきます

ますが、私は町の責務として、その陸上短距離を志している子供たちの安全管理がタータントラックを用いることによって解消されると、それはそういう一面もあることは十分理解もできます。

しかし、町の責務としては、すべての子供たちが、すべての活動の中において安全が確保されるということが、まず第一義でございまして、私といたしましては、上富良野町の子供たちのすべての子供たちがスポーツ活動によらず、あらゆる場面において安全に暮らして、学習が、あるいは学校生活が送れるような条件を整えていくことが町の責務だというふうに考えております。

議員から御希望の思いが述べられておりますこういった事柄に関しましては、もちろん事情が許せばすべての子供たちに満足を与えることは理想でございましょうが、それは到底、かなうことは非常にハードルが高いと思っております。

そういうことで、すべての上富良野の子供たちがあらゆる場面で安全に学習、学校生活を続けていけるような、そういう条件整備に最大限力を尽くしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、12番佐川典子君の発言を許します。

12番（佐川典子君） 初めに、今回、東北関東大震災で被害に遭われた皆様や関係のある方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。

さて、一つ目の質問に移りたいと思えます。インターネットトラブルについて、教育長に伺いたいと思えます。

「aicezuki」これは、仙台の予備校生が京大、早稲田などの試験会場において使われたハンドルネームですが、このようにインターネットの犯罪も進化しています。これを踏まえて、通告のとおり質問させていただきたいと思えます。

現代社会の子供を取り巻く環境の変化はさまざまあり、その中でも情報化社会におけるインターネットの普及によるよい面とは裏腹に、大人社会の露骨な掲載写真や出会い系サイトによる勧誘、ブログや書き込みによる不法行為やいじめ、悪質メールによる誹謗中傷など、多種多様な犯罪が水面下で動いています。

我が町の健全な教育環境を存続させ、子供がネットトラブルに巻き込まれないようにすることについて考えを伺いたいと思えます。

二つ目の質問は、学校のホームページについてです。情報共有の時代において、学校の特色や取り組みなど、ホームページで紹介する学校がふえてきて

います。特認校である江幌小学校がこし100周年記念を迎えましたが、どんどん町外に向けて発信するためにホームページの利用が望ましいと思われまます。現在の状況と、今後について伺いたいと思えます。

三つ目の質問は、移住定住促進とまいやる接遇行政について、ここからは町長に伺いたいと思えます。

人口減少をいかに食いとめていくか、これは地方自治体の大きな課題です。本町において、平成19年から21年にわたり頑張る応援プロジェクトを作成し、取り組んできた経緯があり、目標人数に少しでも近づけるよう促進するために、現在の移住定住プロジェクトチームで検討会議が開かれておりますが、平成22年度、町政運営改善プラン22の実践スケジュールでは、3月に促進プランの作成としておりました。

ホームページの発信はもとより、移住希望者の方への対応の充実を図ることが大切であり、定住促進班を新設させ、移住定住促進と特に子育て世代にはまいやる接遇行政を考えるべきだと思えますが、町長の考えを伺いたいと思えます。

四つ目の質問は、JR駅周辺整備についてです。平成21年3月定例会におきまして、JR上富良野駅は町の顔としてその存在はまだまだ大きく、特に観光客にとっては町の玄関口であり、近年においてエコツーリズムや個人型滞在型旅行など、新たな観光の波があり、まさに公共交通の拠点として町の顔に見合った整備が必要で、過去に整備した中央コミュニティ広場、駐輪場、駅前花壇等の今後の再整備について伺いたいと質問させていただきました。

その後、同僚議員からも駅前広場周辺の花壇等の時代に合った景観整備と人や車の往来に配慮した駐車場整備が必要ではないかとの質問がありました。2年が経過いたしました、今後の整備計画について伺いたいと思えます。

五つ目の質問は、町の観光振興についてです。平成16年のかみふらの十勝岳観光協会の当時の会長から、観光協会収支予算不足財源対応策が図られ、さまざまな対応策によっても状況が改善されなければ、解散をして行政にお返しすることもやむなしとの決議が図られた経緯があります。

平成10年以降、備えてあった収益特別事業や収益事業からの繰出金を年平均430万円繰り出しし続けて逼迫してきております。また、事業仕分けにより、現在、社団法人が公益法人か一般社団法人のどちらかを選択しなければならない、そんな状況にあり、町のスタンスが今、求められていると思えます。

産業振興課は、かみふらの十勝岳観光協会は何を主導に、どこが主体に考えを進めるべきか町長に伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の1項目目のインターネットトラブルについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、情報化社会の発達に伴いパソコン、携帯電話を利用したインターネットの利用は大人に限らず、子供たちにも急速に普及しており、さまざまなネットトラブルに巻き込まれる可能性が高くなってきているところです。

北海道教育委員会は、ネット上のいじめなどの未然防止や早期発見、早期対応の観点から、パソコンや携帯電話サイトにおける児童生徒にかかわる不適切な書き込みの監視及びネットパトロールを委託により実施しております。

この委託事業の中で平成21年7月15日から、平成22年3月31日までに検出された不適切な書き込みは3万3,094件で、そのうち小学校が44件、中学校が7,900件、高等学校が2万5,131件、特別支援学校は19件となっております。

これらの状況を踏まえ、子供たちがネットトラブルに巻き込まれないように学校、公共施設に設置しているパソコンに対してはフィルタリングの設定を実施しているところです。

学校においては、子供たちにネットトラブルに対する学習を行うなど、モラルやルールの指導とあわせて携帯電話やインターネットなどの危険性についての指導を実施しているところです。

また、学習を深めるために北海道青少年有害情報対策実行委員会が主催しました、ネットトラブル根絶メッセージコンクールにも参加するなどの取り組みを行い、その結果、上富良野西小学校の児童が総合振興局賞を受賞したところです。

さらには、PTAなどの主催で子供たちをネットトラブルから守るための学習会などが開催されているところです。今後におきましても、児童生徒に対して指導を行うとともに、保護者、学校が連携を図り子供たちをネットトラブルから守っていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2項目目の学校のホームページについての御質問にお答えいたします。

まず、現在の状況につきましては、学校ホームページを開設しているのは小中学校6校中1校で、上富良野中学校が開設をしており、学校の概要、大会記録、学校便りなどを掲載し、情報発信をしています。

また、上富良野町の行政ホームページの教育委員会のカテゴリで学校別に学校の概要などを掲載しているところです。

また、今後についてであります、教育委員会といたしましては、開かれた学校づくりの推進と信頼される学校の確立を目指しており、日常の教育活動を公開する場を積極的に設け、子供や学校の様子についての理解を図ることが重要と考えております。

ホームページの開設についても、取り組むべき事案と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の私に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、3項目目の移住定住促進に関する御質問にお答えさせていただきます。

我が国の人口は、急速な少子高齢化の進展に伴い、2005年をピークに本格的な人口減少と大都市への一極集中傾向が顕著化する中で、地方の過疎化がさらに進行している状況にあります。

このような中で、人口減少の影響は町の活力低下に直接的につながることから、移住定住対策をどのように進めるかということは、どの地方自治体においても重要な課題だと考えており、その意味におきまして議員と課題と共有するところであります。

町では現在、役場内関係職員で構成する移住定住促進プロジェクトを設置して、今年度中に移住定住対策に向けた具体策である移住定住促進計画を策定するよう指示しておりますので、近くまとまる予定であることから、今後、議会にも説明する機会をいただきたいと考えております。

さて、議員御質問にありますホームページでの情報発信についてであります、新年度予算にも計上しておりますが、移住希望者の有力な情報源となりますホームページをリニューアルして、道内でも先進的な取り組みをしている子育て支援、健康づくり、介護予防などの各施策の紹介を初め、農業、商工業の後継者対策、医療情報など、町のさまざまな情報などを積極的にPRしていきたいと考えております。

次に、定住促進班の新設に関する御質問ですが、現在、総務課企画財政班内には移住希望者の相談窓口を一元化してワンストップサービスを目指した対応をしておりますことから、今のところその考えは持ち合わせておりません。

また、移住定住対策の基本的な考えにつきましては、子育て世代の支援策も含めまして、町民が住み続けたいと実感できるような住民サービスの充実に

一層、取り組むことが結果的に移住定住対策につながるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目のJR駅周辺整備についての御質問にお答えいたします。

上富良野駅及び周辺施設整備につきましては、国鉄の民営化以降、昭和50年代末から、旧国鉄用地を取得をできたことを契機として、町が整備主体となった中央コミュニティ広場やセントラルプラザ、JR跨線橋、最も新しくは駐輪場が整備され、現在に至っております。

駅舎の老朽化については承知しておりますが、駅が町の顔の一つであることは紛れもなく美観の整備や周辺整備が必要との認識を持っているところであります。

そのため、駅舎の外観や乗りかえ跨線橋の塗装については、昨年1月にJRに対し改善を申し入れておりますが、その後、進展のないまま経過しておりますので、引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

また、駅前の花壇については、お迎えの心を伝えることができるよう、適切な維持管理に努めるほか、歩道や駐車スペース、駐輪場などの周辺施設を含めて、町が直接修繕や改善を行える部分については、できる限り早期に対応を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目目の町の観光振興についての御質問にお答えいたします。

上富良野町は、ラベンダー発祥の地として二十数年前よりラベンダー観光を重点的に展開し、その中心としてかみふらの十勝岳観光協会が役割を担っていただいていることは、議員も御承知とおりであります。

近年、旅行動態の多様化、国際化が進み、観光の形態が大きく変化し、本町を訪れる観光客も年々減少している実態にあります。このような状況にある中、観光関連事業を事業の柱とする観光協会におきましては、皆さんで努力されているにもかかわらず基金などを取り崩して経営に充てるなど、大変厳しい財政運営を強いられていると認識しているところであります。

こうした中で、国の法人改革により、平成25年11月末までに、現在の法人格を有する組織は一般法人、または公益法人へ移行しなければならない状況にあり、観光協会としては平成24年度をめぐりに一般社団法人へ移行することを組織決定されたとお聞きしております。

そのためには、健全な財政基盤の構築は必須条件となってくることから、町といたしましても当分の

間は必要な財政支援を行うことを予定しているところであります。

また、観光協会としても、自主性を十分に発揮して、事業の見直しを含め収益事業などの拡大を図り、安定した財政基盤を整え、自立できる経営基盤を確立したいとの意向を示されており、町といたしましても大変、期待をしているところであります。

経済の低迷、人口の減少や少子高齢化などの社会的背景と、観光客誘致の競争激化などにより、観光産業にとっても厳しい状況になっているところではあります。町、観光協会、関係機関等が一体となり、農業、商工業と同様に町の基幹産業の一つとして観光施策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 最初に、幼少から中高生に至る教育の充実は本当に、この我が町の人口1万2,000人弱の町にしては、サポート等も含めましてすばらしいところが多くて、その教育関係者の御尽力のたまものだなというふうに今、理解しているのです。

上川管内におきましても、それは注目を浴びているのです。調べてみたのですけれども、学校生活を開く子供会議というのがありまして、そこにおきましてもサンタプロジェクトの参加数、これは上川管内で16校中上富良野4校も入っていました。中学校では6校中、上富良野2校入っていました。本当に、こうやって調べていけばいくほど、上富良野の教育関係者の御尽力というのがわかりました。

そこでなのですが、私たちも議員としても知らなければならぬというインターネットの普及に関してですけれども、言葉があると思います。

今、キモスという言葉、またはチョズク、リスカ、これ私たち多分わかっている人少ないと思うのです。不適切な書き込みが3万3,094件あったというふうに調べていただきました。私も、この22年度の9月に発行されたものをインターネットの危険性ということで調べましたら、それだけの数が載っておりました。

ところが、携帯電話によるメールやネット上の掲示板の書き込みによって被害を受けたことがある、それは中学生は62%、高校生が70%というふうに高くなっております。フィルタリングをしているというふうにおっしゃってございましたけれども、親に言えないで隠してしまうということが結構あって、ここがすごく難しいところだと思うのです。

フィルタリングをしているのはもっと前からやっているのですけれども、実際には、この21年度で



これだけの数字が出ている、この携帯のトラブルについてはどういうふうにお考えなのかちょっと伺いたと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えします。

携帯電話のトラブルという、私のほうにはまだ報告というのは、そういうのは入ってきていません。ものすごい細かく掘り下げれば、そういう部分も出てくるのかというふうに思うのですが、基本的に携帯電話の取り扱い等の要綱等につきましても、本町において、各学校長に21年5月でございますけれども、一応、携帯電話の動ける取り扱い、基本指針という形でまず学校に配付させていただきながら、指導していただいているという形の状況で進めてございます。

今の現状の中では、私どもの耳に入ってきている状況では、本町としてはないような状況でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 道のほうでもネットパトロールというのがありまして、先ほどお答えいただきましたが、本当にそういうことは大切だなと、予防がやはり大切だなというふうに思います。

教育関係者にとどまることなく、保護者、それから地域の人々、私たち議員も含めてこういうことを知るべきだというふうに思うのです。その地域で見守っていくということが大切で、その意識を醸成することに努めるということに関しまして、それはすごく大事、今後ですね、教育環境を守るということに関してもすごく大事になってくるというふうに思っているものですから、この地域の人向けの今後のセミナーなり、学習会なり、そこら辺の予定というのは考えているのかどうか、その辺を伺いたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

携帯電話の部分でございますけれども、子供たちに持たせる部分でございますが、これも資料で道内の子供たちの携帯電話の持つ所持率でございますけれども、議員も御承知のことかと思っておりますけれども、やはり高校生が多く、その後、中学生が40%と、小学生が20%という状況の報告を受けてございます。

そういう中で、保護者側が与える側としての一つの認識の中で対応していかねばならないというのは一番、ベストな部分かなというふうに思いますし、今後ともその部分については各学校通じなが

ら、PTAを通じながら対応していきたいというふうに思います。

今、お話されました地域の方々という形のお話もなされましたけれども、当然、機会あるごとにそういう考え方も前向きにちょっと考えて進めたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 特別支援学校というのは19校あるというふうにおっしゃっていただきましたが、自治体でネットパトロールの取り組みをされている学校だと思います。

以前にもインターネットのホームページについて質問をしたときにも、町民モニターということを利用して、ホームページを見ていただいて、そして感想をいただくというのはどうだというような質問をさせていただきましたが、まさにこれも書き込みによる被害を少しでも少なくするために地域で守るということに関して見守り隊というか、こういうこともあるという、そういうことを町民の皆様にも知っていただいて、そしてこれから地域で守っていく、ネット上ではあるけれども、みんなで守っていくという、そういう物の考え方を深めていくためにぜひそういうセミナーとかを考えていただきたいというふうに思いますが、もう1回、お願いいたします。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なかなか、セミナー、いろいろ難しい部分はあろうかと思うのですが、そういう情報をまたこれから青少年健全育成を進める会いろいろと場所を通じながら、どの方法が一番ベストなのかわかりませんが、セミナーのほかにもやはりそういう周知がやはりしつこく徹底にやるべきかなというふうに思います。

そういうことも情報の一つの発信源として考えていかなければならないのかなというふうに思うところでございますので、今後、それに向けて我々も鋭意努力をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 次は、学校のホームページについて移りたいと思います。

江幌小学校がとし100周年を迎えられました。先日、皆さんでお祝いをする席に私も出向くことができて、その中で全国から出身の方が来られておりました。埼玉だとか、千葉だとか、皆さん

の思いを聞くにつれ、この江幌だとか、静修地区の皆さんが本当に地域愛を持って、私も学芸会等も大概、出ております。見ていますけれども、本当に地域のPTAの方たちが一生懸命学習に参加しているのです。

そういう地域愛の精神というもの、これを大切に感じる心がこれからの教育には大切ではないかなというふうに感じて帰ってきたところなのですが、先ほどお答えの中で上富良野中学校がホームページがあるということで、一応、全部見てみましたけれども、本当に熱意、創意、誠意とかということが書いてありました。ほかの小学校につきましては、概要だとか、ありきたりののが載っておりましたが、やはりこういう地域愛を多方面から見ていただくためにも、ぜひ江幌小学校は特別に早急にホームページを開催して、そして地域としての学校であるということを発信していただきたいなというふうに思っております。

教育長、3月8日の教育の行政執行方針の中で、特に江幌小学校においては地域と一体となった特色ある教育を望む児童が区域を越えて就学できる特認校として継続して、その運営推進と情宣に努め、さらなる発展を目指す、この「情宣」という言葉はすごく気に入ったのです。調べてみると、情報の宣伝というふうな略になりますけれども、これを全国に向けてPRが必要だなと、江幌小学校においては特に思っております。

先ほどのお答えで、ホームページを開くことも大切だというふうにお答えいただきましたが、それをやってくれる教員の方がいればいいのですが、いない場合はどういうふうにお考えになっているのか、そこら辺はちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、我々もこれからいろいろな部分で開かれた学校を目的にしていかなければならないというところでございます。いろいろな部分の子供たちの活動を広く知らしめていくということも大切だというふうに我々も考えてございます。

今、お答えのホームページですけれども、ある程度原稿づくりといいいますか、情報をまとめる方がなかなかいないと、ただ1回だけ入れればそれでいいというふうでもございませんで、やはり都度、いろいろの部分でやはり学校が基本となって対応していかなければならないという部分がございますので、そこについてまだこれから、各学校、上富良野中学校は今のところ動いてございますけれども、ほかの学校についてもそれだけの先生方もまたいろいろ

るな情報等をお互いに検討しながら、前向きにこういう形で進めていきたいというふうに考えています。

そういう状況の中でお話をして、対応していかなければならないということで、基本的にやはり学校の先生がこの原稿づくりをしながら対応していくということが一番、基本になってくるのかなというふうに思うところでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 実は、江幌小学校のPTAの方がボランティアでホームページをつくりたいのだと、そういうふうに私のところに言ってくださりまして、ぜひその方もやる気満々でありますので、江幌小学校については教育関係者の方々、ぜひ御支援をいただきながら、協働のまちづくりに向けても大切な一歩になると思いますので、そういう方を利用というか、ぜひそういう方のボランティア精神を無駄にすることなく、前に進めていってほしいなというふうに思っております。

次に、移住定住促進と思いやる接遇行政について……ごめんなさい戻ります。いつごろからというのを聞くのを忘れてしまいました、済みません。いつごろからの予定をしているかという。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

早急に人事異動もございませんで、4月以降、新しく体制的に変わる学校もございませんで、そここのところの状況もきちっと説明しながら、なるべく早い時期に対応していきたいというふうに思うところでございます。

先ほど言いましたように、基本はやはり学校の先生が基本原稿づくりということになりますので、佐川議員がおっしゃいましたボランティアの方も、その学校と連携をとりながら、どこまで御協力していただけるのか、十分に調整を図りながら進めていきたいというふうに考えておりますので、時期はいつだとは言いませんけれども、なるべく早い時期に学校と調整しながら進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） そのボランティアの方もホームページ、自分だけであれするのではなく、もちろん校長先生だとか、皆さんのチェックを受けながら、これはどうだという話し合いの中で多分、つくっていくと思いますので、ぜひその辺よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それから、移住定住に移りたいと思います。

最初に、21年の12月にホームページの充実をしてほしいという質問をしましたが、今回そのように予算を立てているということで、今回すごく期待をしております。できる限り充実を図っていただきたいなという思いがあるものですから、今回、伺いたいことがあります。

というのは、つくってしまった段階で、もう修正がつかないような感じになってから、あそこはどうだったのかなというふうなことにならないように、今、お話をさせていただきたいなというふうに思っております。

ホームページでいろいろな町村を見ましたけれども、移住定住に関するサイトを開きました。上富良野は何か90何番目かやと出てきました。出てきたのは、何が出てきたかという頑張る応援プロジェクトという文字だけで、その後、ほかの町のほうにリンクすることもなく、ただその文字だけで終わってしまいました。ほかの町村は、必ず町名で入っております。

これは、やはりちょっと違うなと、ほかの町村というのはやはり自分の町があって、そしてそのいろいろなプロジェクトから何があると、そういうような形になっていくと思いますので、そこら辺も今後、つくる段階において考えていただきたいなと。

体験移住についても、先だって同僚議員が質問なさってありましたけれども、これは本当に首都圏から地方に来て、地方の自然を満喫したいと、そういう考えの方が多くて、去年、道内では体験移住約1,000人も来られているのです。これはすごいことだと思うのです。

紋別市なんかでは500万円以上の経済効果があったと、そういうふうにも伺っております。ぜひ、こういうことを上富良野町でもホームページにおいて、もちろん発信していただきたいなと、お答えの中で促進班をつくっていただきたいという質問をさせていただきましたけれども、うちは総務課の企画財政班の担当がしているというふうにおっしゃいました。

私、企画財政班とイメージで考えるとどうも移住定住というのは結びつきづらいのです。一般の方が考えると、企画財政班というと、要するに町の財政をつかさどるところというイメージがどうしても多いのです。ほかの町は、そういう企画財政班とかという名前のところは担当していないのです。これがやはり、ちょっと違うなというふうに思うのです。

自分たちの仕事はそれでいいかもしれないのですけれども、移住定住を希望される方というのは、上

富良野の方よりも外から見た方なのです、人なのです。そうすると、外から見た目を感じて物を考えていかないと、これは立場的にちょっと変ではないかなというふうに思うのです。

さまざまな施策、美瑛もセカンドホームだとかやっていますし、先ほど同僚議員もおっしゃってありましたけれども、東川なんかもすごい800人ぐらいですか、ふえたというふうにおっしゃっています。旭川も新しく住まわれる方には150万円だとか、いろいろな政策を今、他町村では行っていますので、ぜひ上富良野もそこら辺を考えていただきたい、財政をつかさどる企画財政班が担当するということがどうも私は納得いかないのです、そこら辺はどういうふうに、外から見た目でどんなふうの考えを持っているのか、そこら辺をちょっと伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の移住定住に対する御質問にお答えさせていただきます。

まず、ホームページの充実が必要だということ、私も全くそのとおりだというふうに思っております。このインターネットを利用しての町のPRなり、さまざまな活動の手法については、町としてはまだ日が浅いということもありまして、なかなか塾度が高まっていないという反省点もございまして、このたび平成23年度において充実を図ってまいりたいというふうに考えているところでございまして、ぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、大都市からの移住を希望されて来られる方が、とりわけ北海道あたりは多いのかなというふうにご考えておりますが、私が見聞きしている中では、そういう実態も現実にあることは承知しております。

他方、リゾート感覚で移住を組み立てておられる方の比重も相当あるということで、受け入れ側として非常にそれが定住につながらないという、そういう課題もあるということをお知らせのなかでもあることから、非常にすべての前の午前中も御質問の中でお答えさせていただきましたけれども、非常に広範囲にわたって受け入れ、あるいは誘致体制を整えるということは、これは物理的に大変困難であるなど、ハードルが高いというふうに理解しております。特に移住に対しては上富良野に住んでみたいというような希望のある方に対してのお手伝いはさせていただきますけれども、特定のターゲットに絞った、そういう施策展開は大変、課題が多いというふうに理解しております。

それと、お尋ねのありました企画財政班の中に、

移住定住の窓口があるのは違和感があるというようなお話でしたが、それぞれ各課において、各課が担当いたします産業分野、観光分野については、産業振興課、あるいは住まいに関するライフライン等については町民生活課等、多岐にわたっております。現在、ホームページが総務課の中で対応しているところから、さきの答弁でもお答えさせていただいておりますが、ワンストップサービスをすることがお客様に対して、尋ねて来られた方に対して大変便利であるということで、それを束ねて企画財政班、名称は確かに佐川議員が言われるように名称は移住定住に何か直結しないようなイメージでございますけれども、そのワンストップサービスを提供できるセクションとして企画財政班がホームページも管理しておりますので、そういう対応をさせていただいているということで、名称等については違和感あるということは私も理解できますが、お尋ねの方に対しての便宜供与させていただいていると思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） ホームページを見る人の立場になって物をつくっていかないと、これはやはり最後まで物の考え方の食い違いがいくと思いますので、その辺をもうちょっと考えていただければなというふうに思っております。

それと、移住者の中には、仕事への探究派、それから悠々自適型の革新チャレンジ派、それから自然景観、その他に惚れ込んで住むと、その三つのパターンがあるというふうに言われております。

それぞれいろいろな対応が大切だというふうに思っておりますので、その辺もぜひ考えながら町外に発信していただきたいなというふうに思っております。

特に、子育て世代に対して20代から40代ぐらいの世代だと思いますけれども、特別な期限をつけて住民税を少し何とかするとか、そういった対応策というのですか、若い世代に対する、そこら辺も考えているのか、その辺はどういうふうにお考えなのか、同僚議員も先ほどそのようなお話もしておりますけれども、その辺の対応についてはもう一度伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざまな形で移住定住を図る町のPRなり、魅力づくりというものは、これから当然、ホームページの充実も図ってまいりたいということは、大きな重点課題とさせていただいているところでござい

す。

そういう一環の中で、子育て政策、子育て支援について重点を置いたらいいのではないかとというような御質問かと思いますが、現在の上富良野町の子育て支援策については、私は全道に自慢ができる、生まれてから、成人に達するまでの間の上富良野町で行っております子育て支援策というのは、私は他の町村に負けない、むしろ自慢ができる体制が既に整備をされていると、まだまだ十分とは申しません。そういう域にあるということで、将来、充実をしていくということは何も否定するものでもありませんし、意を用いてまいります。今の水準でも大いに自身を持ってほかにお知らせできる内容だというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 時間がだんだんなくなってきておりますので、簡単でもいいのですが一つ伺いたいことがあります。

総務省の定住自立圏構想というのがありますけれども、今後、上富良野はどういうふうに考えていくか、端的に。

それと、今回、東北関東の災害がありましたけれども、我が町も過去において災害を乗り越えてきた町ということで、被災地の方の被害者の受け入れ、これは定住移住に関して特段の配慮とかをするという覚悟があるのか、心の行政と思いやる行政をする気持ちはないのか、その辺、二つ伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

お尋ねの定住自立圏構想についてでございますが、これは中心市があって、その周辺ということで定義されておまして、残念ながら富良野市が要件を満たしておりませんので、それは実現、現在はできないというふうに理解しております。

それから、災害に遭われた方の受け入れ等については、そういうことを想定した町の役場内の協議等がまだ行われておりませんので、それは一つの提言として受けとめさせていただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、次にJR駅周辺整備について伺いたいと思います。

答弁の中で、答えの内容がちょっと理解しづらいところがありまして、先に質問をさせていただきます。

乗りかえの跨線橋の修繕というのはJRと一緒に連携をしながらという話で構わないですね。あと、

6番の駅のトイレについてもそういうことで、ユニバーサルデザインになっていないのですけれども、それもそうですね。

では、十勝岳線の乗り場の位置とか、確保についてはどのようなお考えでいいのか、それと駐車場横の駐輪場なのですけれども、自転車が置き放しになっている、こちら辺の管理体制、これと駐車場の確保、これは手狭だということは皆さんが承知していると思います。花壇の価値なのですけれども、駅前にあれだけのスペースをとって花壇があるというのは、最近は見られないので、この辺についてちょっと伺いたいと思います。

どこの部分をことし中にやっていただけるのかどうか、そこら辺ももう一度伺いたいと思います。それと、早期に取りかかりたいと、その早期というのはいつのことを指しているのかというふうに伺いたいと思います。それと、町長がJRとの話し合いをしたというふうなことなのですが、それはいつというか、進展があるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 12番佐川議員の御質問にお答えいたします。

まず、駅周辺の施設の関係で、町が直接管理できる部分についてという部分がありましたけれども、特に花壇とか、花壇の部分については駅から土地をお借りして使っているところなので、今の形のままエリアの設定になりますけれども、できるだけ老朽化した部分については更新するというので、それは23年度早々に整備いたします。

特に、あそこに機関車の形をした花壇がありますけれども、あそこに観光客が乗っかって写真を撮る機会が多いということで、あそこはまずことし中早々に整備いたします。

それと、駐車場のスペースが狭いということで、これも兼ねてから要望いただいておりますけれども、現在のところ、あそこに駅の横に民間の方の喫茶店がございます。あそこに喫茶店の私有地と、駅の構内敷地がありまして、それを合わせて駐車スペースとして供用していただいているようです。あそこで利用いただいているという部分に足りないものについては、駅の裏側の町民駐車を御利用いただくということで今、想定しております。

なお、駅周辺に駐車スペースが確保できそうな用地がございましたら、それについては駅の利用者の利便性を高めるために何らかの形、土地を借りるとか、取得するというような手法が考えられますけれども、そういう駐車スペースの確保も早々に検討を始めたと思っております。

あと、要望の件にかかりますけれども、駅舎、それから乗りかえ跨線橋といいまして、旭川方面と富良野方面の乗りかえをする跨線橋の部分、あそこの塗装がはげておりまして、これは昨年の1月に所管する美瑛の駅長、それから上富良野駅長が役場庁舎にお出でになった際に、実際にこちらで撮った写真を示して、ここの部分が非常に見苦しい状態であるので改善願いたいという投げかけを行いましたけれども、なかなかJRの組織自体が複雑な形態になっているようで、そこが進んでいないという結果でございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） JRほうは、旭川の企画されている班があって、そこに私、実はお話をしてきました。

これ、文書はこういうようなものを提出するのだと。ほかの町村は、やはり町が主体となって修繕なり、改築をしていると、ユニバーサルデザインに欠けていたので、そこを直したいのだと、上川なんかもそうなのですけれども、やはり町がちゃんとやっていかないと、私もそうだったのですけれども、JRは国のものだというふうに思っていたのですが、今はもう本当に民営化で、要するに私たちが建物建っているものを見て、それ汚いから直してくれというのを人の家に向かって言っているのと同じで、これは町民全員が共有していかないといけない大きな間違いなのです。

これから私たちの町の顔である駅をどういうふうにやっていくという、その計画ですね、そこら辺をちゃんと理解して、そして町民の方にも理解してもらうような形で話を進めていかないと、何かこういつまでたっても改善というのが難しい。私、行ってきましたけれども、私もお願いしてきました。ぜひやってもらいたいなと、ただみんな財政難であるということがありますので、町のほうからもぜひ何度となく行って、要望をしていただきたいなというふうに思います。

次に、町の観光振興について伺います。

上富良野町においてなおざりになっている部分があるとすれば、ぜひ改善をしていただきたいなというふうに思います。というのは、富良野と美瑛なのですけれども、いつもPRにしても上富良野という名前がなくなっている、これは私、すごく残念に思っていたのですけれども、観光客の人たちに伺ったり、いろいろなセミナーとかに参加してわかったことなのですが、外から見たお客さんというのは上富良野でも中富良野でも、富良野でも、実はそんなにこだわってはいないのです、富良野地域と

して認めているのです。

私たちもそういう観点で物を考えていけないといけないのだなというふうに思っておりますが、町の観光行政は産業振興課は実際にはどういうことをするのかというのがちょっと見えて来づらいのです。今回、財政の面でもいろいろな大変な部分があるというふうに質問にも書きましたが、十勝岳の観光協会の財政基盤構築のために収益を上げる努力をどういうふうに考えているのか、これは町として補助金なり、交付金を出している以上、その辺は強く言うべきではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の観光行政に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、上富良野の観光の位置づけでございますが、美瑛も含めまして富良野、広域観光の中での上富良野でございますので、私といたしましてもとりわけ上富良野という名前が常に全面に出てくるだけが上富良野の位置づけではないというふうに考えておりますので、富良野の知名度を最大限に活用させていただいて、上富良野にもその好影響が及ぶようにこれからも取り組みをさせていきたいと思っております。

そういう中で、実際上富良野の観光を事業として推進する中であって、産業振興課、要するに町が主体となって取り組みをできる部分と、実際、なりわいを伴って観光事業を育成する部分とは、これは町がすべてをそれをかなえるという役割は、非常に難しいし、そういう行政の果たす役割と民間が果たす役割は、やはりすみ分けをするべきだというふうに考えております。

行政といたしましては、さまざまな情報発信、あるいは町の民間の方々、あるいは組織なりのそういう観光に対します取り組みに対して、財政的、あるいはいろいろな手法も講じて支援をさせていただくということが町の役割だというふうに考えております。

そういう中で、非常に私も町の活性化図の一環として観光事業を大きな柱としてこれから位置づけしておりますので、観光協会がこのたび新たな組織の改革を含めた体制に移行することを表明しておりますので、それに対してしっかりまず財政をきちっと立て直すと、立て直したいという強い意思表示がございますし、観光協会にゆだねる部分が相当ありますので、私は観光協会を通じて上富良野の観光はさらに充実していくことを期待しておりますし、計画の中身について、町がその中身を見て云々ということとは、これは自主性を奪うことになりまますので、そ

こは私は手を入れるつもりはございませんが、それは観光協会が立派な組織をしておりますので、大いに期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 自主性を示しているのが大変期待しているというのは、どうも主体性に欠ける発言ではないかなというふうに思っているのです。何となく、傍観者的な発言ではないかと、町民の税金が使われて補助金なり出しているのですから、もう少し上富良野町としてもっと主導権を持って、ここはこうするべきではないかというような意見をもっとするべきではないかというふうに思うのですが、その辺はどういうふうにお考えになっているのかということ伺いたいのと、それから一任しているけれども、もしそれが事業がうまくいかなかったときはだれが責任をとるのか、そこら辺、二つ伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ各組織が事業を進めることに対しまして、町が応援したり、支援をしたりということは、今までも従来も商工会も、あるいは観光協会、あるいはさまざまな農業団体も含めまして、組織に対して町とかかわりを持っているところでございまして、それぞれ団体の事業の進め方、計画等につきまして、町が直接そこに意見を申し述べるといようなことは、今までもしてきておりませんし、それは自主性に多いにゆだねるところであります。

そして、当然、それはその計画が実現できるということを想定しておりますので、想定しなかったら云々というような、そういう想定を持っての考えは持ち合わせて、それと並行してそういうことを組み立てるといようなことはしておりません。

町の私といたしましては、それぞれの団体が、それぞれの組織が思いを私に伝えてくれている思いが、私の思いと一致するというのもって、私は政策判断をしておりますので、中身についてあの部分は、この部分はということで意見を申し述べていることは他の団体も含めてございません。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） では、十勝岳観光協会と町というのは、連携をとっていくのだという理解してよろしいですか。

実は、70歳代の男性なのですけれども、この方は銀行マンで有名な会社の再生人ということで、会長をされていた方がたまたま上富良野の景色を撮りたいと、それと訪れられました。札幌からなんです

けれども、秋口にカラマツの黄葉、要するに黄色くなつた葉っぱを見る、その景色のいいところはないかと、産業振興課にたまたま電話したら、そうしましたら観光になっているのでわかってきていると思って電話をしたと、そうしましたら、それはわかりませんと簡単に答えたそうなのです。仕方なく、十勝岳観光協会に電話をしまして、実はこうこうだと思ひますというふうに話を詳しく聞いてくれて、何とかその方は心落ち着いたということがあったのですが、その方は実は町長に文句を言いに行くということで、二度も三度も電話を入れたことがあったそうです。

その対応のまずさというのは、すごく観光客にとっては残念で悔しい思いをするのだと思うのです。ぜひ、これから十勝岳観光協会、そして産業振興課が連携をとるのであれば、そういう上富良野にとって、上富良野の観光振興にとってマイナスになるようなことが起こらないように、おもてなしの観光行政をぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。この一体化になるための戦略を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

他者に対する思いやり、あるいは接遇も含めて、そういうメンタルな部分については、これは観光面のみならず、日ごろそれぞれ職員が、あるいはかわるすべての方々が相手の方に対して心を込めて対応するという事は、これはすべての基本でありますし、議員がお話のような部分があったとすれば、それは責任者として、これから職員教育を徹底してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたしました。

#### 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。あす3月15日は、本定例会の4日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年3月14日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岩 田 浩 志

署名議員 谷 忠



平成 2 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 4 号）

平成 2 3 年 3 月 1 5 日（火曜日）

# 目 次

## 第 4 号(3月15日)

議 事 日 程 .....	1 0 5
出 席 議 員 .....	1 0 5
欠 席 議 員 .....	1 0 5
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1 0 5
議会事務局出席職員 .....	1 0 5
開 議 宣 告 .....	1 0 6
諸 般 の 報 告 .....	1 0 6
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	1 0 6
日程第 2 町の一般行政について質問 .....	1 0 6
1 番 岡 本 康 裕 君 .....	1 0 6
1 チャレンジショップの取り組みを	
7 番 一 色 美 秀 君 .....	1 1 0
1 日の出公園の整備計画の具体策について	
2 見晴台公園の目的とその具体策について	
3 農業の6次産業化について	
9 番 中 村 有 秀 君 .....	1 1 4
1 生活灯のLED化への改善推進について	
2 移住定住対策の促進について	
11番 渡 部 洋 己 君 .....	1 2 2
1 住宅のバリアフリー化に対する町の支援を	
休 会 の 議 決 .....	1 2 5
散 会 宣 告 .....	1 2 5

議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君		代表監査委員
米田末範君			
農業委員会会長	中瀬実君	会計管理者	新井久己君
総務課長	田中利幸君	防災担当課長	伊藤芳昭君
産業振興課長	前田満君	保健福祉課長	岡崎光良君
健康づくり担当課長	岡崎智子君	町民生活課長	中田繁利君
建設水道課長	北向一博君	技術審査担当課長	松本隆二君
農業委員会事務局長	菊池哲雄君	教育振興課長	服部久和君
ラベンダー・ハイツ所長	大場富蔵君	町立病院事務長	松田宏二君

議会事務局出席職員

局長	野崎孝信君	主査	深山悟君
主事	新井沙季君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたします。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

本日は、昨日に引き続き一般質問の2日目です。質問者は、1番岡本康裕議員から、順次、通告書のとおり行います。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 米 沢 義 英 君

6番 今 村 辰 義 君

を指名いたします。

### 日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、1番岡本康裕君の発言を許します。

1番(岡本康裕君) まず初めに、このたびの東日本を襲った巨大地震で犠牲になられた方々に対し、深い哀悼の意を表します。また、現場で救助に当たっている、自衛隊、警察、消防、自治体職員、そして不眠不休で活動している各自治体消防団に対し、遠い上富良野の地より、どうか頑張ってほしいという気持ちを送ります。

それでは、私は、さきに通告した1項目について質問いたします。

### 1、チャレンジショップの取り組みを。

現在、我が町の商工業を取り巻く環境は非常に厳しく、上富良野町の中心にある商店でも苦戦を強いられている状況にある。また、後継者がいなく、廃業を余儀なくされる商店もある。こういった中で、空き店舗も目立つようになってきた。商工会会員も、最盛期の昭和54年度の416から、平成22年度は308と減少の一途をたどっている。

一方で、やる気や技術があるのに、何らかの理由で離職を余儀なくされている方もいる。そういった人々を対象に、起業支援や商店街の活性化を図る見地と空き店舗対策の一環として、安価な家賃で活用していただける事業であるチャレンジショップに対するニーズがあると考え。チャレンジショップを整備した場合、観光客や町民の回遊性を高め、地域経済の活性化にもつながるものと考えが、町長の考えを伺いたい。

以上です。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 1番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

岡本議員のチャレンジショップの取り組みに関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、商工業の店舗数につきましては、商工会の会員数の減少とともに減少してきているものと認識しております。

御質問のチャレンジショップの取り組みについてであります。私も議員と同様に、町の商店街活性化や空き店舗対策にもつながる一つの手段であると考えているところであります。

町といたしましては、本年度の予算編成に当たり、商工会と十分に協議を行い、商工会に対する補助の中で、みずからの発想と企画立案により、議員御提言の対策も含め、さまざまな商店街活性化対策を講じていただくことを期待しております。そのため、自主財源の確立を図る対策を講じたところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(西村昭教君) 再質問ございますか。

1番岡本康裕君。

1番(岡本康裕君) 町長も、こちら側の議員のときには、一般質問で商工業の発展ということで質問を何点かされていたと思われませんが、公務御多忙中とは存じますが、商店街の現在の状況というのを、どういうふうには町長の目には映っているのか、一言まずお聞かせ願いたいと思います。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 1番岡本議員の商工会の現

状に対する認識についての御質問にお答えさせていただきます。

私、何度も述べさせていただいておりますが、商工会のみならず、町全体が農業も含めて活力が失われていると。とりわけ商店街につきましては、にぎわいが戻ってこないということで、大きな危機感を抱いているという実態でございます。

その傾向といたしましては、まず、商店街、個店の後継者が非常に少ないというようなことを通じて、現状をそういうふうに認識しているところでございます。

議長（西村昭教君） 1 番岡本康裕君。

1 番（岡本康裕君） けさも、1 店、お店を閉じられるということでチラシが入っていたようですが、町長、さきの緊急雇用対策における空き店舗、空き地の現状調査ということで、公務が忙しい中、目を通されたかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 昨年度、22 年度において、緊急雇用対策で調査を実施、町と商工会とでいろいろ協力して実施したところでございますが、結果については拝見させていただきました。非常に厳しい実態だということとあわせて、私の受けた印象といたしましては、現在、個店を経営されている方々が高い志を持って、何とか後継者を育成して残していきたいという熱い思いが、ちょっと私には伝わってこない内容だったなというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 1 番岡本康裕君。

1 番（岡本康裕君） 個店のみならず、ほかの社会状況だとか景気、経済状況などもあって、後継者に対しては難しい部分もあるのかなと思っております。

町としましても、後継者対策としましては、制度として商工業者に対しましては就業奨励補助、農業に関しましては農業の後継者就業奨励補助と二つあって、制度は少しずつ少しずつ充実はしてきているところなのかなと思います。

また、農業に関しましては、新規就業者の予算措置ということも、多分、農協と合わせ技で、道とか国とかというところの予算も組み合わせられておられると思いますが、新規に対する商工業者、後継者ではなく新規の起業とも言われていますが、そういったところの対策としては、少し何かお考えがあるのか。今はないけれども、今後、1 年、二、三年のうちにという考えはございますでしょうか、どうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1 番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私としても、商工会さんとは、常にそういう活性化に向けての議論もさせていただいております。私も、起業を志す方がおられましたら、応援したいという気持ちは議員と全く同様でございます。

私の思いとして、せっかく議員お尋ねでございますから、少し一端をお話しさせていただきますと、現在の商工業の活性化、これは私の思いでございますから、現実、業を営まれている方がどのように理解されているかは、また別といたしまして、私は、現在の上富良野の購買力、あるいは消費動向等を考えて、今あるパイをそれぞれが分かち合うのではなくて、私としては、ぜひ皆さんの力を結集して、新たなパイを大きくするような、そういうことにチャレンジしていただければ、私はそれが望ましいし、そういうことには大いに支援もしたいなというふうに考えておりました、商工会さんあたりとも、そういうことも議論をさせていただいておりますので、今あるパイをどうするかではなくて、新しいパイをどうやってつくるかということに、ぜひ、一工夫をしていただければ応援したいなというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 1 番岡本康裕君。

1 番（岡本康裕君） 今、町長から、既存のパイをキープするのではなく、新しいニーズにこたえるという、ウォンツにもこたえていくというようなことを、今、申されましたが、町長として一腹にある何かという、そのパイを大きくするすべ、農業で言ったら6次産業化とって、1、2、3を足したら6次ということで、生産者が販売までつなげていくというようなことが6次産業化だとは思いますが、そういったような画期的な何かを持っているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1 番岡本議員の御質問にお答えさせていただきますが、これだというものを持ち合わせているわけではございませんが、議員御提案のチャレンジショップも、そういう流れの中のきっかけづくりに大いに作用するものというふうに考えております。

最初から大きな夢を見なくても、今、議員が御提案のような、こういう試みが多くの方がそういう機運になっていけば、私が描いておりますパイを大きくすることにつながっていくものというふうに理解しておりますので、ぜひ、こういう試みを持たれる方の仲間をふやしていただけるようなことにも御協力いただきたいなと思っておりますのでございます。

議長（西村昭教君） 1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君）きのうの同僚議員の質問の中にもありましたけれども、2階の産業振興課にあります就労支援窓口というところの実績をお聞きしたいのですが、開設してからどれくらいの方が相談に来られたかということをお聞きしたいと思います。わかるでしょうか。

議長（西村昭教君）産業振興課長、答弁。

産業振興課長（前田 満君）1番岡本議員の御質問でありますけれども、ただいま資料を持ってきてございません。そういう意味も含めて、ちょっと時間をいただければと思っております。

議長（西村昭教君）1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君）そういったところの雇用の相談だとか、今回、起業ということで、チャレンジショップということで、まず、自分が勤めるのではなくて、みずから経営者、事業主になりたいという方も、多分、中にはおられるのではないかと、ニーズの部分ですけれども。

それで、実際にあった話としまして、自衛官の方なんですけれども、二、三年後に定年を迎えるということで、どこかの会社に勤めさせてもらうのもいいのだけれども、商売をやってみたいというような話がありまして、ただ、岡本など、どこにどういふ相談をしいけばいいのかわからないと。私は、商売もやっていますので、商工会もありますよということをお伝えしたのですが、どうもやはりその辺、サラリーマンの方、お勤めになられている方というところは、情報はネットもありますけれども、いざやるとなると、どうしたらいいのだろうということで、とまどいの部分があって、そういうのも含めて、下の窓口というのがあるかとは思いますが、そういったときに対応でき得るシステムといえますか、制度というか、それだったら役場の2階に行っていただければ、親身になって相談していただけると。役場に対応できなければ、関係各機関、商工会、農業もそうでしょうけれども、そういうようなことで、一つ何かそういった人たちのための制度があってもいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（西村昭教君）町長、答弁。

町長（向山富夫君）1番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく、今、議員がお話のような、きのう、ワンストップサービスの例えもお話しさせていただきましたけれども、やはりそういう志を持っておられる方が、打てば響くような行政、そしてまた、行政で十分な役割を果たし得ない場合は、商工会さんあたりと連携をとって、タイムリーにそういう思いに

こたえるような仕組み、これはもう絶対、行政の責任でございますので、もし、そういうところにまだ行き届かないところがあるとすれば、それは大いに改善もしていきますし、また、他方、商工会さんとの協議の中でも、平成23年度に向けて体質を変えていくのだというような強い意思表示を私も受けておりますので、さらに私も意を用いて、本当に一体となってまちづくりができていくという志があるということ町民の皆さん方にわかっていただけるような、そういう仕組みに改善してまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君）先ほどの答弁をいただきます。

産業振興課長。

産業振興課長（前田 満君）大変失礼いたしました。先ほどの岡本議員の御質問の就労相談の関連でございますけれども、22年度においては1件、相談内容までは把握していないのですが、1件の相談があるということ聞いております。

また、上富良野町にも失業者の方はいらっしゃいますけれども、基本的には国の機関でありますハローワークだとかそういうところにも多数行っているというふうに、私どものほうでは押さえております。

議長（西村昭教君）1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君）商工会のお話も少し出たものと思われませんが、行政と商工会、21年から22年にかけて比べると、やりとりは格段にふえて、少しずつパイプは太くなってきているのかなという感じで、第三者というか、行政でもなくというところで見させていただいているのですが、もっとお互い補完し合うとか、連携し合うという部分を持ったら、もう少し、町のためだったり、町民のためだったりするようなことになるのかなと思って、どうにかならないかなと思って見ていたのですが、去年の6月定例会に観光のことで御質問をさせていただいたときに、情報の一元化ということで、そのときは職員の人、1人、出向みたいな形でいいからやったらいいのではないかとことを言わせていただいたら、町長は、それはごもっともだということで賜っていただいたのですが、もうちょっと関係各機関と報告、連絡、相談、いわゆるハウレンソウという、その部分をきっちり詰めると、本当に誇れる上富良野になる。商工業に対しても、そういったパイプが太くなるのかな、情報共有の部分ですね、そういうことを少し思っています。

ほかの制度としまして、企業振興措置条例という、大きな企業さんが立地をするときには、いろいろと優遇しますという条例ということで設定はされ

ていますが、何度も言うようですが、チャレンジショップ、個人の対応ということになるので、その辺もひとつ考慮に入れてあったら、抜け間なく、大きい企業から小さい企業まで、個人事業者まで対応できるのかなと思います、その辺、お聞かせいただけますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

お答えが重複する部分もあるかと思いますが、私といたしまして、まず情報の共有をするということは、私も強い思いを持っておりまして、御案内でしようが、就任させていただきましてから、そういうことが非常に大事だということで、現在、農業団体、あるいは商工業団体、観光業界さんも含めて、それぞれの団体の責任を担っておられる方々と、現在、産業活性化懇談会を設けておりまして、定期的に情報交換を既にしております。今までにない、お互いにお互いの意外と表面しか知らなくて、深く中身がわからなかったことをお互いにわかり合ってきたという、既にそういうことも効果として出てきておりますので、先ほど議員がお尋ねのようなチャレンジショップも含めまして、もちろん起業振興も、大きな意味ではこれからも続けてまいりますけれども、そういう新たなチャレンジをしようという方に対しましての支援も当然重要なことだというふうに押さえて、これからも支援をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君） チャレンジショップの件で言いますと、沿線では富良野市さんが、駅前の住宅とショップをかねている、スポーツ施設も入っています、その一角ということでやられているようであります。少し調べますと、全国を調べると、枚挙にいとまがないぐらい例があって、その内容としても、さまざまな制度、空き店舗を利用する期間が1週間という自治体もありますし、2年とか1年とかという、光熱費を補助する、しない、家賃は5,000円から3万円とか4万円とか、その自治体とか規模に応じていろいろあるのですが、そういったことをやる場所もありますし、また、空き店舗を利用するのではなくて、箱物になってしまいますが、農産物直売所という建物を建てまして、その3割の部分をチャレンジショップに充てる。あとは農産物とか加工品というような、そういう取り組みもやっていて、一石二鳥的な取り組みをやられている自治体もあるのです。それは発想一つで、我が町でも、ほかの町にはない例を実行しようと思えばできるという可能性は、当然、秘めているとは思いますが、

チャレンジショップをすることでUターンも受け入れられるのではないかと。実際の話として、親御さんがこっちにいて、東京、札幌と就職で行ったけれども、親御さんも、お父さんが亡くなって、お母さん一人にしておくのはしのびないので戻ってきたいと。IT関係の仕事についていたので、場所は特に選ばない。それで、こっちに帰ってきててもできるのだけれども、方法がわからないとか、制度はないのかという話には当然なってしまうのですけれども、そういった事例もあるのです。それと、先ほど言った退職の後の起業という部分もあると思います。

移住定住にも絡んでくるのですが、働く場があるという、移住先、定住先ということも考えられますが、その辺のところを複合的に考えてもどうかと思います。今回、役場庁舎内でも移住計画のプロジェクトチームとかがありますけれども、そういったところで話し合いとかということ、今回、チャレンジショップ、例ですけれども、そういった複合的な合わせ技的なところを考える余地はあるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

町のにぎわいを取り戻すための手法としては、さまざまな手法が全国展開をされておりますし、要は、そういうチャレンジ精神を持って事業に取り組む一歩を踏み出すかどうかということでございます。制度ができれば、それで満たされるという問題ではございませんので、町としては、そういう志を持っておられる方に、少しでも実現できるお手伝いをさせていただく。特に、このチャレンジショップ等につきましては、もう御案内でしようけれども、商工会、あるいは商工会議所が事業主体となってコーディネートをしていただくということが本来の趣旨でございますので、当然、商工会さんあたりとそういう情報交換をしながら、また、町としても情報を提供できるところは積極的にさせていただいて、どうしようかなと立ちどまっている人が一歩踏み出せるような環境づくりはしたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君） やる気の部分もさることながら、制度としても、今後、考えていただけるのではないかと期待を持たせていただけるような答弁をいただきましたが、空き店舗、空き地の中の調査、最後のほうで、現況の調査、把握のみで終わるのではなく、空き店舗、空き地の活用方法を考慮し、問題をどのように解決していくのが今後の課題と。これは行政のみならず、商工業者、商店街の

取り決めをした方々、空き地、空き店舗を持っている方々、共有の問題だと思います。

今回、チャレンジショップを提案させていただきましたけれども、我が町、上富良野、そういった意味でも可能性を否定しない、可能性があることを訴えられる一つの例でもあるのかなと思います。最後に、そのところを一言いただいて終わりたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

こういうチャレンジショップのような新たな道に踏み出そうとする、そういう気持ちが起爆剤になって、商店街の活性化につながっていくことになれば、これはもう願ってもいいことだと思います。商店街の商工業の活性化で、いつも私、申し上げておりますけれども、結果として、空き店舗、空き地ができた後の対応を考えることも、それは大事でありましょうが、どうして空き店舗、空き地になったかということ、まずそういうふうに至ったことを真剣に考えることも一つの道だというふうを考えておりますので、ぜひ今後とも御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番岡本康裕君の一般質問を終了いたします。

次に、7番一色美秀君の発言を許します。

7番（一色美秀君） このたびの非常に大きな災害を目の当たりにしたときに、なすすべき何物も持たない非力さに、大変胸の押しつぶされるような思いがいたしております。それに比べまして、今回の私の一般質問など、まことにちっぽけに感じられます。しかしながら、こんなちっぽけな一般質問でありますけれども、きょうは精いっぱい質問をさせていただきたいと存じます。

さきに通達してございます3項目について質問いたします。

まず、1項目め、日の出公園の整備計画の具体策について。

日の出公園は我が町の観光の拠点とするのか、町民のための公園とするのか、その両方を兼ね備えるのか、そのビジョンは確定されていません。目標を決めてこそ、再生プロジェクトの計画と策定がなされるものと思いますが、その具体策は。

2項目め、見晴台公園の目的とその具体策について。

見晴台公園は、国道においてアンテナ的な存在価値を見出し、市街地への誘導としての機能を持たせるのか。また、道の駅をつくり、上富良野町の顔として大々的に売りに出すのか、何を目的としている

のか、その具体策は。

3項目め、農業の6次産業化について。

農業、農商工連携で強い農業へ、6次産業化への動きを広げてはどうか。

国家間の貿易自由化を目指す環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加をめぐり、改めて農業のあり方が問われております。ことし6月をめぐりに、政府は農業対策基本方針をまとめるが、関税を撤廃し農業を開国するか、国民を巻き込んだ論争が起こるのは間違いございません。

そんな中、農業と流通、販売を融合した農業6次産業化で付加価値を高める試みが注目されております。現在、農林水産業の付加価値は1%と言われております。6次産業化で10%まで比率は高まり、強い農業への転換は可能という指摘がございます。行政として、そういった取り組みや研究はなされているか、さらに具体策は。

以上の3項目について、質問いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、日の出公園の整備計画に関する御質問にお答えさせていただきます。

日の出公園は、昭和30年代半ばからスキー場として利用されてきた経過があり、その後、炊事遠足やサッカー場として親しまれた広場、テニスコート、休憩舎や山頂展望台などが整備され、町民のスポーツや行楽の場になっていきました。また、昭和55年ころにはラベンダー園を造成し、ラベンダー観光の拠点施設としてもその機能を発揮し、現在に至っているところであります。

これら過去の経過を踏まえ、町民のスポーツ、行楽の場と観光振興の拠点としての両面性を持って、昭和57年に10.7ヘクタールの都市計画総合公園として認可を受け、昭和58年度から本格的な整備に着手したものであります。

現在、ラベンダー園については、大半が10年以上を経過した古株となり、表土の流出とともに、株の活力は著しく低下して、枯損株は急速に拡大している状況にあります。また、平成10年代に入ってから町の緊縮財政状況下でありまして、長期にわたって適時適切な維持補修を欠いてきた施設もあり、当初整備の目的さえ失いかけている状況を招いてしまいました。

そのため、今後は、大きな役割である観光拠点としての機能低下への対応として、周遊立ち寄り客に考慮したアクセスの改善や、花の公園としての魅力再生を図るべく、平成21年度から再整備に着手しておりますが、再生への課題についても、ほぼ整理



されてきていることから、有識者や関係者によるプロジェクトを組織し、他市町村の視察なども行い、日の出公園の再生を果たしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の見晴台公園に関する御質問にお答えいたします。

見晴台公園につきましては、平成18年度に整備が完了し、平成19年度から国道237号島津駐車場と一体的に利用する形で、平成19年4月から供用を開始しております。

この整備計画については、国道隣接で、かつ十勝岳連峰を眺める絶好の景勝ポイントという立地条件を生かし、観光情報の発信、提供とあわせて、特産品販売やイベント開催を通じて、町内産業の振興や経済活性化に寄与することを目的として整備されたものであります。

現在においても、この目的は少しも変わるものではなく、南北を走る国道237号シーニックハイウェイルートと千望峠から市街地、日の出公園を經由して十勝岳連峰を結ぶ道道東西景観ルートとの交差点という絶好の立地条件にありながらも、この優位性を生かしているとは言えず、その要因として、施設の形状に問題があるということは、かねてから多くの方々から御意見をいただいておりますが、さらに本年度、学識研究者からも同様に形状の問題を指摘されるに至りまして、いよいよ施設改善を急ぐべきものと判断したところであります。

この施設改善に当たりましては、見晴台公園が都市公園法に基づく施設であること及び利用者の車両駐車は国が設置した国道駐車帯であること、さらには、この両施設について、用途制限を受けない拡張可能な用地を確保することが困難な状況にあることから、現有用地内での平坦地の確保を中心にしたものを計画しているところであります。

この平坦地につきましては、見晴台の施設名称のとおり、眺望を提供することを考慮しながら、案内機能を持つ情報ステーションや特産品販売やイベント会場などの機能を持たせ、公園施設としての範囲内での運営形態を考えておりますので、いわゆる道の駅としての整備については想定しておりません。

いずれにいたしましても、多くの立ち寄り客を誘導し、これを地域経済活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の農業の6次産業化についての御質問にお答えいたします。

議員御承知のとおり、いわゆる6次産業化法が昨年12月に公布され、本年3月1日に施行となりま

した。従来の農商工連携と違い、農林漁業者が事業主体となることとされているものであります。

この法律に基づき事業を展開するには、事業者みずから作成した計画を農林水産省に提出し、認定を受けることとなっており、実際の事業実施に当たっては、補助率のかさ上げを初め、融資面での優遇、関係規制の緩和などが措置されております。

町といたしましては、現在のところ具体策は持ち合わせてはおりませんが、今後、国などの関係機関からの情報の収集を行うなど、農業団体や商工業団体、観光関係団体などと連携し、協力できる体制を整えて支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後、農政関係説明会を予定していることから、このような機会を通じまして、事業制度の周知や事業の活用促進に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ただいま町長から答弁いただきましたけれども、今の答弁では、まず最初の日の出公園ですが、我が町の観光の拠点とするのか、町民のための公園とするのか、その両方を兼ね備えているのかという質問に対して、答えにはなっておりません。何を目標にしているのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきませんが、先ほどの御答弁で申し上げましたが、町民の憩いの場としての面、もう一方、上富良野の観光の拠点、両面を持ち合わせているというふうに、そういう押さえをしております。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） ただいまのように、観光の拠点と、それから町民の憩いの場としての両方を兼ね備えた立ち位置として、日の出公園を見直しているところでございますが、大きな役割である観光拠点としての機能低下の対応として、周遊立ち寄り客に考慮したアクセスの改善や花の公園としての魅力ある再生を図るべく、平成21年度から再整備に着手しているとありますが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（北向一博君） 7番一色議員の御質問にお答えいたします。

具体的にということでの御質問でありましたので、ちょっと細かくなりますけれども、既に済んだもの、それから今後予定されているもの、今後の予定ものについては、現在動いておりますプロジェクトのほうで、その優先順位とか具体的な手法につい

て、今後、決めていくという内容になっておりますので、今後の予定部分については、あくまで予定ということでお聞きいただきたいと思います。

21年度から再整備に既に着手しております。21年度実施分につきましては、歩行者専用通路部分の縁石の敷石の剥落とか欠落部分について補修いたしまして、なお、大判の平板の石についても一部分施工しております。

あと、展望台の進入道路周辺環境整備ということで、樹木の一部伐採なども行っております。22年度、今年度につきましては、もう既にごらんいただいたかと思っておりますけれども、エントランスゾーンの左手に小さな丘がありまして、つつじが生えていた部分があります。そのつつじをすべて取り除きまして、利活用できる部分については、町内各公園施設、緑地に移設、移植しております。現在のところ、つつじの部分は裸地になっておりますけれども、23年度にラベンダーを植えて補植、そして、まず最初に目に入る場所ということで、ラベンダー畑としてよみがえらせるという予定を組んでおります。

さらに22年度、本年度の事業で、南斜面、ここは冬場、スキー場として使われておりますけれども、このスキー場のオープン時期、それからクローズ時期につきまして、かねてからあそこに植えられているラベンダーとか、あそこの途中に遊歩道が設置されているという関係で段差が生じる、それから雪解けが早くなる、そして積雪がたまって滑走が可能になるまでの時間がかかるということで、南斜面の植栽物、一切、昨年の秋、取り除いて平坦化しております。この関係で、幸いにも今年度、22年度のスキー利用シーズンが、平年より若干拡大できたということになっております。

現在、裸地状態になっておりますので、23年度に南斜面を一度芝で全面植栽いたします。その後につきましては、23年度以降の予定ということで、全面芝でつくった部分について、町民の利用を図る上で、それから観光利用の面で、どういう整備をするかということが今後のプロジェクトの予定となっております。そのほかに、ラベンダー園が既に枯損が著しく進行しているということで、年次計画によって、ラベンダーの全面植えかえを今後計画いたします。なお、ラベンダーのほかに、いろいろな花のたぐいが植栽されておりますけれども、それらの花の再配置、それから、それらの花を楽しむための遊歩道の位置の変更、再検討も含めて、今後進められてまいります。

先ほど町長から御説明いたしましたけれども、立ち寄り観光客、特に車でおいでになるお客様のため

の進入路、アプローチ方法を検討するというところで、現在の山頂への通路につきましては、一方通行で上と下で制御しなければ利用できないという状況にありますので、交互通行、もしくは上がり路線、下り路線、別路線という検討を今後することになっております。

あと、施設面におきましては、オートキャンプ場がオープンして久しくなっておりますけれども、オートキャンプ場の部分、ここにコテージが4棟建っておりますけれども、近年の利用要望が強く、ここにバンガローを設置してもらいたいという要望が強まっておりますので、バンガローの計画、これの可否についてもプロジェクトの中で若干踏み込んでいかなければならないと思っております。さらに、今、植えられております花の種類、できるだけ花のシーズンを延ばすというような方途も考えておまして、総体的な計画を今後組み立てていくことになっております。

以上です。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 私は、観光を拠点にするということであれば、ラベンダーを植えかえたり、それから花を植えただけでは、本当の意味での再生にはならないのではないかと、もっと大きな仕掛けが必要ではないかと思うわけでありまして。逆にこれは私個人の考えなのですが、日の出公園は夏冬を通じて、逆に子供たちの憩いの場としたらどうでしょうか。これは、公園の管理人である方に聞いたお話なのですが、この方は、私は日の出公園を蛍の里にしたいのだと、すばらしいと思いました。ドジョウやフナがいる、ザリガニがいる、昔、私たちが子供のころ体験した自然を取り戻すこと、さらに何か動物がいればもっといいと思います。

キャンプ場とも連動いたしまして、子供たちが集まる公園にしたらどうかと。これにつれて大人たちも集まってくるのではないかと思います。そんなふうに考えております。

いずれにいたしましても、何か一つの大きな目標を持って、再生のための具体策を定めないことには、なかなか次の前に進まないのではないかと思います。

続きまして、見晴台についてでございますが、特産品やイベント開催を通じて、町内産業の振興や経済活性化に寄与することを目的としていると。現在においても、この目的は少しも変わるものではないと。ただ、施設の形状に問題があるとして、施設改善を実施するというところでございますけれども、しかし、この答弁では、施設改善に当たって、見晴台公園が都市公園法に基づく施設であること及び利用

者の車両の駐車は、国が設置した国道の駐車場であること、さらに、利用施設に用途制限を受けない拡張可能な用地を確保することが困難な状態である。これは、全く話が矛盾しているのではないのでしょうか。こんな縛りのある土地であっては、どうして特産品の販売やイベント等ができるのでありましょう。現に一昨年、カード会・スタンプ会で、あそこで実際にイベントを催ししようと企画したのですが、いろいろな制約がございます。売店を求めたり、いろいろな形の物品を販売することは非常に場所がないという、そういった縛りをまず解除することが先決であって、それをなしに、ただ景観が悪いから削る、それだけでは何もその目的につながっていないと思いますが、その点についてどのように考えているか、再度、答弁をいただきたいと思いません。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の見晴台公園に関します御質問にお答えさせていただきます。

都市公園として指定を受けておりますが、すべてが制約されるという性格のもものではございません。アンテナショップ的な特産品販売も、これも許されるものでございます。あるいは、イベントを開催することも許されるものでございまして、ただ、大規模なショッピング、あるいは物販を目的とした営利行為を大々的に行うようなことは、これは当然、制限の範囲でございますが、町が、行政が主体的にかかわる情報発信基地としての役割は、今の縛りの中で何ら窮屈な思いをしながらするというような状態にはないことから、形状を改良することによりまして、冒頭、御答弁でも申し上げましたように、やはりあそこの持つ潜在的な価値をさらに高めるように工夫をまいりたいというふうに考えておりますので、町が考えております利用で、何か強く縛りを受けるといようなものはございません。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） それぞれ当初の目的、特産品のいろいろなイベント開催が縛りがあってできないのであれば、ただトイレを利便されて、そして見晴しをするだけであっては、何のインパクトもメリットもないと思います。ただ管理費だけがかさむだけであろうかと思えます。

さらに、地域住民とのいろいろな関係も出てくると思います。そういった問題についてもどのような方向性でいくか。このままでは、決してあそこは有効利用できないのではないかと考えております。その辺について、もう一度、返答をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

さきの答弁でもお答えさせていただきましたが、当初、見晴台公園をあそこに設置したときの利活用の思いを十分果たし切っていないというような実態は、多くの町民からもお声をいただいておりますし、具体的にどういうことかという判断を私もしかねますが、美瑛、富良野の間であって、上富良野が埋没感があるというようなことも常々耳にするわけでございます。237号線の上富良野の入り口であり、さらには、あの眺望は、他をもってかえがたい立地でもございます。加えて、千望峠から十勝岳に至る東西の幹線との交点でもありまして、観光も含めまして、あの場所が上富良野町の情報発信、あるいは上富良野の魅力を発信する最大のポイントだというふうに私は理解しております。そういう立地を人為的に整備することによって、さらにその機能を高める余地があるというふうに私は判断しておりますので、整備をすることによって、議員がお尋ねのような、上富良野の物産をPRしたり、あるいは、町民があそこの場所で憩いを求めて交流ができるような、そういう場所に活用ができると大いに期待をしておりますので、ぜひ御理解を賜りまして、また、さまざまなお知恵もおかりしながら活用を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 確かに具体策が出てこない、これはやはり行政側だけではなくて、我々議員も、それから地域住民の方、町民の方にも、いろいろな形で持ち寄っていいアイデアを出して、お互いにすり合わせをしてやっていかないと、このままではあそこは進展しないと思えます。

次に、農業の6次産業化についてですが、実際に生産農家側だけの目線ではなくて、加工職人目線で農業を考え、新しい価値を生み出していく動きが広がっております。一つの例といたしまして、地元のお菓子店と連携いたしまして、安定し、かつ高収入の道を開いたのは、岐阜県恵那市の約80軒の栽培農家の方であります。恵那川上屋という問屋が求めるのは、高品質の栗であります。栽培農家と栗の栽培方法や選果、出荷に関する規定を設け、規定をクリアした栗だけを町特選恵那栗として、市場の1.5から3倍の価格で同社が仕入れております。条件は厳しいが、栽培農家はその要求に見事にこたえて、高付加価値農業への転化を果たしました。

もう一つの例は、農業試験場と加工技術を融合させまして、青森県下北産米の流通拡大の取り組んで

いる企業がございます。この食品加工業者の主力の会社、これは八戸にありますけれども、恐らく今回の被害に遭われていると思いますが、県の農業試験場が開発した低アミロース米「ゆきのはな」と、地元産魚介類を使った冷凍すしを開発いたしました。同地区では、やませという6月から8月に向けて吹く北風のため、おいしいお米が収穫できないと言われておりましたけれども、冷害に強い「ゆきのはな」は、粘り気が強く、冷凍すると甘みを増すという、この特徴を生かして開発いたしました。八戸前沖さば棒寿司として、1本800円が1カ月で約4,000本の販売実績を上げているということでございます。

そんなことを知る聞きまして、私は、一つには、上富良野にも一つの材料があるのではないかと。それは、先日も申しましたホップであります。サッポロビールと提携いたしました、高品質でこくのあるホップを改良生産し、安価な輸入ものとは違う、上富良野にしか栽培することができないものを開発いたしましたして全国に向けて発信する。これは一つの例えであります、これは栽培される農家の生産収益のみならず、さまざまな業種に恩恵をもたらせると思います。このような取り組みも一つの参考であります、そのような方向に向けて、ぜひ行政もどのような努力をされるか、その点について町長の見解をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の農業の6次産業化についての御質問にお答えさせていただきます。

私も、議員がただいまお話をいただきましたような事例も承知しております。6次産業化というのは、従来、制度として整備されております農商工連携と趣を少し異にしてありますが、御案内だと思いますが、6次産業化は、いわゆる農業者、従来、生産者とよくひとくくりで言われますが、農業者みずからが生産しているものに付加価値をつけて、そして所得の向上につなげていくという、農林水産省が主導いたします事業でございます。

農商工連携につきましては、農水省、経産省、他方の省庁にまたがった事業でございますが、特に本州方面の耕作規模が小さい農業者経営体の方々が積極的に取り組みをされている実態でございます。

当町におきまして、当町で生産される農産物に、農業者みずからが付加価値をつけて所得の向上安定に取り組みされることについては、これは大いに応援、支援をさせていただくことは、やぶさかではありません。なかなかこれもハードルが高いものがございます、製造上のハードルはともかくとい

たしまして、きのうの御質問にも農地の集約等についての御質問がございましたが、私の印象といたしましては、今、上富良野の町内の農業者の皆さん方は、農地を耕作することで相当エネルギーを使っております。かなり飽和感がある実態でございます。そういう中から6次産業化に向けた取り組みということになりますと、本当に今の形の中からその延長上でそれを求めるということは、大変ハードルが高いなという気がいたしております。私といたしましては、そういう6次産業化に特化した農業者の方々、あるいは、土地を広く利用した生産体系をとられる経営体の方々、そういうある程度、目的を持った誘導も町として必要であればしながら、6次産業化も大きな重要な事業でございますので、応援をすることはやぶさかではございませんし、いろいろな機会を通じて、情報をまず提供させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

次に、9番中村有秀君の発言を許します。

9番（中村有秀君） 私は、さきに通告しております一般行政で、2項目7点について質問を行いたいと思います。

第1項目めは、生活灯のLED化の改善推進についてでございます。

上富良野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び地域省エネルギービジョン、地域新エネルギービジョンに基づき、地球温暖化防止対策にみずから取り組もうとする町民及び町内会を支援するため、町は環境対策推進事業の一つとして、町内会が管理する生活灯を省エネ型（LED）に新設・改善するのに要する工事費の9割を町内会に補助するとされているが、次の事項についてお伺いをいたしたいと思います。

まず1点目は、平成23年2月現在の第1種生活灯、第2種生活灯の灯数と電気料の内訳（町補助金、町内会別）を明示いただきたいと思います。

2点目は、生活灯の新設、改修が予算を上回った場合の対処についてお伺いをいたします。

3点目は、環境対策促進事業の補助期間が3年間とあるが、その財政計画はどうなっているかお伺いをいたします。

4点目、各町内会の構成世帯数、生活灯数の相違はあるが、電球が50%縮減されているのであれば、町でLED化の改修を一括行い、町内会負担を電気料縮減を充当の方策はできないか。また、それにより、生活灯の統一と景観上も望ましいと考えるが、その点をお伺いしたいと思います。

次に、2項目め、移住定住対策の促進についてお尋ねをいたしたいと思います。

平成22年10月1日の国勢調査によれば、平成17年と比較をし、人口809人減の1万1,543人、世帯数は127世帯減の4,413世帯と発表されました。第5次総合計画では、将来予測人口として、平成27年は1万1,808人、平成30年は1万1,508人と予測していたが、既に平成30年代に来ている。

少子高齢化が一層進む中で、人口減少は続くものと思われまます。また、駐屯地の現状維持に努力をしているが、今後不安を持っています。人口増の対策として、今日までさまざまな施策を実施されていることは承知しているが、具体的に次の事項についてお伺いをいたしたいと思います。

(1) 移住・定住の相談件数、移住件数、移住人数を平成16年度から年度別に明らかにしていただきたいと思ひます。

(2) 町政運営改善プラン22より、実践スケジュールの取り組みについてお尋ねをします。

一つは、移住用ホームページのリニューアル化、2点目は、就労促進、体験制度の事例研究、3点目は、組織内プロジェクトチームの設置、4点目は、移住・定住物件の確保と助成に向けた事例研究、5点目は、官民協力体制の構築による移住・定住物件の情報提供の実施。

(3) 全国の自治体で移住定住対策が進められているが、当町の取り組みは立ちおくれています。移住・定住者のニーズはさまざまありますが、住(地)・職・食・環境とあるが、適切な情報発信と対応及び条件整備についての見解を承りたいと思ひます。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目め、生活灯のLED化への改善促進に関する4点についての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目から3点目までの御質問につきましては、後ほど担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

4点目の町でLEDへの改修を一括して行うこと等についての御質問にお答えいたします。

町が補助をしております第1種と第2種の生活灯を合わせますと約1,000灯あり、これを全灯一括して町が改修して9割補助いたしますと、約5,000万円程度の事業費が見込まれます。来年度から3カ年計画でこの事業はスタートいたしますが、

LEDの街灯照明の技術開発は日進月歩しており、生活灯としての照度が十分保たれているか、電気料金はどのくらい削減されるのか、さらに町内会での程度改修の意向をお持ちかななどを来年度中に検証しながら、あわせて有利な補助制度の活用を含めて、今後の整備計画を立てて推進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目め、移住定住対策に関する御質問にお答えさせていただきます。

御質問の1点目及び2点目につきましては、後ほど担当課長からお答えさせていただきますので、3点目の御質問にお答えさせていただきます。

移住・定住希望者につきましては、年代や性別、また個々の価値観等の違いにより、さまざまなニーズがあります。そのすべてにこたえることは困難ではありますが、少なくとも議員御指摘のように、住・職・食・環境など、移住希望者への情報発信は極めて重要な要素だと考えております。そのため、移住定住希望者の有効な情報源となりますホームページの改修を新年度に計画しておりますので、効果的な情報提供ができるよう内容の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、対応策及び条件整備に関する御質問ですが、私は、移住希望者の方が上富良野町を真に定住の場所として選択していただける場合には、住環境の条件整備等については、でき得る限り対応していくことも必要であると考えております。

一方、全国的に散見される特定の目的を持った目玉施策を講じての対応につきましては、移住にはつながっても定住につながるには課題も多く、住みよいまちづくりをしっかりと進めていくことが重要と考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(中田繁利君) 私から、1項目めの1点目から3点目までの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の生活灯の灯数と電気料金の内訳等についてでございますが、本年度補助しております町内会等の総数は83団体となっております。現在、平成22年度の第2期分を取りまとめ中のため、第1期分を2倍した電気料金でお答えさせていただきます。

第1種生活灯の灯数は158灯、電気料金は13万5,806円で、町補助金は7割補助で9万4,800円、町内会負担は4万9,006円です。第2種生活灯の灯数は844灯、電気料金は4万2,480円で、町補助金は5割補助で2万1,100円です。

2,600円、町内会負担は212万8,200円でございます。合計の灯数は1,002灯、電気料金は559万8,606円で、町補助金は306万1,400円、町内会負担は253万7,206円です。

次に、2点目の生活灯の新設、改修が予算を上回った場合の対処についてですが、今回、LED化して照明度を統一した改修等に9割の補助を行うことにより、電気料金が約2分の1になることから、各町内会が積極的に取り組まれることを期待していますが、現在使用しているものをどの程度改修されるのか予測できない点もあることから、制度の周知を積極的に行い、補助申請の状況を見きわめた上で、年度途中で予算を上回ることが予想されれば、増額修正をお願いしたいと考えております。

次に、3点目の3年間の補助期間における財政計画についてですが、環境対策促進事業は地球温暖化防止対策として、町民の皆様が二酸化炭素削減に向けてみずから取り組もうとされることを町が応援することに、新たに助成、補助制度を設けることにより、町全体での取り組みを加速させていくものであります。

御質問の生活灯のLED化への改修等に伴う財政計画ですが、現時点では一般財源を充当して事業を推進していくよう考えておりますが、今後、社会資本整備総合交付金等の有利な制度があれば活用してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 次に、総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 私のほうから、移住・定住に関する御質問の1点目の平成16年度からの年度別の移住・定住の相談件数、移住件数、移住人数等についてお答えをいたします。

平成16年度、相談件数10件、移住件数2件、移住人数2人、平成17年度、相談件数27件、移住件数1件、移住人数2人、平成18年度、相談件数42件、移住件数2件、移住人数4人、平成19年度、相談件数56件、移住件数11件、移住人数26人、平成20年度、相談件数24件、移住件数3件、移住人数4人、平成21年度、相談件数21件、移住件数3件、移住人数4人、平成22年度ですが、現在までの途中経過となりますが、相談件数25件、移住件数5件、移住人数6人です。なお、この数値につきましては、総務課移住相談窓口を通じたものみのカウントの数字となります。

次に、2点目の町政運営改善プラン22による実践スケジュールの取り組み状況についてですが、のホームページのリニューアルについてですが、専門業者に委託するよう新年度予算に計上してございます。

の組織内プロジェクトチームの設置であります。平成22年7月に関係部署職員10名で設置をし、移住・定住者との意見交換会を含めて、これまで6回のプロジェクト会議を開催しております。

及び の就労促進、体験制度及び移住・定住物件の確保と助成に向けた事例研究であります。組織内プロジェクトチームにおいて、黒松内町ほか20市町村の事例研究を実施しております。

の官民協力体制の構築による移住・定住物件の情報提供の実施ですが、農業委員会及び農協への空き家情報提供依頼のほか、売却希望の町民からの情報により、移住・定住ホームページへ掲載をいたしました。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。

再開を10時半といたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 開議

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問を受けます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、1点目の第1種生活灯と第2種生活灯の関係でお尋ねをいたしたいと思います。

私は、昨年の第3回定例会で、生活灯のLED化という関係で一般質問をいたしました。そのときには、21年の前期の状況ということで、それからすると第1種生活灯が、21年130灯が22年158灯になっている。それから、第2種は、845灯が844灯ということで1灯少なくなっている。トータルで言えば、975灯が1,002灯ということで、27灯多くなっております。したがって、私は、それぞれ地域の町内会の皆さん方が、明るく安心・安全なまちづくりということで、この町内の生活灯の増設というものは大きく意義があるのかなと。それに基づいて、当然負担がやはりふえているわけです。

今回、ただいま課長の報告によると、電気料のトータルは559万8,606円と。そうすると、今、一般的に言われているLED化になれば、電気料は50%は削減になるよということと言われております。したがって、そうすると、559万8,606円の50%ということで、半分になると279万9,303円と、これだけが削減になる。それから、それぞれ町内会の負担も半減、もしくは第1種生活灯は30%負担でございますから、それもやは

り15%削減になるのかなという気がいたします。したがって、私は、この生活灯のLED化の関係ということで、昨年の9月に一般質問をしたときに、町長は、こういう答弁をしているのです。今は、LED灯がどちらかというと、まだ高額なもので、インシャルコストで1,000灯分全部買うと、恐らく七、八千万円ぐらい初期投資にかかると思いますというようなことで、基本的にLED化については理解をしているけれども、今すぐやるというような国の補助施策等が進められれば、それに呼応してやっていくというような感覚でお話をされました。

それからもう一つ、住民会長懇談会、昨年の11月17日に行われています。その懇談会の会議録を見ますと、LED化については議員さんからの質問が出てるところであり、町としても地球温暖化対策の一つの方策ということで、ぜひ進めていきたいと考えている。現在、LEDの照明は普及しているが、街灯として設置するには性能が十分でなく、まだ検討段階となっている。また、国の補助制度も十分ではないので、全町に普及するには時間をいただきたいと思いますということでございます。したがって、これらを急に平成23年度から実証するということの、私は早速取り組んでくれた、それから町の一般財源ということでは、取り組み姿勢に際してはあれですけれども、こういうことで、議会でそういう説明をし、住民会長懇談会でもそうやって言いながら、何でという気持ちがあるのです。その点、町長の見解を伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員のLED化についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの御答弁でも申し上げておりますけれども、このLEDの技術というのは非常に日進月歩しております。しかしながら、一方では、同じ電気料金が半減するというような試算も聞いておりますが、現在の白熱灯等と同じワット数で交換した場合に、約2分の1というような理解をしておりますが、同じワット数の照度をもって、それが果たして現在の明るさに匹敵するかどうか、非常に上富良野町として、連続してそういう生活灯の整備がされている実態がございませんので、私といたしましては、本年度から3カ年計画を持って実施を、技術革新が進んでおりますので、それとCO<sub>2</sub>削減の町としての取り組みの一環としても、新年度において取り組む必要性を感じたということで、今回、事業化したところでございますが、事業化に至った心境はそういうことでございます。

いろいろ課題もあることから、先ほどの御答弁で申し上げましたように、議員お尋ねのような形には

まだ決断に至っていないというようなことで、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 例えば、住宅内の火災警報装置の関係もあれですよ。21年3月で、同僚議員が一般質問をしているのです、助成をすべきではないかと。そうしたら、その中で町長は、個々の責任において設置するものでありまして、これに対して町は助成を行うことは考えておりませんので御理解をいただきます。その後、再々質問で、以外と安価な火災警報装置が設置できるということから、何とか皆さん方の残りの方々について、緊急通報システムを自己負担をいただきながら運営させておりますので、そういうことから考えますと、何万円もするものではないというふうに聞いておりまして、何千円の範囲で設置するというのを聞いておりますので、自助努力の中で期限までに設置していただきたいというふうに、消防等を通じ御協力と啓蒙を今後も続けてまいります。ですから、そう言いながら、この前やったわけですね、560灯、まだつけていない人たちのということで。そうすると、何か唐突に、思いつきにこういうことをされているのかなという感じを私は受けるのです。

ですから、私は去年の段階の一般質問で、中標津町は20年度補正で500灯、21年補正で50台、標津町は21年補正で449台、別海町は20年度補正で1,067台、浜中町は20年補正で68台ということで、それぞれ実績があるのだから、何とか早急にという話だったのですが、今のところ、理解はするけれども、国の補助等を含めて考えて検討していきたいということで、何か町長の我々に対する答弁、それから住民会長懇談会で言っていることが非常に違うなという気がするのです。そういうことで、町長の言動と言葉というのは、我々には非常に大きな重みがあります。したがって、それらの関係で、一応、町長として、もう一度この関係についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

私は、町を、行政を預かる立場として、さまざまな行政課題に都度対応・対処していく責任を負っているわけでございます。町の状況というものは目まぐるしく変化する中で、あるいは、先ほど火報のお話もございましたが、やはり当初想定していたような動きと町の実態の動きが乖離する、あるいは差異があると、そういうような状況を都度とらえながら政策判断をさせていただいているところでございまして、そういう変化要素が生じることは、私は政

策の手法としては、これは御理解いただけるものというふうを考えておりました、LED化につきましても、当然、国の状況も踏まえる必要もありますでしょうし、住民の皆さん方の要望、あるいは思いというものを都度都度受けとめて政策判断をしていくことが求められているというふうに思いますので、時系列的に列記をして変化が生じているということは、これは今後もあり得るでしょうし、住民の付託にこたえる手法としては、そういうことも私は容認されるものだというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 最終的には町長の判断、決断だろうと思います。ただ、一般的に、住会長さんや町内会長さんが議会で、それからもう一つは、住会長連合会との懇談の中で、ああ言っているのに何だということは耳にするということを、一応、町長に言っておきたいと思えます。

次に、生活灯の新設、改修が予算を上回った場合の対処ということでございます。年度途中で予算を上回ると予想されれば、増額修正をお願いしたいと考えています。ここで、電気料がどのくらい削減されるかというのは、後の段階で出てきますけれども、この文章の中では、電気料が約2分の1になるということを明確に答弁の中にあるのです。それで、私は、もしできるならば、言うなれば9割補助ということでやるというのであれば、町内会等にこういうことでやりたいから事前の調査等があって、その中でやるべきではないかという感じがするのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

LED化に対します取り組みの手順と申しませうか、そういう意味のお尋ねかなというふうに理解しておりますが、先ほど答弁させていただきましたことに多少関わるかと思えますけれども、やはり町が持ち合わせております情報、あるいはさまざまな判断のもとで、これは町の大きな意味の方針に資することということの判断を持ちまして、LED化については、まず3カ年の計画をもって着手するというので、事前に調査をしてということも方法の一つとしては排除いたしませんけれども、私は、これは住会会の皆様方からの、住会長さん方の日々の意見交換、あるいは会話の中でも御理解をいただけるものと判断して事業化に決断したところでございまして、これは御理解いただけるものと確信しております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） とりあえず、23年度予算

としてスタートということなので、十分承知はしたいのですが、一応理解しておきたいと思えます。

3番目の環境対策事業の補助期間が3年間ということでございます。その財政計画ということでございますけれども、社会資本整備総合交付金等の有利な制度というようなことで答弁をされております。これらの関係で、現在こういう関係での制度というのは、どういうものがあるのかお尋ねしたいと思えますけれども。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 社会資本整備の交付金の関係でございますけれども、昨年度、東神楽町さんでこの制度を導入いたしまして、約300万円の事業で370基ほど設置しております。うちの町におきましては、今、住宅関係の整備計画を立てるよう、来年度、予算要求をしておりますけれども、その計画がなければこの補助金も対象にならないということになってございますので、それらの基本計画をしっかりと立てた中で、これらの交付金を充当できるように検討してまいりたいと思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） その基本計画の規模というのは、金額的なあれなのか、もしくは、そういう整備計画というものはどういう内容になっているのでしょうか。言うなれば、整備計画を申請し、それが認められるかどうかという関係に当然なってくると思うので、それは大丈夫なのでしょうか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 住生活基本計画と言っておりますけれども、公営住宅とか町の住宅施策全般的なものの計画がどのようになっているかということの計画なのですけれども、その計画の中で、事業費がどれだけになるというようなことは特に縛りがございませんので、まずその計画がその町でどのようになっているかということが大事なことになると思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） その計画は、いつまで自立をして、道、国へ申請といいますが、そういうタイムスケジュールはどうなっているのでしょうか。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（中田繁利君） 23年度予算におきまして委託をいたしまして、それで町民の方々にアンケートをとると同時に、策定委員会ということで、15名の委員さんを委嘱いたしまして、年度末に計画を作成する予定になってございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。



9番(中村有秀君) そうすると、その基本計画は、23年度末ということになると、24年の予算化には間に合わないということなのでしょう。その点、道、国のかかわりがあると思いますけれども、あるならば、23年の9月か10月ぐらいまでにそういう作業ができて、そして国、道に要請をするというような形のものでできれば24年に間に合うのか、23年度末ということとは24年の3月になってきますから、それらのかかわりをもうちょっとスピード感を持った取り組みができないかどうかということでお尋ねしたいと思います。

議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

町民生活課長(中田繁利君) 今言っております社会資本整備総合交付金ですけれども、これは公営住宅とか国土交通省全体の事業の中の一つの事業でございます。ことしかなり予算が削減された中で進められているということもございまして、どの程度また予算がつくのかということも、なかなか難しいような状況でありますので、来年度計画ができてすぐ、この生活灯のほうに補助が回るかということは、かなり今の段階では不明な点が多いです。

今の時点では判断ができないということで、大体、基本計画においては1年近くかかるというようなことで、年度途中、10月とか11月までということで、今の時点では難しい状況にあります。

議長(西村昭教君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) この答弁の中で、社会資本総合整備交付金という有利な制度があれば活用したいということで、今の答弁では、活用することが、言うなれば基本計画ができていなければだめだと、それが24年3月ぐらいまでできるということになると、24年度の適用は無理ということになると25年。私は、そういうスピード感を持ってやってほしいということは、要望しておきたいと思います。

もう1点、それであれば財政計画の中で、ことしは60灯分の予算を見ているということでございます。したがって、60灯をオーバーすれば、また年度途中で増額修正をお願いするというようなことも言っておりますけれども、もし、それらの補助等がなければ、一般財源を充当するというところで進めていくということで答弁されていますから、そういうことで私は考えていきたいと思うのですけれども、ただ、一番心配するのは、そういう基本計画ができて通った場合と、通らなくて今度は灯数が非常に多くなった、町の財政負担が大きくなったといったら、9割の補助率は下げないということで確認してよろしいでしょうか。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 9番中村議員の今計画後の

見通しについてのお尋ねかというふうに思いますが、私といたしましては、LED化の推進については、今後も継続していく事業になるというふうに推察しております。

財源等の手当等については、非常にその先の見通しが立てづらいことから、今ここで明確なお答えをすることは困難でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長(西村昭教君) 9番中村有秀君。

9番(中村有秀君) それでは、4点目の関係でお尋ねいたしたいと思います。

言うなれば、町が一括、約5,000万円ということで、1灯につき5,000円で、1,002灯ということになると5,000万円ぐらいかなという気がしますけれども、私はこれを、できれば一括町で、お金の出し方はそれぞれ専門家の皆さんに考えていただきたいのですけれども、それをやることによって、先ほど申し上げた約300万円近い金が毎年、電気料として縮減されていくと、そういうことと、それからもう一つは、町の景観といいますか、どこの町内へ行っても同じスタイルになっているということが望ましいのかなという感じがいたします。したがって、これらの関係で、先ほど町長の答弁では、電気料はどのぐらい削減するのか、さらに町内会ではどの程度の改修の意向をお持ちかということで、来年度、検証するというところでございますけれども、まず、電気料の関係で、前の答弁では約2分の1ということですが、この点、数字的に専門家の関係ではどういう形になっておりますか。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

いろいろ技術情報、あるいはそういった情報等で知る限りにおいては、2分の1になるというようなPRはされております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、実際想定している照度で町内の皆さんが満足していただけるような、連続した照度が果たして保たれるのか、あるいは、現実に電気料が実態として2分の1になるのかという、そういう実経験がございませんので、私は23年度にしっかりとそういうことを体感して、その上で次の年度につないでいきたいというふうに考えております。

それと、中村議員のお話にございます、すべてをという部分も、町並みの景観もございまして、理想論としては私も気持ちは同じでございますが、一方、かねてからいろいろ希望も寄せられております、例えば日の出公園に行く途中の畑に隣接しているところの街路灯の整備だとか、そういう北海道と協議を要する部分もありますけれども、住民の皆さま

ん方が思いを持っておられる部分の整備もされておりませんので、LED化のみに特化した推進をするということは、少し時間を置いて検証する必要があるというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 電気料の削減ということで、我々議員が上川管内町村議長の研修会、これは昨年の10月27日にありました。このときに、東大の名誉教授の月尾先生があれしています。そのいただいた資料の中では、LEDは年間費用307円、蛍光灯は745円、白熱灯は2,847円というデータをあれして、我々説明を受けてきました。それから、北海道消費者協会の「北のくらし」という本の中にも、昨年の10月1日、発行されたものの中にも、大体これと似たような関係で出ています。特にLEDの場合は、発光部分が余り熱くならないというようなことと、スイッチを入れればすぐつくというようなことと、蛍光灯とは大い違いがあるというようなこと、それからマイナス20度でも問題なく点灯されるというようなことが、この消費者協会の道の資料の中に載っております。したがって、私は、できるだけ早目にこのLED化を取り組むことによって、まず家庭の中のLED化も当然ですけれども、町内の第1種生活灯と第2種生活灯をやることによって、ある意味では町のLED化、CO<sub>2</sub>削減の加速をされていくのではないかと。ですから、そういうことで、これだけあれば、これだけCO<sub>2</sub>削減と経費が縮減になったという一つのデータを町民に示すことも必要ではないかなという気がいたします。

電気料がどのぐらい削減され、5割、5割と言っていますけれども、現実に私も町内の関係について調べてみました。そうすると、第2種生活灯は38灯あります。そうすると、50%9万8,000円ぐらいになります。そうすると、設置費用を19万円ということで見えていった場合、約3年10カ月でチャラになるのです。そうすると、灯数が多いからそういうことになるのですけれども、少ないところもいろいろあると思います。第1種生活灯の70%補助で30%負担というところもありますけれども、私は、できればそういう方法が何とかできないのかと。そうすることが、町民のそういうことに関心にもなるのかなという気がしますが、その点、やはり今の段階では無理だということですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

LED化を進めるということに対しての基本認識は、全く議員と考えを一にするものでございます。

ただ、2分の1と言われております電気料が、実際、設置をして、そのとおりの数値、金額になるのか、あるいは照度が保たれるのか、とりわけ心配しておりますのは、設置をしてから、私の聞き及び範囲によりますと、蛍光灯で言うと安定器というものに類するのかと思いますけれども、そういったものがワット数に応じたものということで、電気の球を、あるいは蛍光灯を取りかえるようなわけにいかないらしくて、もし、明るさが十分ではないということになったら、器具ごとそっくりまた取りかえが必要だというようなことも聞いておまして、そういう意味におきまして、1年間しっかりと体感してから構築をしていくことのほうが、私は望ましい姿だというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 現実に、近いところでは東神楽が既にやっております。それから、東神楽もその点心配をしながら、夏、冬を含めて役場の庁舎につけてみて、その経過等を見ておりますので、近くにあるということで、さっきは中標津、標津と言いましたけれども、それらも含めて参考にして、実施に向けての努力をお願いしたいと思います。

次に、時間がございませんけれども、移住・定住の促進の関係です。

第1項目の相談件数の関係です。この中で、特に平成19年度が突出しているのです。相談件数56件、移住件数11件、移住人数が26人ということで、16年から22年までは48人のうちの26人が19年度に集中しています。これらの理由については、どういうことでしょうか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

19年度、突出している原因といたしましては、恐らく想像されるのは、19年にホームページの大きな改修を行いましたことから、情報提供がしっかりできたことが原因だというふうに想定されます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ホームページを変更して、移住・定住のニーズによった形ということの答弁でございませぬけれども、この7年間で移住が27件、移住人数48人ということですが、この人たちの定住はどうなっているのでしょうか。そのまま全部、この方がいらっしゃるのかどうかということです。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） その後の移住者の状況でございますが、移住された方の経過については今

年度も追跡をしてございませんが、少なくとも19年の移住準備住宅が整備されてからの状況しか把握をしてございませんが、せっかく来ていただいても雇用先がなかったり、また、いろいろな状況の中で、何人かさらに転出をされたケースがございます。先ほど言いましたように、すべてを把握しているわけではございませんが、中にはそういった方、定住につながった方、いろいろいることは承知をしてございます。

議長（西村昭教君） 10番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 移住・定住策をやるということであれば、この27件の人がそのままいるのかどうなのか。私が承知している人は、何人かここから出ていますよ。結局、仕事がないというようなことも含めて出ております。ですから、私は、上富良野に来た27件、48人の方が町外へ転出した理由はどうかということになると、追跡していないからわからないということで理解していいのですか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問でございますが、追跡はしてございませんので、すべてを御照会するわけにはいきませんが、先ほど言いましたように、移住準備住宅に来られた方の数人は、さまざまな理由がございますが、1年、2年で転出をされたケースがございますし、48人の中には家を建てて今も定住されている方も承知してございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） せっかく上富良野に27件、48人の方が来たので、だめだったらだめだった理由を、これはあくまで総務課移住相談窓口を通じてということだったら、せめてそれぐらいはきちんと追跡をして、どういう理由であるのか、それでは、我々はどういう形でこれを改善すればいいのかというようなことも含めてやっていかないと、毎年40人をふやすといたって、こんな形であれしていたのでは、僕は非常に困難な問題だろうと思うのです。ただ、40人というものを、あくまでも全国的に少子高齢化、人口減だから、それだけ突っ走っていくということも非常に疑問は感じるのです。ですから、できればそういうことで、移住・定住をされた方がどういう理由であるかということをやはり分析をして、今後の対策に生かしていただきたいと思えます。

時間がなくなりましたので、お二人の方がきのう移住・定住でやっておりましたので、あとはの官民協力体制の構築関係です。

非常に富良野等は進んでいるのです。それで22の改善プラン、23の改善プランの中でもこれらが

出されております。官民一体の協力体制の構築と、それからもう一つは、物件情報の一元化ということで、富良野はふらの市移住促進協議会ということで、構成団体は、富良野市、ふらの農業協同組合、富良野商工会議所、山部商工会、ふらの観光協会、富良野建設業協会、北海道宅地建物取引業協会旭川支部上富良野分会ということで、これらの方々が入っております。

ただいまの答弁では、農業委員会、農協ということでございますけれども、当然これらも含めてですけれども、やはり拡大して、こういうものの官民一体の組織をつくるべきではないかというような気がしますが、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の移住・定住に対します御質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭、課長のほうからお答えさせていただきました追跡等については、これは私も大事なことだというふうに思いますので、プロジェクトチームが現在設置されておりますので、その中でしっかりとそういう位置づけもしていくように指示したいと思っております。

また、官民の協力関係でございますが、これも大変重要なことございまして、まず、情報を一元化するということは、移住・定住を希望されている方にとっては大変好ましいことなので、それは今後、農業委員会、農協等にとどまらず、広く町内の関係団体等に協力をいただきながら、そういうことも念頭に置いたプロジェクトチームの中で、しっかりとした仕組みをつくってまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） きのうの町長の答弁の中で、町内から転出されないように努力をするということでございます。当然うちの町は自衛官の皆さん方もいらっしゃるから、学校の教員だとかということで転勤・転属はある面で、非常によその町村からすれば多いのかなという気がします。ですから、それ以外の方々の町外への転出の分析といいますか、どういう理由で転出されるのか。言うならば、子供のところへ行くだとか、高齢になったからと、いろいろあればあると思えますけれども、先ほど申し上げた調査の関係等も含めて、これらについても調査をしていただければいいのかなという気がします。

町長の言う、町内から生まれ育ったり、また、育って、住んでよかった上富良野、これからも住みたい上富良野ということであれば、なおそういう点の分析も必要かなという気がいたしますので、その点も

お願いをいたしたいと思います。

それから、お試し移住の関係です。特に黒松内の関係ということでございますけれども、本当は詳細、これらの関係について聞きたいと思ったのですけれども、時間がございません。それで、黒松内は恐らく調査をしているので、短期の移住体験情報を提供してやっているということで、22年度の上半期で47人が移住を体験していると。そうすると、定住はしないけれども、とりあえず来た。これは、ある面で地元の経済効果に非常にプラスになっているという認識をしているのです。ですから、私も、できれば上富良野もそういう体制をつくってもら。今回、屋根の塗装等ができておりますけれども、できれば体一つで来て、そしていろいろそこで上富良野町の移住に対する体験ができるというような方法を、例えば、テレビもある、ストーブもある、いろいろな形ができないかどうかということで、きのう、総務課長に聞いたら、とりあえず台所は直したし、床の悪いところも直した、屋根の関係についてはあれだと言うけれども、できればそういう方法が、身軽に体一つで来てください、上富良野町の移住体験をしてくださいということができないかどうか、町長にお伺いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

お試し移住というのも一つの移住促進のツールであるということは、私も理解できます。しかしながら、何度も申し上げておりますように、私は義務教育を上富良野で終えて、その結果、毎年100名前後の子供たちが巣立っていくわけでございますが、上富良野で定職を持ってないがために、多分、私の認識では10名前後の方が地元に残ってくれているのかなど。ほかの90名前後の方は町外へ出ていっているという、私はこれをすごく重く受けとめておまして、町外から転出する若い人たちが少しでも減るような、そういう受け皿づくりのほうで、お試し移住も大事ですが、そちらに私は重きを置いた施策が重要であるというふうに認識しておりますので、排除するものではございませんが、ぜひその点も御理解いただきたいと存じます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 移住形態もいろいろあるということで、完全に移住し、そこで定住するというケース。それから、東京にいて、そこにも住宅、こっちにも、それこそ永住をしたいという関係、それからシーズンのということも含めて、いろいろなケースがあるのかなと思います。できればそういうことで、これからのホームページの立ち上げの段階

で、十分検討をしていただきたいなという気がいたします。

それからもう一つ、きのう同僚議員の中で、被災者の受け入れについては想定にないというような説明がございまして、道では3月12日に、全道の市町村に受け入れる希望があるかないかということでやって、その結果、きょうの新聞に、道営住宅176戸、公営住宅1,186戸ということで、全道で言えば104市町村が応募したという。きのう、想定にないということだったのですけれども、今、時程的に寄っていくと、12日には道から来ているのです。それらの関係の認識というのは、町長どうなのでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

本日の今の実態で御報告申し上げたいと思えますが、現在、北海道のほうに受け入れがもし可能であれば、そういう対応がどうかというお尋ねが来ておまして、現在、公営住宅を活用して6戸の受け入れが可能であるということで、北海道に報告をさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） きんのうの答弁とあれですけれども、6戸ということで、非常に緊迫した中での進められ方だから理解をしていきたいと思えます。

ただ、私、上富良野町の郷土を探る各部落の記念碑を見ますと、例えば、岩手県は8戸、宮城県は27戸、福島県は10戸、合計45の、上富良野に今住んでいる人たちが出身県と明文しているところがあるのです。そうすると、その中に上富良野があるということであれば、いわれのある人は、こうすることで住宅費も免除するという、道の基本的な考え方ということで新聞に載っております。したがって、ここから行ったおじさん、おばさん方の町でも、こうやっているなということを見れば、町に対する親近感、そういうものも出てくるだろうし、回復するまで子供たちだけでもとか、じいちゃん、ばあちゃんだけとか、いろいろなケースがあると思いますので、できるだけそういうことの受け入れ体制の充実について、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、11番渡部洋己君の発言を許します。

11番（渡部洋己君） 私からも、このたびの東日本大震災では、日がたつにつれ被害の大きさに驚きを感じているところでございますが、被災された

方々に対しまして、心より御見舞いを申し上げたいと思います。

私は、さきに通告してあります1項目、住宅のバリアフリー化に対する町の支援をということで、町長に質問いたしたいと思います。

このバリアフリーについては、以前、私も少し調査をさせていただきまして、介護保険制度の中の住宅の改修、これに助成があって、20万円が限度ということで、これに対しては、大きく改修した場合に少し足りないなという気もして、私としても、町に対して少し何とかならないのかなという感じをしていたのですけれども、たまたま今回、新たな対策として環境対策促進事業、これが今年度から3年間ということで取り組んで、その中で住宅改修、その中でもバリアフリーの改修ということも載っておりますので、私のほうからそのことで少し質問させていただきたいなと思います。

近年、高齢化が進むとともに、介護を必要とする障がい者や高齢者が増加し、居宅介護者もふえ続けているのが実態であります。一般住宅をバリアフリー化すると多額の費用がかかりますし、介護保険制度の居宅介護住宅改修の支援を受けても、最高20万円が限度とあり、一部の改修費にしかならないことから、町としても上乗せして支援をしてはということで、町長にお伺いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

住宅のバリアフリー化に対する町の支援についての御質問にお答えさせていただきます。

本町におきましても高齢者人口が増加しており、今年度は65歳以上高齢者人口は2,991人、高齢化率25.3%であります。14年後の2025年には3,700人を上回り、高齢化率は37%台に達すると推計しております。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増していくことが見込まれております。

同時に進行する高齢者を支える年齢層の現象と相まって、日常生活において高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らしていくため、自立支援は重要な施策であると認識しております。

現在、介護保険制度には、介護が必要となった高齢者が在宅で暮らすことができるよう、対象者の現状の状態に応じて住宅改修に必要な費用を給付する制度があり、介護支援専門員によるアセスメントを加えた上で、その在宅生活の中で支障を来している部分を改善するために必要な手すりの取り付けや段差解消などの改修を行っております。そのことが

ら、要介護者に対しての一定の住宅改修は補われているものと理解しております。

しかし、今後の高齢者の推移を考慮したとき、先駆けてバリアフリー化を進めることは重要であり、町では、平成23年度から独自施策として新たに開始する住宅リフォーム助成制度の中に、加齢に伴う運動機能の低下に対応して、住宅内の段差の解消、手すりの設置や廊下の拡幅などの生活動作を補助するバリアフリー化を進めるために、必要費用の一部を3年間助成する制度の実施を新年度予算に計上いたしております。この事業実施により、高齢者が安心して暮らすことのできる住まい確保のために一助を担うものと考えております。

今後において、上乗せを含めたさらなる住宅改修に対する支援については、在宅生活を支援する観点からも、その必要性や効果を十分に推しはかりまして充実させてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 今、町長の答弁を聞きますと、将来的に高齢化がこれからますます進んでいくと思うのですけれども、その中でも先駆けて徐々にバリアフリー化、手足が不自由になった、あるいは足腰が弱くなって十分に動けなくなったときのための手すりをつけるだとか、そういったことを言っているように思うのですけれども、私が言っているのはそうではなくして、実際、高齢者ばかりではなくて、脳血栓ですか、血管が詰まって倒れたりして半身不随になったり、あるいは、高齢とともに脳が萎縮して認知症が進んでいったりすると、どうしても介護しなければならないというとき、急になった場合、施設に入れるにしてもあいていない、そういったときに在宅で介護しなければならないときに、どうしても改修しなければならないとなると、結構、大がかりにやらなければならない。

トイレつとつても、水洗化、あるいは合併浄化槽にしても助成はあるのですけれども、和式から洋式に便器をかえたり、そういった工事あたりは自費を出さなければならない。そうすると、結構費用がかかるということで、それで介護制度の20万円ではちょっと足りないの、町としても何とかできないかなということで質問させてもらったのです。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員のバリアフリー化に対します御質問にお答えさせていただきます。

介護保険事業の中におきましても、バリアフリー化に対する支援につきましては20万円が限度ということで、現在、制度化されております。これにつ

いては、議員も御案内だと思いますけれども、不自由を来す部分をポイントで補うというふうなことが、制度設計でそういうことが反映されておりまして、例えば、入り口の段差を解消すると仮定いたしますと、我々がまず最初に抱くイメージとしては、ドアから敷居、かもいから含めて全部改修してバリアフリー化をするというようなことを連想するわけですが、介護保険上は段差の部分を器具によって補うというだけの、それで満たすというふうな、もともと発想が違いますので、20万円ですべてという言葉は適当ではないかもしれませんが、ほぼ20万円の範囲でそれを満たしているという実態でございます。

多分、渡部議員の御質問は、私が先ほど申し上げたようなイメージのバリアフリーかなと思います。そういうことは、今、介護保険上は認められておりませんので、町として今回、耐震、あるいは断熱等の改修工事にあわせて、リフォームにあわせて、そういった先駆けた、構造から変えてしまう、そういうバリアフリー化について、一部を町として助成してまいりたいというふうに組み立てをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 気持ちは大体同じようなものですが、要するに、住宅すべてを、例えば車いすで全部移動して生活するとなると、段差の解消だとか、トイレあたりも広くしなければ、洋式にしなければとか、そういうのをすべて含めると、長い時間をかけてやるのなら、それは徐々にできますけれども、そうではなくて、急にそうなった場合、ぜひ何とかならないかなという気持ちでいっぱいなのです。

それで、今回、住宅改修の中のバリアフリーの用語の中に、バリアフリー改修については、介護保険制度の居宅介護住宅改修費などの支給を受ける工事は対象外とするということで、ここの文言を何とか変えられないかなと。ということは、介護保険制度で最高20万円の支援を受けた者には、それ以上は出せないということなのです。該当しない者だけには対応しますということなので、そこら辺、何とかこの文言を変えれば、私は新たな予算づけをしてやれというわけではなくて、この制度の中で、そこら辺を直すだけでできるのではないかと。実際に、今年度で1,521万円ですが、この予算を取っていますから、その中で何とかできないかなと感じています。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問に

お答えさせていただきますが、介護保険の事業を利用しての改修等については対象外とするという文言が入っておりますが、例えば、介護保険事業を通じて手すりを設置したと、バリアフリー化の事業で、また手すりを設置すると、そういうようなことは想定しておりませんので、ですから、介護保険の中で適用を受けられる手すりだとか、そういった軽微な、実際、私、経験したことはありませんのでわかりませんが、介護保険事業の中で設定されている改修、躯体の改修は恐らく想定されておりませんので、そういうパーツを用いての改修等は、それはそちらで対応していただくという意味でございます。それらを排除するというので、それらから漏れるものをバリアフリー化の町の事業として入れようということでございます。それは両方合わせ技で利用することは可能だと思いますので、そういう工夫はしていただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） そこら辺がちょっと違うというか、私は、少ない金額というか、改修したときに30万円、50万円であるならば、そうは言わないのですけれども、大きく100万円もかかった場合のことを想定しているのであって、小さな手すりだとか、そこら辺は別に言っているのではなくて、そこを言いたいのです。

要するに、今回、この環境対策で、同じリフォームの中で、断熱効果を上げるための助成、これは最高20万円ですよ。それと、障がい者のための支援、これも20万円が限度なのです。これが同じでいいのかわきたいのです。ですから、そこら辺は、断熱効果については、これはやればいいことですが、何でもかんでもやらなければならないというものでもないし、だけれども、障がい者がバリアフリーにするということは、ぜひやらなければ、どうしても生活するために必要だということで、そういうことを一緒に考えた場合、そういうことを考えるので、ぜひお願いしたいなと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

渡部議員が想定しております思いは十分にわかります。介護保険事業の中で対応できますことは、活用できる部分は十分に活用していただきたいなと思います。他方、基本的な構造部分から改修するようなバリアフリー化ということも、これも想定できるわけでございます。今回、この事業を取り組みますので、その制度外の中で個人が対応しようとする思いは、バリアフリー化に対してどの程度あるかという意向もまだ承知できておりませんので、今、議

員からお話ありましたような要望が基本的にはある  
というような認識も押さえながら、ことしこの制度  
を実施する中であって、町民の実態を見きわめた中  
で、改善の必要があれば改善に向けて取り組んでま  
いりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 余りしつこくやると怒ら  
れるので、要するに、今回これが町としても初めて  
取り組むので、状態を見て、余りにも高額にかかっ  
て大変なのだと、そういう相談があった場合に、少  
し相談に乗ってくれるようなことを考えていただき  
たいなと思います。

これで終わりにいたしたいと思います。よろしく  
お願いします。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番  
渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### 休 会 の 議 決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月16日から22日までの  
7日間を休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月16日から22日までの7日間を休  
憩とすることに決しました。

#### 散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部  
終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いた  
させます。

事務局長。

事務局長（野崎孝信君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月  
16日から22日までの7日間は休会といたしま  
す。

3月23日は、本定例会の最終日で、開会は午前  
9時でございます。なお、休会中の3月16日、1  
7日、18日、22日の4日間は予算特別委員会  
を、いずれも午前9時から開会いたしますので、各  
会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、  
定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げま  
す。

以上であります。

午前11時33分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年3月15日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 米 沢 義 英

署名議員 今 村 辰 義



平成 2 3 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 5 号）

平成 2 3 年 3 月 2 3 日（水曜日）

# 目 次

## 第 5 号 ( 3 月 2 3 日 )

議 事 日 程 .....	1 2 7
出 席 議 員 .....	1 2 7
地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名 .....	1 2 8
議会事務局出席職員 .....	1 2 9
開 議 宣 告 .....	1 2 9
諸 般 の 報 告 .....	1 2 9
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	1 2 9
日程第 2 予算特別委員会付託 .....	1 2 9
議案第 1 号 平成 2 3 年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成 2 3 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成 2 3 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4 号 平成 2 3 年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成 2 3 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成 2 3 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成 2 3 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成 2 3 年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成 2 3 年度上富良野町病院事業会計予算	
日程第 3 議案第 1 8 号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例.....	1 3 0
日程第 4 議案第 2 0 号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例 .....	1 3 0
日程第 5 議案第 2 1 号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 .....	1 3 1
日程第 6 議案第 2 2 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について ...	1 3 6
日程第 7 議案第 2 3 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について .....	1 3 6
追加日程の議決 .....	1 3 7
追加日程第 1 議案第 2 7 号 平成 2 2 年度上富良野町一般会計補正予算 ( 第 1 号 ) .....	1 3 7
日程第 8 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦の件 .....	1 3 8
日程第 9 発議案第 1 号 町長の専決事項指定の件 ( 上富良野町税条例等の一部を改正する条例 ) .....	1 3 8
日程第 1 0 発議案第 2 号 T P P 交渉への参加に関する意見の件 .....	1 3 9
日程第 1 1 発議案第 3 号 新たな高齢者医療制度に関する意見の件 .....	1 4 0
日程第 1 2 発議案第 4 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見の件 .....	1 4 0
日程第 1 3 閉会中の継続調査申出の件 .....	1 4 1
退任・退職あいさつ .....	1 4 1
町 長 あ い さ つ .....	1 4 2
議 長 あ い さ つ .....	1 4 3
閉 会 宣 告 .....	1 4 4

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件  
 第 2 予算特別委員会付託  
     議案第 1号 平成23年度上富良野町一般会計予算  
     議案第 2号 平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
     議案第 3号 平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
     議案第 4号 平成23年度上富良野町介護保険特別会計予算  
     議案第 5号 平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
     議案第 6号 平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
     議案第 7号 平成23年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
     議案第 8号 平成23年度上富良野町水道事業会計予算  
     議案第 9号 平成23年度上富良野町病院事業会計予算  
 第 3 議案第18号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例  
 第 4 議案第20号 上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 第 5 議案第21号 上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
 第 6 議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
 第 7 議案第23号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
 追加日程  
 第 1 議案第27号 平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）  
 第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件  
 第 9 発議案第1号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）  
 第10 発議案第2号 T P P 交渉への参加に関する意見の件  
 第11 発議案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見の件  
 第12 発議案第4号 地域医療存続のための医師確保に関する意見の件  
 第13 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1番 岡本康裕君   | 2番 村上和子君  |
| 3番 岩田浩志君   | 4番 谷忠君    |
| 5番 米沢義英君   | 6番 今村辰義君  |
| 7番 一色美秀君   | 8番 岩崎治男君  |
| 9番 中村有秀君   | 10番 和田昭彦君 |
| 11番 渡部洋己君  | 12番 佐川典子君 |
| 13番 長谷川徳行君 | 14番 西村昭教君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

- |          |       |            |        |
|----------|-------|------------|--------|
| 町長       | 向山富夫君 | 副町長        | 田浦孝道君  |
| 教育長      | 北川雅一君 |            | 代表監査委員 |
| 米田末範君    |       |            |        |
| 教育委員会委員長 | 増田修一君 | 農業委員会会長    | 中瀬実君   |
| 会計管理者    | 新井久己君 | 総務課長       | 田中利幸君  |
| 防災担当課長   | 伊藤芳昭君 | 産業振興課長     | 前田満君   |
| 保健福祉課長   | 岡崎光良君 | 健康づくり担当課長  | 岡崎智子君  |
| 町民生活課長   | 中田繁利君 | 建設水道課長     | 北向一博君  |
| 技術審査担当課長 | 松本隆二君 | 農業委員会事務局長  | 菊池哲雄君  |
| 教育振興課長   | 服部久和君 | ラベンダーハイツ所長 | 大場富蔵君  |
| 町立病院事務長  | 松田宏二君 |            |        |

議会事務局出席職員

局長 野崎孝信君  
主 事 新井沙季君

主 査 深山悟君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### 開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成23年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(野崎孝信君) 御報告申し上げます。

予算特別委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの、以上9件について、審査結果の報告がありました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件は、後ほど議場で議案を配付しますので御了承願います。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 一色美秀君

8番 岩崎治男君

を指名します。

### 日程第2 予算特別委員会付託

議長(西村昭教君) 日程第2 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成23年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成23年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成23年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成23年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成23年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成

23年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成23年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成23年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川德行君。

予算特別委員長(長谷川德行君) 予算特別委員会報告を、朗読をもって御報告申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、長谷川德行。

記。1、審査の経過。

本委員会は3月8日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号までが付託された。

3月16日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月17日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出5款から予算調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月18日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会でそれぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月22日に委員会を開き、総括質疑を行い、各議案の審査意見を集約して理事者に審査意見書を提出し、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、平成23年度上富良野町一般会計予算及び平成23年度上富良野町国民健康保険特別会計予算について審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

なお、別記予算特別委員会審査報告書につきましては説明を省略させていただき、以上で予算特別委員会審査意見の報告といたします。

議長(西村昭教君) これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、すべて原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

### 日程第3 議案第18号

議長(西村昭教君) 日程第3 議案第18号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、住民基本台帳カードの交付手数料に関してですが、平成20年度に戸籍法の改正により、窓口での本人確認がより厳格化されたことを受け、国では、法的証明書となる住基カードの普及促進を支援するため、平成22年度までの3年間に限り、交付手数料を無料化する財源として特別交付税措置がされましたことから、本町においても、1件当たりの住基カード交付手数料500円を3年間徴収しない旨、附則において規定しており、本年3月末日をもって終了することとなります。

しかし、特に高齢者にとっては、本人確認のために一般的に利用されている運転免許証などを持っていない方も多いことから、70歳以上の高齢者に限り、引き続き住基カードを無料交付できるよう所要の改正を行うものであります。

2点目は、情報公開条例及び個人情報保護条例、いわゆる情報2条例の規定に基づく写しの交付手数料に関してですが、同じ情報について、その写しの交付を受ける場合に、情報2条例に基づき、当該情報の交付を請求する場合と、別の請求方法による場合とで手数料に差異が生じていることから、請求方法にかかわらず同様の手数料負担となるよう、所要の改正を行うものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第18号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

(手数料の徴収の特例)。

4、平成23年4月1日以後の住民基本台帳カードの交付に係る手数料について、申請時満70歳以

上の者については、第2条第1項及び別表23の項の規定にかかわらず、徴収しない。

別表42、上富良野町情報公開条例(平成13年上富良野町条例第1号)の規定に基づく手数料の部(2)情報の提供に係る手数料の款、写しの交付の項、手数料の金額の欄中「追加する。」の次に「ただし、当該情報の写しの交付について、この表に該当する規定(謄本、抄本又は証明書の交付を含む。)がある場合は、当該金額とする。(当該情報の一部の場合であっても同様とする。)」を加える。

別表43、上富良野町個人情報保護条例(平成13年上富良野町条例第2号)の規定に基づく手数料の部(2)個人情報の提供に係る手数料の款、写しの交付の項、手数料の金額の欄中「追加する。」の次に「ただし、当該情報の写しの交付について、この表に該当する規定(謄本、抄本又は証明書の交付を含む。)がある場合は、当該金額とする。(当該情報の一部の場合であっても同様とする。)」を加える。

附則。

(施行期日)。

1、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)。

2、この条例の規定は、この条例の施行の日以後受理する申請から適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

以上、説明といたします。

御審議賜り、原案をお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第18号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

### 日程第4 議案第20号

議長(西村昭教君) 日程第4 議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

改正点の1点目は、出産育児一時金の額は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定措置として38万円から4万円引き上げられ、平成23年度以降の出産育児一時金のあり方を含め、負担軽減を検討することとしていました。

国の調査では、出産費用の平均は、出産育児一時金の額を上回っている状況にありましたが、平成23年4月からは、現状の42万円を支給することで恒久化することとなりました。

改正の2点目は、平成21年10月以降、出産育児一時金の直接支払制度により、保険者が医療機関に42万円を限度に直接支払うよう制度化されていますが、当町の国保加入者の平成21年10月以降の出産費用の状況においても、25件の出産育児金の支給実績のうち10件、40%が出産育児一時金の42万円を超過しています。

また、全国健康保険協会共済組合、健康保険組合等の多くの被用者保険では、出産に際して有給休暇として出産休暇を取得するとともに、給与が支給されない場合には出産手当金が支給され、さらには、市町村共済組合では、出産育児一時金とは別途に出産祝い金が3万円支給されるなど、出産育児一時金の支給にあわせて、出産に係る手厚い制度の補完がされている状況にあります。

このような状況の中で、国保加入者の出産に際しては、出産費用の超過状況や保険者間格差の解消を図るため、国保被保険者がより安心して出産育児ができるように支援するための出産支援金として3万円を、出産育児一時金とは別途に支給しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険条例（昭和34年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「38万円」を「42万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（出産育児支援金）。

第6条の2、前条の規定により出産育児一時金の支給を受ける世帯主に対し、出産育児支援金として3万円を支給する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則。

1、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2、施行日前に出産した被保険者に係る上富良野町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

これをもちまして、議案第20号上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第20号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第21号

議長（西村昭教君） 日程第5 議案第21号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（中田繁利君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、急速に高齢化が進展するとともに、医療費が年々増大しており、一方では、長引く景気の低迷で所得もふえず、保険税収納の低下を来すなど、国民健康保険事業会計は財政的にも不安定要素を抱えながらの運営を強いられているところであります。

本町におきましては、平成15年度に保険税率を改正して以来、毎年、医療費が増嵩していく中で、生活習慣病の予防を積極的に取り組みながら医療費の抑制に努め、平成18年度から毎年、財政調整基金を取り崩して運営をしてまいりましたが、既に基金をほとんど取り崩してきたことや町内経済が厳しい状況にあることから、保険税収入の減少が予測さ

れ、一方では、高齢者が増加し、高度医療の進展による高額医療費の発生等から、医療給付費が増加するとともに、後期高齢者支援金と介護給付費納付金についても増加が見込まれる中で、現行の保険税率での財政運営は困難な状況に陥ってまいりました。

町内の経済情勢が非常に厳しい状況ではありますが、これらの情勢から、国保会計の安定した運営を図るために、保険税率の引き上げ改正をお願いしようとするものであります。

改正に当たりましては、国におきまして、平成26年度から後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度の実施が検討されておりますことから、保険税率の急激な上昇改正を避けるため、可能な限り引き上げ幅を極力抑えて設定をしております。

増額に必要な保険税額を3,500万円と試算し、賦課方式は従来の4方式とし、資産割は据え置いて応能割と応益割はおのおの50%として、全所得階層の方々に公平に負担していただくこととし、引き上げ率は10から13%とするものであります。

また、低所得者世帯に対しては、負担が過度とされないことを念頭に置き軽減が図られるよう組み立てをしております。

改正の内容は、医療分につきましては所得割を0.7%引き上げて5.9%に、被保険者一人当たりの均等割を3,000円引き上げて2万5,000円に、世帯負担の平等割を3,000円引き上げて2万3,000円にしようとするものであります。

また、後期高齢者分につきましては、所得割を0.2%引き上げて2.0%に、均等割を800円引き上げて7,800円に、平等割を600円引き上げて7,000円にしようとするものであります。

さらに、介護分につきましては、所得割を0.25%引き上げて1.6%に、均等割を600円引き上げて9,200円に、平等割を600円引き上げて6,000円にしようとするものであります。

これらに伴いまして、保険税の負担の厳しい低所得者世帯に対しまして、応益部分の均等割と平等割を各世帯の所得により、それぞれ7割、5割、2割の軽減額を定めようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら説明といたします。

議案第21号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第5条は、医療分基礎課税額の所得率の現行「100分の5.2」を「100分の5.9」に、均等割額の現行「2万2,000円」を

「2万5,000円」に、平等割額の現行「2万円」を「2万3,000円」に、特定世帯の平等割額の現行「1万円」を「1万1,500円」に改正するものであります。

第6条及び第7条は、後期高齢者支援金等課税額の所得率の現行「100分の1.8」を「100分の2.0」に、均等割額の現行「7,000円」を「7,800円」に、平等割額の現行「6,400円」を「7,000円」に、特定世帯の平等割額の現行「3,200円」を「3,500円」に改正するものであります。

第8条及び第9条は、介護納付金課税額の所得率の現行「100分の1.35」を「100分の1.6」に、均等割額の現行「8,600円」を「9,200円」に、平等割額の現行「5,400円」を「6,000円」に改正するものであります。

第23条第1項の規定は、保険税の負担の厳しい低所得者世帯に対する負担軽減の規定でありまして、第1号は、7割軽減の額について、医療分基礎課税額の均等割額の現行「1万5,400円」を「1万7,500円」に、平等割額の現行「1万4,000円」を「1万6,100円」に、特定世帯の平等割額の現行「7,000円」を「8,050円」に、後期高齢者支援等課税額の均等割額の現行「4,900円」を「5,460円」に、平等割額の現行「4,480円」を「4,900円」に、特定世帯の平等割額の現行「2,240円」を「2,450円」に、介護納付金課税額の均等割額の現行「6,020円」を「6,440円」に、平等割額の現行「3,780円」を「4,200円」に改正するものであります。

第2号は、5割軽減の額について、医療分基礎課税額の均等割額の現行「1万1,000円」を「1万2,500円」に、平等割額の現行「1万円」を「1万1,500円」に、特定世帯の平等割額を現行「5,000円」を「5,750円」に、後期高齢者支援等課税額の均等割額の現行「3,500円」を「3,900円」に、平等割額の現行「3,200円」を「3,500円」に、特定世帯の平等割額の現行「1,600円」を「1,750円」に、介護納付金課税額の均等割額の現行「4,300円」を「4,600円」に、平等割額の現行「2,700円」を「3,000円」に改正するものであります。

第3号は、2割軽減の額について、医療分基礎課税額の均等割額の現行「4,400円」を「5,000円」に、平等割額の現行「4,000円」を「4,600円」に、特定世帯の平等割額の現行「2,000円」を「2,300円」に、後期高齢者支援金



等課税額の均等割額の現行「1,400円」を「1,560円」に、平等割額の現行「1,280円」を「1,400円」に、特定世帯の平等割額の現行「640円」を「700円」に、介護納付金課税額の均等割額の現行「1,720円」を「1,840円」に、平等割額の現行「1,080円」を「1,200円」に改正するものであります。

附則。

(施行期日)。

1、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)。

2、改正後の上富良野町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

これをもちまして、議案第21号上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これより、質疑に入ります。

5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点か質問させていただきます。

今回の改正は、加入者にとっては、非常に税の負担が重くなるという重税感を伴うものだというふうに私は考えております。そういう意味では、この間、一般質問等でもこの点についていろいろな角度から質問してきましたが、改めて町長に、この国民健康保険税の改正に当たっての何点かについて質問させていただきます。

まず1点目には、国民健康保険法の中には、この国民健康保険は社会保障の中で位置づけられているという形になっております。そういう意味では、町長は、国民健康保険を、今、経済的に厳しい状況の中で引き上げを行うべきではなくて、引き下げる方向にやはり転ずるべきだというふうに思いますが、この点、社会保障制度の位置づけというのはどういうふうにお考えなのか。また、同時に、引き下げるべきだと思いますが、その点。その財源は、私は財政調整基金を取り崩して、そこに充当して引き下げるべきだというふうに考えておりますが、この点、できないとすれば、どういう理由でできないのか明確にさせていただきたいというふうに思います。

議長(西村昭教君) 副町長、答弁。

副町長(田浦孝道君) 5番米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思いま

すが、この会期中で町長の考え方等については、一般質問等を通じまして議員と質疑応答をさせていただいたところがございますので、繰り返しになるかと思いますが、いずれにしましても、今、担当課長のほうから提案の要旨を説明申し上げましたように、非常に極めて経済状況は全国的に厳しい状況にあることは、我々としても痛感しているところであります。

また、制度そのものは、議員がおっしゃられるように国民皆保険でありまして、国民の皆様方への社会保障という制度、これは当然、論ずるまでもなくそういう性格のものでございますし、また、そういう制度をこれからも恒久的に維持するためにどういうふうに支えたらいいかについては、これはいろいろと工夫の余地があるかと思いますが、いずれにしましても、今まで申し上げていますように、この制度の基本原則にのっとりまして、目的税であります国保税を受益の皆様方に負担をいただくということで、この間、来ましたので、議員がおっしゃられるように、他の保険者におきましては、政策的に御判断をして一般会計等から財源の補てんをしているところも、実態としては承知はしていますが、そのことにつきましては、やはり国保制度そのものの基本原則が受益者負担をもってその基盤をなすということからすると、結果として、一般会計なり一般会計の基金から、そういう税の負担をすることが、結果としまして受益者の制度上の負担を他の納税者に負担を転嫁するという、そういう側面も出てくるわけでございますので、繰り返しになりますけれども、基金等につきましても、当然目的を持って基金を保有してございますので、そういうものを他に使い回しをすることについては、町長も制度上の基本原則を考慮しても判断に至らないということは、この間、再三申し上げてきましたので、そういう理由に基づいて判断をしていないということ、ひとつ御理解いただきたいというふうに考えているところであります。

議長(西村昭教君) 5番米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何度も申し上げますが、繰り返しますが、確かに受益者負担という原則はあるでしょう。しかし、もう既に受益者負担の原則に基づいて、過度の負担、限界にきているわけですよ。だからこそ、社会保障制度という位置づけの中で、これは国もそうなのですが、自治体も守らなければならない。だけれども、この間の歴代の政権は、補助率を45%から38.9%ぐらいに下げました。元に戻せば上富良野町でも、財源が新たに5,000万円ほど確保ができるわけです。このことを、やはり国においてもきっちりしなさいと私たちは訴え

て、この間ずっと続けてきております。

そういう財源を、地方自治体すべてに手当をしないがゆえに、一方では、過度な徴収に走ったりだとか、受益者負担という原則の中で税率を引き上げるというような形になっていっているというのが実態であります。私は、そのことを考えたときに、きちりと行政が財源も手当をして、過度になってきている加入者の税の負担を軽減、そして、財政調整基金などを取り崩してそこに手当するというのは、何も不公平ではないというふうに思いますが、この点、町長どのようにお考えなのか伺いたします。

二つ目にお伺いしたいのは、さらにお伺いしたのは、この点も4人家族の世帯で200万円で、今回、税が改正されることによって、34万4,000円の負担という形で約3万9,000円の負担増になる。300万円の世帯でも、年間5万1,400円、医療分も含めて、介護分も含めれば、そういう形になってきている。今、景気が低迷している中で、4人家族で200万円で165万円、この中で、さらにいろいろな税の負担を伴ってくるわけですから、どうやって生活すればいいのかという、こういう実態が明らかになっているにもかかわらず、そこに目を伏せて、受益者負担だという形の中で一般会計から繰り入れをしないというのは、全くおかしい論理だと私は思いますが、町長この点、この実態等、本当に受益者にとって重い負担になっていないのかどうなのか、この点、改めて確認したいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の国保税に関しましてのお尋ねについて私からお答えさせていただきますが、国の制度云々につきましては、これは国民の総意で、国民の意思として今日まで決定過程があるというふうに思いますので、さまざまな改革の必要性、あるいは改善の必要性等については、これからそれぞれ私どもの立場でいろいろ意見を申し述べる機会はあるかと思っておりますので、そういう機会を通じて、もし不備があるとすれば、それは今後の中で反映させていきたいと思っております。

また、町民の皆さんにおける負担感については、今回、国保税について負担増をお願いするわけでございますが、町民の皆さんが置かれている立場は、これはどういう保険制度に加入しておられる方も等しく、非常に経済が混迷している中で御苦労されているということは、これは皆さん等しく非常に御苦労されているというふうに私は理解しております。

そういう中で、私といたしましては、町民の健康を守るのが私どもの最大の責務でございますので、

一般会計から、先ほどお尋ねありましたように、国保のほうに繰り入れるということで、ルールがえの繰り入れということに対しましては、私はそういう選択肢を持ち合わせておりませんが、他方、すべての町民の皆さん方の健康を守るためのそういう施策については積極的に展開させていただいておりますし、その成果が着実にあらわれてきていることは、皆さん御案内のとおりだと思います。ですから、私といたしましては、町民皆さんが大変御苦労されて生活をしているわけでございますので、そういう面におきまして、保健指導等を通じて、町民の健康を維持するというところに十分意を用いていくことで、町民の皆さんの御理解をいただけるというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） いろいろ理由を述べましたが、結局こういったものに対しては国の指導があるから、それ以外はできないという話であります。もう一つは、それぞれのそういった実態は、困っているという状況をわかっておられないのだというふうに思います。

ある方は、こんなことを話してくれました。こういった不況の中で、やはりいろいろな税の負担が伴う、子供を進学させなければならない。そういう中で、必死になって納税しているのだと。だけれども、それでもなおかつ追い打ちをかけてくる税の負担というのは、納得できないのだということをおっしゃっているわけですよ。当然、今回の税負担の引き上げというのは、さらにそういう家庭に苦勞を、さらに追い打ちをかけるというような現状であるということは、私は間違いないというふうに思います。

なぜ町長は、こういう現状を顧みないで、きちんと国の指導だけを優先して一般会計から繰り入れを行わないのかというところが、結局は何だかんだいっても、ここに対する問題意識が薄い、私はこう考えざるを得ない。また、社会保障制度ということであれば、一般会計からの負担をしたとしても、多くの方は納得できるわけですから、このことを他の自治体でもしているところは、国のそういう厳しい指導はあるけれども、住民の暮らしや医療を守る立場に立てば、当然、行政が負担するのが当たり前という形で一般会計からの繰り入れを堂々とやっているのですよ。そのことを、今、町民は求めているわけですから、もう一度この件に対する町長の見解を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答え

させていただきます。

この間、予算委員会等を通じまして同様のお答えをさせていただいておりますが、繰り返しになると思いますが、私といたしましては、町民の生活実態は私なりにしっかりと把握しているというふうに、自分なりに理解をしております。

国保税の税率改定に当たりましては、国保会計の原則というものをしっかり守っていくことが私に課せられた責任でもあるというふうに考えておりますし、先ほども申し上げましたけれども、町民それぞれ皆さんが非常に御苦労されて、今この経済がなかなか活気が戻ってこない中、必死で頑張っておられます。そういうことから申し上げますと、何度も繰り返し申し上げておりますが、国保税の税率軽減のために他の税をもって補うという手法は、私といたしましては全町民の立場を考えますと、これはそういう選択肢を選ぶべきではないというふうに考えておりますので、これは町民の皆さん方から御理解をいただけるものと確信をしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私は、今回の国民健康保険条例の改正に反対の立場で討論したいというふうに思います。

まず、国民健康保険は、健康保険や共済保険などに加入していない労働者、農林水産業者や自営業者、退職者、無職の人などを対象とした医療制度であります。上富良野町においては、現在、1,787世帯、3,317人の人々が加入するという状況であります。また、所得階層別で見ますと、100万円以下の世帯が48%を占める、200万円以下の世帯が79%を占めるという、財政的にも脆弱な基盤に成り立っているというのが実情であります。

また、国民健康保険は、国民に医療を保障する制度だということが位置づけられております。だからこそ、国や自治体は当然必要な財政措置を行って、国民健康保険加入者の命と健康、暮らしを守る義務が当然あるわけでありまして。今回の国保税の引き上げ、それに連動して後期高齢者、介護保険の引き上げは、その趣旨からいっても反すると同時に、当然、納得できるものではありません。

今回の税率の改正で、4人世帯の資産なしの世帯では、医療費、後期支援、介護分、所得などを合わせて、200万円の世帯で現行年額30万4,300

0円が、改正では34万4,200円で、年間3万9,900円の負担増になります。300万円の世帯では、現行38万7,800円が、改正では43万9,200円になり、年間5万1,400円の負担増で、景気の低迷する中で、加入者にとっては当然重税感は避けられないという状況であります。だからこそ、私は、再三再四述べているように、きっちりと財源を確保して保険税の引き下げを行う。財政調整基金5億円の一部を取り崩すなどを行えば、十分引き下げが可能だということを述べておきたいと思えます。

にもかかわらず、町長は、税の公平の負担の原則に反する繰り入れを行わないということ述べるだけで、その前に進もうとしないというのが実情であります。それは、まさに国の指導のもとでそれ以上は行わない。町民が大変な状況にあるにもかかわらず、それに実質目を伏せているという事態であるということは否めません。当然、私は、このことに関して言えば、町長がこの間行ってきた相反する政策、また、住民が納得できないそういう政策でない限り、こういう困っている人たち、国保税の税の負担で大変な加入者の人たちに、町民の税金を負担し、一般会計から繰り入れを行ったとしても、それは多くの人たちの理解を得られるものであるということ間違いありません。逆にそうしない町こそ、批判されるべきだと私は感じています。

他の自治体では、国からの行政指導をはねのけて、自立したまちづくりを歩んで、みずから町民の予防医療、そして同時に介護、あるいは国民健康保険税の負担軽減の中に独自の一般会計からの繰り入れを行っている、そういう自治体があるわけですから、そのことを見れば、まさに上富良野町に至っては、そのことができないということ自体が私は納得できるものではありません。今、上富良野町に求められているものは、国言いなりの行政ではなく、自立した行政をどう前へ進めていくか、この点が改めて問われているものと考えます。

そういう意味では、私は、国保税の今回の税条例に関して、反対の表明をするものであります。

議長（西村昭教君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 私は、上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険を取り巻く環境は、急速な高齢化が進展するとともに医療費が年々増大しており、一方では、長引く景気の低迷で所得もふえず、保険税の収納の低下を来すなど、各市町村の国民健康保険事

業会計は、財政的にも不安定要素を抱えながらの運営をしているところであります。

本町における現行の保険税率については、平成15年に医療分の基礎課税額、平成18年に介護分の介護納付金課税額を引き上げ改正して以来、平成20年度に後期高齢者医療制度の創設に伴い、医療分の基礎課税額と介護分の介護納付金課税額に後期分の後期高齢者支援金課税額が追加されたことにより税率等の改正を行ってまいりましたが、保険税率の引き上げ改正は行われず、積極的な保健指導に取り組んで医療費増高の抑制を図りつつ、平成18年度から毎年、国保財政調整基金の取り崩しなどによって、国保財政収支は黒字決算を保ってまいりました。

しかし、今後も生産年齢層の減少や高齢者の増加及び高度医療の進展等による高額医療費の発生等からの医療給付費の増加並びに後期高齢者支援金、介護給付費納付金についても増加が見込まれるなど、厳しい状況にあります。国保財政調整基金は底をつこうとしており、2年続きの異常気象に伴う農業被害などにより、町内経済が厳しい状況で保険税収入の減収が予測され、事業運営の中でも余剰財源は生まれておらず、現行税率のままでは、平成23年度は何とか運営が可能と思われませんが、平成24年度以降の予算編成は難しいことが予想され、今回、保険税率を改正して、平成23年度予算の収支均衡を図ろうとするものであります。

被保険者にとっては負担増となりますが、保険税率の改正を平成15年度から8年間据え置いてきたこと、資産割を据え置いたこと及び引き上げ幅を10から13%と極力抑えて、全所得階層の方が公平に負担するように組み立てられていること、並びに一般会計からの他の税で補わない、他の納税者に負担を転嫁しないとの町長の決意などをかんがみ、そして、国民健康保険事業会計の現実を直視し把握することが重要であり、安定した運営を継続するためには、まさに断腸の思いではありますが、万やむを得ないものと判断し、上富良野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案に対しての賛成討論といたします。

議長（西村昭教君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

これより、議案第21号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号から

日程第7 議案第23号まで

議長（西村昭教君） 次に、日程第6及び日程第7は関連がありますので、一括して議題とします。

日程第6 議案第22号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件及び日程第7 議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件は、一括して議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま一括上程いただきました議案第22号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について及び議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、広域紋別病院企業団が北海道町村議会議員公務災害等組合及び北海道市町村総合事務組合に加入することとなりましたことから、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれ組合からの協議に基づき、これら規約の変更をお願いするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第22号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に「広域紋別病院企業団」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、議案第23号に移ります。

議案第23号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「オホーツク総合振興局（23）」を「オホーツク総合振興局（24）」に改め、「網走地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

別表第2第9項中「北見地区消防組合」の次に「、広域紋別病院企業団」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明いたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第22号及び第23号を一括して質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） これをもって、質疑を終了します。

討論を省略し、これより採決します。

初めに、議案第22号北海道市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての件を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時22分 開議

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

## 追加日程の議決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第27号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

## 追加日程第1 議案第27号

議長（西村昭教君） 追加日程第1 議案第27号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田中利幸君） ただいま追加上程いただきました議案第27号平成22年度上富良野町一般会計補正予算（第11号）の提案要旨について御説明申し上げます。

さきの3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本がかつて経験したことのない自然災害となり、今までに死者、行方不明者合わせて約2万2,000人を超え、今なお約26万人を超える被災者の方々が避難所で不自由な生活を強いられているなど、未曾有の甚大な被害となりました。

町といたしましても、町民の皆様とともに、犠牲となられた方々に謹んで御冥福をお祈りするとともに、今なお避難所で不自由な生活をされている多くの被災者の方々に心から御見舞い申し上げます。この悲しみを乗り越えて、一刻も早く被災地の復興がされることを願うところであります。

本町におきましては、陸上自衛隊上富良野駐屯地の多くの隊員の方々のほか、消防機関から災害派遣が行われ、過酷な状況の中で救援作業に尽力されています。また、北海道対策本部を通じて、町営住宅の提供や被災地復興のための技術職員の派遣をできるよう準備に当たっているところであります。

本町は、特に活火山十勝岳を抱え、大正泥石流災害では全国の皆様からの御支援をいただき、見事に復興した本町の歴史を顧みて、本町としても多くの町民の気持ちを込めた災害見舞金300万円を贈呈することで、今般、緊急に補正予算を追加上程した次第であります。

あわせて、北海道町村会から各町村10万円を、

また、北海道町村議会議長会から各町村議会1万円の災害見舞金を贈呈する予定でありますことから、所要額を予備費より充用することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第27号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)。

平成22年度上富良野町の一般会計の補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

1款議会費1万円、2款総務費310万円、13款予備費311万円の減、歳出合計はゼロ円となります。

以上で、議案第27号平成22年度上富良野町一般会計補正予算(第11号)の説明といたします。

御審議いただき、御了承くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第27号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 諮問第1号

議長(西村昭教君) 日程第8 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(向山富夫君) ただいま提案いただきました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につい

て御説明申し上げます。

本年度9月いっぱいをもちまして、4名の人権擁護委員の方が上富良野町で担っていただいておりますが、そのうち2名の方が任期満了を迎えることに伴いまして、うち1名の方に再任、うち1名の方に新たに推薦を申し上げたく御説明を申し上げたいと思います。

以下、諮問書の議案を朗読して説明とさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町栄町2丁目2番42号。

氏名、小澤治子。昭和20年4月13日生まれ。

住所、上富良野町東3線北23号443番地6。

氏名、山本勉。昭和21年2月16日生まれ。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本件は先例に基づき、質疑、討論を終了し、直ちに採決をしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたしたいと思っております。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり適任と認めることに決しました。

日程第9 発議案第1号

議長(西村昭教君) 日程第9 発議案第1号町長の専決事項指定の件(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番(岩田浩志君) ただいま上程いただきました発議案第1号町長の専決事項指定の件につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

平成23年度地方税法改正に伴います個人町民税の諸控除の見直しなど、所要の改正を行うため、町

長において専決処分することができるよう指定しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成23年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部及び上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を改正すること。

以上、説明といたします。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第10 発議案第2号 T P P 交渉への参加に関する意見の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま上程いただきました発議案第2号 T P P 交渉への参加に関する意見の件は、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第2号 T P P 交渉への参加に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2

項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

T P P 交渉への参加に関する意見書。

菅総理大臣は、今臨時国会の所信表明において、突然、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を検討する旨の発言をしたが、T P Pへの参加は、平成22年3月に国が策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を50%に引き上げるという政策目標の実現に逆行するものであり、かつ、本年度から本格的実施が予定されている戸別所得補償制度との整合性をどのように図っていくか明確な方針が示されていないなど、強い疑念を感じざるを得ない。

また、国は、これまでもW T O（世界貿易機構）やF T A（自由貿易協定）などの国際交渉において、「国内農業、農山村の振興などを損なうことは行わない」と説明していたことから、T P Pへの参加検討はまさに言行不一致である。

北海道農業は、米、小麦、パレイシヨ、てん菜、酪農等を中心として、我が国最大の食料供給基地として、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、食料自給率の向上に寄与してきた。

さらに、食料加工や流通、観光等の多くの産業と連携を図り、地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、関税撤廃100%とされるT P Pに万が一にも参加した場合は、基幹産業である農林水産業のみならず、関連産業にも極めて大きな影響が予想され、地域経済が崩壊の危機に立たされることが懸念される。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、米、小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から場外するとともに、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねない、T P P交渉への参加を中止するよう再度、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上、説明といたします。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 発議案第3号

議長(西村昭教君) 日程第11 発議案第3号 新たな高齢者医療制度に関する意見の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

4 番谷忠君。

4 番(谷忠君) ただいま上程されました発議案第3号新たな高齢者医療制度に関する意見の件については、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第3号新たな高齢者医療制度に関する意見の件。

上記議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員谷忠。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。

裏面をごらんください。

新たな高齢者医療制度に関する意見書。

国は、高齢者医療制度改革会議の「高齢者のための新たな医療制度等について(最終取りまとめ)」を受けて、法案の国会上程を検討している。

「最終取りまとめ」では、後期高齢者医療制度の加入者1,200万人が市町村国保に加入するが、財政運営は都道府県となり、今度は、国保の中で75歳以上を区切ることになる。

70歳から74歳までの患者負担割合が2割となり、低所得者の9割軽減、8.5割軽減、所得割5割軽減も段階的に解消するとしており、大幅な負担増となる。

また、「支援金」を負担する協会けんぽを初めすべての保険料が値上げになり、ほとんどの住民が負担増となる。さらに、平成30年を目途に市町村国保を都道府県単位に広域化するとしている。

今回の都道府県単位化は、新たな財政支援もなく、国の責任を都道府県に押しつけるものである。

国は、国庫負担を減らし続け、市町村国保の総収入に占める国庫負担金の割合が、昭和59年の49.8%から平成19年には25%へと半減している。そのことが、今日の市町村国保の厳しい実態の

原因になっている。国庫負担率をそのままにして、都道府県単位化しても国保の改善にはつながらない。

法定外一般会計繰入の解消などにより、保険料(税)の上昇は避けられない。また、市町村は、高い保険料(税)の収納が求められ、払えない滞納者からの取り立て・差し押さえなども求められ、標準保険料を下回ると財政負担も生じる。

以上のように、新制度案は多くの問題があり、国並びに政府関係機関においては、高齢者や国民が「いつでも、どこでも、安心して医療が受けられる」制度になるよう、以下の事項について要望する。

記。

1、国民健康保険への国庫負担を大幅にふやし、高過ぎる保険料を引き下げること。

2、保険料(税)の上昇や住民サービスの低下につながる「国保広域化」の押しつけをやめること。

3、70歳から74歳までの患者負担割合の2割への引き上げや低所得者の保険料軽減特例措置の段階的解消、「支援金」を負担するすべての保険料値上げなど、大幅な負担増を盛り込んだ新制度案に反対する。

4、後期高齢者医療制度は廃止し、国庫負担で高齢者や自治体の負担を軽減し、安心して受けられる医療制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

以上であります。

御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 発議案第4号

議長(西村昭教君) 日程第12 発議案第4号



地域医療存続のための医師確保に関する意見の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

4 番谷忠君。

4 番（谷忠君） ただいま上程されました発議案第 4 号地域医療存続のための医師確保に関する意見の件については、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第 4 号地域医療存続のための医師確保に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員、谷忠。

賛成者、上富良野町議会議員、岩田浩志。

裏面をごらんください。

地域医療存続のための医師確保に関する意見書。

医師不足の現状は、抜本的解決がなされないまま深刻な社会問題となっており、閉鎖に追い込まれる診療科や病院のみならず、地域医療が崩壊する危機的状況も生じている。

平成 16 年に始まった「新医師臨床研修制度」により、医師の地域偏在が進み、地方で勤務する医師の不足が深刻な状況になっており、医師不足から来る過酷な勤務状況であるとともに、出張医勤務に多額な費用を要して病院経営が非常に困難な状況にあることから、早急な解消対策が求められている。

住民の安全と安心を確保するため、救急医療を初めとする地域医療体制の整備に当たり、何よりもまず安定した医師の確保が必要である。

以上のことから、地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう下記の施策を国において緊急に講ぜられることを求める。

記。

医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るために、医師臨床研修において、医師の技術修得はもとより「医は仁術」という医療の基本を修得することを期し、医師不足地域への数年間の勤務義務など医師派遣体制を構築する法的措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣、総務大臣。

以上であります。

御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより発議案第 4 号を採決します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13 閉会中の継続調査申し出の件

議長（西村昭教君） 日程第 13 閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第 75 条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

退任・退職あいさつ

議長（西村昭教君） ここで、今月、3月31日をもって定年退任されます管理職の方々からごあいさつをいただきたいと思っております。

なお、順番は、アイウエオ順といたしたいと思っております。

最初に、会計管理者新井久己君。

会計管理者（新井久己君） アイウエオ順ということで、学生時代のことをちらっと思いと、青木にはかなわなかったのですね。そういう昔の若きころの思い出が、アイウエオ順ということでありました。

皆様に、退職の一言ということで、定例議会の終了後、お疲れのところごあいさつさせていただきありがとうございます。

在職 42 年を振り返りますと、私、44 年の 4 月にスタートしたころは、農業、商業、行政がそれぞれの立場で役割を果たせた高度成長時代の真ただ中でありました。その成長期も、50 年の後半半ばからピークを迎え、その後、地方財政が厳しい時

代を迎え今日に至ってる中、その場時々の形の中で、役割、立場でさまざまな業務を担当させていただきまして。よって、この3月の末をもちまして、42年間の役割のゴールインすることになりました。

この間、議員の皆様方、また、行政委員の皆様方の温かい御指導、御支援、協力をいただき、心から感謝申し上げたいと思います。さらに、本席におられます向山町長を初め管理職の皆さんにも、公私とも御指導いただきありがとうございました。

今後、本町においては、第5次総合計画自治基本条例の精神である協働のまちづくりに向けて進められる中、私も一町民として何らかのお役に立てる機会があるかと思えます。

皆様方のますますの御活躍と御健勝を祈念しまして、ごあいさつにさせていただきますと思います。

長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、保健福祉課長岡崎光良君。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま御紹介いただきました、保健福祉課の岡崎です。

3月31日をもちまして、定年退職となります。このように、議場におきましてごあいさつの機会をいただきましたことを、西村議長を初め議員の皆様方に感謝とお礼を申し上げます。

私は、昭和44年に上富良野町役場に奉職をいたしまして、42年間勤めさせていただきました。当時、村上町長の在任中でした。それから、歴代の町長を初め、多くの先輩や同僚の皆様方に支えられてきょうまで来てまいりました。そして、今、こうして向山町長の時代に定年を迎えるということにつつまして、私個人としてもまことに感慨深いものがあります。退職を目前に控え、ここまで来れたということに、ただ感謝の気持ちでいっぱいでありたいです。

今、上富良野町では、自治基本条例を基本として、協働のまちづくりに町民一体となって取り組んでいるところであります。私として、今後において、一町民として、まちづくりのためにお役に立ちたいというふうを考えているところであります。ふるさと上富良野が町民の皆様にとって、いつまでも住みよい町であり続けられますことを心から願っております。

ここにおられます皆様を初め、これまでの出会いの中で私に対し親身になって御教示くださいました多くの方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

加えて、皆様の御健康と一層の御活躍を念願いたしまして、言葉は足りませんがごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、総合窓口班主幹佐川和正君。

総合窓口班主幹（佐川和正君） 総合窓口班主幹佐川です。

42年間、大変お世話になっております。

お二人がいろいろ長く言われたので、私のほうは、本人が気づいた点という形でお話ししたいと思います。

議員の皆様、大変お疲れのところ、本会議の席上でこのようにあいさつさせていただくことに感謝を申し上げます。

退職までは、3月31日ということでもまだ日がありますが、議長、副議長を初め議員の皆様には、いろいろな面で御指導をいただき厚くお礼申し上げます。また、町長を初め副町長、それから諸先輩、同僚にもいろいろお世話になったことに対し、厚くお礼を申し上げます。

これからは、一町民として、町の行政に対し少しでもお役に立つことができればと思っております。今まで同様、今後ともよろしくお願い申し上げます。

ここにおられる皆さんの御健勝と御活躍を御祈念いたしまして、言葉足らずではございますがごあいさつにかえたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、中央保育所施設長松井勇君。

中央保育所施設長（松井勇君） 中央保育所の松井です。

定例議会、大変御苦労さまでした。退職に当たりまして、一言お礼申し上げます。

私、昭和45年に役場に奉職いたしまして、41年間にわたりまして地方行政職員として勤務させていただきました。今月で、無事定年退職を迎えますが、町議会議員さんを初め町長、職員の皆様のおかげをもちまして、ここに退職する運びとなりました。改めて深く感謝をしているところであります。

地方財政は、今後大変厳しい時期にあります。協働のまちづくりのため、私も4月から一町民として支援していきたいと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですけれども、お礼の言葉とさせていただきます。

長い間、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

町 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会のため、町長からごあいさつがございます。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） 本年第1回目の定例町議会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきたいと思っております。

このたびの第1回定例会は、かつて私ども経験したことのないような、日本全体が大変大きなショックを受けました、3月11日におきます東北地方太平洋沖の大地震と津波によります大きな被害が発生した中で、第1回定例議会が本日まで開かれてまいりました。本当に複雑な思いで、皆さん方、議会に臨んでこられたのではないかなと思っております。私も、本当に複雑な思いできょうを迎えたところでございます。

この間、平成23年度の予算に向けまして、皆さん方から大変貴重な御意見、あるいは御提言を賜りました。そして、昨日は審査意見書もちょうだいいたしまして、改めて上富良野町民の幸せを願って、身を引き締めて新たな決意を持って取り組まなければならないという決意をさせていただいたところでございます。本当に皆さん方、町民のことを思うがゆえに貴重な御意見を賜りました。私も、これから皆様と同様に、町民の暮らしの中に身を置くことを基本といたしまして、そういう中から新しまちづくりの方向をしっかりと示していけるような努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

議会の皆さん方から大変ありがたい御意見を賜ったことは、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、先ほど来、四十数年間にわたりまして上富良野町の行政発展のために頑張ってくれました、3月末をもって退職されます職員の方々からもごあいさつをいただきました。それぞれの皆さん方が今日まで上富良野町のために尽くしてこられましたこの足跡を、我々しっかりとそれを生かして、今後のまちづくりに反映させていきたいというふうに決意を新たにしているところでございます。

いずれにいたしましても、第1回定例町議会が議長以下皆さん方の御理解をいただきまして、きょうを迎えられましたことを改めて感謝申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。

大変皆さんありがとうございます。

#### 議 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） 私のほうからも、一言ごあいさつ申し上げたいと思っております。

まず、長谷川予算特別委員長を中心に4日間、予算委員会を開催していただきまして、慎重審議の中

にも多数の多くの意見が出たわけでありませうけれども、4日間大変御苦労さまでございました。無事終了していただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思っております。

御存じのとおり、東北・関東大震災で、国難といいますが、未曾有の大被害を受けたわけでありませうけれども、まだ22年度の国の予算が全部終了しない中で、23年度は、その大きな災害を抱えながらスタートをするということでは、ある意味では、地方自治体の予算も大きく、国の動きによっては変わる可能性も出てくるかなと思っております。ありますけれども、そういう部分で、議会、あるいは理事者も一体となって、それに向かって対応していかなければならないと、そういう23年度の年なのかなと思っております。

これから災害に向けても実態が徐々に把握されて、いろいろと私たちのところにも伝わってくるだろうと思っておりますけれども、さらにまたいろいろな困難が現実的に発生してくるだろうと思っておりますし、また、東北・関東だけに限らず、日本じゅうにその影響が、いろいろな産業の分野にまた及んでくるのかなと思っております。

23年度は、本当にそういう難儀なことを抱えながらスタートする年でありませうし、私たちの町もそういう中に流れていくということでは、非常に緊張を持って進めていかなければならない年だろうと思っております。

議員各位におかれまして、そういう一面が背景としてあるということも含めまして、またことし1年よろしくお願い申し上げたいと思うところでございます。

また、先ほど、3月31日をもって退職される職員の皆さん方のごあいさつをいただきましたが、まずをもって四十数年勤務されて、うちの町の行政の発展のために尽くされたことに心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

60歳といいますが、まだまだこれから働ける年齢ではありますけれども、後進に道を譲り、また、町の活性化に向けて一つの区切りなのかなと思っております。ありますけれども、改めて一町民としてうちの町の発展に向けて、今までの経験を生かしながら、また健康で、そして豊かな生活を送られるように希望するとともに、また機会があれば私どもに大所高所からいろいろな御指導、あるいは御意見をいただければ幸いかと思うわけでありませう。

本当に長い間勤務をいただいて、町の発展のために尽くしていただきましたことを心から厚くお礼申し上げる次第でございます。

最初の定例会に当たりまして、言葉足らずであり

ますけれども、また23年度、皆さんとともに、理事者とともに一体となって進んで、まちづくりが少しでも展望の開けるような23年度になればいいかなと願うところであります。

本定例会におきまして、長い間大変御苦労さまでございました。厚くお礼を申し上げます次第でございます。

#### 閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成23年第1回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前11時05分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成23年3月23日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 一 色 美 秀

署名議員 岩 崎 治 男